



(号外)
発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔政 令〕

- 内閣官房組織令の一部を改正する政令(一四四)
- デジタル庁組織令の一部を改正する政令(一四五)
- 復興庁組織令の一部を改正する政令(一四六)
- 内閣府本府組織令の一部を改正する政令(一四七)
- 公正取引委員会事務局組織令の一部を改正する政令(一四八)
- 行政機関職員定員令の一部を改正する政令(一四九)
- 国土交通省組織令の一部を改正する政令(一五〇)
- 防衛省組織令の一部を改正する政令(一五一)
- 独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令(一五二)
- 国勢調査令の一部を改正する政令(一五三)
- 警察法施行令の一部を改正する政令(一五四)

- 都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令(一五五)
- 民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(一五六)
- 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令(一五七)
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令(一五八)
- 土地改良法施行令等の一部を改正する政令(一五九)
- 地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令(一六〇)
- 雇用保険法施行令の一部を改正する政令(一六一)
- 麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令(一六二)
- 児童手当法施行令の一部を改正する政令(一六三)
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(一六四)
- 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(一六五)
- 令和七年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令(一六六)
- 未帰還者留守家族等援護法施行令及び戦傷病者特別援護法施行令の一部を改正する政令(一六七)

- 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令(一六八)
 - 自衛隊法施行令の一部を改正する政令(一六九)
 - 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令(一七〇)
 - 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令(一七一)
- 〔府 令〕
- 内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令(内閣府三七)
 - 沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(同三八)
 - 公正取引委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(同三九)
 - 警察法施行規則の一部を改正する内閣府令(同四〇)
 - 個人情報保護委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(同四一)
 - 金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令(同四二)
 - 消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令(同四三)
 - こども家庭庁組織規則の一部を改正する内閣府令(同四四)
- 〔デジタル庁令〕
- デジタル庁組織規則の一部を改正する庁令(デジタル庁四)

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令の一部を改正する命令(デジタル庁・総務三)
 - 復興庁組織規則の一部を改正する庁令(復興庁一)
 - 国勢調査施行規則の一部を改正する省令(総務三八)
 - 総務省組織規則の一部を改正する省令(同三九)
 - 総務省定員規則の一部を改正する省令(同四〇)
 - 法務省組織規則の一部を改正する省令(法務一九)
 - 法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令(同二〇)
 - 刑務所、少年刑務所及び拘留所組織規則(同二一)
 - 少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令(同二二)
- (以下次のページへ続く)
- 本日公布された法令の「あらまし」は、三ページに掲載されています。

○地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件の一部を改正する件
(同一三九)

○少年院種類表の一部を改正する件
(法務七七)

○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件の一部を改正する件
(財務・農林水産七)

○大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する告示
(文部科学四七)

○令和七年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件(厚生労働一三八)

○独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第一条の規定に基づき、農林水産大臣が定める令和七事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件(農林水産五一五)

○農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則第五条第一項の規定に基づき農林水産大臣が定める農業に関する技術を定める件の一部を改正する件(同一五六)

○昭和四十七年農林省告示第二千二百三十一号等の一部を改正する告示
(同一五七)

○公害健康被害の補償等に関する法律施行令第二十五条第五号の規定に基づき、環境大臣が定める事業を定める件の一部を改正する件(環境五〇)

〔その他告示〕

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件(農林水産五一八)

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件の一部を改正する件(同一一九)

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件(同一二〇)

○海岸法の規定に基づき海岸保全施設に関する直轄工事を施行する件
(国土交通二七一)

○補助事業等により取得した財産等の処分制限期間を定める件の一部を改正する件(環境五一)

〔官庁報告〕

官庁事項

内閣サイバーセキュリティセンターに企画官等を置く規則の一部を改正する規則(内閣官房)

人事院規則二一四(人事院の職員に対する権限の委任)第二項の規定に基づき、昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件
(人事院公示一三)

本号で公布された 法令のあらまし

◇内閣官房組織令の一部を改正する政令(政令第一四四号)(内閣官房)

1 内閣審議官の定数を八〇人とする。こととした。(第六条第三項関係)
2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇デジタル庁組織令の一部を改正する政令(政令第一四五号)(デジタル庁)

1 デジタル庁に置かれる審議官の定数を改めることとした。(第二条関係)
2 デジタル庁に置かれる参事官の定数を改めることとした。(第三条関係)
3 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇復興庁組織令の一部を改正する政令(政令第一四六号)(復興庁)

1 参事官の数を九人とする。こととした。(第三条関係)
2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令(政令第一四七号)(内閣府本府)

1 科学技術・イノベーション推進事務局に置く統括官を二人とし、うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。こととした。(第四二条第一項関係)
2 科学技術・イノベーション推進事務局及び宇宙開発戦略推進事務局に置かれる参事官の定数を改めることとした。(第四四条第三項及び第四八条第三項関係)
3 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇公正取引委員会事務局組織令の一部を改正する政令(政令第一四八号)(公正取引委員会)

1 事務局の官房にデジタル・国際総括審議官一人を設置することとした。(第五条関係)
2 事務局の官房に置かれる審議官を一人減員することとした。(第五条関係)
3 事務局の官房に置かれる参事官を一人増員することとした。(第六条関係)
4 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令(政令第一四九号)(内閣官房)

1 令和七年度における行政機関の事務及び事業に関する予定計画に鑑み、内閣府及び各省等の定員を改正することとした。
2 この政令は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和七年四月一日から適用することとした。

◇国土交通省組織令の一部を改正する政令(政令第一五〇号)(国土交通省)

1 大臣官房に置かれる参事官の定数を改めることとした。(第二一条関係)
2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇防衛省組織令の一部を改正する政令(政令第一五一号)(防衛省)

1 大臣官房の参事官の定数を六人から七人に改めることとした。(第一〇条の四関係)
2 防衛装備庁の調達管理調達企画課の所掌事務である装備品等の標準化の促進に関するものを装備政策部装備政策課に移管するとともに、所要の規定の整備することとした。(第一〇条の三、第一七三条、第一七六条、第一八八条及び第二〇一条関係)
3 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令（政令第一五二号）（厚生労働省）

1 独立行政法人福祉医療機構から資金の貸付けを受けることができる者として、児童福祉法第六条の第三第三項に規定する乳児等通園支援事業を行う法人を追加することとした。（本則関係）

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇国勢調査令の一部を改正する政令（政令第一五三号）（総務省）

1 調査を行う期間を変更するとともに、調査の方法として、総務大臣が指定する調査区に限り、市町村長が調査票等を郵便等により世帯ごとに送付することができるよう規定することとした。（第九条第一項関係）

2 調査事項の一部について、調査の方法及び報告の方法の一部を改めることとした。（第九条第二項及び第一〇条第三項関係）

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇警察法施行令の一部を改正する政令（政令第一五四号）（警察庁）

1 地方警務官の定員を改めることとした。（第六条関係）

2 都警察、道警察、大阪府警察、宮城県警察、茨城県警察、埼玉県警察、千葉県警察、神奈川県警察、長野県警察、静岡県警察、愛知県警察、三重県警察、滋賀県警察、兵庫県警察、福岡県警察、熊本県警察及び沖縄県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準を改めることとした。（別表第二関係）

3 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一五五号）（国土交通省）

1 民間事業者が国土交通大臣による民間都市再生整備事業計画の認定を申請することができる都市再生整備事業の規模について、地方都市等の区域内における都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設を有する建築物の整備に関する都市開発事業で国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、五〇〇平方メートル以上とする特例措置等の適用期限を令和九年三月三十一日までに改めることとした。（原始附則第二項関係）

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一五六号）（国土交通省）

1 民間都市開発推進機構が参加することができる民間都市開発事業の事業区域面積の要件について、五〇〇平方メートル以上とする特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日までに改めることとした。（原始附則第一条の三関係）

2 民間都市開発推進機構が参加することができる民間都市開発事業の施行される地域について、三大都市の区域を対象とする特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日までに改めることとした。（原始附則第一条の四第一項関係）

3 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一五七号）（内閣府本府）

1 東日本大震災に係る災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金の貸付けの特例の適用期間を令和八年三月三十一日まで延長することとした。

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一五八号）（財務省）

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金等を追加するとともに、廃止された給付金の規定を削除することとした。（第二条関係）

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇土地改良法施行令等の一部を改正する政令（政令第一五九号）（農林水産省）

一 土地改良法施行令の一部改正関係

都道府県営土地改良事業として流域治水土地改良施設整備計画に従って農業用排水施設の新設等を行う事業を追加するとともに、当該事業及び同内容の団体営土地改良事業に対する国の補助の割合に関する規定を整備することとした。（第五〇条第一二項、第七八条第一項第二号の一及び第八号の四、第二項、第五項等関係）

二 東日本大震災復興特別区域法施行令の一部改正関係

東日本大震災復興特別区域法第四十六条第一項に規定する被災関連都道府県が行う土地改良事業について、流域治水土地改良施設整備計画に従って行うものを国の補助の対象に追加することとした。（第六条関係）

三 大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正関係

大規模災害からの復興に関する法律第一〇条第一項に規定する特定被災都道府県が行う土地改良事業について、流域治水土地改良施設整備計画に従って行うものを国の補助の対象に追加することとした。（第二条関係）

四 施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一六〇号）（財務省）

1 政府が、保険会社との間に締結する地震再保険契約は、保険会社が支払う保険金額が一、九一三億円（改正前一、八二七億円）を超える場合に、一、九一三億円を超えて四、一〇五億円（改正前三、八〇七億円）以下の部分については一〇〇分の五〇、四、一〇五億円を超える部分については一一万五、八九五分の一一万五、五四七（改正前一万六、一九三分の一一万五、五九六）を政府が支払うことを約するものとした。（第三条関係）

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇雇用保険法施行令の一部を改正する政令（政令第一六一号）（厚生労働省）

1 新潟県、富山県、石川県及び福井県が設置する職業能力開発校等の施設及び設備であつて、令和六年能登半島地震により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金について、令和五年度及び令和六年度に加え、令和七年度においても、その補助率を二分の一から三分の二に引き上げることとした。（附則第七条関係）

2 この政令は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用することとした。

◇麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（政令第一六二号）（厚生労働省）

1 麻薬取締官の定数を三〇一人とすることとした。（本則関係）

2 この政令は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用することとした。

◇児童手当法施行令の一部を改正する政令（政令第一六三号）（こども家庭庁）

1 児童手当法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する同法第一九条第三項の政令で定める割合は、五億五、九六九万三、六五九分の二億五、九七七一、九一五とすることとした。（附則第二項関係）

2 この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の附則第二項の規定は、令和七年四月一日から適用することとした。

◇母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(政令第一六四号)(こども家庭庁)

1 母子事業開始資金、父子事業開始資金及び寡婦事業開始資金の貸付金額の限度を三五八万円(母子・父子福祉団体に対して貸し付ける母子事業開始資金、父子事業開始資金及び寡婦事業開始資金については、五三七万円)に引き上げることとした。(第七号第一号、第三号第一号及び第三六条第一号関係)

2 母子事業継続資金、父子事業継続資金及び寡婦事業継続資金の貸付金額の限度を一七九万円に引き上げることとした。(第七号第二号、第三号第一号及び第三六条第二号関係)

3 母子就職支度資金、父子就職支度資金及び寡婦就職支度資金(通勤のために自動車を購入することが必要であると認められる場合を除く。)の貸付金額の限度を一万円に引き上げることとした。(第七号第六号、第三号第一号及び第三六条第六号関係)

4 母子生活資金、父子生活資金及び寡婦生活資金(知識技能を習得している期間及び緊急生活安定貸付期間を除く。)の貸付金額の限度を一四、〇〇〇円に引き上げるとともに、生活安定貸付期間に係る母子生活資金及び父子生活資金の貸付金額の合計額の限度について、二七三万六、〇〇〇円に引き上げることとした。(第七号第八号、第三号第一号及び第三六条第八号関係)

5 大学等(大学、大学院、高等専門学校又は専修学校(専門課程に限る。))をいい、私立であるものを除く。以下この項において同じ。)へ入学する児童に係る母子就学支度資金及び父子就学支度資金並びに大学等へ入学する寡婦の被扶養者に係る寡婦就学支度資金の貸付金額の限度を四三万円に引き上げることとした。(第七号第一号、第三号第一号及び第三六条第一号関係)

6 母子結婚資金、父子結婚資金及び寡婦結婚資金の貸付金額の限度を三三万円に引き上げることとした。(第七号第二号、第三号第一号及び第三六条第一号関係)

7 この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の第七号、第三号第一号及び第三六条の規定は、令和七年四月一日から適用することとした。

◇前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(政令第一六五号)(厚生労働省)

1 負担調整基準率に係る概算負担調整基準超過保険者の割合

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に關し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる部分を算定する際の基準となる概算負担調整基準超過保険者の割合を一〇〇分の六・〇一とすることとした。(第一条の六関係)

2 特別負担調整基準率に係る特別概算負担調整基準超過保険者の割合

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に關し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して過大となる部分を算定する際の基準となる特別概算負担調整基準超過保険者の割合を一〇〇分の一四・〇一とすることとした。(第一条の七関係)

3 この政令は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用することとした。

◇令和七年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令(政令第一六六号)(厚生労働省)

1 令和七年度における高齢者の医療の確保に關する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を次のとおり定めることとした。

(一) 調整対象給付費見込額に係る率

前期高齢者給付費等が著しく高い保険者について前期高齢者加入率による調整の対象から除外する部分を算定する際の基準となる率を一〇〇分の一五七とすること。(第一条関係)

(二) 前期高齢者加入率の下限割合

前期高齢者加入率が全国平均よりも著しく低い保険者の前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の算定に係る前期高齢者加入率の下限となる割合を一〇〇分の一とすること。(第二条関係)

(三) 負担調整基準率

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に關し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる部分を算定する際の基準となる率を一〇〇分の一五・一九五とすること。(第三条関係)

(四) 特別負担調整基準率

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に關し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して過大となる部分を算定する際の基準となる率を一〇〇分の一四・三三六とすること。(第四条関係)

この政令は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用することとした。

◇国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令(政令第一六八号)(厚生労働省)

1 高額医療費負担対象額として算定される医療費の基準額を、八〇万円から九〇万円に引き上げることとした。(第二条第四項関係)

2 保険者支援制度において、市町村が当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる額を算定するに当たり、国民健康保険料軽減措置対象世帯に属する被保険者数及び介護納付金賦課被保険者数に乘する一定割合について、七割軽減措置対象世帯においては一〇〇分の一五から一〇〇分の一六に、五割軽減措置対象世帯においては一〇〇分の一四から一〇〇分の一五に、二割軽減措置対象世帯においては一〇〇分の二三から一〇〇分の一四に、それぞれ引き上げることとした。(第四条の六第一項関係)

3 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令(政令第一六九号)(防衛省)

1 自衛隊奨学生が在学する大学等又は学資金の貸与の対象となつてゐる学術を変更する場合について、当該変更に伴う貸与の要件等を整備することとした。(第一二〇条の三、第一二〇条の六、第一二〇条の七の二、第一二〇条の一及び第一二〇条の一三関係)

2 自衛隊法第九八条第二項の規定により政令で定める貸与金の額を五万四、〇〇〇円から八万円に改めるとともに、装備品等の研究開発に關する事務をその職務とする官職であつて防衛大臣が定めるものに採用されようとする者のうちから自衛隊奨学生に選考された者に対する学資金の額を新たに規定することとした。(第一二〇条の五関係)

◇未帰還者留守家族等援護法施行令及び戦傷病者特別援護法施行令の一部を改正する政令(政令第一六七号)(厚生労働省)

1 未帰還者留守家族等援護法による葬祭料及び戦傷病者特別援護法による葬祭費の額を改正前の二二万五、〇〇〇円から二二万九、〇〇〇円に引き上げることとした。(第一条及び第二条関係)

2 この政令は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用することとした。

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令(政令第一六九号)(防衛省)

1 自衛隊奨学生が在学する大学等又は学資金の貸与の対象となつてゐる学術を変更する場合について、当該変更に伴う貸与の要件等を整備することとした。(第一二〇条の三、第一二〇条の六、第一二〇条の七の二、第一二〇条の一及び第一二〇条の一三関係)

2 自衛隊法第九八条第二項の規定により政令で定める貸与金の額を五万四、〇〇〇円から八万円に改めるとともに、装備品等の研究開発に關する事務をその職務とする官職であつて防衛大臣が定めるものに採用されようとする者のうちから自衛隊奨学生に選考された者に対する学資金の額を新たに規定することとした。(第一二〇条の五関係)

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令(政令第一六九号)(防衛省)

1 自衛隊奨学生が在学する大学等又は学資金の貸与の対象となつてゐる学術を変更する場合について、当該変更に伴う貸与の要件等を整備することとした。(第一二〇条の三、第一二〇条の六、第一二〇条の七の二、第一二〇条の一及び第一二〇条の一三関係)

2 自衛隊法第九八条第二項の規定により政令で定める貸与金の額を五万四、〇〇〇円から八万円に改めるとともに、装備品等の研究開発に關する事務をその職務とする官職であつて防衛大臣が定めるものに採用されようとする者のうちから自衛隊奨学生に選考された者に対する学資金の額を新たに規定することとした。(第一二〇条の五関係)

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令(政令第一六九号)(防衛省)

1 自衛隊奨学生が在学する大学等又は学資金の貸与の対象となつてゐる学術を変更する場合について、当該変更に伴う貸与の要件等を整備することとした。(第一二〇条の三、第一二〇条の六、第一二〇条の七の二、第一二〇条の一及び第一二〇条の一三関係)

2 自衛隊法第九八条第二項の規定により政令で定める貸与金の額を五万四、〇〇〇円から八万円に改めるとともに、装備品等の研究開発に關する事務をその職務とする官職であつて防衛大臣が定めるものに採用されようとする者のうちから自衛隊奨学生に選考された者に対する学資金の額を新たに規定することとした。(第一二〇条の五関係)

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令(政令第一六九号)(防衛省)

1 自衛隊奨学生が在学する大学等又は学資金の貸与の対象となつてゐる学術を変更する場合について、当該変更に伴う貸与の要件等を整備することとした。(第一二〇条の三、第一二〇条の六、第一二〇条の七の二、第一二〇条の一及び第一二〇条の一三関係)

2 自衛隊法第九八条第二項の規定により政令で定める貸与金の額を五万四、〇〇〇円から八万円に改めるとともに、装備品等の研究開発に關する事務をその職務とする官職であつて防衛大臣が定めるものに採用されようとする者のうちから自衛隊奨学生に選考された者に対する学資金の額を新たに規定することとした。(第一二〇条の五関係)

3 2の新たに規定する学資金の貸与対象者に係る学資金の志願の方法及び当該者に対する学資金の貸与の廃止要件を追加することとした。(第一二〇条の三及び第一二〇条の九関係)

4 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第一七〇号)(防衛省)

1 俸給の特別調整額と航空手当等との支給額の調整に関する規定の整備を行うこととした。(第八条の三及び第一二条関係)

2 落下傘隊員手当及び特別警備隊員手当の支給割合をそれぞれ引き上げることとした。(第一二条関係)

3 特殊作戦隊員手当の支給割合の引上げ及び支給対象範囲の拡大を行うこととした。(第一二条関係)

4 自衛官任用一時金の額を引き上げることとした。(第一九条の二関係)

5 各自衛隊サイバー専門部隊等において専門的な知識・技能をもって重要度及び困難度が高いサイバーセキュリティに従事する事務官等に対して、新たに俸給の調整額を支給することとした。(別表第二関係)

6 特殊勤務手当に関し、災害派遣等手当、対空警戒対処等手当及び分べん取扱手当の支給額又は支給対象範囲を改めるとともに、作戦環境等順応手当、救急医療業務手当、募集業務手当、特別補佐業務手当、航空機整備作業等手当及び野外訓練・演習従事手当を新設することとした。(別表第五関係)

7 海上自衛官及び海上自衛隊の自衛官候補生の夏服の定数を改めることとした。(別表第九関係)

8 作戦環境等順応手当の新設に伴い、所要の経過措置を設けることとした。(附則第二項関係)

9 この政令は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用することとした。

◇防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第一七一号)(防衛省)

1 民生安定施設に係る補助の割合を定めることとした。(第一二条関係)

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

政

令

内閣官房組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第四百四十四号

内閣官房組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣法(昭和二十二法律第五号)第二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。
内閣官房組織令(昭和三十三年政令第二百十九号)の一部を次のように改正する。
第六条第三項中「七十八人」を「八十人」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 石破 茂

デジタル庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第四百四十五号

デジタル庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、デジタル庁設置法(令和三年法律第三十六号)第十三条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。
デジタル庁組織令(令和三年政令第九十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「五人」を「六人」に改める。
第三条第四項中「二十二」を「二十一」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 石破 茂

復興庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第四百十六号

復興庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）第十二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。
第三条第四項中「八人」を「九人」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 石破 茂

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第四百十七号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十条の四第四項及び第四十条の六第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。
第四十二条第一項中「一人」を「二人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」に改め、同条第二項中「つかさどる」を「分掌する」に改める。

第四十四条第三項中「五人」を「四人」に改める。
第四十八条第三項中「二人」を「三人」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 石破 茂

公正取引委員会事務局組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第四百十八号

公正取引委員会事務局組織令の一部を改正する政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三十五条第五項において準用する内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

公正取引委員会事務局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。
第五条の見出し中「（総括審議官）」の下に「デジタル・国際総括審議官」を加え、同条第一項中「（総括審議官一人）」の下に「デジタル・国際総括審議官一人」を加え、「三人」を「二人」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 デジタル・国際総括審議官は、命を受けて、事務総局の所掌事務に関するデジタルプラットフォーム（特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）第二条第一項に規定するデジタルプラットフォームをいう。）又はソフトウェア（スマートフォ

ンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）第二条第一項第二号に規定するソフトウェアをいう。）に係る規制その他デジタル社会（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定するデジタル社会をいう。）の形成における高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用（同条に規定する情報通信技術を用いた情報の活用をいう。）に係る規制に関する重要事項並びに事務総局の所掌事務のうち国際的に処理を要する事項に関する事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

第六条第一項中「及び参事官一人」を「及び参事官二人」に改める。

附則

（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。

1 （職員の退職管理に関する政令の一部改正）

職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

2 第十二条第二号ト及び第十三条第一項第七号イ中「置かれる総括審議官」の下に「デジタル・国際総括審議官」を加える。

内閣総理大臣 石破 茂

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第四百十九号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）の一部を次のように改正する。
第一条第一項の表を次のように改める。

区分		定員	備考
内閣の機関	府	一、六三〇人	うち、一七人は、特別職の職員の定員とする。
内閣府		一五、八九六人	うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。
デジタル庁		五九一人	
復興庁		二一八人	
総務省		四、八二九人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
法務省		五五、四八〇人	一うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二うち、一一、八五八人は、検察庁の職員の定員とする。
外務省		六、七五四人	うち、一七五人は、特別職の職員の定員とする。
財務省		七三、〇七九人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
文部科学省		二、二二二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
厚生労働省		三三、八五二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。

農 林 水 産 省		一九、一六四人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経 済 産 業 省		八、〇一三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国 土 交 通 省		六〇、〇七二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
環 境 省		三、四一〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
防 衛 省		二一、二五五人	うち、二一、二三〇人は、特別職の職員の定員とする。
合 計		三〇五、四五五人	

第一条第二項の表を次のように改める。

区 分	定 員	備 考
宮 内 庁	一、〇四八人	うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。
公正取引委員会	九五七人	事務総局の職員の定員とする。
国家公安委員会	八、一二八人	一 警察庁の職員の定員とする。 二 うち、二、三八九人は、警察官の定員とする。
個人情報保護委員会	二三七人	事務局の職員の定員とする。
カジノ管理委員会	一六七人	事務局の職員の定員とする。
金 融 庁	一、六六〇人	
消 費 者 庁	四七八人	
こども家庭庁	五一〇人	

第一条第三項中「三十六人」を「三十七人」に改める。
附則第二項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(定員の期間別の特例)」を付し、同項の表を次のように改める。

区 分	期 間	定 員	備 考
内 閣 府	令和七年九月三十日まで の間	一五、九一五人	うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。
総 務 省	令和七年九月三十日まで の間	四、八七〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
法 務 省	令和七年九月三十日まで の間	五五、五九五人	一 うち、一人は、特別職の職員 の定員とする。 二 うち、一一、八六五人は、検 察庁の職員の定員とする。
	令和七年十月一日から同 年十二月三十一日までの 間	五五、四八七人	一 うち、一人は、特別職の職員 の定員とする。 二 うち、一一、八六五人は、検 察庁の職員の定員とする。

財 務 省		令和七年九月三十日まで の間	七三、一一三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経 済 産 業 省		令和七年九月三十日まで の間	八、〇九〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国 土 交 通 省		令和七年九月三十日まで の間	六〇、〇七七人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。

附則に次の一項を加える。

3 第一条第二項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区 分	期 間	定 員	備 考
国家公安委員会	令和七年九月三十日まで の間	八、一四七人	一 警察庁の職員の定員とする。 二 うち、二、四〇八人は、警察官の定員とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和七年四月一日から適用する。

内閣総理大臣 石 破 茂

国土交通省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣 石 破 茂

政令第百五十号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「二十四人」を「二十五人」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣 中野 洋昌

内閣総理大臣 石 破 茂

防衛省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣 石 破 茂

政令第五十一号

防衛省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七條第四項及び第五項並びに第二十一條第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省組織令（昭和二十九年政令第一百七十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の三第七項中「第一百七十三條第五号」を「第一百七十三條第七号」に改める。

第十条の四第一項中「六人」を「七人」に改める。

第一百七十三條中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次の一号を加える。

四 裝備品等の標準化の促進に関すること。

第一百七十六條中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第一百八十八條中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次の一号を加える。

五 裝備品等の標準化の促進に関すること。

第二百一條中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣
中谷 元
内閣総理大臣
石破 茂

独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣
石破 茂

政令第五十二号

独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二條第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二條第十三号中「又は同條第十項に規定する小規模保育事業」を「同條第十項に規定する小規模保育事業又は同條第二十三項に規定する乳児等通園支援事業」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣
福岡 資麿
内閣総理大臣
石破 茂

国勢調査令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣
石破 茂

政令第五十三号

国勢調査令の一部を改正する政令

内閣は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第十六條及び第五十六條の二の規定に基づき、この政令を制定する。

国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第六條第五項中「第九條第一項第一号及び」の下に「第四号並びに」を加える。

第九條第一項中「九月十四日から十月二十日まで」を「九月二十日から十月二十七日までに改め、

「いずれかの方法」の下に「（第四号から第六号までに掲げる方法にあつては、第一号から第三号までに掲げる方法によることが困難な調査区として総務大臣が市町村長の意見を聴いて指定する調査区において調査を行う場合に限る）」を加え、同項第一号中「準ずる者」の下に「（第四号及び次条第三項

第一号において「世帯員等」という。）」を加え、同項第二号中「同月二十日」を「同月二十七日」に改め、期間」の下に「（以下この項及び次項並びに第十一條の二第三項において「取集等期間」という。）

を加え、同項第三号中「当該調査年の十月一日から同月二十日までの期間」を「取集等期間」に改め、

「信書便」の下に「次号から第六号まで及び」を加え、同項に次の三号を加える。

四 市町村長が識別符号を記載した書類を郵便等により世帯ごとに送付し、及び総務大臣が世帯員等の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該識別符号を用いて送信された調査事項に係る情報を総務大臣の使用に係る電子計算機において受信する方法

五 市町村長が調査票を郵便等により世帯ごとに送付し、及び取集等期間内において国勢調査員等が取集する方法

六 市町村長が調査票を郵便等により世帯ごとに送付し、及び取集等期間内において総務大臣が郵便等により当該調査票の提出を受ける方法

第九條第二項中「同項第二号に規定する期間」を「取集等期間」に、「第二号イ、ロ及び二」に改める。

第十條第三項第一号中「前條第一項第一号」の下に「及び第四号」を加え、「世帯員又は世帯主若しくは世帯の代表者に準ずる者」を「世帯員等」に改め、同項第二号中「前條第一項第二号」の下に「及び第五号」を加え、第五條第二号イ及び二に掲げる事項について国勢調査員等の質問に答え、その他の「一」を削り、同項第三号中「前條第一項第三号」の下に「及び第六号」を加え、第五條第二号イ及び二に掲げる事項について国勢調査員等の質問に答え、その他の「一」を削る。

第十一條第二項中「第九條第一項又は第二項」を「第九條第一項第一号から第三号までに掲げる方法のいずれか又は同條第二項」に改める。

第十一條の二第三項中「並びに同項第二号及び第三号に規定する期間」を「に規定する期間及び取集等期間」に改める。

第十二條第三項中「市町村長は」の下に「第九條第一項の規定により総務大臣が指定した調査区に係る調査関係書類を作成するとともに」を加え、「並びに前項」を「前項」に改め「送付された調査票」の下に「並びにこの項の規定により作成した調査関係書類」を加える。

第十二條の三第四項の表第九條第一項第二号及び第三号並びに第二項、第十條第三項第二号及び第三号、第十一條第二項並びに第十二條第一項及び第三項の項中「第九條第一項第二号及び第三号」を「第九條第一項第二号、第三号及び第五号」に、「第十條第三項第二号及び第三号」を「第十條第三項第二号」に改める。

第十五條第二項中「若しくは第二項」の下に「第九條第一項第四号から第六号まで」を加える。

第十六條第二項中「及び第二項」の下に「第九條第一項第四号から第六号まで」を加える。

附則

（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。

1 （地方自治法施行令の一部改正）

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）の項第二号中「及び第二項」の下に「第九條第一項第四号から第六号まで」を加える。

内閣総理大臣
村上誠一郎
石破 茂

警察法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第百五十四号

警察法施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「六百三十三人」を「六百三十五人」に改める。
別表第二北海道の項中「一〇、三八八人」を「一〇、三八八八」に改め、同表宮城県の項中「三、七二〇人」を「三、七二二八」に改め、同表茨城県の項中「四、八一四人」を「四、八二六八」に改め、同表埼玉県県の項中「一一、三七三人」を「一一、五四八八」に改め、同表東京都の項中「四二、六八六八」を「四二、七二二八」に改め、同表千葉県県の項中「九、六八五八」を「九、七二二八」に改め、同表神奈川県県の項中「一五、二五三三」を「一五、三一七八」に改め、同表長野県の項中「三、三九四八」を「三、四〇四八」に改め、同表静岡県県の項中「六、一九五八」を「六、二一一八」に改め、同表愛知県県の項中「一三、二二四八」を「一三、二二三八」に改め、同表三重県の項中「三、〇三六八」を「三、〇四三八」に改め、同表滋賀県の項中「二、二四六八」を「二、三〇六八」に改め、同表大阪府の項中「二〇、九五四八」を「二〇、九六五八」に改め、同表兵庫県県の項中「一一、六九三三」を「一一、六九八八」に改め、同表福岡県の項中「一〇、八五五八」を「一〇、八六〇八」に改め、同表熊本県の項中「三、〇四〇八」を「三、〇四七八」に改め、同表沖縄県の項中「二、七四六八」を「二、七五三八」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 石破 茂

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第百五十五号

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣 中野 洋昌
内閣総理大臣 石破 茂

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第百五十六号

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第二条第二項第一号及び第四条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の三中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第一条の四中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する日までに法第四条第一項第一号の規定により機構が参加することを約した民間都市開発事業に係る同号の政令で定める地域は、同日後も、第三条第一項の規定にかかわらず、同項第二号に該当する地域とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣 中野 洋昌
内閣総理大臣 石破 茂

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第百五十七号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 石破 茂
財務大臣 加藤 勝信

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第百五十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二十条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五十八号」を「第五十七号」に改め、第五十四号を削り、同条第五十五号中（同法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）を削り、同条第五十四号とし、同条第五十六号を第五十五号とし、第五十七号から第百十四号までを一号ずつ繰り上げ、第百十五号を削り、第百十六号を第百十四号とし、第百十七号から第百二十号までを二号ずつ繰り上げ、第百二十一号を削り、第百二十二号を第百十九号とし、第百二十三号から第百二十三号までを三号ずつ繰り上げ、同条に次の三号を加える。

二百一 新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金

二百二 牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策整備交付金

二百三 牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策交付金

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 令和六年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

土地改良法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第百五十九号

土地改良法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十五条第一項、第八十五条の第二項、第八十五条の第三項及び第百二十六条、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百一十二号）第五十二条第一項並びに大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（土地改良法施行令の一部改正）

第一条 土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項第一号の三中「第十五項」を「第十六項」に改め、同条第十六項を第十七項とし、第十二項から第十五項までを一号ずつ繰り下げ、第十一項の次に次の一項を加える。

12 法第八十五条第一項又は第八十五条の第二項の規定により都道府県が流域治水土地改良施設整備計画（排水量の増大その他の治水上の機能の向上を図る農業用排水施設の新設又は変更を施行することによりその区域内における湛水被害を防止し、農業生産活動の継続的な実施に寄与しつつ、当該農業用排水施設が接続する河川の流域における治水に寄与することが明らかな地域についての当該農業用排水施設の新設又は変更（農用地災害防止ため池整備計画又は湛水被害総合対策計画に従って行う農業用排水施設の新設又は変更を除く。）の施行に関する計画であつて、農林水産大臣の定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）に従って土地改良事業を行うべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次に掲げる事業に該当するものでなければならない。

一 農業用排水施設の新設であつて、おおむね二百ヘクタール（田以外の農用地を受益地とするものにあつては、おおむね百ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの
二 農業用排水施設の変更であつて、おおむね百ヘクタール（田以外の農用地を受益地とするものにあつては、おおむね二十ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの
第五十条の二の二第二項第二号中「湛水被害総合対策計画」の下に「流域治水土地改良施設整備計画」を加え、同項第九号中「新設又は」を削り、同条を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 当該施設更新事業が流域治水土地改良施設整備計画に従って行うものである場合にあつては、第五十条第十二項第二号に掲げる事業に該当するものであること。

第五十条の二の二第三項中「第五十条第十五項及び第十六項」を「第五十条第十六項及び第十七項」に改める。

第七十八条第一項第二号の十一を同項第二号の十二とし、同項第二号の十の次に次の一号を加える。

二の十一 法第八十五条第一項、第八十五条の第二項又は第八十五条の第三項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業であつて、流域治水土地改良施設整備計画に従って行うものにあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額
第七十八条第一項第八号の四を同項第八号の五とし、同項第八号の三の次に次の一号を加える。
八の四 市町村又は前条各号に掲げる者が行う土地改良事業であつて、流域治水土地改良施設整備計画に従って行うものにあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から百分の五十を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

第七十八条第二項の表沖縄県の項中「前項第三号

三分の二	を	前項第二号の十二	百分の五十
三分の二	を	前項第三号	百分の五十

百分の八十	に、	前項第九号	別表第五
三分の二	を	前項第八号の五	百分の五十

別表第十一	を	前項第九号	別表第五
八十一	に改め、同表奄美群島の項中「	前項第二号の十一	百分の五十

百分の六十五」を「前項第二号の十一
百分の六十五」に、「前項第九号
別表第十四」を「前項第八号の五
六十五」に改め、同表離島の項中「前項第二号の十一
十四」を「前項第二号の十一
百分の五十五」を「前項第二号の十一
百分の五十五」に、「前項第八号の四
百分の五十五」を「前項第八号の四
の五十五」を「前項第八号の五
五」に改め、同条第五項中「第二号の十二」の下に「第二号の十二」を、「第八号の四」の下
に「第八号の五」を加える。
附則第六条第二項の表中「第二号の十二」の下に「第二号の十二」を、「第八号の四」の下に
「第八号の五」を加える。
第二条 東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）の一部を次のように改
正する。
第六条第一項第二号中「第十三項」を「第十四項」に改め、同条第二項中「同項第二号の十二」
の下に「及び第二号の十二」を加える。
（大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正）
第三条 大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）の一部を次
のように改正する。
第二条第一項第二号中「第十三項」を「第十四項」に改め、同条第二項中「同項第二号の十二」
の下に「及び第二号の十二」を加える。
附則
この政令は、公布の日から施行する。

地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第六十号

地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第三条第二項の規定に基づき、こ
の政令を制定する。

地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第六十四号）の一部を次のように改正する。
第三条中「千八百二十七億円」を「千九百十三億円」に、「三千八百七億円」を「四千五百億円」に、
「十一万六千九百九十三分の十一万五千五百九十六」を「十一万五千八百九十五分の十一万五千五百
十七」に改める。

附則
（施行期日）
1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。
（経過措置）
2 この政令による改正後の地震保険に関する法律施行令第三条の規定は、この政令の施行の日以後
に締結する地震保険に関する法律第三条第一項の再保険契約について適用し、同日前に締結した同
項の再保険契約については、なお従前の例による。

雇用保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第六十一号

雇用保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十三条第二項の規定に基づき、この政令
を制定する。

雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第七条中「令和五年度及び令和六年度」を「令和五年度から令和七年度までの各年度」に改め
る。

附則

この政令は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。

厚生労働大臣 福岡 資麿
内閣総理大臣 石破 茂

麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第六十二号

麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条第三項の規定に基づき、
この政令を制定する。

麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）の一部を次のように改正する。
第九条中「三百人」を「三百一人」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。

厚生労働大臣 福岡 資麿
内閣総理大臣 石破 茂

児童手当法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第六十三号

児童手当法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する同法第十九条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。
附則第二項を次のように改める。

（法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する法第十九条第三項の政令で定める割合）

2 法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する法第十九条第三項の政令で定める割合は、五億五千九百六十九万三千六百五十九分の二億五千九百七十七万九千九百十五とする。

附則第三項を削る。

附則

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の附則第二項の規定は、令和七年四月一日から適用する。

内閣総理大臣 石破 茂

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第六十四号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十六条、第三十一条の六第七項及び第三十二条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「三百四十七万円」を「三百五十八万円」に、「五百二十二万円」を「五百三十七万円」に改め、同条第二号中「百七十四万円」を「百七十九万円」に改め、同条第六号中「十万五千円」を「十一万円」に改め、同条第八号ただし書中「二百五十九万二千円」を「二百七十三万六千円」に改め、同号口から二までの規定中「十万八千円」を「十一万四千円」に改め、同条第十一号口中「四十二万円」を「四十三万円」に改め、同条第十二号中「三十二万円」を「三十三万円」に改める。

第三十一条の五第一号中「三百四十七万円」を「三百五十八万円」に、「五百二十二万円」を「五百三十七万円」に改め、同条第二号中「百七十四万円」を「百七十九万円」に改め、同条第六号中「十万五千円」を「十一万円」に改め、同条第八号ただし書中「二百五十九万二千円」を「二百七十三万六千円」に改め、同号口から二までの規定中「十万八千円」を「十一万四千円」に改め、同条第十一号口中「四十二万円」を「四十三万円」に改め、同条第十二号中「三十二万円」を「三十三万円」に改める。

第三十六条第一号中「三百四十七万円」を「三百五十八万円」に、「五百二十二万円」を「五百三十七万円」に改め、同条第二号中「百七十四万円」を「百七十九万円」に改め、同条第六号中「十万五千円」を「十一万円」に改め、同条第八号口及び八中「十万八千円」を「十一万四千円」に改め、同条第十一号口中「四十二万円」を「四十三万円」に改め、同条第十二号中「三十二万円」を「三十三万円」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の第七条、第三十一条の五及び第三十六条の規定は、令和七年四月一日から適用する。

内閣総理大臣 石破 茂

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第六十五号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十八条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の六中「百分の六・〇〇」を「百分の六・〇二」に改める。

第一条の七中「百分の十一・一〇」を「百分の十四・〇二」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。

厚生労働大臣 福岡 資麿
内閣総理大臣 石破 茂

令和七年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第六十六号

令和七年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令

納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十四条第二項第二号及び第七項並びに第三十八条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（調整対象給付費見込額に係る率）

第一条 令和七年度における高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第三十四条第二項第二号の政令で定める率は、百分の百五十七とする。

政令第百六十九号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十八条第二項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二百二十条の三第一項に後段として次のように加える。

この場合において、防衛省設置法第四条第一項第十三号に規定する装備品等の研究開発に関する事務をその職務とする官職であつて防衛大臣が定めるものに採用されようとする者は、当該学資金貸与願書にその旨を記載しなければならない。

第二百二十条の三第二項中「大学、高等専門学校若しくは専修学校又はこれらの学校に相当する外国の学校（以下「大学等」という。）の正規の課程を終了した」を「大学等の正規の課程の終了（大学等（学校教育法に規定する大学（短期大学及び大学院を含む。）、高等専門学校若しくは専修学校又はこれらの学校に相当する外国の学校をいう。以下同じ。）において前条第一項に規定する学術を専攻し、学士、修士若しくは博士の学位（同法第四百四条に規定する学位をいう。）又は前条第二項各号に掲げるもの（第百二十条の七の二の承認を受けて在学する大学等又は学資金の貸与の対象となつてゐる学術の変更をした場合にあつては、当該変更前に取得したものを除く。）を取得することをいう。以下同じ。）」に改める。

第二百二十条の五中「五万四千元」を「八万円（第百二十条の三第一項後段に規定する者のうちから自衛隊奨学生に選考された者にあつては、月額十二万円）」に改める。

第二百二十条の六ただし書中「正規の課程を終了すること」を「大学等の正規の課程の終了」に、「正規の課程を終了する日」を「大学等の正規の課程の終了の日」に改める。

第二百二十条の七の次に次の一条を加える。

（大学等又は学術の変更の承認）
第百二十条の七の二 自衛隊奨学生が、その在学する大学等又は当該学資金の貸与の対象となつてゐる学術を変更して引き続き学資金の貸与を受けようとする場合には、防衛大臣の承認を受けなければならない。

第二百二十条の八第二項を次のように改める。

2 防衛大臣は、自衛隊奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める月分の学資金の貸与を行わないものとする。

一 休学し、又は停学にされたとき（休学し又は停学にされた日の属する月に休学期間又は停学期間が満了した場合を除く。）当該月の翌月分から休学期間又は停学期間が満了した日の属する月分まで

二 前条の承認を受けてその在学する大学等の変更をしたとき（当該変更前に在学していた大学等に在学しなくなつた日の属する月の翌月までに当該変更後の大学等に在学することとなつた場合を除く。）当該日の属する月の翌月分から当該変更後の大学等に在学することとなつた日の属する月の前月分まで

三 前条の承認を受けて当該学資金の貸与の対象となつてゐる学術の変更をしたとき（当該変更前に学資金の貸与の対象となつてゐる学術を専攻しなくなつた日の属する月の翌月までに当該変更後の学資金の貸与の対象となつてゐる学術を専攻することとなつた場合を除く。）当該日の属する月の翌月分から当該変更後の学資金の貸与の対象となつてゐる学術を専攻することとなつた日の属する月の前月分まで

第二百二十条の九に次のただし書を加える。

ただし、第百二十条の七の二の承認を受けて、在学する大学等又は学資金の貸与の対象となつてゐる学術を変更した場合は、この限りでない。

第二百二十条の九第四号中「退学し」を「在学する大学等を変更し、退学し」に改め、同条中第五号

五 第百二十条の三第一項後段に規定する者であつて、同項後段に規定する防衛大臣が定める官職への採用のための選考に合格しなかつたとき。

第二百二十条の十第一項及び第二項並びに第百二十条の十一第一項及び第二項中「大学等の正規の課程を終了した」を「大学等の正規の課程の終了」に改める。

第二百二十条の十三第一項第二号中「され」を「され、又は」に、「満了し、その者について学資金の貸与の対象となつてゐる学術を専攻しないこととなり、又は退学した」を「満了した」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 自衛隊奨学生がその在学する大学等を変更し、退学し、又は当該学資金の貸与の対象となつてゐる学術を専攻しないこととなつたとき（第百二十条の七の二の承認を受けた場合を除く。）第百二十条の十三第四項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第百七十号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「法」という。）第十一条の二において読み替へて準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）第十条第一項、法第十一条の三第一項、法第十四条第二項において読み替へて準用する一般職給与法第十三条第二項並びに法第十六条第三項、第二十一条第二項及び第二十六条の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第八条の三第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第十二条第三項中「百分の三十・二五（落下傘を利用して行う装備品及び食糧その他の需品の補給に関する教育訓練及び調査研究の支援のための落下傘降下作業を行うことを本務とする隊員として防衛大臣の定める者にあつては、百分の二十八・五）」を「その従事する落下傘降下作業の危険性及び困難性に応じて防衛大臣の定めるところにより百分の三十三、百分の三十三・二五又は百分の二十八・五」に改め、同条第四項中「百分の四十九・五」を「百分の六十五」に、「百分の三十九・六」を「百分の五十二」に改め、同条第五項中「百分の四十九・五」を「百分の六十五」に、「百分の三十三、百分の三十三・二五」を「百分の四十、百分の三十三」に、「百分の十六又は」を「百分の十六、百分の十又は」に、「百分の三十九・六」を「百分の五十二」に改め、同条第九項中「俸給月額」の下に「（法第十一条の三第一項の規定による俸給の特別調整額の支給を受ける者にあつては、俸給月額及び俸給の特別調整額の月額の合計額）」を加える。

第十九条の二第一項中「二十二万四千円」を「三十四万四千円」に改める。

別表第二自衛隊に置かれる病院の項の次に次のように加える。

自衛隊の部隊及び機関（前各項の勤務箇所を除く。）	専門的な知識及び技能をもつて重要度及び困難度が高いサイバーセキュリティに関する業務に従事することを本務とする職員（防衛大臣の定める者に限る。）	二
--------------------------	---	---

別表第五災害派遣等手当の項中「千六百二十円」を「二千二百六十円」に、「三千二百四十円」を「四千三百二十円」に改め、同表対空警戒対処等手当の項中「措置」の下に「これに必要な準備として防衛大臣の定める措置を含む。」を加え、「千五百円」を「千五百六十円」に、「五百六十円」を「八百円」に、「千六百円」を「二千二百円」に改め、同表分べん取扱手当の項中「医師」を「医師又は助産師のうち」に改め、「に限る。」を削り、同表レンジャー作業手当の項の次に次のように加える。

作戦環境等順応 手当	北部の地域（北海道及び青森県の区域をいう。）と南西の地域（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域をいう。）との間における官署を異にする異動又は官署の移転により生ずる作戦の遂行に当たつては、官署の移転に順応するため必要となる期間として防衛大臣が定める期間中、当該異動又は移転後の官署の所掌する業務に従事する自衛官（防衛大臣の定める者に限る。）	業務一日につき千三百円
救急医療業務手 当	自衛隊の病院（防衛大臣の定めるものに限る。）に勤務する医師又は歯科医師で当該病院の診療時間以外（防衛大臣の定める緊急業務）の救急医療の業務に従事するもの	業務一回につき、次の場合に定める額 勤務時間が八時間以上である場合 一万八千円 勤務時間が四時間以上八時間未満である場合 一万二千円 勤務時間が四時間未満である場合 六千円
募集業務手 当	自衛隊地方協力本部に所属し、募集に関する業務のうち防衛大臣の定めるものに従事する職員	業務一日につき五百円
特別補佐業務等 手当	法第六条第一項に規定する事務官等又は同条第二項に規定する自衛官を直接に補佐する業務その他の防衛大臣の定める業務に従事する准陸尉、准海尉若しくは准空尉又は海曹長である自衛官（防衛大臣の定める者に限る。）	業務一日につき五百円
航空機整備作業 等手 当	防衛大臣の定める部隊に所属し、航空機の整備に関する業務で緊急性があるものとして防衛大臣の定めるものに従事する職員（防衛大臣の定めるところにより、当該業務を行うのに必要な技能を有すると認定された者に限る。）	業務一日につき千二百円
野外訓練・演習 従事手 当	野外において防衛大臣の定める訓練又は演習に引き続き三日以上従事する自衛官（落下傘隊員を除く。）	業務一日につき千四百円

別表第五備考に次のように加える。

六 職員が同一の日において救急医療業務手当を支給される業務及び夜間看護等手当を支給される業務に従事した場合には、これらの業務に従事した者に対するこれらの手当の支給額のういずれか高い額の手当を支給する。

別表第九イ夏服（上衣及びズボン又はスカート）の項を次のように改める。

夏服（上衣及びズボン又はスカート）	二組	三組	二組
-------------------	----	----	----

別表第五備考に次のように加える。
六 職員が同一の日において救急医療業務手当を支給される業務及び夜間看護等手当を支給される業務に従事した場合には、これらの業務に従事した者に対するこれらの手当の支給額のうちいずれか高い額の手当を支給する。
別表第九イ夏服（上衣及びズボン又はスカート）の項を次のように改める。

附則
(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。
(経過措置)
2 この政令による改正後の別表第五作戦環境等順応手当の項の規定は、令和七年四月一日以後に官署を異にする異動又は官署の移転があった場合について適用する。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第七十一号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第八條の規定に基づき、この政令を制定する。
防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第七條第九号中「第十二條の表十三の項」を「第十二條の表七の項」に改める。

第十二條の見出し中「割合等」を「割合」に改め、同条中「又は額は、それぞれ」を「は」に改め、「又は同表の第三欄に掲げる額」を削り、同条の表中「又は額」を削り、同表六の項中「又は同法」を「同法」に改め、「軽費老人ホーム」の下に「又は同法第二十條の七に規定する老人福祉センター」を加え、同表中十の項を削り、九の項を十の項とし、八の項を九の項とし、七の項を八の項とし、六の項の次に次のように加える。

七	一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設（学校 十分の七・五 （幼保連携型認定こども園を除く。）の施設を除く。）
---	---

第十二條の表中十二の項及び十三の項を削り、十四の項を十二の項とし、十五の項を十三の項とし、十六の項を十四の項とする。

附則

(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この政令による改正後の第十二條の規定は、令和七年度以降の年度の予算に係る国の補助（令和六年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和七年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助を除く。）について適用し、令和六年度以前の年度の予算に係る国の補助で令和七年度以降の年度に繰り越されたもの及び令和六年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和七年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助については、なお従前の例による。

防衛大臣 中谷 元
内閣総理大臣 石破 茂

○内閣府令第三十七号

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）を実施するため、内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年四月一日

内閣総理大臣 石破 茂

内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令

内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

（経済動向特別分析官、企画官、調査官、防災情報通信システム官、復旧復興調整官、地域原子力防災推進官及び原子力防災訓練推進官）

第八条 [略]

[258 略]

9 経済動向特別分析官の定数は一人と、企画官の定数は併任の者を除き二十五人と、調査官の定数は併任の者を除き三人と、防災情報通信システム官の定数は一人と、復旧復興調整官の定数は一人と、地域原子力防災推進官の定数は四人と、原子力防災訓練推進官の定数は一人とする。

第六十一条 [略]

2 [略]

3 企画官の定数は、併任の者を除き、三人とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第三十八号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十五条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年四月一日

内閣総理大臣 石破 茂

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

改 正 前

（調査官、上席調査官、主計実地監査官、上席主計実地監査官、資金実地監査官、為替実査官、公庫等実地監査官、投資調査官及び主任投資調査官）

第二十九条 理財課に、調査官三人以内、上席調査官三人以内、主計実地監査官十人以内、上席

主計実地監査官一人、資金実地監査官三人以内、為替実査官四人以内、公庫等実地監査官一人、投資調査官二人以内及び主任投資調査官一人を置く。

[2510 略]

（調査官、上席調査官、主計実地監査官、上席主計実地監査官、資金実地監査官、為替実査官、公庫等実地監査官、投資調査官及び主任投資調査官）

第二十九条 理財課に、調査官三人以内、上席調査官三人以内、主計実地監査官十人以内、上席

主計実地監査官一人、資金実地監査官三人以内、為替実査官三人以内、公庫等実地監査官一人、投資調査官二人以内及び主任投資調査官一人を置く。

[2510 同上]

(畜産振興室並びに企画指導官及び環境負荷低減推進専門官) 第四十六条 生産振興課に、畜産振興室並びに企画指導官五人及び環境負荷低減推進専門官一人を置く。 〔2・4 略〕 5 環境負荷低減推進専門官は、環境への負荷の低減に資する農畜産物、飲食品及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する専門の事項についての調査、企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。 備考 表中の「」の記載は注記である。	
附 則 この府令は、公布の日から施行する。 ○内閣府令第三十九号 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八章第一節の規定及び公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）を実施するため、公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。 令和七年四月一日 公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令 公正取引委員会事務総局組織規則（昭和五十三年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。	
改 正 後	改 正 前
(会計室及び企画官) 第一条 総務課に、会計室及び企画官三人を置く。 〔2・4 略〕 (企画官) 第二条の二 国際課に、企画官一人を置く。 2 〔略〕 (上席企業結合調査官) 第五条 企業結合課に、上席企業結合調査官二人を置く。 2 〔略〕 (下請取引調査室並びに企画官及び上席下請取引検査官) 第七条 取引部企業取引課に、下請取引調査室並びに企画官二人及び上席下請取引検査官二人を置く。 〔2・5 略〕 (企画室、情報管理室及び公正競争監視室並びに課徴金減免管理官) 第八条 管理企画課に、企画室、情報管理室及び公正競争監視室並びに課徴金減免管理官一人を置く。 〔2・3 略〕 4 情報管理室は、次に掲げる事務（公正競争監視室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 〔一、四 略〕 5 〔略〕	(会計室及び企画官) 第一条 総務課に、会計室及び企画官一人を置く。 〔2・4 同上〕 (企画官) 第二条の二 国際課に、企画官二人を置く。 2 〔同上〕 (上席企業結合調査官) 第五条 企業結合課に、上席企業結合調査官三人を置く。 2 〔同上〕 (下請取引調査室並びに企画官及び上席下請取引検査官) 第七条 取引部企業取引課に、下請取引調査室並びに企画官一人及び上席下請取引検査官二人を置く。 〔2・5 同上〕 (企画室、情報管理室及び公正競争監視室並びに課徴金減免管理官及び上席審査専門官) 第八条 管理企画課に、企画室、情報管理室及び公正競争監視室並びに課徴金減免管理官一人及び上席審査専門官一人を置く。 〔2・3 同上〕 4 情報管理室は、次に掲げる事務（公正競争監視室及び上席審査専門官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 〔一、四 同上〕 5 〔同上〕

6 公正競争監視室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 不公正な取引方法（独占禁止法第二条第九項第五号に係るものを除く。次号において同じ。）に係る事件で特定の事業に関するものについての審査の開始に係る情報の探知及び情報に関する調査に関すること。 二 〔略〕 三 不公正な取引方法（独占禁止法第二条第九項第五号に係るものに限る。）に係る事件についての審査の開始に係る情報に関する調査に関すること。 四 第一号及び第二号に係る情報及び報告の管理に関すること。 〔7・8 略〕 〔項を削る。〕	6 公正競争監視室は、次に掲げる事務（上席審査専門官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 一 不公正な取引方法に係る事件で特定の事業に関するものについての審査の開始に係る情報の探知及び情報に関する調査に関すること。 二 〔同上〕 三 前二号に係る情報及び報告の管理に関すること。 〔7・8 同上〕 9 上席審査専門官は、命を受けて、不公正な取引方法（独占禁止法第二条第九項第五号に係るものに限る。）に係る事件についての審査の開始に係る情報に関する調査に從事する。 （上席審査専門官） 第九条 審査局に、上席審査専門官五人を置く。 2 〔同上〕

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第四十号

警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第二十七条第四項、第三十三条第三項及び第五十七条第一項並びに警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）第四十八条第五項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年四月一日

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

内閣総理大臣 石破 茂

改	正	後
目次 第一章 〔略〕 第二章 警察庁の組織 第一節 内部部局 〔第一款・第二款 略〕 第三款 刑事局（第二十三条―第三十二条） 第四款 交通局（第三十三条―第三十七条） 第五款 警備局（第三十八条―第四十五条） 第六款 サイバー警察局（第四十六条―第四十九条） 第七款 警察庁顧問（第五十条）	目次 第一章 〔同上〕 第二章 警察庁の組織 第一節 内部部局 〔第一款・第二款 同上〕 第三款 刑事局（第二十三条―第三十一条） 第四款 交通局（第三十二条―第三十六条） 第五款 警備局（第三十七条―第四十三条） 第六款 サイバー警察局（第四十四条―第四十七条） 第七款 警察庁顧問（第四十八条）	改 正 前

第二節 附属機関

第一款 警察大学校（第五十一条―第七十九条）

第二款 科学警察研究所（第八十条―第一百条）

第三款 皇宮警察本部（第一百条―第二百十条）

第三節 地方機関

第一款 管区警察局及び警察支局

第一目 管区警察局（第二百一条―第四百四十四条）

第二目 警察支局（第四百四十五条―第四百五十五条）

第三目 管区警察学校（第四百五十六条―第四百六十四条）

第二款 東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部（第六百六十五条―第七百七十四条）

第三章 地方警務官の階級別定員（第七百七十五条）

附則

第二章 警察庁の組織

第一節 内部部局

第三款 刑事局

（犯罪収益対策室）

第二十九条 刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課に、犯罪収益対策室を置く。

2 犯罪収益対策室においては、令第二十八条第八号に掲げる事務（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）以下この項及び第三十二条第二項において「犯罪収益移転防止法」という。）第三条第二項の規定による情報の集約、整理及び分析並びにその結果の犯罪収益移転防止法第十三条第一項の規定による提供に関すること並びに国際連携対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3 犯罪収益対策室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、犯罪収益対策室の事務を掌理する。

第三十条・第三十一条 [略]

（国際連携対策官）

第三十二条 [略]

2 国際連携対策官は、命を受け、令第二十八条第八号に掲げる事務（犯罪収益移転防止法第十四条の規定に関するものに限る。）及び令第二十八条第九号に掲げる事務をつかさどる。

第四款 交通局

第三十三条―第三十七条 [略]

第五款 警備局

第三十八条―第四十一条 [略]

第二節 附属機関

第一款 警察大学校（第四十九条―第七十六条）

第二款 科学警察研究所（第七十七条―第九十七条）

第三款 皇宮警察本部（第九十八条―第一百七十七条）

第三節 地方機関

第一款 管区警察局（第一百八条―第一百五十九条）

第二款 東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部（第六百六十条―第六百六十八条）

第三章 地方警務官の階級別定員（第六百六十九条）

附則

第二章 警察庁の組織

第一節 内部部局

第三款 刑事局

〔条を加える。〕

第二十九条・第三十条 [同上]

〔一条ずつ繰り下げる。〕

（国際連携対策官）

第三十一条 [同上]

2 国際連携対策官は、命を受け、令第二十八条第八号に掲げる事務（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十四条の規定に関するものに限る。）及び令第二十八条第九号に掲げる事務をつかさどる。

第四款 交通局

第三十二条―第三十六条 [同上]

〔一条ずつ繰り下げる。〕

第五款 警備局

第三十七条―第四十条 [同上]

〔一条ずつ繰り下げる。〕

〔小型無人機等運用室〕
第四十二条 警備局警備運用部警備第一課に、小型無人機等運用室を置く。

2 小型無人機等運用室においては、令第四十一条第一号から第四号までに掲げる事務のうち小型無人機等（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第二条第三項に規定する小型無人機及び同条第四項に規定する特定航空用機器をいう。）への対処及びその活用に関する事務並びに令第四十一条第五号に掲げる事務をつかさどる。

3 小型無人機等運用室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、小型無人機等運用室の事務を掌理する。

第四十三条・第四十四条 〔略〕

〔災害対策室〕

第四十五条 〔略〕

2 災害対策室においては、令第四十三条第一号、第四号及び第五号に掲げる事務のうち災害警備その他災害対策に関する事務をつかさどる。

〔3・4 略〕

第六款 サイバー警察局

第四十六条～第四十九条 〔略〕

第七款 警察庁顧問

〔警察庁顧問〕

第五十条 〔略〕

第二節 附属機関

第一款 警察大学校

第五十一条～第五十三条 〔略〕

〔部〕

第五十四条 警察大学校に、次の十部を置く。

教務部

警務教養部

生活安全教養部

刑事教養部

組織犯罪対策教養部

交通教養部

警備教養部

サイバー警察教養部

教官教養部

術科教養部

〔2・3 略〕

第五十五条～第五十八条 〔略〕

〔条を加える。〕

第四十一条・第四十二条 〔同上〕

〔二条ずつ繰り下げる。〕

〔災害対策室〕

第四十三条 〔同上〕

2 災害対策室においては、令第四十三条第一号、第四号及び第五号に掲げる事務のうち災害警備その他災害対策に関する事務（原子力災害警備その他原子力災害対策に関するものを除く。）をつかさどる。

〔3・4 同上〕

第六款 サイバー警察局

第四十四条～第四十七条 〔同上〕

〔二条ずつ繰り下げる。〕

第七款 警察庁顧問

〔警察庁顧問〕

第四十八条 〔同上〕

第二節 附属機関

第一款 警察大学校

第四十九条～第五十一条 〔同上〕

〔二条ずつ繰り下げる。〕

〔部〕

第五十二条 警察大学校に、次の九部を置く。

教務部

警務教養部

生活安全教養部

刑事教養部

組織犯罪対策教養部

交通教養部

警備教養部

教官教養部

術科教養部

〔2・3 同上〕

第五十三条～第五十六条 〔同上〕

〔二条ずつ繰り下げる。〕

(総務調整官)

第五十九条 総務調整官は、命を受け、第五十六条及び第五十七条に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

第六十条、**第六十五条** [略]

(サイバー警察教養部の所掌事務)

第六十六条 サイバー警察教養部においては、サイバー事案に関する警察に関する教育訓練をつかさどる。

第六十七条、**第七十五条** [略]

(警察情報通信研究センター)

第七十六条 [略]

2 警察情報通信研究センターにおいては、警察に関する情報通信に関する研究に関する事務(サイバーセキュリティ対策研究センターの所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

[3、9 略]

(サイバーセキュリティ対策研究センター)

第七十七条 警察大学校に、サイバーセキュリティ対策研究センターを置く。

2 サイバーセキュリティ対策研究センターにおいては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 サイバー事案に関する警察に関する技術に関する研究に関すること。

二 犯罪の取締りのための情報技術の解析に関する研究に関すること。

3 サイバーセキュリティ対策研究センターに、所長を置く。

4 所長は、警察大学校長の命を受け、サイバーセキュリティ対策研究センターの事務を処理する。

5 サイバーセキュリティ対策研究センターに、所長のほか、教授及び助教授を置く。

6 教授は、研究及び警察職員の研究の指導に従事する。

7 [略]

8 サイバーセキュリティ対策研究センターに、研究室を置く。

9 この条に定めるもののほか、サイバーセキュリティ対策研究センターの内部組織は、国家公安委員会規則で定める。

(附属警察情報通信学校)

第七十八条 [略]

(部)

第七十九条 附属警察情報通信学校に、次の六部を置く。

特別教養部

情報管理教養部

通信技術教養部

応用技術教養部

先端技術教養部

情報技術解析教養部

(総務調整官)

第五十七条 総務調整官は、命を受け、第五十四条及び第五十五条に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

第五十八条、**第六十三条** [同上]

「二条ずつ繰り下げる。」

「条を加える。」

第六十四条、**第七十二条** [同上]

「三条ずつ繰り下げる。」

第七十三条 (警察情報通信研究センター)

第七十三条 [同上]

2 警察情報通信研究センターにおいては、警察に関する情報通信に関する研究に関する事務(サイバーセキュリティ対策研究・研修センターの所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

[3、9 同上]

(サイバーセキュリティ対策研究・研修センター)

第七十四条 警察大学校に、サイバーセキュリティ対策研究・研修センターを置く。

2 サイバーセキュリティ対策研究・研修センターにおいては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 犯罪の取締りのための情報技術の解析及びサイバー事案の防止対策に関する事務のうち技術に関する研究に関すること。

二 警察職員に対するサイバー事案に係る犯罪の取締りに関する専門的な知識及び技術に関する学術の研修並びにこれに必要な調査研究に関すること。

3 サイバーセキュリティ対策研究・研修センターに、所長を置く。

4 所長は、警察大学校長の命を受け、サイバーセキュリティ対策研究・研修センターの事務を処理する。

5 サイバーセキュリティ対策研究・研修センターに、所長のほか、教授及び助教授を置く。

6 教授は、研究及び警察職員の研究の指導に従事し、並びに学生の研修に当たる。

7 [同上]

8 サイバーセキュリティ対策研究・研修センターに、研究室及び研修室を置く。

9 この条に定めるもののほか、サイバーセキュリティ対策研究・研修センターの内部組織は、国家公安委員会規則で定める。

(附属警察情報通信学校)

第七十五条 [同上]

(部)

第七十六条 附属警察情報通信学校に、次の五部を置く。

特別教養部

情報管理教養部

通信技術教養部

応用技術教養部

情報技術解析教養部

〔255 略〕
6 先端技術教養部においては、警察に関する通信に関する先端技術の導入及び活用に関して、警察職員に対する現任教養及び専科教養を行う。
7・8 〔略〕

第二款 科学警察研究所
第八十条、第九十八条 〔略〕

(附属鑑定所)

第九十九条 〔略〕

2 附属鑑定所は、第九十条第二号、第九十一条第二号、第九十二条第二号及び第九十三条第四号に定める鑑定及び検査のうち、科学警察研究所長が指定する鑑定及び検査に関する事務をつかさどる。
〔359 略〕

(法科学研究所)

第一百条 〔略〕

第三款 皇宮警察本部
第一百一条、第一百二十条 〔略〕

第三節 地方機関

第一款 管区警察局及び警察支局

第一目 管区警察局

第二百一十一条、第二百二十四条 〔略〕

(警務課)

第二百五十五条 警務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

〔151 略〕

十二 犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第六十一号）第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画をいう。第四百四十七条第十四号において同じ。）の作成及び推進に関すること。

十三 〔略〕

第二百二十六条、第二百三十三条 〔略〕

(関東管区警察局サイバー特別捜査部の分課)

第二百三十四条 関東管区警察局サイバー特別捜査部に、次の三課を置く。

企画分析課

特別捜査課

特別対処課

(企画分析課)

第二百三十五条 企画分析課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

〔152 略〕

〔255 同上〕
〔項を加える。〕

6・7 〔同上〕

〔一項ずつ繰り下げる。〕

第二款 科学警察研究所

第七十七条、第九十五条 〔同上〕

〔三条ずつ繰り下げる。〕

(附属鑑定所)

第九十六条 〔同上〕

2 附属鑑定所は、第八十七条第二号、第八十八条第二号、第八十九条第二号及び第九十条第四号に定める鑑定及び検査のうち、科学警察研究所長が指定する鑑定及び検査に関する事務をつかさどる。
〔359 同上〕

(法科学研究所)

第九十七条 〔同上〕

第三款 皇宮警察本部

第九十八条、第一百十七条 〔同上〕

〔三条ずつ繰り下げる。〕

第三節 地方機関

第一款 管区警察局

〔目名を付する。〕

第一百八条、第二百一十一条 〔同上〕

〔三条ずつ繰り下げる。〕

(警務課)

第二百二十二条 〔同上〕

〔151 同上〕

十二 犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第六十一号）第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画をいう。第四百四十二条第十四号において同じ。）の作成及び推進に関すること。

十三 〔略〕

第二百三十三条、第二百三十条 〔同上〕

〔三条ずつ繰り下げる。〕

(関東管区警察局サイバー特別捜査部の分課)

第二百三十一条 関東管区警察局サイバー特別捜査部に、次の二課を置く。

企画分析課

特別捜査課

(企画分析課)

第二百三十二条 〔同上〕

〔152 同上〕

〔号を削る。〕

三 前二号に掲げるもののほか、部内の他課の所掌に属しない事務に関すること。

（特別捜査課）

第百三十六条 特別捜査課においては、重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する事務をつかさどる。

（特別対処課）

第百三十七条 特別対処課においては、重大サイバー事案に対処するための警察の活動のうち当該事案の発生の予防及び当該事案による被害の拡大の防止に関する事務をつかさどる。

（管区警察局情報通信部の分課）

第百三十八条 〔略〕

2 前項に掲げる課のほか、関東管区警察局情報通信部に、人事調整官一人を置く。

第百三十九条 第百四十二条 〔略〕

（人事調整官）

第百四十三条 人事調整官は、命を受け、第百三十九条第一号に掲げる事務のうち職員的人事に関する重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

（府県情報通信部）

第百四十四条 〔略〕

第二目 警察支局

（四国警察支局の内部組織）

第百四十五条 〔略〕

（首席監察官及び監察官）

第百四十六条 首席監察官及び監察官の所掌事務については、第百二十四条の規定を準用する。

（警務・監察課）

第百四十七条 〔略〕

（会計課及び会計監査官）

第百四十八条 会計課及び会計監査官の所掌事務については、それぞれ、第百二十七条及び第百二十八条の規定を準用する。

（広域調整課）

第百四十九条 〔略〕

（高速道路路管理官及び災害対策官）

第百五十条 高速道路路管理官及び災害対策官の所掌事務については、それぞれ、第百三十一条及び第百三十二条の規定を準用する。

第百五十一条 第百五十三条 〔略〕

（情報技術解析課）

第百五十四条 情報技術解析課の所掌事務については、第百四十二条の規定を準用する。

三 重大サイバー事案に係る犯罪の捜査のうち前号に掲げる事務と一体的に行うことが適当なものに関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、部内の他課の所掌に属しない事務に関すること。

（特別捜査課）

第百三十三条 特別捜査課においては、重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する事務（企画分析課の所掌に属するものを除く）をつかさどる。

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

（管区警察局情報通信部の分課）

第百三十四条 〔同上〕

〔項を加える。〕

第百三十五条 第百三十八条 〔同上〕

〔四条ずつ繰り下げる。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

（府県情報通信部）

第百三十九条 〔同上〕

〔目名を付する。〕

（四国警察支局の内部組織）

第百四十条 〔同上〕

（首席監察官及び監察官）

第百四十一条 首席監察官及び監察官の所掌事務については、第百二十一条の規定を準用する。

（警務・監察課）

第百四十二条 〔同上〕

（会計課及び会計監査官）

第百四十三条 会計課及び会計監査官の所掌事務については、それぞれ、第百二十四条及び第百二十五条の規定を準用する。

（広域調整課）

第百四十四条 〔同上〕

（高速道路路管理官及び災害対策官）

第百四十五条 高速道路路管理官及び災害対策官の所掌事務については、それぞれ、第百二十八条及び第百二十九条の規定を準用する。

第百四十六条 第百四十八条 〔同上〕

〔五条ずつ繰り下げる。〕

第百四十九条 情報技術解析課の所掌事務については、第百三十八条の規定を準用する。

(県情報通信部) 第百五十五条 [略] 第三目 管区警察学校 (管区警察学校の名称及び位置) 第百五十六条 [略] 第百五十七条、第百六十条 [略] 第百六十一条 庶務課及び会計課の所掌事務については、それぞれ、第五十六条及び第五十七条の規定を準用する。 (総務調整官) 第百六十二条 総務調整官は、命を受け、前条において準用する第五十六条及び第五十七条に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。 第百六十三条・第百六十四条 [略] 第二款 東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部 (東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部の位置) 第百六十五条 [略] (東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部の分課) 第百六十六条 東京都警察情報通信部に、次の五課及び人事調整官一人を置く。 通信庶務課 機動通信第一課 機動通信第二課 通信施設課 情報技術解析課 2 [略] 第百六十七条、第百六十九条 [略] (機動通信課及び通信施設課) 第百七十条 機動通信課及び通信施設課の所掌事務については、それぞれ、第百四十条及び第百四十一条の規定を準用する。 (情報技術解析課) 第百七十一条 [略] (人事調整官) 第百七十二条 人事調整官は、命を受け、第百六十七条第一号に掲げる事務のうち職員の人事に関する重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。 第百七十三条・第百七十四条 [略] 第三章 地方警務官の階級別定員 第百七十五条 [略]	
(県情報通信部) 第百五十条 [同上] 「目名を付する。」 (管区警察学校の名称及び位置) 第百五十一条 [同上] 第百五十二条、第百五十五条 [同上] 「五条ずつ繰り下げる。」 第百五十六条 庶務課及び会計課の所掌事務については、それぞれ、第五十四条及び第五十五条の規定を準用する。 (総務調整官) 第百五十七条 総務調整官は、命を受け、前条において準用する第五十四条及び第五十五条に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。 第百五十八条・第百五十九条 [同上] 「五条ずつ繰り下げる。」 第二款 東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部 (東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部の位置) 第百六十条 [同上] (東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部の分課) 第百六十一条 東京都警察情報通信部に、次の五課を置く。 通信庶務課 機動通信第一課 機動通信第二課 通信施設課 情報技術解析課 2 [同上] 第百六十二条、第百六十四条 [同上] 「五条ずつ繰り下げる。」 (機動通信課及び通信施設課) 第百六十五条 機動通信課及び通信施設課の所掌事務については、それぞれ、第百三十六条及び第百三十七条の規定を準用する。 (情報技術解析課) 第百六十六条 [同上] 「条を加える。」 第百六十七条・第百六十八条 [同上] 「六条ずつ繰り下げる。」 第三章 地方警務官の階級別定員 第百六十九条 [同上]	

附 則

〔13 略〕

4 上皇及び上皇后に関しては、第百十二条第二号及び第百十八条に規定する事項については、皇族の例による。

5 第百十四条の規定にかかわらず、護衛部に、上皇護衛課を置く。

6 〔略〕

7 附則第五項の規定により上皇護衛課が置かれている間、第百十六条の規定の適用については、「皇太子その他の内廷にある皇族」とあるのは「皇族」とする。この場合においては、護衛第三課を置かないものとする。

別表第一（第百七十五条関係）

階 級		定 員
〔略〕		
警視長（警視正を含む。）		五九六人
〔略〕		

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第四十一号

個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六章の規定及び個人情報保護委員会事務局組織令（平成二十七年政令第四百三十四号）を実施するため、個人情報保護委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年四月一日

個人情報保護委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

個人情報保護委員会事務局組織規則（平成二十七年内閣府令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
(企画官)		(企画官)	
2 〔略〕	第二条 個人情報保護委員会の事務局に、企画官九人を置く。	2 〔同上〕	第二条 個人情報保護委員会の事務局に、企画官八人を置く。
備考 表中の「」の記載は注記である。			

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第四十二号

金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十七条の規定に基づき、並びに金融庁設置法（平成十年法律第三百十号）及び同令を実施するため、金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年四月一日

内閣総理大臣 石破 茂

附 則

〔13 同上〕

4 上皇及び上皇后に関しては、第百九条第二号及び第百十五条に規定する事項については、皇族の例による。

5 第百十一条の規定にかかわらず、護衛部に、上皇護衛課を置く。

6 〔同上〕

7 附則第五項の規定により上皇護衛課が置かれている間、第百十三条の規定の適用については、「皇太子その他の内廷にある皇族」とあるのは「皇族」とする。この場合においては、護衛第三課を置かないものとする。

別表第一（第百六十九条関係）

階 級		定 員
〔同上〕		
警視長（警視正を含む。）		五九四人
〔同上〕		

金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令
金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

改 正 後	
（資産運用高度化室等及び研究官等） 第三条 総合政策課に、資産運用高度化室及び金融経済教育推進室並びに研究官四人を置く。 〔256 略〕 〔項を削る。〕	
（主任統括検査官等） 第五条 リスク分析総括課に、主任統括検査官八人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官四人、特別検査官二十五人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、専門検査官三十五人及び金融証券検査官三百二十人（うち百九十二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 〔258 略〕 （主任統括検査官等） 第九条 監督局に、主任統括検査官三人、統括検査官一人、特別検査官十三人、主任専門検査官一人、専門検査官十一人及び金融証券検査官七十四人（うち十人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 （総括調整官等） 第二十三条 委員会の事務局に、総括調整官一人、主任情報技術専門官一人、情報技術専門官四人、主任証券取引審査官五人、証券取引審査官五十一人（うち二十六人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、インターネット審査官七人、主任国際専門審査官一人、国際専門審査官四人、統括検査官五人、特別検査官二十四人、専門検査官十三人、証券検査官百五十四人（うち百六人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括調査官三人、総括証券調査官二人、主任証券調査官十六人、証券調査審理官一人、証券調査官百七十九人（うち百二十四人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、証券調査指導官二人（検査官をもって充てられるものとする。）、特別調査管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括特別調査官三人、主任証券取引特別調査官十五人、証券取引特別調査官三百二十人（うち二百七十人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、主任国際専門調査官一人及び国際専門調査官二人を置く。 〔255 略〕	（資産運用高度化室等及び研究官等） 第三条 総合政策課に、資産運用高度化室及び金融経済教育推進室並びに研究官四人及び金融企画管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 〔256 同上〕 7 金融企画管理官は、命を受けて、金融経済教育推進室の所掌事務のうちに掲げる事務に従事する。 一 金融に係る知識の普及に関すること。 二 勤労者の貯蓄に係る勤労者財産形成政策基本方針の策定に関すること。 （主任統括検査官等） 第五条 リスク分析総括課に、主任統括検査官八人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官四人、特別検査官二十五人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、専門検査官三十四人及び金融証券検査官三百二十人（うち百八十五人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 〔258 同上〕 （主任統括検査官等） 第九条 監督局に、主任統括検査官三人、統括検査官一人、特別検査官十三人、主任専門検査官一人、専門検査官十一人及び金融証券検査官七十七人（うち十人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 （総括調整官等） 第二十三条 委員会の事務局に、総括調整官一人、主任情報技術専門官一人、情報技術専門官四人、主任証券取引審査官五人、証券取引審査官五十一人（うち二十六人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、インターネット審査官七人、主任国際専門審査官一人、国際専門審査官四人、統括検査官五人、特別検査官二十四人、専門検査官十三人、証券検査官百五十四人（うち百四人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括調査官三人、総括証券調査官二人、主任証券調査官十六人、証券調査審理官一人、証券調査官百七十九人（うち百二十二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、証券調査指導官二人（検査官をもって充てられるものとする。）、特別調査管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括特別調査官三人、主任証券取引特別調査官十五人、証券取引特別調査官三百二十人（うち二百六十八人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、主任国際専門調査官一人及び国際専門調査官二人を置く。 〔255 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第四十三号
消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）及び消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）を実施するため、消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年四月一日

消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令

消費者庁組織規則（平成二十一年内閣府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

内閣総理大臣 石破 茂

改 正 後	改 正 前
（食品表示対策室及び保健表示室） 第八条 食品表示課に、食品表示対策室及び保健表示室を置く。 〔2・3 略〕 4 保健表示室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第四十三条第一項に規定する特別用途表示及び同法第六十五条第一項に規定する表示に関すること（表示対策課の所掌に属するものを除く。）。 二 食品表示法第四条第六項に規定する食品表示基準に関すること（栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項に限り、食品表示対策室の所掌に属するものを除く。）。 5 保健表示室に、室長を置く。	（食品表示対策室） 第八条 食品表示課に、食品表示対策室を置く。 〔2・3 同上〕 〔項を加える。〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第四十四号

こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）及びこども家庭庁組織令（令和五年政令第二百二十五号）を実施するため、こども家庭庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年四月一日

こども家庭庁組織規則の一部を改正する内閣府令

こども家庭庁組織規則（令和五年内閣府令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（企画官及び少子化対策企画官） 第二条 長官官房に、企画官及び少子化対策企画官それぞれ一人を置く。 2 企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案に関する事務を行う。 3 〔略〕	（少子化対策企画官） 第二条 長官官房に、少子化対策企画官一人を置く。 〔項を加える。〕 2 〔同上〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

○デジタル庁令第4号

デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）及びデジタル庁組織令（令和三年政令第九十二号）を実施するため、デジタル庁組織規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和七年四月一日

内閣総理大臣 石破 茂

デジタル庁組織規則の一部を改正する庁令

デジタル庁組織規則（令和三年デジタル庁令第1号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(企画官)			(企画官)		
第一条 (略)			第一条 (略)		
2 (略)			2 (略)		
3 企画官の定数は、併任の者を除き二十人とする。			3 企画官の定数は、併任の者を除き十九人とする。		

附 則

この庁令は、公布の日から施行する。

デジタル庁令・省令

○デジタル庁令第3号

総務省令第3号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号及び別表の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年四月一日

内閣総理大臣 石破 茂
総務大臣 村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令の一部を改正する命令

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部改正）

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第5号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後			改 正 前		
第七条 法別表八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。			第七条 〔同上〕		
〔一〕十 略			〔一〕十 同上		
十一 児童福祉法第三十三条の六第一項の児童自立生活援助の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務			十一 児童福祉法第三十三条の六第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の児童自立生活援助の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務		
〔十二〕二十一 略			〔十二〕二十一 同上		
第四十五条 法別表八十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。			第四十五条 〔同上〕		
〔一〕五 略			〔一〕五 同上		

備考 表中の「」の記載は注記である。	六 雇用保険法施行規則第百十條第二項の特定就職困難者コース助成金、同條第十項の発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金、同令第百十條の第三項の障害者トライアルコース助成金、同令第百十八條の第二十二項の障害者正社員化コース助成金、同令附則第十五條の五第二項の成長分野等人材確保・育成コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二條第九項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一條の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百十五條第十八號の障害者雇用安定助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第六十六号）附則第二條第十項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一條の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百二十五條第五項の障害者職業能力開発コース助成金の支給に関する事務	六 雇用保険法施行規則第百十條第二項の特定就職困難者コース助成金、同條第十項の発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金、同令第百十條の第三項の障害者トライアルコース助成金、同令第百十八條の第二十一項の障害者正社員化コース助成金、同令附則第十五條の五第二項の成長分野等人材確保・育成コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二條第九項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一條の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百十五條第十八號の障害者雇用安定助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第六十六号）附則第二條第十項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一條の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百二十五條第五項の障害者職業能力開発コース助成金の支給に関する事務
	第五十條 法別表百の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〕十一 略 十二 介護保険法第百十五條の四十五第十項又は第百十五條の四十七第九項の利用料に関する事務 〔十三・十四 略〕	第五十條 〔同上〕 〔一〕十一 同上 十二 介護保険法第百十五條の四十五第十項又は第百十五條の四十七第八項の利用料に関する事務 〔十三・十四 同上〕

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九條第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令の一部改正）
第二條 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九條第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改	正	後	前
第百十五條 第二條の表百十三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 〔一 略〕 二 雇用保険法施行規則第百十條第十項の発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金、同令第百十八條の第二十二項の障害者正社員化コース助成金、同令附則第十五條の五第二項の成長分野等人材確保・育成コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二條第九項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一條の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百十五條第十八號の障害者雇用安定助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第六十六号）附則第二條第十項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一條の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百二十五條第五項の障害者職業能力開発コース助成金の支給に関する事務 次に掲げる情報 〔イ ホ 略〕	第百十五條 〔同上〕 〔一 同上〕 二 雇用保険法施行規則第百十條第十項の発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金、同令第百十八條の第二十一項の障害者正社員化コース助成金、同令附則第十五條の五第二項の成長分野等人材確保・育成コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二條第九項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一條の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百十五條第十八號の障害者雇用安定助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第六十六号）附則第二條第十項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一條の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百二十五條第五項の障害者職業能力開発コース助成金の支給に関する事務 次に掲げる情報 〔イ ホ 同上〕		
備考 表中の「」の記載は注記である。			

附 則
この命令は、公布の日から施行する。

復興庁令

○復興庁令第一号

復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）及び復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）を実施するため、復興庁組織規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和七年四月一日

内閣総理大臣 石 破 茂

復興庁組織規則の一部を改正する庁令

復興庁組織規則（平成二十四年復興庁令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「各復興局に」を「岩手復興局に参事官を、宮城復興局及び福島復興局に」に改め、同条第四項中「それぞれ一人（福島復興局にあつては、併任の者四人を除き一人）」を「宮城復興局にあつては一人、福島復興局にあつては併任の者四人を除き一人」に改める。

附 則

この庁令は、公布の日から施行する。

省 令

○総務省令第三十八号

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）及び国勢調査令の一部を改正する政令（令和七年政令第百五十三号）の施行に伴い、並びに統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二並びに国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）第六条第四項、第七条第三項、第九条第三項及び第十一条の規定に基づき、国勢調査施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

総務大臣 村 上 誠 一 郎

国勢調査施行規則の一部を改正する省令

国勢調査施行規則（昭和五十五年総理府令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改 正 後

改 正 前

（調査関係書類）

第二条 令第六条第四項の総務省令で定める調査関係書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- 一 調査世帯一覧（市町村長が、令第八条第一項の規定により設定し、又は同条第二項の規定により修正した調査区（以下この条において「調査区」という。）ごとに、当該調査区の区域内に住居を有する世帯（自衛隊の営舎内及び矯正施設（令第二条第一項第五号に掲げる刑務所、少年刑務所、拘留所又は少年院をいう。次号において同じ。）内の世帯を除く。）の情報を記載した書類をいう。）

〔二・三 略〕

〔2 略〕

（未調査等の場合の届出の期限）

第五条 令第十一条第一項の総務省令で定める期限は、調査年の十月二十八日とする。

（未調査の場合の調査を行う期限）

第六条 令第十一条第二項の総務省令で定める期限は、調査年の十月二十九日とする。

（調査票等の保存）

第十四条 総務大臣は、令第十四条第一項の規定により審査した調査事項情報及び調査票を三年間、当該調査事項情報及び当該調査票のうち令第五条第一号イに掲げる事項に係る部分を除く事項が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。

（調査関係書類）

第二条 令第六条第四項の総務省令で定める調査関係書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- 一 調査世帯一覧（市町村長が、令第八条第一項の規定により設定し、又は同条第二項の規定により修正した調査区（以下この条において「調査区」という。）ごとに、当該調査区の区域内に住居を有する世帯（自衛隊の営舎内及び矯正施設（令第二条第一項第五号に掲げる刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院又は婦人補導院をいう。次号において同じ。）内の世帯を除く。）の情報を記載した書類をいう。）

〔二・三 同上〕

〔2 同上〕

（未調査等の場合の届出の期限）

第五条 令第十一条第一項の総務省令で定める期限は、調査年の十月二十一日とする。

（未調査の場合の調査を行う期限）

第六条 令第十一条第二項の総務省令で定める期限は、調査年の十月二十二日とする。

（調査票等の保存）

第十四条 総務省統計局長は、令第十四条第一項の規定により総務大臣が審査した調査事項情報及び調査票を三年間、当該調査事項情報及び当該調査票のうち令第五条第一号イに掲げる事項に係る部分を除く事項が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。

別記様式第 1 号 (第 3 条第 1 項関係)

(表 面)

第 号	氏 名	年国勢調査の 国勢調査指導員であることを証明する。
写真 縦 4.0cm 横 3.0cm	この者は、 任命期間	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日 総務省統計局長 印		

(裏 面)

注 意 事 項

- この調査の事務を行うときは、この証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
- この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- この証明書を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに市町村長に届け出なければならない。
- この証明書は、任命期間が満了したときその他国勢調査指導員の身分を失ったときは、直ちに市町村長に返納しなければならない。

統 計 法 (抄)

第13条 行政機関の長は、……基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に
2 前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をし
てはならない。

第14条 (前略) 業務に關して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。
第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲罰又は10万円以下の罰金に処する。(中略)
二 第14条の規定に違反して、その業務に關して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした
者 (後略)

<国勢調査は、総務省統計局が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。>
照会・連絡先

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列7番とする。

別記様式第 1 号 (第 3 条第 1 項関係)

(表 面)

第 号	氏 名	年国勢調査の 国勢調査指導員であることを証明する。
(写真)	この者は、 任命期間	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日 総務省統計局長 印		

(裏 面)

注 意 事 項

- この調査の事務を行うときは、この証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
- この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- この証明書を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに市町村長に届け出なければならない。
- この証明書は、任命期間が満了したときその他国勢調査指導員の身分を失ったときは、直ちに市町村長に返納しなければならない。

統 計 法 (抄)

第13条 行政機関の長は、……基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に
2 前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をし
てはならない。

第14条 (前略) 業務に關して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。
第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲罰又は10万円以下の罰金に処する。(中略)
二 第14条の規定に違反して、その業務に關して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした
者 (後略)

<国勢調査は、総務省統計局が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。>
照会・連絡先

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列7番とする。

別記様式第 2 号 (第 3 条第 1 項関係)

(表 面)

第 号	国 勢 調 査 員 証	政府統計
写真 縦 4.0cm 横 3.0cm		
氏 名	この者は、 年国勢調査の 国勢調査員であることを証明する。	
任命期間	年 月 日から 年 月 日まで	
年 月 日	総 務 省 統 計 局 長 印	

(裏 面)

注 意 事 項
1 この調査の事務を行うときは、この証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
2 この証明書を、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3 この証明書を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに市町村長に届け出なければならない。
4 この証明書は、任命期間が満了したときその他国勢調査員の身分を失ったときは、直ちに市町村長に返納しなければならない。
統 計 法 (抄)
第13条 行政機関の長は、……選挙統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に對し報告を求めることができる。
2 前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。
第41条 (前略) 業務に關して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。
第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の有期懲罰又は100万円以下の罰金に處する。(中略)
二 第41条の規定に違反して、その業務に關して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者 (後略)
<国勢調査は、総務省統計局が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。> 照会・連絡先

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 7 番とする。

別記様式第 2 号 (第 3 条第 1 項関係)

(表 面)

第 号	国 勢 調 査 員 証	政府統計
(写真)		
氏 名	この者は、 年国勢調査の 国勢調査員であることを証明する。	
任命期間	年 月 日から 年 月 日まで	
年 月 日	総 務 省 統 計 局 長 印	

(裏 面)

注 意 事 項
1 この調査の事務を行うときは、この証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
2 この証明書を、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3 この証明書を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに市町村長に届け出なければならない。
4 この証明書は、任命期間が満了したときその他国勢調査員の身分を失ったときは、直ちに市町村長に返納しなければならない。
統 計 法 (抄)
第13条 行政機関の長は、……選挙統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に對し報告を求めることができる。
2 前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。
第41条 (前略) 業務に關して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。
第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の有期懲罰又は100万円以下の罰金に處する。(中略)
二 第41条の規定に違反して、その業務に關して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者 (後略)
<国勢調査は、総務省統計局が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。> 照会・連絡先

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 7 番とする。

別記様式第 3 号 (第 3 条第 2 項関係)

(表 面)

第 号	年 国 勢 調 査
委 託 管 理 団 体 証	(業務委託証明書)
写真	縦 4.0cm 横 3.0cm
調査従事者氏名:	以下の団体は、 業務の委託管理団体であることを証明する。 委託管理団体名:
有効期間:	年 月 日から 年 月 日まで
総務省統計局 長 印	政府統計

(裏 面)

注 意 事 項
1 この調査の事務を行うときは、この証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3 この証明書を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
4 この証明書は、契約の解除により業務の委託機関でなくなったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。
統 計 法 (抄)
第41条 (前略) 業務に関し、知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。
第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲罰又は100万円以下の罰金に処する。
(中略)
二 第41条の規定に違反して、その業務に関し、知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者 (後略)
<国勢調査は、総務省統計局が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。>
照会・連絡先

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列7番とする。

別記様式第 3 号 (第 3 条第 2 項関係)

(表 面)

第 号	年 国 勢 調 査
委 託 管 理 団 体 証	(業務委託証明書)
(写真)	以下の団体は、 業務の委託管理団体であることを証明する。 委託管理団体名:
調査従事者氏名:	年 月 日から 年 月 日まで
有効期間:	年 月 日から 年 月 日まで
総務省統計局 長 印	政府統計

(裏 面)

注 意 事 項
1 この調査の事務を行うときは、この証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3 この証明書を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
4 この証明書は、契約の解除により業務の委託機関でなくなったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。
統 計 法 (抄)
第41条 (前略) 業務に関し、知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。
第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲罰又は100万円以下の罰金に処する。
(中略)
二 第41条の規定に違反して、その業務に関し、知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者 (後略)
<国勢調査は、総務省統計局が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。>
照会・連絡先

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列7番とする。

[illegible][illegible]

○総務省令第三十九号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日
総務大臣 村上誠一郎

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
（サイバーセキュリティ・情報化推進室及び企画官） 第四条 企画課に、サイバーセキュリティ・情報化推進室及び企画官二人を置く。 2 サイバーセキュリティ・情報化推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 総務省の所掌事務に関する政策のうち、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第二十二條第六項第一号及び第六十一條第六項において同じ。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する政策の企画及び立案に関する総合調整に関すること。 〔二略〕 〔3・4 略〕 第十九条 行政相談企画課に、行政相談企画官二人を置く。 〔2 略〕 第二十条 行政評価局に、調査官七人及び行政相談連携特別研究官一人を置く。 〔2 略〕 3 行政相談連携特別研究官は、命を受けて、総務省設置法（以下「法」という。）第四条第一項第十四号に規定する苦情の解決の促進について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく研究並びに関係機関等との連絡及び情報交換等を行うことにより、行政運営の改善に関する重要な政策の企画及び立案の支援を行う。 （デジタル基盤推進室、マイナンバー制度支援室及びサイバーセキュリティ対策室並びに企画官及び本人確認情報保護専門官） 第二十二條 住民制度課に、デジタル基盤推進室、マイナンバー制度支援室及びサイバーセキュリティ対策室並びに企画官及び本人確認情報保護専門官それぞれ一人を置く。 2 デジタル基盤推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 〔削る〕		（サイバーセキュリティ・情報化推進室及び企画官） 第四条 〔同上〕 2 〔同上〕 一 総務省の所掌事務に関する政策のうち、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第二十二條第二項第一号及び第六十一條第六項において同じ。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する政策の企画及び立案に関する総合調整に関すること。 〔二同上〕 〔3・4 同上〕 （行政相談企画官） 第十九条 行政相談企画課に、行政相談企画官一人を置く。 〔2 同上〕 〔調査官〕 第二十条 行政評価局に、調査官七人を置く。 〔2 同上〕 〔新設〕	

[illegible]

〔情報利用企画室及び統計データ二次的利用推進企画官〕

第六十九條 統計情報利用推進課に、情報利用企画室及び統計データ二次的利用推進企画官一人を置く。

〔2・3 略〕

〔削る〕

4 〔略〕

〔企画官等〕

第七十五條 本省に、企画官二人、調査官六人、国際研修協力官一人、国際統計交渉官一人、恩給経理官一人、恩給審査官一人、恩給審理官一人、恩給相談官一人、恩給支給官一人及び情報処理調整官一人を置く。

〔2・13 略〕

〔総務行政相談部の所掌事務〕

第二百二十五條 総務行政相談部は、次に掲げる事務をつかさどる。

〔一十八 略〕

十九 法第二十五条第二項に規定する事務のうち総務大臣の定める事務

〔二十 略〕

附 則

〔自治行政局住民制度課サイバーセキュリティ対策室の設置期間の特例〕

第十一條 自治行政局住民制度課サイバーセキュリティ対策室は、令和十年三月三十一日までの間、置かれるものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第四十号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）第二条第二項の規定に基づき、総務省定員規則の一部を改正する省令

令和七年四月一日

総務省定員規則の一部を改正する省令

総務省定員規則（平成十三年総務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

（本省及び消防庁の定員）

第一条 総務省の本省及び消防庁の定員は、次の表のとおりとする。

区 分	定 員	備 考
本 省	四、六一七人	
消 防 庁	一七五人	
合 計	四、七九二人	

（本省及び消防庁の定員）

第一条 〔同上〕

区 分	定 員	備 考
本 省	四、六二九人	
消 防 庁	一七六人	
合 計	四、八〇五人	

〔情報利用企画室並びに調査官及び統計データ二次的利用推進企画官〕

第六十九條 統計情報利用推進課に、情報利用企画室並びに調査官及び統計データ二次的利用推進企画官それぞれ一人を置く。

〔2・3 同上〕

4 調査官は、命を受けて、統計情報利用推進課の所掌事務に関する重要事項についての調査、企画及び立案を行う。

5 〔同上〕

〔企画官等〕

第七十五條 本省に、企画官三人、調査官六人、国際研修協力官一人、国際統計交渉官一人、恩給経理官一人、恩給審査官一人、恩給審理官一人、恩給相談官一人、恩給支給官一人及び情報処理調整官一人を置く。

〔2・13 同上〕

〔総務行政相談部の所掌事務〕

第二百二十五條 〔同上〕

〔一十八 同上〕

十九 総務省設置法（以下「法」という。）第二十五条第二項に規定する事務のうち総務大臣の定める事務

〔二十 同上〕

附 則

第十一條 削除

総務大臣 村上誠一郎

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の第一条及び次項の規定は、令和七年四月一日から適用する。
(定員の期間別の特例)
- 2 この省令による改正後の第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

本	区 分		期 間	定 員
	省	期		
	令和七年九月三十日までの間			四、六五八人

○法務省令第十九号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）及び法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）を実施するため、法務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

法務大臣 鈴木 馨祐

法務省組織規則の一部を改正する省令

法務省組織規則（平成十三年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
（矯正監査室及び矯正デジタル化推進室並びに矯正調査官） 第九条 総務課に、矯正監査室及び矯正デジタル化推進室並びに矯正調査官二人を置く。 〔2・3 略〕 4 矯正デジタル化推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 矯正局の所掌事務に関する行政の情報化の推進に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。 二 矯正の情報システムの整備及び管理に関すること。 三 〔略〕 5 矯正デジタル化推進室に、室長を置く。 6 〔略〕 （効果検証室及び処遇企画官） 第十五条 観察課に、効果検証室及び処遇企画官一人を置く。 2 効果検証室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 再犯の防止等（再犯の防止等の推進に関する法律（平成二十八年法律第百四号）第二条第二項に規定する再犯の防止等をいう。）に関する施策（観察課の所掌に属するものに限る。）のうち特定のものに係る効果検証に関すること。 二 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する諸課題（観察課の所掌に属するものに限る。）の解決に寄与する調査、研究及び企画に関すること。 三 効果検証室に、室長を置く。 4 処遇企画官は、命を受けて、保護観察及び刑事施設又は少年院に収容中の者の生活環境の調整に関する事務（効果検証室の所掌に属するものを除く。）のうち特定事項に係るものを調査し、企画する事務をつかさどる。		（矯正監査室並びに情報通信企画官及び矯正調査官） 第九条 総務課に、矯正監査室並びに情報通信企画官一人及び矯正調査官二人を置く。 〔2・3 同上〕 4 情報通信企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。 〔号を加える。〕 一 矯正の情報システムの整備及び管理に係るものの企画及び調整に関すること。 二 〔同上〕 三 〔項を加える。〕 5 〔同上〕 （処遇企画官） 第十五条 観察課に、処遇企画官一人を置く。 〔項を加える。〕 2 〔項を加える。〕 2 処遇企画官は、命を受けて、保護観察及び刑事施設又は少年院に収容中の者の生活環境の調整に関する事務のうち特定事項に係るものを調査し、企画する事務をつかさどる。	

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第二十号
法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十八条第四項、第十九条第二項及び第二十条第二項並びに法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十五条第三項の規定に基づき、法務局及び
地方法務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和七年四月一日
法務大臣 鈴木 馨祐

法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令
法務局及び地方法務局組織規則（平成十三年法務省令第十一号）の一部を次のように改正する。
次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに改め、改正後欄に掲
げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

第一表

改 正 後				改 正 前			
（訟務部に置く職） 第十一条 訟務部に、訟務管理官それぞれ一人、<u>上席訟務官及び訟務支援専門官（東京法務局に 限る。）</u>を置く。 （訟務管理官の職務） 第十二条 訟務管理官は、命を受けて、国の利害に関係のある争訟に関する事務のうち重要事項 についての管理、調整、企画及び立案に関する事務をつかさどる。 （上席訟務官の職務） 第十三条 訟務部の上席訟務官は、国の利害に関係のある争訟に関する事務（訟務管理官及び東 京法務局の上席訟務官については訟務支援専門官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 2 〔略〕 （訟務支援専門官の職務） 第十三条の二 訟務支援専門官は、命を受けて、国の利害に関係のある争訟に関する事務のうち 特定事項についての調整、企画及び立案に関する事務をつかさどる。 （民事行政部に置く課等） 第十四条 〔略〕 2 前項に掲げる課のほか、民事行政部に、それぞれ首席登記官二人（東京法務局及び大阪法務 局の民事行政部においてはそれぞれ三人）並びに次席登記官、総括表示登記専門官、復興事業 対策官（仙台法務局に限る。）、電子認証管理官（東京法務局に限る。）、登記情報システム管理 官及び民事行政調査官それぞれ一人（東京法務局及び大阪法務局の民事行政部の次席登記官に あつてはそれぞれ二人）を置く。 （次席登記官の職務） 第二十三条の二 〔略〕 2 札幌法務局、仙台法務局、名古屋法務局、広島法務局、高松法務局及び福岡法務局の民事行 政部の次席登記官は、不動産登記担当の首席登記官を助け、当該首席登記官の事務を整理する。 （地方法務局に置く課等） 第三十四条 地方法務局に、次に掲げる課を置く。 総務課 会計課 国籍課（さいたま地方法務局、千葉地方法務局、横浜地方法務局及び神戸地方法務局に限る。） 戸籍課 供託課 人権擁護課				（訟務部に置く職） 第十一条 訟務部に、訟務管理官それぞれ一人及び<u>上席訟務官</u>を置く。 （訟務管理官の職務） 第十二条 訟務管理官は、命を受けて、国の利害に関係のある争訟に関する事務のうち重要事項 についての管理、調整並びに企画及び立案に関する事務をつかさどる。 （上席訟務官の職務） 第十三条 訟務部の上席訟務官は、国の利害に関係のある争訟に関する事務（訟務管理官の所掌 に属するものを除く。）をつかさどる。 2 〔同上〕 〔条を加える。〕 （民事行政部に置く課等） 第十四条 〔同上〕 2 前項に掲げる課のほか、民事行政部に、それぞれ首席登記官二人（東京法務局及び大阪法務 局の民事行政部においてはそれぞれ三人）並びに次席登記官（仙台法務局、東京法務局、名古屋 法務局、大阪法務局、広島法務局及び福岡法務局に限る。）、総括表示登記専門官、復興事業 対策官（仙台法務局に限る。）、電子認証管理官（東京法務局に限る。）、登記情報システム管理 官及び民事行政調査官それぞれ一人（東京法務局及び大阪法務局の民事行政部の次席登記官に あつてはそれぞれ二人）を置く。 （次席登記官の職務） 第二十三条の二 〔同上〕 2 仙台法務局、名古屋法務局、広島法務局及び福岡法務局の民事行政部の次席登記官は、不動 産登記担当の首席登記官を助け、当該首席登記官の事務を整理する。 （地方法務局に置く課等） 第三十四条 地方法務局に、次に掲げる課を置く。 総務課 会計課 国籍課（さいたま地方法務局、横浜地方法務局及び神戸地方法務局に限る。） 戸籍課 供託課 人権擁護課			

2
〔略〕

3 前二項に定めるもののほか、地方方法務局に、首席登記官（福島地方方法務局、水戸地方方法務局、宇都宮地方方法務局、前橋地方方法務局、さいたま地方方法務局、千葉地方方法務局、横浜地方方法務局、新潟地方方法務局、長野地方方法務局、静岡地方方法務局、金沢地方方法務局、岐阜地方方法務局、津地方方法務局、大津地方方法務局、京都地方方法務局、神戸地方方法務局、岡山地方方法務局、山口地方方法務局、松山地方方法務局、長崎地方方法務局、熊本地方方法務局、大分地方方法務局、鹿児島地方方法務局、及び那覇地方方法務局においてはそれぞれ二人）並びに次席登記官（福島地方方法務局、水戸地方方法務局、さいたま地方方法務局、千葉地方方法務局、横浜地方方法務局、新潟地方方法務局、長野地方方法務局、静岡地方方法務局、岐阜地方方法務局、京都地方方法務局、神戸地方方法務局、岡山地方方法務局、松山地方方法務局、金沢地方方法務局及び鹿児島地方方法務局に限る。）、総括表示登記専門官、復興事業対策官（金沢地方方法務局及び熊本地方方法務局に限る。）、登記情報システム管理官及び人権擁護専門官（別表第一に掲げる地方方法務局に限る。神戸地方方法務局においては二人）それぞれ一人を置く。
（戸籍課の所掌事務）

第三十八条 地方方法務局の戸籍課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第十六条に定める事務に関すること（さいたま地方方法務局、千葉地方方法務局、横浜地方方法務局及び神戸地方方法務局を除く。）。

二 〔略〕

（首席登記官の職務）

第四十二条 〔略〕

2 福島地方方法務局、水戸地方方法務局、宇都宮地方方法務局、前橋地方方法務局、さいたま地方方法務局、千葉地方方法務局、横浜地方方法務局、新潟地方方法務局、長野地方方法務局、静岡地方方法務局、金沢地方方法務局、岐阜地方方法務局、津地方方法務局、大津地方方法務局、京都地方方法務局、神戸地方方法務局、岡山地方方法務局、山口地方方法務局、松山地方方法務局、長崎地方方法務局、熊本地方方法務局、大分地方方法務局、鹿児島地方方法務局及び那覇地方方法務局の首席登記官二人は、それぞれ不動産登記担当、法人登記担当とし、不動産登記担当の首席登記官は登記に関する事務（商業登記、法人の登記及び企業担保権の登記に関する事務並びに特例法第六条第二号事務を除く。）及び国庫帰属に関する事務を、法人登記担当の首席登記官は商業登記、法人の登記及び企業担保権の登記に関する事務並びに特例法第六条第二号事務をつかさどる。

3
〔略〕

（復興事業対策官の職務）

第四十三条の二 熊本地方方法務局の復興事業対策官は、命を受けて、平成二十八年熊本地震からの復興のための施策の実施に伴う登記に関する事務（商業登記、法人の登記及び企業担保権の登記に関する事務並びに特例法第六条第二号事務を除く。）について調査し、企画する事務を、金沢地方方法務局の復興事業対策官は、命を受けて、令和六年能登半島地震からの復興のための施策の実施に伴う登記に関する事務（商業登記、法人の登記及び企業担保権の登記に関する事務並びに特例法第六条第二号事務を除く。）について調査し、企画する事務をつかさどる。

（上席訟務官の定数及び配置）

第五十条 上席訟務官の定数は、法務局の訟務部及び地方方法務局を通じて百二十三以内とする。
〔略〕

2
〔同上〕

3 前二項に定めるもののほか、地方方法務局に、首席登記官（福島地方方法務局、水戸地方方法務局、宇都宮地方方法務局、前橋地方方法務局、さいたま地方方法務局、千葉地方方法務局、横浜地方方法務局、新潟地方方法務局、長野地方方法務局、静岡地方方法務局、金沢地方方法務局、岐阜地方方法務局、津地方方法務局、京都地方方法務局、神戸地方方法務局、岡山地方方法務局、山口地方方法務局、松山地方方法務局、長崎地方方法務局、熊本地方方法務局、大分地方方法務局、鹿児島地方方法務局、及び那覇地方方法務局においてはそれぞれ二人）並びに次席登記官（福島地方方法務局、水戸地方方法務局、さいたま地方方法務局、千葉地方方法務局、横浜地方方法務局、新潟地方方法務局、長野地方方法務局、静岡地方方法務局、岐阜地方方法務局、京都地方方法務局、神戸地方方法務局、岡山地方方法務局、熊本地方方法務局及び鹿児島地方方法務局に限る。）、総括表示登記専門官、復興事業対策官（熊本地方方法務局に限る。）、登記情報システム管理官及び人権擁護専門官（別表第一に掲げる地方方法務局に限る。神戸地方方法務局においては二人）それぞれ一人を置く。
（戸籍課の所掌事務）

第三十八条 地方方法務局の戸籍課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第十六条に定める事務に関すること（さいたま地方方法務局、横浜地方方法務局及び神戸地方方法務局を除く。）。

二 〔同上〕

（首席登記官の職務）

第四十二条 〔同上〕

2 福島地方方法務局、水戸地方方法務局、宇都宮地方方法務局、前橋地方方法務局、さいたま地方方法務局、千葉地方方法務局、横浜地方方法務局、新潟地方方法務局、長野地方方法務局、静岡地方方法務局、金沢地方方法務局、岐阜地方方法務局、津地方方法務局、大津地方方法務局、京都地方方法務局、神戸地方方法務局、岡山地方方法務局、山口地方方法務局、松山地方方法務局、長崎地方方法務局、熊本地方方法務局、大分地方方法務局、鹿児島地方方法務局及び那覇地方方法務局の首席登記官二人は、それぞれ不動産登記担当、法人登記担当とし、不動産登記担当の首席登記官は登記に関する事務（商業登記、法人の登記及び企業担保権の登記に関する事務並びに特例法第六条第二号事務を除く。）及び国庫帰属に関する事務を、法人登記担当の首席登記官は商業登記、法人の登記及び企業担保権の登記に関する事務並びに特例法第六条第二号事務をつかさどる。

3
〔同上〕

（復興事業対策官の職務）

第四十三条の二 地方方法務局の復興事業対策官は、命を受けて、平成二十八年熊本地震からの復興のための施策の実施に伴う登記に関する事務（商業登記、法人の登記及び企業担保権の登記に関する事務並びに特例法第六条第二号事務を除く。）について調査し、企画する事務をつかさどる。

（上席訟務官の定数及び配置）

第五十条 上席訟務官の定数は、法務局の訟務部及び地方方法務局を通じて百二十四以内とする。
〔同上〕

第二表

備考	(統括登記官の定数、配置及び職務)	
	第五十一条	法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて統括登記官八百五十六人以内を置く。
	[2・3	略]
	(表示登記専門官の定数、配置及び職務)	
	第五十二条	法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて表示登記専門官五百二十五人以内を置く。
	[2・3	略]
	附 則	
	[1・3	略]
	4	第五十二条第一項の表示登記専門官（前項に規定するものを除く。）のうち二十四人は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。
	5	[略]
6	第五十二条第一項の表示登記専門官（前三項に規定するものを除く。）のうち三人は、令和十二年三月三十一日まで置かれるものとする。	

	(統括登記官の定数、配置及び職務)	
	第五十一条	法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて統括登記官八百五十三人以内を置く。
	[2・3	同上]
	(表示登記専門官の定数、配置及び職務)	
	第五十二条	法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて表示登記専門官五百二十五人以内を置く。
	[2・3	同上]
	附 則	
	[1・3	同上]
	4	第五十二条第一項の表示登記専門官（前項に規定するものを除く。）のうち二十九人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。
	5	[同上]
	[項を加える。]	

改

正

後

改

正

前

(表示登記専門官の定数、配置及び職務) 第五十二条 法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて表示登記専門官五百三十七人以内を置く。 [2・3 略] 附 則 [1・5 略] 6 第五十二条第一項の表示登記専門官（前三項に規定するものを除く。）のうち十五人は、令和十二年三月三十一日まで置かれるものとする。 別表第一（第三十四条、第四十条関係） 地方法務局の名称 [略] 横浜地方法務局 長野地方法務局 静岡地方法務局 岐阜地方法務局 [略]				
(表示登記専門官の定数、配置及び職務) 第五十二条 法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて表示登記専門官五百二十五人以内を置く。 [2・3 同上] 附 則 [1・5 同上] 6 第五十二条第一項の表示登記専門官（前三項に規定するものを除く。）のうち三人は、令和十二年三月三十一日まで置かれるものとする。 別表第一（第三十四条、第四十条関係） 地方法務局の名称 [同上] 横浜地方法務局 静岡地方法務局 [同上]				

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二表に係る改正規定は、令和七年十月一日から施行する。

○法務省令第二十一号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第九条第三項の規定に基づき、及び同法を実施するため、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則（平成十三年法務省令第三号）の全部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

法務大臣 鈴木 馨祐

刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則

（名称及び位置）

第一条 刑務所、少年刑務所及び拘置所（以下「刑務所等」という。）の名称及び位置は、別表第一のとおりとする。

（所長）

第二条 刑務所等に、所長を置く。

2 所長は、刑務所等の事務を掌理する。

（次長）

第三条 市原青年矯正センターに、次長一人を置く。

2 次長は、所長を助け、市原青年矯正センターの事務を整理する。

（刑務所等に置く部等）

第四条 次の表の上欄に掲げる刑務所等に、それぞれ同表の下欄に掲げる部及び室を置く。

刑 務 所 等 の 名 称		部及び室の名称
府中刑務所	横浜刑務所	大阪刑務所
札幌刑務所 宮城刑務所 神戶刑務所 川越少年刑務所	福岡刑務所	広島刑務所
		高松
東京拘置所		総務部 矯正処遇部 調査・支援部 医務部 国際対策室
東日本成人矯正医療センター		総務部 矯正処遇部 医療第一部 医療第二部 准看護師養成部
喜連川社会復帰促進センター		総務部 企画調整部 矯正処遇部 調査・支援部
千葉刑務所	静岡刑務所	名古屋刑務所
分刑務所		京都刑務所
大		大
栃木刑務所		総務部 企画調整部 矯正処遇部 国際対策室
大阪拘置所		総務部 矯正処遇部 調査・支援部 医務部
網走刑務所	月形刑務所	山形刑務所
川刑務所	和歌山刑務所	長崎刑務所
名古屋拘置所		福島刑務所
加古		加古
岡崎医療刑務所	西日本成人矯正医療センター	北九州医療刑務所
その他の刑務所等（市原青年矯正センターを除く。）		総務部 矯正処遇部 調査・支援部

2 前項に掲げる部及び室のほか、島根あさひ社会復帰促進センター及び美祿社会復帰促進センターに、それぞれ更生支援企画官一人を置く。

（総務部の所掌事務）

第五条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 二 人事に関すること。
- 三 名籍に関すること。
- 四 指紋に関すること。
- 五 統計に関すること。
- 六 刑事施設視察委員会の庶務に関すること。
- 七 経理に関すること。
- 八 領置物及び保管物に関すること。
- 九 営繕に関すること。
- 十 給養に関すること。
- 十一 職員の福祉に関すること。
- 十二 前各号に掲げるもののほか、刑務所等の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（総務部に置く課及び所掌事務）

第六条 次の表の上欄に掲げる刑務所等の総務部に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	課の名称	所 掌 事 務
東日本成人矯正医療センター 島根あさひ社会復帰促進センター 美祿社会復帰促進センター	庶務課	前条第一号から第六号まで及び第十二号に掲げる事務
	経理課	前条第七号から第十一号までに掲げる事務
その他の刑務所等（市原青年矯正センターを除く。）	庶務課	前条第一号から第六号まで及び第十二号に掲げる事務
	会計課	前条第七号（用度課の所掌に属するものを除く。）及び第八号に掲げる事務
	用度課	前条第七号に掲げる事務のうち、物資の購入及び保管に関する事務並びに同条第九号から第十一号までに掲げる事務

（総務部の調査官）

第七条 前条に掲げる課のほか、喜連川社会復帰促進センター、東日本成人矯正医療センター、府中刑務所及び東京拘置所の総務部にそれぞれ調査官二人を、札幌刑務所、網走刑務所、宮城刑務所、栃木刑務所、横浜刑務所、笠松刑務所、名古屋刑務所、大阪刑務所、加古川刑務所、播磨社会復帰促進センター、和歌山刑務所、島根あさひ社会復帰促進センター、岩国刑務所、美祿社会復帰促進センター、福岡刑務所、龍刑務所、川越少年刑務所及び大阪拘置所の総務部にそれぞれ調査官一人を置く。

2 調査官は、命を受けて、総務部の所掌事務のうち特定事項に係るものを調査し、企画する事務をつかさどる。

（市原青年矯正センターの庶務課）

第八条 市原青年矯正センターに、庶務課を置く。

2 庶務課は、第五条各号に掲げる事務をつかさどる。

事務のうち
所長の指定に係る事務を整理する

担当の首席矯正外通訳に計をたてしめ、特別禁作担当に矯正外通訳を指定し、その事務のうち、所長の指定に係る事務を整理する。

担当の首席矯正処遇官を助け、その事務のうち、所長の指定に係る事務を整理する。

(市原青年矯正センターの首席矯正処遇官)

第十五条 市原青年矯正センターに首席矯正処遇官二人を置く。

2 首席矯正処遇官は、それぞれ企画調整担当及び矯正処遇担当とし、企画調整担当の首席矯正処遇官は第十一条第一号及び第二号に掲げる事務を、矯正処遇担当の首席矯正処遇官は同条第三号から第五号までに掲げる事務をつかさどる。

(調査・支援部の所掌事務)

第十六条 調査・支援部は、第十一条第四号に掲げる事務をつかさどる

(調査・支援部の首席矯正処遇官)

第十七条 調査・支援部に、それぞれ首席矯正処遇官一人を置く。

2 調査・支援部に置かれる首席矯正処遇官は、前条に規定する事務をつかさどる

(医務部及び医療部の所掌事務)

第十八条 医务部及び医療部は、保健、衛生、防疫、医療及び薬剤に関する事務（准看護師養成部の所掌に属するものを除く）をつかさどる。

(医務部又は医療部に置く課及び所掌事務)

第十九条 次の表の上欄に掲げる刑務所等の医務部又は医療部に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務はそれぞれ同表の下欄に掲げるとりとする。

刑務所等の名称		課の名称	所 掌 事 務
西日本成人矯正医療センター		保健課	保健、衛生、防疫及び薬剤に関すること。
	医療第一課		精神及び神経系疾患の医療に関すること（看護第一課及び看護第二課の所掌に属するものを除く。）
	医療第二課		内科系身体疾患の医療に関すること（看護第一課及び看護第二課の所掌に属するものを除く。）
	医療第三課		外科系身体疾患の医療に関すること（看護第一課及び看護第二課の所掌に属するものを除く。）
	医療第四課		医療共助及び外部医療機関等との連携に関すること（医事課の所掌に属するものを除く。）
	看護第一課		病室における看護に関すること。
	看護第二課		診察室、手術室その他の施設における看護に関すること（看護第一課の所掌に属するものを除く。）
	医事課		医療に附帯する事務の調整に関すること。
北九州医療刑務所 東京拘置所		保健課	保健、衛生及び防疫に関すること。
	医療第一課		精神及び神経系疾患の医療並びに薬剤に関すること（看護課の所掌に属するものを除く。）
	医療第二課		内科系身体疾患の医療に関すること（看護課の所掌に属するものを除く。）
	医療第三課		外科系身体疾患の医療に関すること（看護課の所掌に属するものを除く。）
	看護課		看護に関すること。

高松刑務所	保健課	保健、衛生及び防疫に関すること。
	医療第一課	精神及び神経系疾患の医療並びに薬剤に関すること。
	医療第二課	内科系身体疾患の医療に関すること。
	医療第三課	外科系身体疾患の医療に関すること。
	医療第四課	医療共助及び外部医療機関等との連携に関すること。
岡崎医療刑務所	保健課	保健、衛生、防疫及び薬剤に関すること。
	医療第一課	精神及び神経系疾患の医療に関すること（看護課の所掌に属するものを除く。）。
	医療第二課	身体疾患の医療に関すること（看護課の所掌に属するものを除く。）。
	看護課	看護に関すること。
札幌刑務所 宮城刑務所 府中刑務所 名古屋刑務所 大阪刑務所 広島刑務所 福岡刑務所 大塚拘置所	保健課	保健、衛生及び防疫に関すること。
	医療第一課	精神及び神経系疾患の医療並びに薬剤に関すること。
	医療第二課	内科系身体疾患の医療に関すること。
	医療第三課	外科系身体疾患の医療に関すること。
京都刑務所	保健課	保健、衛生及び防疫に関すること。
	医療第一課	精神及び神経系疾患並びに内科系身体疾患の医療並びに薬剤に関すること。
	医療第二課	外科系身体疾患の医療に関すること。
	保健課	保健、衛生及び防疫に関すること。
	医療課	医療及び薬剤に関すること。
千葉刑務所 横浜刑務所 静岡刑務所 神戸刑務所 大分刑務所 川越少年刑務所	保健課	保健、衛生及び防疫に関すること。
	医療課	医療及び薬剤に関すること。
（医療第一部の所掌事務） 第二十条 医療第一部は、第十八条に規定する事務（医療第二部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 （医療第一部に置く課及び所掌事務） 第二十一条 医療第一部に、次の表の上欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。		
課の名称	所 掌 事 務	
保健第一課	保健及び衛生に関すること。	
保健第二課	防疫及び薬剤に関すること。	
看護第一課	病室における看護に関すること。	

看護第二課	診療室、手術室その他の施設における看護に関すること（看護第一課の所掌に属するものを除く。）
医事課	医療に附帯する事務の調整に関すること。

（医療第二部の所掌事務）

第二十二條 医療第二部は、医療に関する事務（病室、診療室、手術室その他の施設における看護に関するもの及び医療に附帯する事務の調整に関するものを除く。）をつかさどる。

（医療第二部に置く課及び所掌事務）

第二十三條 医療第二部に、次の表の上欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

課の名称	所 掌 事 務
医療第一課	精神及び神経系疾患の医療に関すること。
医療第二課	内科系身体疾患の医療に関すること。
医療第三課	外科系身体疾患の医療に関すること。
医療第四課	医療共助及び外部医療機関等との連携に関すること。

（医務課等の所掌事務）

第二十四條 次の表の上欄に掲げる刑務所等に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	課の名称	所 掌 事 務
栃木刑務所	保健課	保健、衛生及び防疫に関すること。
和歌山刑務所	医療課	医療及び薬剤に関すること。
名古屋拘置所	医務課	第十八条に規定する事務
福岡拘置所		
その他の医務部又は医療部（医療第一部及び医療第二部を含む。）が置かれ、ない刑務所等（島根あさひ社会復帰促進センター及び美祿社会復帰促進センターを除く。）		

（准看護師養成部の所掌事務）

第二十五條 准看護師養成部は、准看護師の養成並びにこれに係る保健、衛生、防疫、医療及び薬剤に関する事務をつかさどる。

（国際対策室の所掌事務）

第二十六條 国際対策室は、第九条第七号に掲げる事務をつかさどる。

（国際対策室の首席矯正処遇官）

第二十七條 国際対策室に、それぞれ首席矯正処遇官一人を置く。

2 国際対策室に置かれる首席矯正処遇官は、前条に規定する事務をつかさどる。

（更生支援企画官の職務）

第二十八條 更生支援企画官は、命を受けて、刑務所等の所掌事務のうち特定事項に係るものを調査し、企画する事務をつかさどる。

（所長の代理）

第二十九條 総務部長（市原青年矯正センターにあつては、次長）は、所長に事故のあるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。

（支所の名称及び位置）

第三十條 刑務所等の支所の名称及び位置は、別表第二のとおりとする。

（支所長）

第三十一條 支所に、支所長を置く。

（支所の次長）

第三十二條 札幌刑務支所、札幌拘置支所、釧路刑務支所、福島刑務支所、横須賀刑務支所、横浜拘置支所、豊橋刑務支所、尾道刑務支所、さいたま拘置支所及び小倉拘置支所に、それぞれ次長一人を置く。

2 次長は、支所長を助け、支所の事務を整理する。

（支所に置く課及び所掌事務）

第三十三條 次の表の上欄に掲げる支所に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

支所の名称	課の名称	所 掌 事 務
札幌刑務支所	庶務課	一 第五条第一号から第五号まで及び第七号から第十一号までに掲げる事務 二 前号に掲げるもののほか、支所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
福島刑務支所	保健課	保健、衛生及び防疫に関すること。
	医療課	医療及び薬剤に関すること。
	庶務課	一 第五条第一号から第五号まで及び第七号から第十一号までに掲げる事務 二 前号に掲げるもののほか、支所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
札幌拘置支所	庶務課	一 第五条第一号から第五号まで及び第七号から第十一号までに掲げる事務 二 前号に掲げるもののほか、支所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
宇都宮拘置支所	医務課	第十八条に規定する事務
釧路刑務支所	庶務課	一 第五条第一号から第五号まで及び第七号から第十一号までに掲げる事務 二 前号に掲げるもののほか、支所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
横濱拘置支所	庶務課	一 第五条第一号から第五号まで及び第七号から第十一号までに掲げる事務 二 前号に掲げるもののほか、支所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
尾道刑務支所	庶務課	一 第五条第一号から第五号まで及び第七号から第十一号までに掲げる事務 二 前号に掲げるもののほか、支所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
さいたま拘置支所	庶務課	一 第五条第一号から第五号まで及び第七号から第十一号までに掲げる事務 二 前号に掲げるもののほか、支所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
小倉拘置支所	庶務課	一 第五条第一号から第五号まで及び第七号から第十一号までに掲げる事務 二 前号に掲げるもののほか、支所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
水戸拘置支所	庶務課	一 第五条第一号から第五号まで及び第七号から第十一号までに掲げる事務 二 前号に掲げるもののほか、支所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
浜松拘置支所	庶務課	一 第五条第一号から第五号まで及び第七号から第十一号までに掲げる事務 二 前号に掲げるもののほか、支所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
小田原拘置支所	庶務課	一 第五条第一号から第五号まで及び第七号から第十一号までに掲げる事務 二 前号に掲げるもののほか、支所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
沼津拘置支所	庶務課	一 第五条第一号から第五号まで及び第七号から第十一号までに掲げる事務 二 前号に掲げるもののほか、支所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
岡崎拘置支所	庶務課	一 第五条第一号から第五号まで及び第七号から第十一号までに掲げる事務 二 前号に掲げるもののほか、支所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
下関拘置支所	庶務課	一 第五条第一号から第五号まで及び第七号から第十一号までに掲げる事務 二 前号に掲げるもののほか、支所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
鹿児島拘置支所	庶務課	一 第五条第一号から第五号まで及び第七号から第十一号までに掲げる事務 二 前号に掲げるもののほか、支所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
鹿兒島拘置支所	庶務課	一 第五条第一号から第五号まで及び第七号から第十一号までに掲げる事務 二 前号に掲げるもののほか、支所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
松戸拘置支所	庶務課	一 第五条第一号から第五号まで及び第七号から第十一号までに掲げる事務 二 前号に掲げるもののほか、支所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
那覇拘置支所	庶務課	一 第五条第一号から第五号まで及び第七号から第十一号までに掲げる事務 二 前号に掲げるもののほか、支所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
久留米拘置支所	庶務課	一 第五条第一号から第五号まで及び第七号から第十一号までに掲げる事務 二 前号に掲げるもののほか、支所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
奈良拘置支所	庶務課	一 第五条第一号から第五号まで及び第七号から第十一号までに掲げる事務 二 前号に掲げるもののほか、支所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
堺拘置支所	庶務課	一 第五条第一号から第五号まで及び第七号から第十一号までに掲げる事務 二 前号に掲げるもののほか、支所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
津島拘置支所	庶務課	一 第五条第一号から第五号まで及び第七号から第十一号までに掲げる事務 二 前号に掲げるもののほか、支所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
尼崎拘置支所	庶務課	一 第五条第一号から第五号まで及び第七号から第十一号までに掲げる事務 二 前号に掲げるもののほか、支所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（支所の首席矯正処遇官）

第三十四條 前条に掲げる課のほか、札幌刑務支所及び福島刑務支所にそれぞれ首席矯正処遇官二人を、札幌拘置支所、釧路刑務支所、仙台拘置支所、横須賀刑務支所、横浜拘置支所、豊橋刑務支所及び小倉拘置支所にそれぞれ首席矯正処遇官一人を置く。

2 支所の首席矯正処遇官（札幌刑務支所及び福島刑務支所に置かれるものを除く。）は、第十一条各号に掲げる事務をつかさどる。

3 札幌刑務支所及び福島刑務支所の首席矯正処遇官二人は、それぞれ企画調整担当及び矯正処遇担当とし、企画調整担当の首席矯正処遇官は第十一条第一号及び第二号に掲げる事務を、矯正処遇担当の首席矯正処遇官は同条第三号から第五号までに掲げる事務をつかさどる。

名	称	位	置
札幌刑務所	札幌市		
旭川刑務所	旭川市		
帯広刑務所	帯広市		
網走刑務所	網走市		
月形刑務所	北海道樺戸郡月形町		
青森刑務所	青森市		
宮城刑務所	仙台市		
秋田刑務所	秋田市		
山形刑務所	山形市		
福島刑務所	福島市		
水戸刑務所	ひたちなか市		
栃木刑務所	栃木市		
喜連川社会復帰促進センター	さくら市		
前橋刑務所	前橋市		
千葉刑務所	千葉市		
市原刑務所	市原市		
東日本成人矯正医療センター	東京都		

(支所の矯正処遇調整官)

第三十五条 札幌刑務支所及び福島刑務支所に、それぞれ矯正処遇調整官一人を置く。

2 札幌刑務支所及び福島刑務支所の矯正処遇調整官は、命を受けて、第十一条各号に掲げる事務のうち特定事項に係るものを企画し、調整する事務をつかさどる。

(統括矯正処遇官)

第三十六条 刑務所等及びそれらの支所を通じて統括矯正処遇官六百十九人以内を置く。

2 統括矯正処遇官の配置及び事務の担当区分並びに統括矯正処遇官が分担する所掌事務の範囲は、法務大臣が定める。

(雑則)

第三十七条 この省令に定めるもののほか、刑務所等に関し必要な事項は、所長が定める。

2 所長は、前項の規定に基づき、事務分掌その他組織の細目を定めようとするときは、法務大臣の承認を受けなければならない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一(第一条関係)

一 刑務所

府中刑務所	東京都
横浜刑務所	横浜市
新潟刑務所	新潟市
甲府刑務所	甲府市
長野刑務所	須坂市
静岡刑務所	静岡市
富山刑務所	富山市
金沢刑務所	金沢市
福井刑務所	福井市
岐阜刑務所	岐阜市
笠松刑務所	岐阜県羽島郡笠松町
岡崎医療刑務所	岡崎市
名古屋刑務所	みよし市
三重刑務所	津市
京都刑務所	京都市
大阪刑務所	堺市
西日本成人矯正医療センター	堺市
神戸刑務所	明石市
加古川刑務所	加古川市
播磨社会復帰促進センター	加古川市
和歌山刑務所	和歌山市
鳥取刑務所	鳥取市
松江刑務所	松江市
島根あさひ社会復帰促進センター	浜田市
岡山刑務所	岡山市
広島刑務所	広島市
山口刑務所	山口市
岩国刑務所	岩国市
美祢社会復帰促進センター	美祢市

徳島刑務所	徳島市
高松刑務所	高松市
松山刑務所	東温市
高知刑務所	高知市
北九州医療刑務所	北九州市
福岡刑務所	福岡県糟屋郡宇美町
麓刑務所	鳥栖市
長崎刑務所	諫早市
熊本刑務所	熊本市
大分刑務所	大分市
宮崎刑務所	宮崎市
鹿児島刑務所	鹿児島県姶良郡湧水町
沖縄刑務所	南城市
二 少年刑務所	
名	位
函館少年刑務所	函館市
盛岡少年刑務所	盛岡市
川越少年刑務所	川越市
市原青年矯正センター	市原市
松本少年刑務所	松本市
姫路少年刑務所	姫路市
佐賀少年刑務所	佐賀市
三 拘置所	
名	位
東京拘置所	東京都
立川拘置所	東京都
名古屋拘置所	名古屋市
京都拘置所	京都市
大阪拘置所	大阪市
	置

刑表第二（第三十条関係） 一 刑務所の支所										神戸拘置所	
所轄刑務所										神戸市	
名 称										広島市	
位 置										福岡市	
札幌刑務所										札幌市	
札幌拘置支所										札幌市	
小樽拘置支所										小樽市	
名寄拘置支所										名寄市	
釧路刑務所										釧路市	
八戸拘置支所										八戸市	
仙台拘置支所										仙台市	
石巻拘置支所										石巻市	
古川拘置支所										大崎市	
横手拘置支所										横手市	
大館拘置支所										大館市	
米沢拘置支所										米沢市	
酒田拘置支所										酒田市	
福島刑務所										福島市	
会津若松拘置支所										会津若松市	
郡山拘置支所										郡山市	
いわき拘置支所										いわき市	
白河拘置支所										白河市	
水戸拘置支所										水戸市	
土浦拘置支所										土浦市	
下妻拘置支所										下妻市	
宇都宮拘置支所										宇都宮市	
大田原拘置支所										大田原市	
喜連川社会復帰促進センター											

前橋刑務所	足利拘置支所	足利市
	高崎拘置支所	高崎市
	太田拘置支所	太田市
千葉刑務所	木更津拘置支所	木更津市
	八日市場拘置支所	匝瑳市
横浜刑務所	横須賀刑務支所	横須賀市
	横浜拘置支所	横浜市
	小田原拘置支所	小田原市
	相模原拘置支所	相模原市
新潟刑務所	長岡拘置支所	長岡市
	上越拘置支所	上越市
	佐渡拘置支所	佐渡市
長野刑務所	上田拘置支所	上田市
静岡刑務所	浜松拘置支所	浜松市
	沼津拘置支所	沼津市
金沢刑務所	七尾拘置支所	七尾市
岐阜刑務所	岐阜拘置支所	岐阜市
	高山拘置支所	高山市
	御嵩拘置支所	岐阜県可児郡御嵩町
名古屋刑務所	豊橋刑務支所	豊橋市
	岡崎拘置支所	岡崎市
三重刑務所	四日市拘置支所	四日市市
	伊勢拘置支所	伊勢市
京都刑務所	滋賀拘置支所	大津市
	舞鶴拘置支所	舞鶴市
大阪刑務所	堺拘置支所	堺市
	岸和田拘置支所	岸和田市
	丸の内拘置支所	和歌山市
	田辺拘置支所	田辺市
	新宮拘置支所	新宮市

神戸刑務所	豊岡拘置支所	豊岡市
松江刑務所	米子拘置支所	米子市
岡山刑務所	津山拘置支所	津山市
広島刑務所	尾道刑務支所	尾道市
	呉拘置支所	呉市
	福山拘置支所	福山市
	三次拘置支所	三次市
山口刑務所	下関拘置支所	下関市
	宇部拘置支所	宇部市
	周南拘置支所	周南市
高松刑務所	丸亀拘置支所	丸亀市
松山刑務所	西条刑務支所	西条市
	今治拘置支所	今治市
	宇和島拘置支所	宇和島市
	大洲拘置支所	大洲市
高知刑務所	中村拘置支所	四万十市
福岡刑務所	大牟田拘置支所	大牟田市
	久留米拘置支所	久留米市
	飯塚拘置支所	飯塚市
	厳原拘置支所	対馬市
長崎刑務所	佐世保拘置支所	佐世保市
	島原拘置支所	島原市
	五島拘置支所	五島市
熊本刑務所	八代拘置支所	八代市
	天草拘置支所	天草市
	中津拘置支所	中津市
大分刑務所	都城拘置支所	都城市
宮崎刑務所	延岡拘置支所	延岡市

鹿兒島刑務所		鹿兒島拘置支所		鹿兒島市	
沖繩刑務所		大島拘置支所		奄美市	
		八重山刑務支所		石垣市	
		那覇拘置支所		那覇市	
		宮古拘置支所		宮古島市	
二 少年刑務所の支所					
所轄少年刑務所		名 称		位 置	
		一関拘置支所		一関市	
		さいたま拘置支所		さいたま市	
		熊谷拘置支所		熊谷市	
川越少年刑務所					
○法務省令第二十二号 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十条第三項及び第十一条第三項の規定に基づき、少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令 令和七年四月一日 少年院及び少年鑑別所組織規則（平成十三年法務省令第四号）の一部を次のように改正する。 少年院及び少年鑑別所組織規則（平成十三年法務省令第四号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこのように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。					
改		正		後	
第五條 〔略〕 〔2・3 略〕		第五條 〔同上〕 〔2・3 同上〕		第五條 〔同上〕 〔2・3 同上〕	
4 前三項に掲げる課のほか、少年院に、首席専門官一人（北海道少年院、東北少年院、榛名女子学園、多摩少年院、瀬戸少年院、浪速少年院、広島少年院及び福岡少年院にあつては二人、東日本少年矯正医療・教育センターにあつては三人）を置く。 （少年院の首席専門官の職務）		4 前三項に掲げる課のほか、少年院に、首席専門官一人（北海道少年院、東北少年院、多摩少年院、瀬戸少年院、浪速少年院、広島少年院及び福岡少年院にあつては二人、東日本少年矯正医療・教育センターにあつては三人）を置く。 （少年院の首席専門官の職務）		4 前三項に掲げる課のほか、少年院に、首席専門官一人（北海道少年院、東北少年院、多摩少年院、瀬戸少年院、浪速少年院、広島少年院及び福岡少年院にあつては二人、東日本少年矯正医療・教育センターにあつては三人）を置く。 （少年院の首席専門官の職務）	
第十條 〔略〕		第十條 〔同上〕		第十條 〔同上〕	
2 北海道少年院、東北少年院、榛名女子学園、多摩少年院、瀬戸少年院、浪速少年院、広島少年院及び福岡少年院の首席専門官二人は、それぞれ教育担当及び支援担当とし、教育担当の首席専門官は前項第三号及び第五号から第七号までに掲げる事務を、支援担当の首席専門官は同項第一号、第二号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。		2 北海道少年院、東北少年院、多摩少年院、瀬戸少年院、浪速少年院、広島少年院及び福岡少年院の首席専門官二人は、それぞれ教育担当及び支援担当とし、教育担当の首席専門官は前項第三号及び第五号から第七号までに掲げる事務を、支援担当の首席専門官は同項第一号、第二号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。		2 北海道少年院、東北少年院、多摩少年院、瀬戸少年院、浪速少年院、広島少年院及び福岡少年院の首席専門官二人は、それぞれ教育担当及び支援担当とし、教育担当の首席専門官は前項第三号及び第五号から第七号までに掲げる事務を、支援担当の首席専門官は同項第一号、第二号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。	
3 〔略〕 （少年院の統括専門官）		3 〔同上〕 （少年院の統括専門官）		3 〔同上〕 （少年院の統括専門官）	
第十五條 少年院及びその分院を通じて統括専門官百三十七人以内を置く。 〔2・3 略〕 （少年鑑別所に置く課等）		第十五條 少年院及びその分院を通じて統括専門官百三十八人以内を置く。 〔2・3 同上〕 （少年鑑別所に置く課等）		第十五條 少年院及びその分院を通じて統括専門官百三十八人以内を置く。 〔2・3 同上〕 （少年鑑別所に置く課等）	
第十八條 〔略〕		第十八條 〔同上〕		第十八條 〔同上〕	
2 前項の課のほか、少年鑑別所（旭川少年鑑別所、青森少年鑑別所、秋田少年鑑別所、松江少年鑑別所、徳島少年鑑別所、高知少年鑑別所及び佐賀少年鑑別所を除く。）に、それぞれ首席専門官一人を置く。		2 前項の課のほか、少年鑑別所（旭川少年鑑別所、青森少年鑑別所、秋田少年鑑別所、松江少年鑑別所、徳島少年鑑別所及び高知少年鑑別所を除く。）に、それぞれ首席専門官一人を置く。		2 前項の課のほか、少年鑑別所（旭川少年鑑別所、青森少年鑑別所、秋田少年鑑別所、松江少年鑑別所、徳島少年鑑別所及び高知少年鑑別所を除く。）に、それぞれ首席専門官一人を置く。	
		松本少年刑務所		飯田拘置支所	
		三 拘置所の支所		上諏訪拘置支所	
		所轄拘置所		諏訪市	
		東京拘置所		松戸市	
		名古屋拘置所		一宮市	
		京都拘置所		半田市	
		大阪拘置所		奈良市	
		福岡拘置所		大和高田市	
		小倉拘置支所		北九州市	
		尼崎拘置支所		姫路市	
		上諏訪拘置支所		飯田市	
		姫路拘置支所		諏訪市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	
		姫路拘置支所		姫路市	
		姫路市		諏訪市	
		飯田拘置支所		飯田市	
		上諏訪拘置支所		諏訪市	

(地域非行防止調整官)

第二十二條 東京少年鑑別所及び大阪少年鑑別所にそれぞれ地域非行防止調整官三人を、名古屋少年鑑別所に地域非行防止調整官二人を、札幌少年鑑別所、仙台少年鑑別所、さいたま少年鑑別所、千葉少年鑑別所、東京西少年鑑別所、横浜少年鑑別所、静岡少年鑑別所、京都少年鑑別所、神戸少年鑑別所、岡山少年鑑別所、広島少年鑑別所、高松少年鑑別所及び福岡少年鑑別所にそれぞれ地域非行防止調整官一人を置く。

2 [略]

(鑑別調査官)

第二十三條 さいたま少年鑑別所、千葉少年鑑別所、東京少年鑑別所及び大阪少年鑑別所に、それぞれ鑑別調査官一人を置く。

2 [略]

別表第一 (第一条関係)

名	称	位	置
[略]			
[項を削る。]			
[略]			

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第二十三号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十四条第三項の規定に基づき、保護観察所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

保護観察所組織規則の一部を改正する省令

保護観察所組織規則（平成十九年法務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

(保護観察所に置く課等)

第二條 [略]

2 前項に掲げる課のほか、東京保護観察所及び大阪保護観察所に、それぞれ民間活動支援専門官一人、首席保護観察官二人、社会復帰対策官一人及び首席社会復帰調整官一人を、横浜保護観察所及び名古屋保護観察所に、それぞれ首席保護観察官二人、社会復帰対策官一人及び首席社会復帰調整官一人を、さいたま保護観察所、千葉保護観察所、神戸保護観察所、広島保護観察所及び福岡保護観察所に、それぞれ首席保護観察官二人及び首席社会復帰調整官一人を、札幌保護観察所及び仙台保護観察所に、それぞれ首席保護観察官一人及び首席社会復帰調整官一人を、福島保護観察所、水戸保護観察所、宇都宮保護観察所、前橋保護観察所、静岡保護観察所、京都保護観察所、岡山保護観察所、高松保護観察所及び那覇保護観察所に、それぞれ首席保護観察官一人を、長崎保護観察所に、社会復帰対策官一人を置く。

(地域非行防止調整官)

第二十二條 東京少年鑑別所及び大阪少年鑑別所にそれぞれ地域非行防止調整官三人を、札幌少年鑑別所、仙台少年鑑別所、さいたま少年鑑別所、千葉少年鑑別所、東京西少年鑑別所、横浜少年鑑別所、静岡少年鑑別所、名古屋少年鑑別所、京都少年鑑別所、神戸少年鑑別所、岡山少年鑑別所、広島少年鑑別所、高松少年鑑別所及び福岡少年鑑別所にそれぞれ地域非行防止調整官一人を置く。

2 [同上]

(鑑別調査官)

第二十三條 さいたま少年鑑別所、東京少年鑑別所及び大阪少年鑑別所に、それぞれ鑑別調査官一人を置く。

2 [同上]

別表第一 (第一条関係)

名	称	位	置
[同上]			
豊ヶ岡学園		豊明市	
[同上]			

改 正 前

(保護観察所に置く課等)

第二條 [同上]

2 前項に掲げる課のほか、東京保護観察所及び大阪保護観察所に、それぞれ民間活動支援専門官一人、首席保護観察官二人、社会復帰対策官一人及び首席社会復帰調整官一人を、横浜保護観察所及び名古屋保護観察所に、それぞれ首席保護観察官二人、社会復帰対策官一人及び首席社会復帰調整官一人を、さいたま保護観察所、千葉保護観察所、神戸保護観察所、広島保護観察所及び福岡保護観察所に、それぞれ首席保護観察官二人及び首席社会復帰調整官一人を、札幌保護観察所及び仙台保護観察所に、それぞれ首席保護観察官一人及び首席社会復帰調整官一人を、福島保護観察所、水戸保護観察所、宇都宮保護観察所、静岡保護観察所、京都保護観察所、岡山保護観察所及び高松保護観察所に、それぞれ首席保護観察官一人を、長崎保護観察所に、社会復帰対策官一人を置く。

法務大臣 鈴木 馨祐

（企画調整課の所掌事務） 第三条 〔略〕 〔一〇十二 略〕 十三 前各号に掲げるもののほか、保護観察所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する こと（福島保護観察所、水戸保護観察所、宇都宮保護観察所、前橋保護観察所、静岡保護観 察所、京都保護観察所、岡山保護観察所、高松保護観察所及び那覇保護観察所の企画調整課 においては第五条各号に掲げる事務を、その他の保護観察所（札幌保護観察所、仙台保護観 察所、さいたま保護観察所、千葉保護観察所、東京保護観察所、横浜保護観察所、名古屋保 護観察所、大阪保護観察所、神戸保護観察所、広島保護観察所及び福岡保護観察所を除く。） の企画調整課においては第四条第一項各号及び第五条各号に掲げる事務をそれぞれ除く。） （統括保護観察官） 第八条 保護観察所及びその支部を通じて統括保護観察官百五十五人以内を置く。 〔二・三 略〕 （統括社会復帰調整官） 第九条 保護観察所及びその支部を通じて統括社会復帰調整官四十一人以内を置く。 〔二・三 略〕 備考 表中の「」の記載は注記である。		（企画調整課の所掌事務） 第三条 〔同上〕 〔一〇十二 同上〕 十三 前各号に掲げるもののほか、保護観察所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する こと（福島保護観察所、水戸保護観察所、宇都宮保護観察所、静岡保護観察所、京都保護観 察所、岡山保護観察所及び高松保護観察所の企画調整課においては第五条各号に掲げる事務 を、その他の保護観察所（札幌保護観察所、仙台保護観察所、さいたま保護観察所、千葉保 護観察所、東京保護観察所、横浜保護観察所、名古屋保護観察所、大阪保護観察所、神戸保 護観察所、広島保護観察所及び福岡保護観察所を除く。）の企画調整課においては第四条第一 項各号及び第五条各号に掲げる事務をそれぞれ除く。） （統括保護観察官） 第八条 保護観察所及びその支部を通じて統括保護観察官百五十七人以内を置く。 〔二・三 同上〕 （統括社会復帰調整官） 第九条 保護観察所及びその支部を通じて統括社会復帰調整官四十人以内を置く。 〔二・三 同上〕 備考 表中の「」の記載は注記である。																
この省令は、公布の日から施行する。 法務省令第二十四号 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第三十条第三項の規定に基づき、入国者収容所組織規則の一部を改正する省令 令和七年四月一日 入国者収容所組織規則の一部を改正する省令 入国者収容所組織規則（平成三十一年法務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分の ように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を 付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄 に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、 を削る。 <table><tr><td>改</td><td>正</td><td>後</td></tr><tr><td colspan="3"> （総務課の所掌事務） 第四条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 〔一〇五 略〕 六 職員の福利厚生に関すること。 〔七〇十一 略〕 （会計課の所掌事務） 第五条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。 〔一〇四 略〕 〔号を削る。〕 〔号を削る。〕 五・六 〔略〕 </td></tr><tr><td colspan="3"> 備考 表中の「」の記載は注記である。 </td></tr></table>		改	正	後	（総務課の所掌事務） 第四条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 〔一〇五 略〕 六 職員の福利厚生に関すること。 〔七〇十一 略〕 （会計課の所掌事務） 第五条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。 〔一〇四 略〕 〔号を削る。〕 〔号を削る。〕 五・六 〔略〕			備考 表中の「」の記載は注記である。			法務大臣 鈴木 馨祐 <table><tr><td>改</td><td>正</td><td>前</td></tr><tr><td colspan="3"> （総務課の所掌事務） 第四条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 〔一〇五 同上〕 六 職員の健康管理に関すること。 〔七〇十一 同上〕 （会計課の所掌事務） 第五条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。 〔一〇四 同上〕 五 職員の福利厚生に関すること。 六 ボイラー及び炊事場の運営に関すること。 七・八 〔同上〕 </td></tr></table>		改	正	前	（総務課の所掌事務） 第四条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 〔一〇五 同上〕 六 職員の健康管理に関すること。 〔七〇十一 同上〕 （会計課の所掌事務） 第五条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。 〔一〇四 同上〕 五 職員の福利厚生に関すること。 六 ボイラー及び炊事場の運営に関すること。 七・八 〔同上〕		
改	正	後																
（総務課の所掌事務） 第四条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 〔一〇五 略〕 六 職員の福利厚生に関すること。 〔七〇十一 略〕 （会計課の所掌事務） 第五条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。 〔一〇四 略〕 〔号を削る。〕 〔号を削る。〕 五・六 〔略〕																		
備考 表中の「」の記載は注記である。																		
改	正	前																
（総務課の所掌事務） 第四条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 〔一〇五 同上〕 六 職員の健康管理に関すること。 〔七〇十一 同上〕 （会計課の所掌事務） 第五条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。 〔一〇四 同上〕 五 職員の福利厚生に関すること。 六 ボイラー及び炊事場の運営に関すること。 七・八 〔同上〕																		

法務大臣 鈴木 馨祐

○法務省令第二十五号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第三十一条第五項、第三十二条第三項及び第三十三条第二項の規定に基づき、地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令

地方出入国在留管理局組織規則（平成三十一年法務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後

（地方出入国在留管理局に置く課等）

第一条 「略」

2 前項に掲げる課及び室のほか、札幌出入国在留管理局、仙台出入国在留管理局及び高松出入国在留管理局にそれぞれ監理官一人、首席審査官二人及び首席入国警備官一人を、東京出入国在留管理局に監理官一人、審査監理官三人、警備監理官二人、首席審査官十八人及び首席入国警備官十人を、名古屋出入国在留管理局に審査監理官一人、警備監理官一人、首席審査官十一人及び首席入国警備官五人を、大阪出入国在留管理局に審査監理官一人、警備監理官一人、首席審査官九人及び首席入国警備官五人を、広島出入国在留管理局に監理官一人、首席審査官三人及び首席入国警備官一人を、福岡出入国在留管理局に監理官一人、首席審査官四人及び首席入国警備官一人を置く。

（首席審査官の職務）

第七条 「略」

2 地方出入国在留管理局に置かれる首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分 担 事 務
札幌出入国在留管理局	審査第一担当	前項第二十号から第三十三号までに掲げる事務、審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十七号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務
	審査第二担当	前項第一号（審査第一担当が分担する事務を除く）、第二号から第四号まで、第五号（審査第一担当が分担する事務を除く）、第六号から第八号まで、第九号（審査第一担当が分担する事務を除く）、第十号から第十七号まで、第十八号（審査第一担当が分担する事務を除く）、第十九号、第三十四号から第三十六号まで及び第三十七号（審査第一担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務

改正前

（地方出入国在留管理局に置く課等）

第一条 「同上」

2 前項に掲げる課及び室のほか、仙台出入国在留管理局に監理官一人、首席審査官二人及び首席入国警備官一人を、東京出入国在留管理局に監理官一人、審査監理官三人、警備監理官二人、首席審査官十八人及び首席入国警備官十人を、名古屋出入国在留管理局に審査監理官一人、警備監理官一人、首席審査官十一人及び首席入国警備官五人を、大阪出入国在留管理局に審査監理官一人、警備監理官一人、首席審査官九人及び首席入国警備官五人を、広島出入国在留管理局に監理官一人、首席審査官三人及び首席入国警備官一人を、福岡出入国在留管理局に監理官一人、首席審査官四人及び首席入国警備官一人を、その他の地方出入国在留管理局に監理官一人、首席審査官及び首席入国警備官それぞれ一人を置く。

（首席審査官の職務）

第七条 「同上」

2 仙台出入国在留管理局、東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局、大阪出入国在留管理局、広島出入国在留管理局及び福岡出入国在留管理局に置かれる首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分 担 事 務
		「項を加える。」

「略」

「同上」

広島出入国在留管理局		〔略〕	
高松出入国在留管理局		審査第一担当	前項第一号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第二号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第三号、第四号、第五号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第九号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十二号、第十四号、第十五号、第十八号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第二十号から第三十三号まで及び第三十七号（審査第二担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
		審査第二担当	前項第二号（再入国の許可及び再入国の許可の取消しに関する事務に限る。）、第六号から第八号まで、第十号、第十一号、第十三号、第十六号、第十七号、第十九号及び第三十四号から第三十六号までに掲げる事務、難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第九号、第十八号及び第三十七号に掲げる事務並びに入管法別表第一又は別表第二の上欄の在留資格を目的とする外国人について、同項第五号、第九号及び第三十七号に掲げる事務
〔略〕			

3
〔略〕
（審査監理官の職務）
第十条 審査監理官は、命を受けて、第七条第一項各号に掲げる事務及び同条第三項に規定する事務を総括する。

（統括審査官）
第二十五条 地方出入国在留管理局、地方出入国在留管理局の支局、地方出入国在留管理局の出張所及び地方出入国在留管理局の支局の出張所を通じて統括審査官四百十人以内を置く。
〔2・3 略〕
（審査指導官）
第二十五条の二 地方出入国在留管理局、地方出入国在留管理局の支局、地方出入国在留管理局の出張所及び地方出入国在留管理局の支局の出張所を通じて審査指導官五十二人以内を置く。
〔2・3 略〕
（統括入国警備官）
第二十六条 地方出入国在留管理局、地方出入国在留管理局の支局、地方出入国在留管理局の出張所及び地方出入国在留管理局の支局の出張所を通じて統括入国警備官百四十六人以内を置く。

広島出入国在留管理局		〔同上〕	
〔項を加える。〕			
〔同上〕			

3
〔同上〕
（審査監理官の職務）
第十条 審査監理官は、命を受けて、第七条第一項各号（名古屋出入国在留管理局及び大阪出入国在留管理局に置かれる審査監理官においては、第二十号から第三十三号までを除く。）に掲げる事務及び同条第三項に規定する事務を総括する。

（統括審査官）
第二十五条 地方出入国在留管理局、地方出入国在留管理局の支局、地方出入国在留管理局の出張所及び地方出入国在留管理局の支局の出張所を通じて統括審査官四百二人以内を置く。
〔2・3 同上〕
（審査指導官）
第二十五条の二 地方出入国在留管理局、地方出入国在留管理局の支局、地方出入国在留管理局の出張所及び地方出入国在留管理局の支局の出張所を通じて審査指導官五十人以内を置く。
〔2・3 同上〕
（統括入国警備官）
第二十六条 地方出入国在留管理局、地方出入国在留管理局の支局、地方出入国在留管理局の出張所及び地方出入国在留管理局の支局の出張所を通じて統括入国警備官百四十三人以内を置く。

(警備指導官)

第二十六条の二 地方出入国在留管理局、地方出入国在留管理局の支局、地方出入国在留管理局の出張所及び地方出入国在留管理局の支局の出張所を通じて警備指導官十一人以内を置く。

[2・3 略]

備考 表中の「」の記載及びその標記部分に二重傍線を付した規定の当該標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第二十六号

公安調査庁設置法（昭和二十七年法律第二百四十一号）第十一条第五項の規定に基づき、公安調査庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

法務大臣 鈴木 馨祐

公安調査庁組織規則の一部を改正する省令

公安調査庁組織規則（平成十三年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を削り、改正後欄に掲げる対象規定を加える。

改	正	後	前
目次		目次	
第一章・第二章 略		第一章・第二章 同上	
第三章 略		第三章 同上	
第一節 略		第一節 同上	
第一款 部の設置等（第十六条―第二十条）		第一款 部の設置等（第十六条―第二十条の二）	
第二款 職の設置等		第二款 職の設置等	
第一目 総務部（第二十条の二・第二十一条）		第一目 総務部（第二十一条）	
第二目・第三目 略		第二目・第三目 同上	
第二節 略		第二節 同上	
第四章 略		第四章 同上	
附則		附則	
〔条を削る。〕		〔条を加える。〕	
第三章 略		第三章 同上	
第一節 略		第一節 同上	
第一款 略		第一款 同上	
第二款 略		第二款 同上	
第一目 略		第一目 同上	
〔部次長〕		〔部次長〕	
第二十条の二 総務部に、それぞれ次長一人を置く。		第二十条の二 関東公安調査局、中部公安調査局及び近畿公安調査局の総務部に、それぞれ次長一人を置く。	
2 次長は、部長を助け、部の事務を整理する。		2 次長は、部長を助け、部の事務を整理する。	
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。		備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	
附則		附則	
この省令は、公布の日から施行する。		この省令は、公布の日から施行する。	

○法務省令第二十七号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、法務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

法務省定員規則の一部を改正する省令

法務省定員規則（平成十三年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

法務大臣 鈴木 馨祐

改正後

（本省及び各外局別の定員）

第一条 法務省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	四七、一四七人	一 うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二 うち、一一、八五八人は、検察庁の職員の定員とする。
出入国在留管理庁	六、四九九人	
公安審査委員会	四人	事務局の職員の定員とする。
公安調査庁	一、八三〇人	
合計	五五、四八〇人	

改正前

（本省及び各外局別の定員）

第一条 法務省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	四七、三七四人	一 うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二 うち、一一、八六二人は、検察庁の職員の定員とする。
出入国在留管理庁	六、三五八人	
公安審査委員会	四人	事務局の職員の定員とする。
公安調査庁	一、七九九人	
合計	五五、五三五人	

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務省定員規則第一条及び次項の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（定員の期間別の特例）

2 この省令による改正後の法務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期 間	定 員	備 考
本省	令和七年九月三十日まで の間	四七、二四二人	一 うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二 うち、一一、八六五人は、検察庁の職員の定員とする。
	令和七年十月一日から同 年十二月三十一日までの 間	四七、一五四人	一 うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二 うち、一一、八六五人は、検察庁の職員の定員とする。
出入国在留管理 庁	令和七年九月三十日まで の間	六、五一九人	

○法務省令第二十八号

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百条第三項（同法第八十二条第二項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百八十八条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

法務大臣 鈴木 馨祐

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成十八年法務省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改	正	後
（死亡手当金及び障害手当金の額の算出の基準） 第六十二条 〔略〕 2 死亡手当金及び障害手当金の額の算出の基礎となる額（以下この条において「支給基礎日額」という。）は、四千九十円とする。 〔3ゝ9 略〕	（死亡手当金及び障害手当金の額の算出の基準） 第六十二条 〔同上〕 2 死亡手当金及び障害手当金の額の算出の基礎となる額（以下この条において「支給基礎日額」という。）は、四千二十円とする。 〔3ゝ9 同上〕	改 正 前

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日前に支給事由が生じた刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第百条第一項又は第二項（これらの規定を同法第八十二条第二項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による死亡手当金又は障害手当金の支給については、なお従前の例による。

○法務省令第二十九号

警察署内の留置場に拘禁又は留置せらるる者の費用に関する法律（明治三十五年法律第十一号）の規定に基づき、警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

法務大臣 鈴木 馨祐

警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令

警察拘禁費用償還規則（昭和三十五年法務省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改	正	後
警察署内の留置場に拘禁又は留置せらるる者の費用に関する法律（明治三十五年法律第十一号）の規定により監獄費から都道府県に償還すべき費額は、一人一日につき千八百六十円とする。ただし、拘禁又は留置の初日は一日として計算し、釈放の日は算入しないものとする。	警察署内の留置場に拘禁又は留置せらるる者の費用に関する法律（明治三十五年法律第十一号）の規定により監獄費から都道府県に償還すべき費額は、一人一日につき千八百四十円とする。ただし、拘禁又は留置の初日は一日として計算し、釈放の日は算入しないものとする。	改 正 前

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第四十号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、財務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

財務大臣 加藤 勝信

財務省定員規則の一部を改正する省令
財務省定員規則（平成十三年財務省令第三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後				改 正 前			
（本省及び国税庁の定員）				（本省及び国税庁の定員）			
第一条 財務省の本省及び国税庁の定員は、次の表のとおりとする。				第一条 財務省の本省及び国税庁の定員は、次の表のとおりとする。			
区 分	定 員	備 考		区 分	定 員	備 考	
本 省	一七、〇六一人			本 省	一七、〇〇八人		
国 税 庁	五六、〇一八人			国 税 庁	五六、三八〇人		
合 計	七三、〇七九人			合 計	七三、三八八人		

附 則
1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の財務省定員規則第一条及び次項の規定は、令和七年四月一日から適用する。
2 改正後の財務省定員規則第一条の規定にかかわらず、本省の定員は、令和七年九月三十日までの間においては、一七、〇九五とする。
○財務省令第四十一号
地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第十条及び地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第六十四号）第三条の規定に基づき、地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和七年四月一日
財務大臣 加藤 勝信

地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令
地震保険に関する法律施行規則（昭和四十一年大蔵省令第三十五号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（再保険契約） 第一条の三 令第三条に規定する財務省令で定める金額は<u>十一兆五千八百九十五億円</u>とし、同条に規定する財務省令で定める割合は、<u>法第三条第二項に規定する保険金の合計額のうち四千五百億円を超える部分の金額から三百四十八億円を控除した金額の当該を超える部分の金額</u>に対する割合とする。	（再保険契約） 第一条の三 令第三条に規定する財務省令で定める金額は<u>十一兆六千九百九十三億円</u>とし、同条に規定する財務省令で定める割合は、<u>法第三条第二項に規定する保険金の合計額のうち三千八百七億円を超える部分の金額から五百九十七億円を控除した金額の当該を超える部分の金額</u>に対する割合とする。

附 則
（施行期日）
1 この省令は、公布の日の翌日から施行する。
（経過措置）
2 この省令による改正後の地震保険に関する法律施行規則第一条の三の規定は、この省令の施行の日以後に締結する地震保険に関する法律第三条第一項の再保険契約について適用し、同日前に締結した同項の再保険契約については、なお従前の例による。
○文部科学省令第十一号
義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）第一条第四号、第六号、第八号、第十号、第十二号、第十四号、第十六号及び第十八号の規定に基づき、義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和七年四月一日
文部科学大臣 阿部 俊子
義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則（平成十六年文部科学省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一、別表第二、別表第三、別表第八、別表第九及び別表第十を次のように改める。

別表第一（第二条、附則第三条関係）

経 験 年 数		月 額
		円
18年未満		411,900
18年以上	19年未満	412,000
19年以上	20年未満	412,100
20年以上	21年未満	412,200
21年以上	22年未満	412,300
22年以上	23年未満	412,500
23年以上	24年未満	417,800
24年以上	25年未満	423,300
25年以上	26年未満	428,000
26年以上	27年未満	432,800
27年以上	28年未満	437,500
28年以上	29年未満	442,500
29年以上	30年未満	450,200
30年以上	31年未満	452,300
31年以上		455,400
暫定再任用		412,900

別表第二（第二条、附則第三条関係）

経 験 年 数		月 額
		円
8 年未満		324,800
8 年以上	9 年未満	329,700
9 年以上	10年未満	334,600
10年以上	11年未満	339,500
11年以上	12年未満	344,300
12年以上	13年未満	353,600
13年以上	14年未満	357,800
14年以上	15年未満	363,700
15年以上	16年未満	370,000
16年以上	17年未満	375,100
17年以上	18年未満	380,400
18年以上	19年未満	385,400
19年以上	20年未満	390,100
20年以上	21年未満	395,100
21年以上	22年未満	399,900
22年以上	23年未満	403,700
23年以上	24年未満	408,900

24年以上	25年未満	412,900
25年以上	26年未満	418,000
26年以上	27年未満	421,500
27年以上	28年未満	423,900
28年以上	29年未満	425,900
29年以上	30年未満	427,300
30年以上	32年未満	432,300
32年以上	33年未満	434,400
33年以上	34年未満	435,500
34年以上		437,400
暫定再任用		338,500

別表第三（第二条、第三条、附則第三条関係）

経 験 年 数		月 額
		円
8 年未満		303,900
8 年以上	9 年未満	310,100
9 年以上	10年未満	312,900
10年以上	11年未満	319,700
11年以上	12年未満	326,000
12年以上	13年未満	335,500
13年以上	14年未満	341,000
14年以上	15年未満	347,200
15年以上	16年未満	353,600
16年以上	17年未満	359,500
17年以上	18年未満	364,400
18年以上	19年未満	369,300
19年以上	20年未満	374,100
20年以上	21年未満	378,700
21年以上	22年未満	382,800
22年以上	23年未満	386,400
23年以上	24年未満	390,800
24年以上	25年未満	394,400
25年以上	26年未満	398,800
26年以上	27年未満	402,200
27年以上	28年未満	404,700
28年以上	29年未満	407,100
29年以上	30年未満	409,000
30年以上	32年未満	413,800
32年以上	33年未満	414,900
33年以上	34年未満	416,200

34年以上	36年未満	417,600
36年以上	37年未満	418,300
37年以上		419,000
暫定再任用		303,400

別表第八（第五条、附則第三条関係）

経 験 年 数		月 額
		円
18年未満		417,900
18年以上	19年未満	418,900
19年以上	20年未満	419,900
20年以上	21年未満	420,900
21年以上	22年未満	422,000
22年以上	23年未満	424,000
23年以上	24年未満	430,100
24年以上	25年未満	436,600
25年以上	26年未満	443,400
26年以上	27年未満	448,900
27年以上	28年未満	456,800
28年以上	29年未満	466,900
29年以上	30年未満	472,600
30年以上		480,400
暫定再任用		422,900

別表第九（第五条、附則第三条関係）

経 験 年 数		月 額
		円
11年未満		346,100
11年以上	12年未満	350,800
12年以上	13年未満	355,600
13年以上	14年未満	360,400
14年以上	15年未満	364,900
15年以上	16年未満	371,200
16年以上	17年未満	377,500
17年以上	18年未満	382,800
18年以上	19年未満	389,400
19年以上	20年未満	395,000
20年以上	21年未満	401,200
21年以上	22年未満	407,300
22年以上	23年未満	412,100
23年以上	24年未満	417,700
24年以上	25年未満	423,300
25年以上	26年未満	428,400
26年以上	27年未満	434,400

27年以上	28年未満	440,200
28年以上	29年未満	446,100
29年以上	30年未満	455,100
30年以上	31年未満	458,900
31年以上	32年未満	464,500
32年以上		464,600
暫定再任用		345,300

別表第十（第五条、附則第三条関係）

経 験 年 数		月 額
		円
11年未満		323,400
11年以上	12年未満	329,600
12年以上	13年未満	336,800
13年以上	14年未満	342,700
14年以上	15年未満	348,300
15年以上	16年未満	354,500
16年以上	17年未満	361,000
17年以上	18年未満	366,600
18年以上	19年未満	373,100
19年以上	20年未満	378,900
20年以上	21年未満	384,700
21年以上	22年未満	390,200
22年以上	23年未満	394,600
23年以上	24年未満	400,000
24年以上	25年未満	404,700
25年以上	26年未満	409,200
26年以上	27年未満	413,800
27年以上	28年未満	417,700
28年以上	29年未満	421,600
29年以上	30年未満	426,900
30年以上	31年未満	431,300
31年以上	32年未満	434,100
32年以上	33年未満	434,200
33年以上	34年未満	435,000
34年以上	36年未満	435,500
36年以上	37年未満	436,000
37年以上		436,500
暫定再任用		308,200

説 明

この通達は、公布の日から施行し、令和七年度分の教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担金から適用する。

○文部科学省令第十二号

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第八十一条第五項の規定に基づき、国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令

国立教育政策研究所組織規則（平成十三年文部科学省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
(総括研究官の総数)		(総括研究官の総数)	
第五十二条 第十三条第一項、第十五条第一項、第十七条第一項、第十九条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十九条第一項、第三十三条第一項、第四十三条第一項、第四十五条第一項及び第五十一条第一項に規定する総括研究官の総数は、三十一人とする。		第五十二条 第十三条第一項、第十五条第一項、第十七条第一項、第十九条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十九条第一項、第三十三条第一項、第四十三条第一項、第四十五条第一項及び第五十一条第一項に規定する総括研究官の総数は、三十二人とする。	

附 則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の国立教育政策研究所組織規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

○文部科学省令第十三号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）第二条第二項の規定に基づき、文部科学省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

文部科学省定員規則の一部を改正する省令

文部科学省定員規則（平成十三年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

（本省及び各外局別の定員）

第一条

文部科学省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区 分	定 員	備 考
本 省	一、八一三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
ス ポ ー ツ 庁	一〇八人	
文 化 庁	二九一人	
合 計	二、二二二人	

改 正 前

（本省及び各外局別の定員）

第一条

文部科学省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区 分	定 員	備 考
本 省	一、八〇一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
ス ポ ー ツ 庁	一一一人	
文 化 庁	二八九人	
合 計	二、二〇一人	

附 則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和七年四月一日から適用する。

○文部科学省令第十四号

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、文部科学省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

文部科学省組織規則の一部を改正する省令

文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

文部科学大臣 阿部 俊子

文部科学大臣 阿部 俊子

文部科学大臣 阿部 俊子

改 正 後			改 正 前		
(地域大学振興室及び大学入試室並びに大学教育システム専門官、大学院振興専門官及び公立大学専門官) 第三十七条 大学振興課に、地域大学振興室及び大学入試室並びに大学教育システム専門官、大学院振興専門官及び公立大学専門官それぞれ一人を置く。 2 地域大学振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 大学の組織及び運営に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事務のうち地域の振興に資する見地からするもの(医学教育課及び国立大学法人支援課の所掌に属するものを除く。) 二 前号に掲げるもののほか、大学における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事務のうち地域の振興に資する見地からするもの(総合教育政策局及び初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。) 三 大学における教育のための補助に関する事務のうち地域の振興に資する見地からするもの(総合教育政策局及び初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。) 四 地方公共団体の機関、大学その他の関係機関に対し、大学における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行う事務のうち地域の振興に資する見地からするもの(総合教育政策局及び初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。) 五 教育関係職員その他の関係者に対し、大学における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行う事務のうち地域の振興に資する見地からするもの(スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局及び初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。) 3 地域大学振興室に、室長を置く。 4 9 [略] [条を削る。] 第六十四条 第六十六条 [略]			(大学入試室並びに大学教育システム専門官、大学院振興専門官及び公立大学専門官) 第三十七条 大学振興課に、大学入試室並びに大学教育システム専門官、大学院振興専門官及び公立大学専門官それぞれ一人を置く。 [項を加える。] 2 7 [同上] (企画官) 第六十四条 開発企画課に、企画官一人を置く。 2 企画官は、命を受けて、開発企画課の所掌事務に係る重要事項についての企画及び立案に参画する。 第六十五条 第六十六条の二 [同上]		

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第四十九号

令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和六年法律第十三号）第二条の規定に基づき、令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和六年厚生労働省令第七十七号）の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（法第二条第一号に規定する厚生労働省令で定める交付金） 第一条 令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。 一・二 （略） 三 令和七年度的一般会計予算における地域福祉推進支援臨時特例交付金 （法第二条第二号に規定する厚生労働省令で定める給付金） 第二条 法第二条第二号に規定する厚生労働省令で定めるものは、令和六年能登半島地震自宅再建利子助成事業給付金（令和六年一月一日に発生した令和六年能登半島地震による災害の影響に鑑み、当該災害により住宅に被害を受けた世帯の住宅の再建の支援等の観点から、住宅の建設、購入又は補修のための借入金金の利息の支払に充てるものとして、令和五年度石川県一般会計補正予算、令和六年度石川県一般会計補正予算又は令和七年度石川県一般会計予算に基づき石川県から支給される給付金をいう。以下同じ。）とする。	（法第二条第一号に規定する厚生労働省令で定める交付金） 第一条 令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。 一・二 （略） （新設） （法第二条第二号に規定する厚生労働省令で定める給付金） 第二条 法第二条第二号に規定する厚生労働省令で定めるものは、令和六年能登半島地震自宅再建利子助成事業給付金（令和六年一月一日に発生した令和六年能登半島地震による災害の影響に鑑み、当該災害により住宅に被害を受けた世帯の住宅の再建の支援等の観点から、住宅の建設、購入又は補修のための借入金金の利息の支払に充てるものとして、令和五年度石川県一般会計補正予算及び令和六年度石川県一般会計補正予算に基づき石川県から支給される給付金をいう。以下同じ。）とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第五十号

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第十九条の規定に基づき、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令
職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（認定職業訓練実施奨励金） 第八条 （略） 2 認定職業訓練実施基本奨励金は、特定求職者等に対し認定職業訓練を適切に行う者（次項後段の規定により認定職業訓練実施基本奨励金が支給される場合にあつては、認定職業訓練を適切に行つた者）に対して、次の各号に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、当該各号に定める額を支給するものとする。 一 基礎訓練 次のイ及びロに掲げる基本奨励金支給単位期間（認定職業訓練の期間を当該認定職業訓練が開始された日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該認定職業訓練の期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この条において「開始応当日」という。）から各翌月の開始応当日の前日（当該認定職業訓練が終了した日（同日前に当該認定職業訓練の受講を取りやめた者にあつては、当該認定職業訓練の受講を取りやめた日。以下この号において同じ。）の属する月にあつては、当該認定職業訓練が終了した日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該イ及びロに定める額を合算した額 イ ロに掲げる基本奨励金支給単位期間以外の基本奨励金支給単位期間 当該基礎訓練を受講した特定求職者等（次項に規定する基本奨励金支給対象期間（次項後段の場合にあつては、当該基礎訓練の全ての基本奨励金支給単位期間。以下この号において同じ。）において、	（認定職業訓練実施奨励金） 第八条 （略） 2 認定職業訓練実施基本奨励金は、特定求職者等に対し認定職業訓練を適切に行う者（次項後段の規定により認定職業訓練実施基本奨励金が支給される場合にあつては、認定職業訓練を適切に行つた者）に対して、次の各号に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、当該各号に定める額を支給するものとする。 一 基礎訓練 次のイ及びロに掲げる基本奨励金支給単位期間（認定職業訓練の期間を当該認定職業訓練が開始された日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該認定職業訓練の期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この条において「開始応当日」という。）から各翌月の開始応当日の前日（当該認定職業訓練が終了した日（同日前に当該認定職業訓練の受講を取りやめた者にあつては、当該認定職業訓練の受講を取りやめた日。以下この号において同じ。）の属する月にあつては、当該認定職業訓練が終了した日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該イ及びロに定める額を合算した額 イ ロに掲げる基本奨励金支給単位期間以外の基本奨励金支給単位期間 当該基礎訓練を受講した特定求職者等（次項に規定する基本奨励金支給対象期間（次項後段の場合にあつては、当該基礎訓練の全ての基本奨励金支給単位期間。以下この号において同じ。）において、

基本奨励金支給単位期間における日数が二十八日未満である基本奨励金支給単位期間当該基礎訓練を受講した特定求職者等一人につき三千五百十円に当該基本奨励金支給単位期間における当該基礎訓練の実施日数を乗じて得た額（その額が六万三千円を超える場合）にあつては、六万三千円）

口に掲げる基本奨励金支給単位期間以外の基本奨励金支給単位期間に当該実践訓練を受講した特定求職者等（次項に規定する基本奨励金支給対象期間（次項後段の場合にあつては、当該実践訓練の全ての基本奨励金支給単位期間。以下この号において同じ。）において、当該実践訓練を受講した日数（当該実践訓練の一実施日における訓練の部分の二分の一以上に相当する部分を受講した日）に限り、以下イにおいて同じ。）がある場合にあつては、当該実践訓練を受講した日数に当該一部のみを受講した日数に二分の一を乗じて得た日数を加えた日数（一日日数の端数があるときは、これを切り捨てた日数。以下この号において同じ。）の当該基本奨励金支給対象期間における当該実践訓練の実施日数に占める割合（実施日が特定されない科目を含む実践訓練にあつては、当該実践訓練を受講した時間数の当該基本奨励金支給対象期間における当該実践訓練を行う者が定める時間数に占める割合。以下このイにおいて同じ。）が百分の八十以上の者又は当該実践訓練を受講した日数の当該基本奨励金支給対象期間におけるいづれかの基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練の実施日数に占める割合（実施日が特定されない科目を含む実践訓練にあつては、当該実践訓練を受講した時間数の当該基本奨励金支給対象期間におけるいづれかの基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練を行う者が定める時間数に占める割合。以下このイにおいて同じ。）が百分の八十以上の者に限り、口において同じ。）一人につき五万三千円に当該基本奨励金支給対象期間における基本奨励金支給単位期間の数（当該実践訓練を受講した特定求職者等が当該実践訓練を受講した日数の当該基本奨励金支給対象期間における当該実践訓練の実施日数に占める割合が百分の八十未満かつ当該実践訓練を受講した日数の当該基本

基本奨励金支給単位期間における日数が二十八日未満である基本奨励金支給単位期間当該基礎訓練を受講した特定求職者等一人につき三千円に当該基本奨励金支給単位期間における当該基礎訓練の実施日数を乗じて得た額（その額が六万円を超える場合にあつては、六万円）

[illegible]

本奨励金支給対象期間におけるいずれかの基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練の実施日数に占める割合が百分の八十以上の者である場合にあつては、当該特定求職者等が当該実践訓練を受講した日数の基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練の実施日数に占める割合（実施日が特定されていない科目を含む実践訓練にあつては、当該実践訓練を受講した時間数の基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練を行う者が定める時間数に占める割合）が百分の八十以上の基本奨励金支給単位期間の数）を乗じて得た額

□ 基本奨励金支給単位期間における日数が二十八日未満である基本奨励金支給単位期間当該実践訓練を受講した特定求職者等一人につき二千六百五十円に当該基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練の実施日数（実施日が特定されていない科目を含む実践訓練にあつては、当該基本奨励金支給単位期間における日数から日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下この条及び第十一条において「日曜日等」という。）の日数を減じた日数）を乗じて得た額（その額が五万三千円を超える場合にあつては、五万三千円）

355 (略)

附 則

（特例認定職業訓練に係る厚生労働省令で定める基準の特例等）

第三条 申請職業訓練を行おうとする者が令和二年一月一日から同年五月三十日までの間に終了した認定職業訓練の実績を有する場合の第二条第一号ロの規定の適用については、同号ロ(1)中「三月」とあるのは「三月（令和二年一月一日から同年五月三十日までの間に終了した認定職業訓練の場合は六月）」と、「四月」とあるのは「四月（令和二年一月一日から同年五月三十日までの間に終了した認定職業訓練の場合は七月）」と、同号ロ(2)中「(1)」とあるのは「附則第三条の規定により読み替えて適用する(1)」と、同号ロ(3)中「第五条の規定により機構に提出する当該認定職業訓練に係る就職状況報告書における当該認定職業訓練の修了者等の就職率」とあるのは「当該認定職業訓練の修了者等の就職率」と、「(1)」とあるのは「附則第三条の規定により読み替えて適用する(1)」とする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

励金支給対象期間におけるいずれかの基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練の実施日数に占める割合が百分の八十以上の者である場合にあつては、当該特定求職者等が当該実践訓練を受講した日数の基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練の実施日数に占める割合（実施日が特定されていない科目を含む実践訓練にあつては、当該実践訓練を受講した時間数の基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練を行う者が定める時間数に占める割合）が百分の八十以上の基本奨励金支給単位期間の数）を乗じて得た額

□ 基本奨励金支給単位期間における日数が二十八日未満である基本奨励金支給単位期間当該実践訓練を受講した特定求職者等一人につき二千五百円に当該基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練の実施日数（実施日が特定されていない科目を含む実践訓練にあつては、当該基本奨励金支給単位期間における日数から日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下この条及び第十一条において「日曜日等」という。）の日数を減じた日数）を乗じて得た額（その額が五万円を超える場合にあつては、五万円）

355 (略)

附 則

（特例認定職業訓練に係る厚生労働省令で定める基準の特例等）

第三条 申請職業訓練を行おうとする者が令和二年一月一日から同年五月三十日までの間に終了した認定職業訓練（次項において「特例認定職業訓練」という。）の実績を有する場合の第二条第一号ロの規定の適用については、同号ロ(1)中「三月」とあるのは「三月（令和二年一月一日から同年五月三十日までの間に終了した認定職業訓練の場合は六月）」と、「四月」とあるのは「四月（令和二年一月一日から同年五月三十日までの間に終了した認定職業訓練の場合は七月）」と、同号ロ(2)中「(1)」とあるのは「附則第三条の規定により読み替えて適用する(1)」と、同号ロ(3)中「第五条の規定により機構に提出する当該認定職業訓練に係る就職状況報告書における当該認定職業訓練の修了者等の就職率」とあるのは「当該認定職業訓練の修了者等の就職率」と、「(1)」とあるのは「附則第三条の規定により読み替えて適用する(1)」とする。

2 特例認定職業訓練を行つた者に対して、認定職業訓練実施付加奨励金を支給する場合における第八条第四項の適用については、同項中「就職率」とあるのは「附則第三条第一項の規定により読み替えられた第二条第一号ロ(1)に規定する就職率」とする。

3 前項に規定する者が同項の規定による読替え前の第八条第四項の規定を適用することを希望する旨を特例認定職業訓練が行われた施設の所在地を管轄する都道府県労働局長に申し出たときは、前項の規定にかかわらず、その適用をするものとする。

4 前項の規定により認定職業訓練実施付加奨励金の支給を受けた場合における第二項の規定により支給される認定職業訓練実施付加奨励金の額は、同項の規定にかかわらず、前項の規定により支給された認定職業訓練実施付加奨励金の額を減じた額とする。

（特例期間における厚生労働省令で定める基準の特例等）

第三条の二 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第三十一号）の施行の日から令和五年三月三十一日までの間（次項において「特例期間」という。）に申請職業訓練を開始しようとする者に係る第二条第一号イの規定の適用については、同号イ中「当該申請職業訓練を開始しようとする日から遡つて三年間において、当該申請職業訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練」とあるのは、「当該申請職業訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練（その終了した日が当該申請職業訓練を開始しようとする日から三年以上前である場合は、認定職業訓練に限る。）」とする。

る。

第三条の二 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改

正する省令（令和五年厚生労働省令第百五十号。次条において「令和五年改正省令」という。）の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に開始した情報処理分野に係る認定職業訓練であつて厚生労働省人材開発統括官が定めるものを実施した場合の第八条第二項の規定の適用については、同項第一号イ中「六万三千元」とあるのは「六万八千円、七万三千元又は八万三千元」と、同号ロ中「三千五百十円」とあるのは「三千四百百円、三千六百五十円又は四千五百五十円」と、「六万三千元を超える場合にあつては、六万三千元」とあるのは「六万八千円を超える場合（当該基礎訓練を受講した特定求職者等一人につき三千四百百円に当該基本奨励金支給単位数に当該基礎訓練の実施日数を乗じて得た額が六万八千円を超える場合に限る。）にあつては六万八千円、七万三千元を超える場合（当該基礎訓練を受講した特定求職者等一人につき三千六百五十円に当該基本奨励金支給単位数に当該基礎訓練の実施日数を乗じて得た額が七万三千円を超える場合に限る。）にあつては七万三千円、八万三千元を超える場合（当該基礎訓練を受講した特定求職者等一人につき四千五百五十円に当該基本奨励金支給単位数に当該基礎訓練の実施日数を乗じて得た額が八万三千円を超える場合に限る。）にあつては八万三千円」と、同項第二号イ中「五万三千元」とあるのは「五万八千円、六万三千元又は七万三千元」と、同号ロ中「二千六百五十円」とあるのは「二千九百円、三千五百五十円又は三千六百五十円」と、「五万三千元を超える場合にあつては、五万三千元」とあるのは「五万八千円を超える場合（当該実践訓練を受講した特定求職者等一人につき二千九百円に当該基本奨励金支給単位数に当該実践訓練の実施日数（実施日が特定されていない科目を含む実践訓練に就いては、当該基本奨励金支給単位数における日数から日曜日等の日数を減じた日数）を乗じて得た額が五万八千円を超える場合に限る。）にあつては五万八千円、六万三千元を超える場合（当該実践訓練を受講した特定求職者等一人につき三千五百五十円に当該基本奨励金支給単位数に当該実践訓練の実施日数（実施日が特定されていない科目を含む実践訓練に就いては、当該基本奨励金支給単位数における日数から日曜日等の日数を減じた日数）を乗じて得た額が六万三千円を超える場合に限る。）にあつては六万三千円、七万三千元を超える場合（当該実践訓練を受講した特定求職者等一人につき三千六百五十円に当該基本奨励金支給単位数に当該実践訓練の実施日数（実施日が特定されていない科目を含む実践訓練に就いては、当該基本奨励金支給単位数における日数から日曜日等の日数を減じた日数）を乗じて得た額が七万三千円を超える場合に限る。）にあつては七万三千円」とする。

第三條の三 令和五年改正省令の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に開始した情報通信分野に係る認定職業訓練であつて厚生労働省人材開発統括官が定めるものを実施した場合の第八条第二項の規定の適用については、同項第一号イ中「六万三千円」とあるのは「六万八千円又は七万三千円」と、同号ロ中「三千五百五十円」とあるのは「三千四百円又は三千六百五十円」と、六万三千円を超える場合にあつては、六万三千円」とあるのは「六万八千円を超える場合（当該基礎訓練を受講した特定求職者等一人につき三千四百円に当該基本奨励金支給単位期間における当該基礎訓練の実施日数を乗じて得た額が六万八千円を超える場合に限る。）に」あつては六万八千円、七万三千円を超える場合（当該基礎訓練を受講した特定求職者等一人に）

2 特例期間に介護分野及び障害福祉分野に係る認定職業訓練であつて、厚生労働省人材開発統括官が定めるものを開始した場合の第八条第二項の規定の適用については、同項第一号イ中「六万円」とあるのは「七万円」と、同号ロ中「三千円」とあるのは「三千五百円」と、六万円」とあるのは「七万円」と、同項第二号イ中「五万円」とあるのは「六万円」と、同号ロ中「二千五百円」とあるのは「三千円」と、五万円」とあるのは「六万円」と読み替えるものとする。

第三條の三 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第五百二十二号。次条において「令和五年改正省令」という。）の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に開始した情報処理分野に係る認定職業訓練であつて厚生労働省人材開発統括官が定めるものを実施した場合の第八条第二項の規定の適用については、同項第一号イ中「六万円」とあるのは「六万五千円、七万円又は八万円」と、同号ロ中「三千円」とあるのは「三千二百五十円、三千五百円又は四千元」と、六万円を超える場合にあっては、六万円」とあるのは「六万五千円を超える場合（当該基礎訓練を受講した特定求職者等一人につき三千二百五十円に当該基本奨励金支給単位期間における当該基礎訓練の実施日数を乗じて得た額が六万五千円を超える場合に限る。）にあっては六万五千円、七万円を超える場合（当該基礎訓練を受講した特定求職者等一人につき三千五百円に当該基本奨励金支給単位期間における当該基礎訓練の実施日数を乗じて得た額が八万円を超える場合に限る。）にあっては八万円」と、同項第二号イ中「五万円」とあるのは「五万五千円、六万円又は七万円」と、同号ロ中「二千五百円」とあるのは「二千七百五十円、三千円又は三千五百円」と「五万円を超える場合にあっては、五万円」とあるのは「五万五千円を超える場合（当該実践訓練を受講した特定求職者等一人につき二千七百五十円に当該基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練の実施日数を乗じて得た額が八万円を超える場合に限る。）にあっては、当該基本奨励金支給単位期間における日数から日曜日等の日数を減じた日数」を乗じて得た額が五万五千円を超える場合に限る。）にあっては五万五千円、六万円を超える場合（当該実践訓練を受講した特定求職者等一人につき三千円に当該基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練の実施日数を乗じて得た額が六万円を超える場合（当該実践訓練の実施日数が特定されていない科目を含む実践訓練にあっては、当該基本奨励金支給単位期間における日数から日曜日等の日数を減じた日数）を乗じて得た額が六万円を超える場合に限る。）にあっては六万円、七万円を超える場合（当該実践訓練を受講した特定求職者等一人につき三千五百円に当該基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練の実施日数を乗じて得た額が七万円を超える場合に限る。）にあっては七万円」とする。

第三條の四 令和五年改正省令の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に開始した情報通信分野に係る認定職業訓練であつて厚生労働省人材開発統括官が定めるものを実施した場合の第八条第二項の規定の適用については、同項第一号イ中「六万円」とあるのは「六万五千元又は七万円」と、同号ロ中「三千円」とあるのは「三千二百五十円又は三千五百円」と、「六万円」を超える場合にあつては、「六万円」とあるのは「六万五千元を超える場合（当該基礎訓練を受講した特定求職者等一人につき三千二百五十円に当該基本奨励金支給単位期間における当該基礎訓練の実施日数を乗じて得た額が六万五千元を超える場合に限る。）にあつては六万五千元、七万円を超える場合（当該基礎訓練を受講した特定求職者等一人につき三千五百円に当該基本

つき三千六百五十円に当該基本奨励金支給単位期間における当該基礎訓練の実施日数を乗じて得た額が七万三千円を超える場合に限る。』であつては七万三千円」と、同項第二号イ中「五万三千円」とあるのは「五万八千円又は六万三千円」と、同号ロ中「二千六百五十円」とあるのは「二千九百円又は三千五百十円」と、「五万三千円を超える場合にあつては、五万三千円」とあるのは「五万八千円を超える場合（当該実践訓練を受講した特定求職者等一人につき二千九百円に当該基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練の実施日数（実施日が特定されていない科目を含む実践訓練にあつては、当該基本奨励金支給単位期間における日数から日曜日等の日数を減じた日数）を乗じて得た額が五万八千円を超える場合に限る。）にあつては五万八千円、六万三千円を超える場合（当該実践訓練を受講した特定求職者等一人につき三千五百五十円に当該基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練の実施日数（実施日が特定されていない科目を含む実践訓練にあつては、当該基本奨励金支給単位期間における日数から日曜日等の日数を減じた日数）を乗じて得た額が六万三千円を超える場合に限る。）にあつては六万三千円」とする。

第三条の四・第三条の五（略）

第三条の六 第八条第一項及び前二条に規定するもののほか、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第六十号）の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に開始した介護分野及び障害福祉分野に係る認定職業訓練であつて厚生労働省人材開発統括官が定めるものを実施した場合は、特定求職者等に対し認定職業訓練を適切に行つた者に対して、職場見学等促進奨励金を支給するものとする。

2（略）

奨励金支給単位期間における当該基礎訓練の実施日数を乗じて得た額が七万円を超える場合に限る。』であつては七万円」と、同項第二号イ中「五万円」とあるのは「五万五千円又は六万円」と、同号ロ中「二千五百円」とあるのは「二千七百五十円又は三千円」と、「五万円を超える場合にあつては、五万円」とあるのは「五万五千円を超える場合（当該実践訓練を受講した特定求職者等一人につき二千七百五十円に当該基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練の実施日数（実施日が特定されていない科目を含む実践訓練にあつては、当該基本奨励金支給単位期間における日数から日曜日等の日数を減じた日数）を乗じて得た額が五万五千円を超える場合に限る。）にあつては五万五千円、六万円を超える場合（当該実践訓練を受講した特定求職者等一人につき三千円に当該基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練の実施日数（実施日が特定されていない科目を含む実践訓練にあつては、当該基本奨励金支給単位期間における日数から日曜日等の日数を減じた日数）を乗じて得た額が六万円を超える場合に限る。）にあつては六万円」とする。

第三条の五・第三条の六（略）

第三条の七 第八条第一項及び前二条に規定するもののほか、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第六十号）の施行の日から令和七年三月三十一日までの間に開始した介護分野及び障害福祉分野に係る認定職業訓練であつて厚生労働省人材開発統括官が定めるものを実施した場合は、特定求職者等に対し認定職業訓練を適切に行つた者に対して、職場見学等促進奨励金を支給するものとする。

2（略）

附則

1（施行期日）
この省令は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 令和七年四月一日において現にこの省令による改正前の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第六十号）に規定する申請職業訓練をいう。以下この項において同じ。』については、この省令による改正後の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（以下この項及び次項において「新規則」という。）第一条の規定により申請があつた申請職業訓練とみなして、新規則第八条第二項並びに附則第三条の二、第三条の三及び第三条の六の規定を適用する。

3 新規則第八条第二項並びに附則第三条の二及び第三条の三の規定は、令和七年四月一日以後に開始した認定職業訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第四条第二項に規定する認定職業訓練をいう。以下この項において同じ。）に係る認定職業訓練実施基本奨励金（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第八条第二項に規定する認定職業訓練実施基本奨励金をいう。以下この項において同じ。）の支給について適用し、同日前に開始した認定職業訓練に係る認定職業訓練実施基本奨励金の支給については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第五十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第七条並びに第十四条第一項及び第三項の規定に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次の表のように改正する。

令和七年四月一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
第十二条	（自立支度金の額） 自立支度金の額は、次に掲げる額の合計額とする。 一 中国残留邦人等及びその親族等一人につき十七万八千七百円（当該中国残留邦人等及びその親族等のうち、当該中国残留邦人等が本邦に上陸した日において十八歳未満であるものにあつては、一人につき八万九千三百五十円）	改	（自立支度金の額） 自立支度金の額は、次に掲げる額の合計額とする。 一 中国残留邦人等及びその親族等一人につき十七万四千円（当該中国残留邦人等及びその親族等のうち、当該中国残留邦人等が本邦に上陸した日において十八歳未満であるものにあつては、一人につき八万七千円）

2

1

附 則

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十八条の二第一項第四号及び第十八条の四第一項第三号の改正規定は、令和七年六月一日から施行する。

(経過措置)

令和七年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

2 (略)	二 中国残留邦人等及びその親族等のうち、当該中国残留邦人等が本邦に上陸した日において十八歳以上であるものの数に同日において十八歳未満であるもの一人につき〇・五を加えて得た値が、次のイ又はロのいずれかに該当するときは、当該イ又はロに掲げる額 イ 二以下 十七万七千八百円 ロ 二・五以上三・五以下 八万八千九百円 (法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額等) 第十八条の二 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額は、次のとおりとする。 一 三 (略) 四 当該世帯に当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等以外の者があるときは、その者の収入の月額に相当する額（イに掲げる額の十分の七に相当する額がロに掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の十分の七に相当する額を控除して得た額） イ その者の前年分（一月から五月までの間にあつては、前々年分）の所得税に係る合計所得金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の規定による合計所得金額をいう。以下同じ。）から、当該所得税の額及び当該所得税に係る社会保険料控除額（同法の規定による社会保険料控除の額をいう。以下同じ。）並びにその者の前年度分（四月及び五月にあつては、前々年度分）の道府県民税、市町村民税（都民税及び特別区民税を含む。以下同じ。）及び森林環境税の額を控除して得た額を十二で除して得た額に相当する額 ロ (略) 2 (略)
2 (略)	二 中国残留邦人等及びその親族等のうち、当該中国残留邦人等が本邦に上陸した日において十八歳以上であるものの数に同日において十八歳未満であるもの一人につき〇・五を加えて得た値が、次のイ又はロのいずれかに該当するときは、当該イ又はロに掲げる額 イ 二以下 十七万三千百円 ロ 二・五以上三・五以下 八万六千五百五十円 (法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額等) 第十八条の二 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額は、次のとおりとする。 一 三 (略) 四 当該世帯に当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等以外の者があるときは、その者の収入の月額に相当する額（イに掲げる額の十分の七に相当する額がロに掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の十分の七に相当する額を控除して得た額） イ その者の前年分（一月から五月までの間にあつては、前々年分）の所得税に係る合計所得金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の規定による合計所得金額をいう。以下同じ。）から、当該所得税の額及び当該所得税に係る社会保険料控除額（同法の規定による社会保険料控除の額をいう。以下同じ。）並びにその者の前年度分（四月及び五月にあつては、前々年度分）の道府県民税及び市町村民税（都民税及び特別区民税を含む。以下同じ。）の額を控除して得た額を十二で除して得た額に相当する額 ロ (略) 2 (略)

○厚生労働省令第五十二号
行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）第二条第二項の規定に基づき、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令
令和七年四月一日
厚生労働省定員規則の一部を改正する省令
厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 福岡 資麿

（傍線部分は改正部分）

改 正 後				改 正 前			
（本省及び中央労働委員会の定員）				（本省及び中央労働委員会の定員）			
第一条 厚生労働省の本省及び中央労働委員会の定員は、次の表のとおりとする。				第一条 厚生労働省の本省及び中央労働委員会の定員は、次の表のとおりとする。			
区 分	定 員	備 考		区 分	定 員	備 考	
本 省	三三、七五四人	（略）		本 省	三三、六六一人	（略）	
（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	
合 計	三三、八五二人			合 計	三三、七五九人		

附 則
この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の規定は、令和七年四月一日から適用する。

○厚生労働省令第五十三号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和七年四月一日
厚生労働省組織規則の一部を改正する省令
厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 福岡 資麿

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
（食品健康被害情報管理室及び輸入食品安全対策室）		（輸入食品安全対策室）	
第二十三条の三 食品監視安全課に、食品健康被害情報管理室及び輸入食品安全対策室を置く。		第二十三条の三 食品監視安全課に、輸入食品安全対策室を置く。	
2 食品健康被害情報管理室は、飲食に起因する衛生上の危害が生じ、又は生じるおそれがある。旨の情報の収集及び当該情報の分析又は評価並びにその結果の提供に関する事務をつかさどる。		（新設）	
3 食品健康被害情報管理室に、室長を置く。		2・3 （新設）	
4・5 （略）		2・3 （略）	
（企画調整主幹及び統括研究官）		（企画調整主幹及び統括研究官）	
第五百三十八条 国立保健医療科学院に、企画調整主幹一人及び統括研究官四人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。		第五百三十八条 国立保健医療科学院に、企画調整主幹一人及び統括研究官五人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。	
2・3 （略）		2・3 （略）	
（地方厚生局に置く課）		（地方厚生局に置く課）	
第七百九条 地方厚生局に、健康福祉部及び麻薬取締部に置くもののほか、次に掲げる課を置く。		第七百九条 地方厚生局に、健康福祉部及び麻薬取締部に置くもののほか、次に掲げる課を置く。	
総務課		総務課	
会計課（関東信越厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。）		会計課（関東信越厚生局に限る。）	
企画調整課		企画調整課	

年金指導課（関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。） 年金調整課（関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。） 年金管理課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局に限る。） 年金審査課 管理課 医療課 調査課 特別指導第一課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。） 特別指導第二課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。） 指導監査課（北海道厚生局を除く。） （総務課の所掌事務） 第七百十條 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 一 十四（略） 2 関東信越厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局の総務課は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第八号まで及び第十一号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。 （上席児童扶養手当監査官及び児童扶養手当監査官、上席社会福祉監査官及び社会福祉監査官並びに上席生活保護監査官及び生活保護監査官） 第七百二十二條 健康福祉課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。 一（略） 二 関東信越厚生局 次に掲げるもの イ（略） ロ 児童扶養手当監査官二人（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。） ハ 八（略） 三（略） 2 七（略） （密輸対策官） 第七百三十四條の七 関東信越厚生局及び九州厚生局の密輸対策課にそれぞれ密輸対策官二人を、近畿厚生局の密輸対策課に密輸対策官三人を置く。 2（略）	年金指導課（関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。） 年金調整課（関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。） 年金管理課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局に限る。） 年金審査課 管理課 医療課 調査課 特別指導第一課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。） 特別指導第二課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。） 指導監査課（北海道厚生局を除く。） （総務課の所掌事務） 第七百十條 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 一 十四（略） 2 関東信越厚生局の総務課は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。 （上席児童扶養手当監査官及び児童扶養手当監査官、上席社会福祉監査官及び社会福祉監査官並びに上席生活保護監査官及び生活保護監査官） 第七百二十二條 健康福祉課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。 一（略） 二 関東信越厚生局 次に掲げるもの イ（略） ロ 児童扶養手当監査官二人 ハ 八（略） 三（略） 2 七（略） （密輸対策官） 第七百三十四條の七 関東信越厚生局の密輸対策課に密輸対策官二人を、近畿厚生局及び九州厚生局の密輸対策課にそれぞれ密輸対策官三人を置く。 2（略）
---	---

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第五十四号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項及び第二項並びに第六十三条第一項及び第二項並びに建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第九条及び第四十七条の規定に基づき、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令
(雇用保険法施行規則の一部改正)
第一条 雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第3号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		
(事務の処理単位) 第三条 適用事業の事業主(第百三十条を除き、以下「事業主」という。)は、別段の定めがある場合のほか、法の規定により行うべき法第四条第一項に規定する被保険者(第百十八条の第二十一項第一号ハ及び附則第十七条の七を除き、以下「被保険者」という。)に関する届出その他の事務を、その事業所ごとに処理しなければならない。 (早期再就職支援等助成金) 第百二条の五 (略) 2 再就職支援コース奨励金は、第一号又は第二号に該当する事業主に対して、第三号に定める額を支給するものとする。 一 次のいずれかに該当する事業主であること。 イ (略) ロ 次のいずれにも該当する事業主であること。 (1) (略) (2) 計画対象被保険者に対し、求職活動等のための休暇(労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇(以下「年次有給休暇」という。)として与えられるものを除く。次号において同じ。)を与えた事業主であること。 (3) (略) ハ (略) 二・三 (略) 3 (略) 8 中途採用拡大コース奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一 次のいずれにも該当する事業主であること。 イ 都道府県労働局長に対して、中途採用(新規学卒者(職業安定法施行規則第三十五条第二項に規定する新規学卒者をいう。第百十二条第四項及び第百十八条の二第二項第一号ハにおいて同じ。))又はこれに準ずる者(ロ(1)及び次項第一号イにおいて「新規学卒者等」という。))以外の雇入れをいう。ロにおいて同じ。)により雇い入れる者の雇用管理制度の整備及び採用の拡大等の取組に係る計画(以下この号において「中途採用計画」という。)を提出した事業主であること。 ロ ホ (略) 二 (略) 9 (略) 第百四条 (六十五歳超雇用推進助成金) 六十五歳超雇用推進助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一 次のいずれかに該当する事業主であること。 イ 次のいずれにも該当する事業主(既にこのイに該当するものとしてこの条の規定による支給を受けた事業主を除く。) (1) (略) (2) (略)		
改 正 前		
(事務の処理単位) 第三条 適用事業の事業主(第百三十条を除き、以下「事業主」という。)は、別段の定めがある場合のほか、法の規定により行うべき法第四条第一項に規定する被保険者(第百十八条の第二十項第一号ハ及び附則第十七条の七を除き、以下「被保険者」という。)に関する届出その他の事務を、その事業所ごとに処理しなければならない。 (早期再就職支援等助成金) 第百二条の五 (略) 2 再就職支援コース奨励金は、第一号又は第二号に該当する事業主に対して、第三号に定める額を支給するものとする。 一 次のいずれかに該当する事業主であること。 イ (略) ロ 次のいずれにも該当する事業主であること。 (1) (略) (2) 計画対象被保険者に対し、求職活動等のための休暇(労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。次号において同じ。)を与えた事業主であること。 (3) (略) ハ (略) 二・三 (略) 3 (略) 8 中途採用拡大コース奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一 次のいずれにも該当する事業主であること。 イ 都道府県労働局長に対して、中途採用(新規学卒者(職業安定法施行規則第三十五条第二項に規定する新規学卒者をいう。第百十二条第四項において同じ。))又はこれに準ずる者(ロ(1)及び次項第一号イにおいて「新規学卒者等」という。))以外の雇入れをいう。ロにおいて同じ。)により雇い入れる者の雇用管理制度の整備及び採用の拡大等の取組に係る計画(以下この号において「中途採用計画」という。)を提出した事業主であること。 ロ ホ (略) 二 (略) 9 (略) 第百四条 (六十五歳超雇用推進助成金) 六十五歳超雇用推進助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一 次のいずれかに該当する事業主であること。 イ 次のいずれにも該当する事業主(既にこのイに該当するものとしてこの条の規定による支給を受けた事業主を除く。) (1) (略) (2) (略)		

(3) 労働協約又は就業規則において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第八条又は第九条第一項の規定と異なる定めをしていないこと。

(4) (5) (略)

□ 次のいずれにも該当する事業主であること。

(1) (2) (略)

(3) 労働協約又は就業規則において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第八条又は第九条第一項の規定と異なる定めをしていないこと。

(4) (略)

ハ 次のいずれにも該当する事業主であること。

(1) (6) (略)

(7) 労働協約又は就業規則において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第八条又は第九条第一項の規定と異なる定めをしていないこと。

二 (略)

(特定求職者雇用開発助成金)

第百十条 特定求職者雇用開発助成金は、特定就職困難者コース助成金、生活保護受給者等雇用開発コース助成金、中高年齢雇用支援コース助成金及び発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金とする。

2 (略)

7 生活保護受給者等雇用開発コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一 次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 次のいずれかに該当する者（六十五歳未満の求職者であつて、職場適応訓練受講求職者でなく、かつ、支援期間中に雇用された者に限る。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（職業安定局長が定める基準を満たす者に限る。）の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

(1) (略)

(2) 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第一項に規定する生活困窮者（都道府県等が同条第二項第三号に規定する計画の作成を行つた者（当該計画について、生活困窮者自立支援法施行規則（平成二十七年厚生労働省令第十六号）第一条の規定に基づき当該計画に記載された達成時期が到来していない者に限る。）に限る。（3）において「生活困窮者」という。）であつて、次のいずれかに該当するもの

(i) (略)

(ii) 生活困窮者自立支援法第三条第二項第一号に規定する事業による就労の支援の対象者であつて、当該支援を受けた期間が雇入れの日において三箇月を超えるもの

(iii) 雇入れの日において公共職業安定所の就労支援及び(ii)の支援を受けた期間が通算して三箇月を超える者

(3) (1)の措置を講じた日から起算して六箇月前の日から支給申請を行つた日の前日までの間に、労働協約又は就業規則において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第八条又は第九条第一項の規定と異なる定めをしていないこと。

(4) (5) (略)

□ 次のいずれにも該当する事業主であること。

(1) (2) (略)

(3) 雇用管理整備計画を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出した日から起算して六箇月前の日から支給申請を行つた日の前日までの間に、労働協約又は就業規則において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第八条又は第九条第一項の規定と異なる定めをしていないこと。

(4) (略)

ハ 次のいずれにも該当する事業主であること。

(1) (6) (略)

(7) 無期雇用転換計画を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出した日から起算して六箇月前の日から支給申請を行つた日の前日までの間に、労働協約又は就業規則において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第八条又は第九条第一項の規定と異なる定めをしていないこと。

二 (略)

(特定求職者雇用開発助成金)

第百十条 特定求職者雇用開発助成金は、特定就職困難者コース助成金、生活保護受給者等雇用開発コース助成金、就職氷河期世代安定雇用実現コース助成金及び発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金とする。

2 (略)

7 生活保護受給者等雇用開発コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一 次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 次のいずれかに該当する者（六十五歳未満の求職者であつて、職場適応訓練受講求職者でなく、かつ、支援期間中に雇用された者に限る。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（職業安定局長が定める基準を満たす者に限る。）の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

(1) (略)

(2) 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第一項に規定する生活困窮者（都道府県等が同条第二項第三号に規定する計画の作成を行つた者（当該計画について、生活困窮者自立支援法施行規則（平成二十七年厚生労働省令第十六号）第一条の規定に基づき当該計画に記載された達成時期が到来していない者に限る。）に限る。（3）において「生活困窮者」という。）であつて、次のいずれかに該当するもの

(i) (略)

(ii) 生活困窮者自立支援法第三条第二項第一号に規定する事業（就労の支援に関する事業に限る。以下このイにおいて同じ。）の対象者であつて、当該事業による支援を受けた期間が雇入れの日において三箇月を超えるもの

(iii) 雇入れの日において公共職業安定所の就労支援及び(ii)の事業による支援を受けた期間が通算して三箇月を超える者

(3) (1)又は(2)に該当しない被保護者又は生活困窮者であつて、公共職業安定所の就労支援、被保護者就労支援事業による支援又は(2)(ii)の支援を受けた期間が雇入れの日において通算して三箇月を超えるもの

ロ ホ (略)

(削る)

二 (略)

(略)

8 中高年層安定雇用支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一 次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 次のいずれにも該当する求職者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等(職業安定局長が定める基準を満たす者に限る。(4)において同じ。)の紹介により、通常の労働者として雇い入れる事業主であること。

(1) 三十五歳以上六十歳未満の者

(2) 雇入れの日の前日から起算して過去五年間に通常の労働者として雇用された期間(通常の労働者に準ずる者として職業安定局長が定める者が、通常の労働者が従事する職務の遂行に必要な能力と同等以上の能力を必要とする職業に就いていた期間を含む。以下この(2)において同じ。)を通算した期間が一年以下である者

(3) (5) (略)

ロ ホ (略)

二 (略)

10 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一 次のいずれにも該当する事業主であること。

イ ホ (略)

(削る)

二 (略)

(略)

11 (トリアル雇用助成金)

第百十条の三 (略)

2 一般トリアルコース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一 次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 次のいずれかに該当する安定した職業に就くことが困難な求職者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等(職業安定局長が定める基準を満たす者に限る。(1)及び(4)において同じ。)の紹介により、期間の定めのない労働契約を締結する労働者であつて、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間と同一のものとして雇い入れることを目的に、三箇月以内の期間を定めて試行的に雇用する労働者とし

(3) (1)又は(2)に該当しない被保護者又は生活困窮者であつて、公共職業安定所の就労支援、被保護者就労支援事業による支援又は(2)(ii)の事業による支援を受けた期間が雇入れの日において通算して三箇月を超えるもの

ロ ホ (略)

ハ イの雇入れに係る者の雇用管理に関する事項の把握を行つた事業主であること。

二 (略)

(略)

8 就職氷河期世代安定雇用実現コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一 次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 次のいずれにも該当する求職者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等(職業安定局長が定める基準を満たす者に限る。(4)において同じ。)の紹介により、通常の労働者として雇い入れる事業主であること。

(1) 昭和四十三年四月二日から昭和六十三年四月一日までの間に生まれた者

(2) 雇入れの日の前日から起算して過去五年間に通常の労働者として雇用された期間(通常の労働者に準ずる者として職業安定局長が定める者が、通常の労働者が従事する職務の遂行に必要な能力と同等以上の能力を必要とする職業に就いていた期間を含む。以下この(2)において同じ。)を通算した期間が一年以下である者(通常の労働者として雇用された期間がある者であつて、婚姻、妊娠、出産又は育児を理由とする離職により、雇入れの日の前日から起算して過去五年間に通常の労働者として雇用された期間を通算した期間が一年以下となつたものを除く。)

(3) (5) (略)

ロ ホ (略)

二 (略)

10 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一 次のいずれにも該当する事業主であること。

イ ホ (略)

ハ イの雇入れに係る者の雇用管理に関する事項の把握を行つた事業主であること。

二 (略)

(略)

11 (トリアル雇用助成金)

第百十条の三 (略)

2 一般トリアルコース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一 次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 次のいずれかに該当する安定した職業に就くことが困難な求職者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等(職業安定局長が定める基準を満たす者に限る。(1)及び(4)において同じ。)の紹介により、期間の定めのない労働契約を締結する労働者であつて、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間と同一のものとして雇い入れることを目的に、三箇月以内の期間を定めて試行的に雇用する労働者とし

て雇い入れる事業主（季節的業務に従事する者を雇い入れる場合にあつては、第百十三条第一項に規定する指定地域内に事業所を有する事業主であつて、当該事業所において同項に規定する指定業種以外の業種に属する事業を行うものに限る。）であること。

(1) (3) (略)

(4) 紹介日において、六十歳未満かつ安定した職業に就いていない者であつて、公共職業安定所又は職業紹介事業者等において就労に向けた支援として職業安定局長が定めるものを受けているもの

(5) (略)

ロゝへ (略)

二 (略)

3・4 (略)

(法第六十二条第一項第六号の厚生労働省令で定める事業)

第百十五条 (略)

一ゝ九 (略)

十 妊娠、出産又は育児を理由として休業又は退職した被保険者等（法第六十二条第一項に規定する被保険者等をいう。以下この条及び第百三十八条第十号において同じ。）の雇用の継続又は再就職の促進その他の雇用の安定を図るために必要な事業を行うこと。

十一ゝ十四 (略)

十五 事業主又は事業主の団体若しくはその連合団体に対して、建設労働法第九条第一号及び第三号の規定に基づき建設キャリアアップシステム等活用促進コース助成金、建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金及び建設分野作業員宿舍等設置助成コース助成金（人材確保等支援助成金のうち、建設労働者の雇用の改善、再就職の促進その他建設労働者の雇用の安定を図るために必要な助成並びに建設業務労働者の就職及び送出就業の円滑化を図るために必要な助成に係るものに限る。第百十八条第一項及び第四項において同じ。）を支給すること。

十六ゝ十八 (略)

(両立支援等助成金)

第百十六条 前条第一号の両立支援等助成金として、事業所内保育施設コース助成金、出生時両立支援コース助成金、介護離職防止支援コース助成金、育児休業等支援コース助成金、育休中等業務代替支援コース助成金、柔軟な働き方選択制度等支援コース助成金及び不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース助成金を支給するものとする。

2ゝ5 (略)

6 介護離職防止支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して第二号に定める額を支給するものとする。

一 仕事と介護との両立の推進に資する職場環境整備に関する取組を行い、かつ、次のいずれかに該当する中小企業事業主

イ その雇用する被保険者について、介護支援計画（事業所において作成される当該被保険者に係る介護休業を取得することを円滑にするための措置及び当該被保険者の介護休業の終了後に当該被保険者が事業所において再び就業することを円滑にするための措置を定めた計画又は当該被保険者に係る仕事と介護との両立に資する制度を利用することを円滑に

て雇い入れる事業主（季節的業務に従事する者を雇い入れる場合にあつては、第百十三条第一項に規定する指定地域内に事業所を有する事業主であつて、当該事業所において同項に規定する指定業種以外の業種に属する事業を行うものに限る。）であること。

(1) (3) (略)

(4) 昭和四十三年四月二日以後に生まれ、かつ、紹介日において安定した職業に就いていない者であつて、公共職業安定所又は職業紹介事業者等において就労に向けた支援として職業安定局長が定めるものを受けているもの

(5) (略)

ロゝへ (略)

二 (略)

3・4 (略)

(法第六十二条第一項第六号の厚生労働省令で定める事業)

第百十五条 (略)

一ゝ九 (略)

十 妊娠、出産又は育児を理由として休業又は退職した被保険者等（法第六十二条第一項に規定する被保険者等をいう。以下この条及び第百三十八条第九号において同じ。）の雇用の継続又は再就職の促進その他の雇用の安定を図るために必要な事業を行うこと。

十一ゝ十四 (略)

十五 事業主又は事業主の団体若しくはその連合団体に対して、建設労働法第九条第一号及び第三号の規定に基づき建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金及び建設分野作業員宿舍等設置助成コース助成金（人材確保等支援助成金のうち、建設労働者の雇用の改善、再就職の促進その他建設労働者の雇用の安定を図るために必要な助成並びに建設業務労働者の就職及び送出就業の円滑化を図るために必要な助成に係るものに限る。第百十八条第一項及び第四項において同じ。）を支給すること。

十六ゝ十八 (略)

(両立支援等助成金)

第百十六条 前条第一号の両立支援等助成金として、事業所内保育施設コース助成金、出生時両立支援コース助成金、介護離職防止支援コース助成金、育児休業等支援コース助成金、育休中等業務代替支援コース助成金、柔軟な働き方選択制度等支援コース助成金及び不妊治療両立支援コース助成金を支給するものとする。

2ゝ5 (略)

6 介護離職防止支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して第二号に定める額を支給するものとする。

一 仕事と介護との両立の推進に資する職場環境整備に関する取組を行い、かつ、次のいずれかに該当する中小企業事業主

イ その雇用する被保険者について、介護支援計画（事業所において作成される当該被保険者に係る介護休業を取得することを円滑にするための措置及び当該被保険者の介護休業の終了後に当該被保険者が事業所において再び就業することを円滑にするための措置を定めた計画又は当該被保険者に係る就業と介護との両立に資する制度を利用することを円滑に

するための措置を定めた計画をいう。以下この号において同じ。を作成し、かつ、当該介護支援計画に基づく措置を講じた中小企業事業主であつて、当該被保険者が連続した五日間以上の介護休業を取得し、かつ、労働協約又は就業規則に定めるところにより、介護休業後において、当該介護休業前の職務及び職制上の地位と同一又はこれに相当する地位（以下このイにおいて「原職等」という。）に復帰させる措置を実施した上で、介護休業後に当該被保険者を当該措置に基づき原職等に復帰させ、三箇月以上継続して雇用したものと

□ その雇用する被保険者について、介護支援計画を作成し、かつ、当該介護支援計画に基づく措置を講じた中小企業事業主であつて、次に掲げるもののうちいずれかの制度を設け、又は措置を講じ、当該被保険者による当該制度又は措置の利用状況及び当該制度又は措置の利用後における継続雇用の状況が、厚生労働省雇用環境・均等局長（以下「雇用環境・均等局長」という。）の定める要件に該当するもの

(1) 育児・介護休業法第十六条の九第一項において準用する育児・介護休業法第十六条の八の規定による所定外労働の制限に関する制度

(2) 育児・介護休業法第二十条第一項において準用する育児・介護休業法第十九条の規定による深夜業の制限に関する制度

(3) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号。以下「育児・介護休業法施行規則」という。）第七十四条の二第一号に規定する制度（ハ及び次号ハにおいて「介護のための所定労働時間の短縮の制度」という。）

(4) 労働基準法第三十二条の三第一項の規定による労働時間の制度

(5) 育児・介護休業法施行規則第七十四条の二第二号に規定する制度

(6) 育児・介護休業法施行規則第七十四条の二第三号に規定する制度

(7) 育児・介護休業法第二十四条第四項の規定による育児・介護休業法第二十三条第二項第一号に掲げる措置

(8) 労働者の申出に基づく当該労働者が就業しつつ負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、二週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子、祖父母、兄弟姉妹及び孫並びに配偶者の父母（次号において「対象家族」という。）の介護その他の世話を行うための有給休暇（年次有給休暇として与えられるものを除く。）を付与するための制度であつて、時間を単位として取得することができるもの

ハ| 次のいずれかに該当する中小企業事業主

(1) その雇用する被保険者が介護休業をする期間について当該被保険者の業務を処理するために、必要な労働者を雇い入れ、又は派遣元事業主（労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主をいう。以下同じ。）から労働者派遣の役務の提供を受けた上で、当該被保険者に連続した五日間以上の介護休業を取得させた中小企業事業主であつて、その実施の状況を明らかにする書類を整備しているもの

(2) その雇用する被保険者が介護休業をする期間について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、当該被保険者の業務を処理した労働者に対する手当の支給その他の当該事業所に雇用される他の労働者が当該業務を円滑に処理するために必要な措置（以下この条において「手当支給等措置」という。）を講じた上で、当該被保険者に連続した五日間以上の介護休業を取得させた中小企業事業主であつて、その実施の状況を明らかにする書類を整備しているもの

するための措置を定めた計画をいう。以下この号において同じ。を作成し、かつ、当該介護支援計画に基づく措置を講じた中小企業事業主であつて、当該被保険者の介護休業をした日数を合算した日数が五日以上であるもの

□ その雇用する被保険者について、介護支援計画を作成し、かつ、当該介護支援計画に基づく措置を講じた中小企業事業主であつて、当該被保険者の就業と介護との両立に資する制度を利用した日数を合算した日数が二十日以上であるもの

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(3) その雇用する被保険者について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、介護のための所定労働時間の短縮の制度を設けた事業所の中小企業事業主であつて、当該被保険者が当該介護のための所定労働時間の短縮の制度を利用した日数を合算した日数が十五日以上あり、当該期間について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、手当支給等措置を講じ、かつ、その実施の状況を明らかにする書類を整備しているもの
二 次のイからハまでに掲げる中小企業事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額
イ 前号イに該当する中小企業事業主 被保険者（同一の対象家族に係る介護休業について既に同号イに該当するものとしてこのイの規定による支給の対象となつたものを除く。以下このイにおいて同じ。）一人につき四十万円（当該被保険者が連続した十五日間以上の介護休業を取得したときは、六十万円。当該中小企業事業主における当該被保険者の数が五人を超える場合は、五人までの支給に限る。）

(削る)

ロ 前号ロに該当する中小企業事業主 次の(1)及び(2)に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（当該中小企業事業主における同号ロに該当する被保険者（同一の同号ロの制度又は措置について既に同号ロに該当するものとしてこのロの規定による支給の対象となつたもの及び同一の対象家族に係る前号ロの制度又は措置について既に同号ロに該当するものとして二回のこのロの規定による支給の対象となつたものを除く。以下このロにおいて同じ。）の数が五人を超える場合は、五人までの支給に限る。）

(1) 前号ロ(1)から(8)までに掲げるもののうちいずれか一の制度を設け、又は措置を講じた上で、同号ロに該当する被保険者が生じた中小企業事業主 被保険者一人につき二十万円（当該中小企業事業主が同号ロ(1)から(5)まで及び(7)のいずれか一の制度を設け、又は措置を講じ、かつ、当該被保険者が当該制度又は措置を利用した日数を合算した日数が六十日以上あるときは、三十万円）

(2) 前号ロ(1)から(8)までに掲げるもののうちいずれか二以上の制度を設け、又は措置を講じた上で、同号ロに該当する被保険者が生じた中小企業事業主 被保険者一人につき二十五万円（当該中小企業事業主が同号ロ(1)から(5)まで及び(7)のいずれか一以上の制度を設け、又は措置を講じ、かつ、当該被保険者が当該制度又は措置を利用した日数をそれぞれ別の制度又は措置につき合算した日数が六十日以上あるときは、四十万円）

ハ 前号ハに該当する中小企業事業主 次の(1)から(3)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（当該中小企業事業主における同号ハ(1)から(3)までのいずれかに該当する被保険者（同一の対象家族に係る介護休業又は介護のための所定労働時間の短縮の制度のそれぞれについて、既に同号ハに該当するものとしてこのハの規定による支給の対象となつたものを除く。以下このハにおいて同じ。）の数が五人を超える場合は、五人までの支給に限る。）

(1) 前号ハ(1)に該当する中小企業事業主 被保険者一人につき二十万円（当該被保険者が連続した十五日間以上の介護休業を取得したときは、三十万円）

(2) 前号ハ(2)に該当する中小企業事業主 被保険者一人につき五十万円（当該被保険者が連続した十五日間以上の介護休業を取得したときは、十万円）

(3) 前号ハ(3)に該当する中小企業事業主 被保険者一人につき三十万円

二 次のイ及びロに掲げる中小企業事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額
イ 前号イに該当する中小企業事業主 次の(1)及び(2)に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1) 前号イに該当する被保険者が生じた中小企業事業主 被保険者一人につき三十万円
（一の年度において当該被保険者の数が五人を超える場合は、五人までの支給に限る。）
(2) (1)に該当する被保険者について、(1)の規定による支給を受けた中小企業事業主であつて、当該被保険者を介護休業の終了後三箇月以上継続して雇用したものである 被保険者一人につき三十万円

ロ 前号ロに該当する中小企業事業主 被保険者一人につき三十万円（一の年度において当該被保険者の数が五人を超える場合は、五人までの支給に限る。）

(新設)

(新設)

(新設)

(削る)

7 | 前項第一号に規定する中小企業事業主（既にこの項に該当するものとして同項の規定による支給を受けた中小企業事業主を除く。）が、同号に該当することにより介護離職防止支援コース助成金の支給を受け、かつ、介護休業及び同号ロ(1)から(8)までに掲げる制度又は措置（以下この項において「介護休業等」という。）の申出が円滑に行われるようにするための雇用環境の整備に関する措置として、次に掲げる全ての措置を講じた上で、当該措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している場合にあつては、当該中小企業事業主に対しては、同項第二号に定める額に加え、十万円を支給するものとする。

一 | その雇用する労働者に対する介護休業等に係る研修の実施

7 | 前項第一号イに規定する中小企業事業主が、同号イに該当することにより介護離職防止支援コース助成金の支給（同項第二号イ(2)の規定による支給に限る。）を受け、かつ、第一号に該当する場合にあつては、同項第二号イに定める額に加え、第二号に定める額を支給するものとする。

一 | 次のいずれかに該当する中小企業事業主

イ | 介護休業をする被保険者の当該介護休業の期間について当該被保険者の業務を処理するために、必要な労働者を雇い入れ、又は派遣元事業主（労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主をいう。以下同じ。）から労働者派遣の役務の提供を受けた中小企業事業主であつて、その実施の状況を明らかにする書類を整備しているもの

ロ | 介護休業をする被保険者の業務を当該事業所に雇用される他の労働者が円滑に処理するための措置を講じた中小企業事業主であつて、当該措置の実施の状況を明らかにする書類を整備しているもの

二 | 次のイ及びロに掲げる中小企業事業主の区分に応じ、それぞれ当該規定に定める額

イ | 前号イに該当する中小企業事業主 被保険者一人につき二十万円

ロ | 前号ロに規定する中小企業事業主 被保険者一人につき五万円

8 | 第六項第一号に規定する中小企業事業主が、同号に該当する被保険者について、同号に該当することにより介護離職防止支援コース助成金の支給を受け、かつ、次のいずれにも該当する場合にあつては、当該中小企業事業主に対しては、同項第二号に定める額に加え、十五万円を支給するものとする。

一 | 第六項第一号イに該当する被保険者については次のイからトまでに掲げる事項を、同号ロに該当する被保険者については次のイ、ロ、ホ及びへに掲げる事項を当該被保険者に対して知らせた事業主

イ | 介護休業及び就業と介護との両立に資する制度（以下この項において「介護休業等」という。）に関する事項

ロ | 介護休業等の申出先

ハ | 介護休業給付に関する事項

ニ | 労働者が介護休業期間（育児・介護休業法第十五条第一項に規定する介護休業期間をいう。以下この号において同じ。）について負担すべき社会保険料の取扱い及び当該保険料を事業主に支払う方法

ホ | 労働者の介護休業等の取得又は利用の期間中における待遇に関する事項

ヘ | 介護休業等後における賃金、配置その他の労働条件に関する事項

ト | 育児・介護休業法第十五条第三項第一号に掲げる事情が生じたことにより介護休業期間が終了した労働者の労務の提供の開始時期に関する事項

二 介護休業等に関する相談体制の整備

三 その雇用する労働者の介護休業等の取得又は利用に関する事例の収集及びその雇用する労働者に対する当該事例（その雇用する労働者であつて介護休業等を取得又は利用したものがいない場合には雇用環境・均等局長が定める事例）の提供

四 その雇用する労働者に対する介護休業等に関する制度及び介護休業等の取得又は利用の促進に関する方針の周知

8 育児休業等支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対し、第二号に定める支給額を支給するものとする。

一次のいづれにも該当する中小企業事業主（中小企業事業主が認定中小企業事業主である場合にあつては、イに該当する中小企業事業主）

イ その雇用する被保険者について、育児復帰支援計画（育児休業をする被保険者の当該育児休業をした期間（当該被保険者に労働基準法第六十五条第二項の規定によつて休業する期間）があり、かつ、当該期間の満了後引き続き育児休業をする場合にあつては、当該期間）の開始前に、事業所において作成される当該被保険者に係る育児休業を取得することを円滑にするための措置及び当該被保険者の当該育児休業の終了後に当該被保険者が事業所において再び就業することを円滑にするための措置を定めた計画をいう。以下このイ及び次号イ(1)において同じ。）を作成し、かつ、当該育児復帰支援計画に基づく措置を講じた中小企業事業主であつて、当該被保険者の育児休業をした期間（当該被保険者に同項の規定によつて休業した期間があり、かつ、当該期間の満了後引き続き育児休業をした場合にあつては、当該期間及び当該育児休業をした期間を通算した期間。次号イ(1)、第十項第一号ロ及び二、同項第二号イからハまで並びに第十一項において同じ。）が三箇月以上であるもの。

ロ （略）

10 | 9 | 二 (略)

育休中等業務代替支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対し、第二号に定める額

を支給するものとする。

一 次のいづれかに該当する中小企業事業主又は特定事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主をいう。以下この項から第十二項まで及び附則第十七条の二の三において同じ。）

イ・ロ
(略)

二 介護休業等の申出が円滑に行われるようするための雇用環境の整備に関する措置とし

て、次に掲げるもののうちいずれか二以上の措置を講じている事業主であつて、当該措置の
実施の状況を明らかにする書類を整備しているもの

イ その雇用する労働者に対する介護休業等に係る研修の実施

ハ その雇用する労働者の介護休業等の取得又は利用に関する事例の収集及びその雇用する

労働者に対する当該事例（その雇用する労働者であつて介護休業等取得又は利用した者がいない場合には厚生労働省雇用環境・均等局長（以下「雇用環境・均等局長」という。）が定める事例）の提供

二 その雇用する労働者に対する介護休業等に関する制度及び介護休業等の取得又は利用の促進に関する方針の周知

(新設)

9 育児休業等支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対し、第二号に定める支給額を支給するものとする。

次のいずれにも該当する中小企業事業主（中小企業事業主が認定中小企業事業主である場合にあつては、イに該当する中小企業事業主）

イ その雇用する被保険者について、育児復帰支援計画（育児休業をする被保険者の当該育児休業をした期間（当該被保険者に労働基準法第六十五条第二項の規定によつて休業する期間）があり、かつ、当該期間の満了後引き続き育児休業をする場合にあつては、当該期間の開始前に、事業所において作成される当該被保険者に係る育児休業を取得することを円滑にするための措置及び当該被保険者の当該育児休業の終了後に当該被保険者が事業所において再び就業することを円滑にするための措置を定めた計画をいう。以下このイ及び次の号イ（１）において同じ。）を作成し、かつ、当該育児復帰支援計画に基づく措置を講じた中小企業事業主であつて、当該被保険者の育児休業をした期間（当該被保険者に同項の規定によつて休業した期間があり、かつ、当該期間の満了後引き続き育児休業をした場合にあつては、当該期間及び当該育児休業をした期間を通算した期間。次号イ（１）、第十一項第一号ロ及び二、同項第二号イ及びロ並びに第十二項において同じ。）が三箇月以上であるもの（略）

11|10|二
(略) (略)

育休中等業務代替支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対し、第二号に定める額

を支給するものとする。

次のいずれかに該当する中小企業事業主又は特定事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主をいう。以下この項から第十三項まで及び附則第十七条の二の三において同じ。）

イ・ロ
(略)

ハ 次のいずれにも該当する特定事業主（特定事業主が次世代法第十五条の二の規定により認定されたもの（以下この項において「認定特定事業主」という。）である場合にあっては、(1)及び(2)に該当する特定事業主）

(1) その雇用する被保険者が育児休業をする期間について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、手当支給等措置を講じた上で、当該被保険者に七日以上一箇月未満の育児休業を取得させた特定事業主

(2)・(3) (略)

二・ホ (略)

二 (略)

12|11| 第十項第一号に規定する中小企業事業主又は特定事業主（既にこの項に該当するものとして同項の規定による支給を受けた中小企業事業主又は特定事業主を除く。）が、同号に該当することにより育休中等業務代替支援コース助成金の支給を受け、かつ、当該中小企業事業主又は特定事業主が、育児休業等の取得の状況を公表したものである場合にあっては、当該中小企業事業主又は特定事業主については、第十項第二号イから二までのいずれかに定める額に加え、二万円を支給するものとする。

13| 柔軟な働き方選択制度等支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一 次のいずれにも該当する中小企業事業主（中小企業事業主が認定中小企業事業主である場合にあっては、イ及びロに該当する中小企業事業主）

イ その雇用する被保険者のうち、その三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するものについて、労働協約又は就業規則に定めるところにより、労働者の申出に基づく次に掲げるもののうちいずれか二以上の措置を講じている中小企業事業主であつて、当該措置の実施の状況を明らかにする書類を整備しているもの

(1)・(4) (略)

(5) 被保険者の申出に基づく当該被保険者が就業しつつその子を養育することを容易にするための有給休暇（年次有給休暇として与えられるものを除く。）を付与するための制度であつて、時間を単位として取得することができるものを整備する措置

ロ・ハ (略)

二 (略)

15|14| 不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対し、第二号に定める額を支給するものとする。

一 次のいずれにも該当する中小企業事業主

イ 次のいずれにも該当する中小企業事業主であること。

(1) その雇用する被保険者であつて、不妊治療を受けるもの（以下このイにおいて「対象被保険者」という。）について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、不妊治療のために利用することができる次のいずれかの制度を設けている中小企業事業主であること。

(i) 不妊治療のための休暇制度（不妊治療を含む多様な目的で利用することができる休暇制度及び利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇を除く。）

ハ 次のいずれにも該当する特定事業主（特定事業主が次世代法第十五条の二の規定により認定されたもの（以下この項において「認定特定事業主」という。）である場合にあっては、(1)及び(2)に該当する特定事業主）

(1) その雇用する被保険者が育児休業をする期間について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、当該被保険者の業務を処理した労働者に対する手当の支給その他の当該事業所に雇用される他の労働者が当該業務を円滑に処理するために必要な措置（二及びホにおいて「手当支給等措置」という。）を講じた上で、当該被保険者に七日以上一箇月未満の育児休業を取得させた特定事業主

(2)・(3) (略)

二・ホ (略)

二 (略)

13|12| 第十一项第一号に規定する中小企業事業主又は特定事業主（既にこの項に該当するものとして同項の規定による支給を受けた中小企業事業主又は特定事業主を除く。）が、同号に該当することにより育休中等業務代替支援コース助成金の支給を受け、かつ、当該中小企業事業主又は特定事業主が、育児休業等の取得の状況を公表したものである場合にあっては、当該中小企業事業主又は特定事業主については、第十一项第二号イから二までのいずれかに定める額に加え、二万円を支給するものとする。

14| 柔軟な働き方選択制度等支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一 次のいずれにも該当する中小企業事業主（中小企業事業主が認定中小企業事業主である場合にあっては、イ及びロに該当する中小企業事業主）

イ その雇用する被保険者のうち、その三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するものについて、労働協約又は就業規則に定めるところにより、労働者の申出に基づく次に掲げるもののうちいずれか二以上の措置を講じている中小企業事業主であつて、当該措置の実施の状況を明らかにする書類を整備しているもの

(1)・(4) (略)

(5) 被保険者の申出に基づく当該被保険者が就業しつつその子を養育することを容易にするための有給休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。）を付与するための制度であつて、時間を単位として付与することができるものを整備する措置

ロ・ハ (略)

二 (略)

16|15| 不妊治療両立支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対し、第二号に定める額を支給するものとする。

一 次のいずれにも該当する中小企業事業主

イ その雇用する被保険者であつて、不妊治療を受けるもの（以下この項において「対象被保険者」という。）について、不妊治療のために利用することができる次のいずれかの制度を設け、当該制度を労働者に周知させるための措置を講じている中小企業事業主であること。

(1) 不妊治療のための休暇制度（不妊治療を含む多様な目的で利用することができる休暇制度及び利用目的を限定しない休暇制度を含み、労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇を除く。）

- (vi) 在宅勤務等（情報通信技術を活用した勤務を含む。）を可能とする制度（削る）
- (ii) (v) (略)
- (3) (2) (略)
- 対象被保険者に(1)に掲げる制度を利用させた日数を合算した日数が五日以上である中小企業事業主であること。
- (削る)
- 次のいずれにも該当する中小企業事業主であること。
- (1) その雇用する被保険者であつて、月経に起因する症状への対応を図るもの（以下このロにおいて「対象被保険者」という。）について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、月経に起因する症状への対応のために利用することができる次のいずれかの制度を設けている中小企業事業主であること。
- (i) 月経に起因する症状への対応のための休暇制度（月経に起因する症状への対応を含む多様な目的で利用することができる休暇制度及び利用目的を限定しない休暇制度を含む、年次有給休暇及び労働基準法第六十八条の規定による生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置（生理日の就業が著しく困難な女性に有給休暇（年次有給休暇を除く。）を付与する場合を除く。）を除く。）
- (ii) 所定外労働の制限の制度
- (iii) (ii) 一日の所定労働時間を変更することなく始業及び終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げの制度
- (iv) 労働基準法第三十二条の三第一項の規定による労働時間の制度
- (v) 所定労働時間の短縮の制度
- (vi) 在宅勤務等（情報通信技術を活用した勤務を含む。）を可能とする制度
- (2) 月経に起因する症状への対応と仕事との両立の支援を図るための業務を担当する者を選任し、当該者に対象被保険者からの月経に起因する症状への対応と仕事との両立に関する相談に応じさせる中小企業事業主であること。
- (3) 対象被保険者に(1)に掲げる制度を利用させた日数を合算した日数が五日以上である中小企業事業主であること。
- ハ 次のいずれにも該当する中小企業事業主であること。
- (1) その雇用する被保険者であつて、更年期における心身の不調への対応を図るもの（以下このハにおいて「対象被保険者」という。）について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、更年期における心身の不調への対応のために利用することができる次のいずれかの制度を設けている中小企業事業主であること。
- (i) 更年期における心身の不調への対応のための休暇制度（更年期における心身の不調への対応を含む多様な目的で利用することができる休暇制度及び利用目的を限定しない休暇制度を含む、年次有給休暇を除く。）
- (ii) 所定外労働の制限の制度
- (iii) (ii) 一日の所定労働時間を変更することなく始業及び終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げの制度

(新設)

- (2) (5) (略)
- (6) 情報通信技術を活用した勤務を可能とする制度
- 不妊治療と仕事との両立に関して、労働者の希望又は課題の把握を行うための調査を実施する中小企業事業主であること。
- ハ (略)
- 二 対象被保険者について、不妊治療と仕事との両立を図るための必要な措置を定めた計画を策定し、かつ、当該計画に基づく措置を講じた中小企業事業主であつて、対象被保険者にイに掲げる制度を利用させた日数を合算した日数が五日以上であるものであること。
- ホ 不妊治療と仕事との両立の支援に関する方針を明確化し、労働者に周知させるための措置を講じている中小企業事業主であること。
- (新設)

(iv)	労働基準法第三十二条の三第一項の規定による労働時間の制度
	所定労働時間の短縮の制度
(v)	在宅勤務等（情報通信技術を活用した勤務を含む。）を可能とする制度
(vi)	更年期における心身の不調への対応と仕事との両立の支援を図るための業務を担当する者を選任し、当該者に対象被保険者からの更年期における心身の不調への対応と仕事との両立に関する相談に応じさせる中小企業事業主であること。
(3)	対象被保険者に(1)に掲げる制度を利用させた日数を合算した日数が五日以上である中小企業事業主であること。
二	次のイからハまでに掲げる中小企業事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額
イ	前号イに該当する中小企業事業主 三十万円
ロ	前号ロに該当する中小企業事業主 三十万円
ハ	前号ハに該当する中小企業事業主 三十万円
(人材確保等支援助成金)	
第百十八条	人材確保等支援助成金は、人材確保等支援助成コース助成金、建設キャリアアップシステム等活用促進コース助成金、建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金及び建設分野作業員宿舍等設置助成コース助成金とする。
2	人材確保等支援助成コース助成金は、第一号に該当する認定組合等又は事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。
一	次のいずれかに該当する認定組合等又は事業主であること。
イ	次のいずれにも該当する認定組合等であること。
(1)	(略)
(2)	中小企業労働環境向上事業の実施に関する計画を作成し、都道府県労働局長に提出した認定組合等であること。
ロ	次の(1)から(7)までのいずれにも該当する事業主であること。
(1)	次の(i)又は(ii)に該当する事業主であること。
(i)	労働協約又は就業規則に定めるところにより、次に掲げる措置(2)において「雇用管理制度の整備」という。)のうち、次の(i)から(ハ)までのいずれかに該当するものを実施し、かつ、労働者に適用した事業主(イ)を実施し、かつ、労働者に適用する場合において、中小企業事業主に限ること。
(イ)	職務等に応じて賃金を決定するための制度を整備する措置
(ロ)	職業安定局長が定める手当、賞与又は退職金制度を導入する措置
(ハ)	生産性向上に資する人事評価制度を整備する措置

二	次のイ及びロに掲げる中小企業事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額
イ	前号に該当する中小企業事業主 三十万円
ロ	イの規定による支給を受けた中小企業事業主であつて、対象被保険者のいずれかに前号イ(1)の規定による休暇を二十日以上連続して取得させ、当該休暇取得後、当該休暇取得前の職務及び職制上の地位と同一又はこれに相当する地位に復帰させ、三箇月以上継続して雇用したもの(既にこのロに該当するものとしてこの項による支給を受けた中小企業事業主を除く。) 三十万円
(新設)	
(人材確保等支援助成金)	
第百十八条	人材確保等支援助成金は、人材確保等支援助成コース助成金、建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金及び建設分野作業員宿舍等設置助成コース助成金とする。
2	人材確保等支援助成コース助成金は、第一号に該当する認定組合等又は事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。
一	次のいずれかに該当する認定組合等又は事業主であること。
イ	次のいずれにも該当する認定組合等であること。
(1)	(略)
(2)	中小企業労働環境向上事業の実施に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた認定組合等であること。
ロ	次の(1)から(6)まで(7)に規定する介護事業主にあつては(7)を含む。)のいずれにも該当する事業主であること。
(1)	労働協約又は就業規則に定めるところにより、次に掲げる措置(以下この条において「雇用管理制度の整備」という。)のうち、次の(i)から(vi)までのいずれかに該当するものを実施し、かつ、労働者に適用した事業主又は児童福祉法第六条の三第七項若しくは第九項から第十三項までに規定する事業若しくは同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする事業を営む事業主(以下「保育事業主」という。)であつて、次の(v)の措置を実施し、かつ、労働者に適用したものであること。
(i)	労働者の体系的な処遇の改善その他の雇用管理の改善の措置

- (二) 医師による健康診断（労働安全衛生法第六十六条第一項、第二項及び第四項に規定する健康診断を除く。）等の措置
- (ホ) キャリア形成上の課題及び職場における問題の解決を支援するための措置
- (ii) 雇用の改善に資する機器又は設備として職業安定局長が定めるもの（②において「雇用管理改善機器等」という。）を導入し、かつ、適切な運用を行った事業主であること。
- (削る)
- (削る)
- (削る)
- (2) 雇用管理制度の整備又は雇用管理改善機器等の導入（以下この号において「雇用管理制度の整備等」という。）を行う場合に、都道府県労働局長に対して当該雇用管理制度の整備等に係る計画（以下この号及び次項において「雇用管理制度整備等計画」という。）を提出し、認定を受けた事業主であること。
- (3) 当該雇用管理制度の整備等に係る事業所に雇用されていた者であつて雇用管理制度整備等計画の期間の初日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する人材確保等支援助成コース助成金（雇用管理制度の整備等についての助成に係るものに限る。）の受給についての申請書を提出するまでの間（以下この③において「基準期間」という。）に離職したもののうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていと認められる事業主であること。
- (4) 当該雇用管理制度の整備等及びその運用に要した費用の負担の状況並びに当該雇用管理制度の整備等に係る事業所の労働者の離職の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。
- (5) 雇用管理制度整備等計画の期間の末日の翌日から起算して一年を経過する日までの期間における当該雇用管理制度の整備等に係る事業所における離職者の数を当該雇用管理制度整備等計画の期間の末日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合が、当該事業所の労働者数に応じて職業安定局長が定める目標値を達成している事業主であること。
- (6) 当該雇用管理制度の整備等に係る事業所に雇用されていた者であつて雇用管理制度整備等計画の期間の末日の翌日から都道府県労働局長に対する人材確保等支援助成コース助成金（この口の規定によるものに限る。）の受給についての申請書を提出するまでの間（以下この⑥において「基準期間」という。）に離職したもののうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていと認められる事業主であること。

- (ii) 労働者の能力の開発及び向上を図るための措置
- (iii) 医師による健康診断（労働安全衛生法第六十六条第一項、第二項及び第四項に規定する健康診断を除く。）等の措置
- (iv) キャリア形成上の課題及び職場における問題の解決を支援するための措置
- (v) 短時間正社員（期間の定めのない労働契約を締結している労働者であつて、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいい、派遣労働者を除く。次条及び第二百二十五条において同じ。）制度を導入するための措置
- (2) 雇用管理制度の整備を行う場合に、都道府県労働局長に対して当該雇用管理制度の整備に係る計画（以下この号及び次項において「雇用管理制度整備計画」という。）を提出し、認定を受けた事業主であること。
- (3) 当該雇用管理制度の整備に係る事業所に雇用されていた者であつて雇用管理制度整備計画の期間の初日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する人材確保等支援助成コース助成金（雇用管理制度の整備についての助成に係るものに限る。）の受給についての申請書を提出するまでの間（以下この③において「基準期間」という。）に離職したもののうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていと認められる事業主であること。
- (4) 当該雇用管理制度の運用に要した費用の負担の状況及び当該雇用管理制度の整備に係る事業所の労働者の離職の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。
- (5) 雇用管理制度整備計画の期間の末日の翌日から起算して一年を経過する日までの期間における当該雇用管理制度の整備に係る事業所における離職者の数を当該雇用管理制度整備計画の期間の末日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合が、当該事業所の労働者数に応じて職業安定局長が定める目標値を達成している事業主であること。
- (6) 当該雇用管理制度の整備に係る事業所に雇用されていた者であつて雇用管理制度整備計画の期間の末日の翌日から都道府県労働局長に対する人材確保等支援助成コース助成金（この口の規定によるものに限る。）の受給についての申請書を提出するまでの間（以下この⑥において「基準期間」という。）に離職したもののうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていと認められる事業主であること。

(7) 労働者の雇用管理の改善への取組、労働者からの相談への対応その他の労働者の雇用管理の改善等に関する事項を管理する者を雇用管理責任者として選任し、かつ、当該選任について、事業所に掲示等の周知を行っている事業主であること。

ハ その雇用する労働者について労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第二十八条第一項の規定による届出であつて雇入れに係るもの(1)において「外国人雇用状況届出」という。)を行つている事業主であつて、(1)から(6)まで(職業安定局長が定める証明書を提出した事業主であり、かつ、就労環境の整備を実施した日の前日から起算して六箇月前の日から当該前日までの期間において、当該就労環境の整備に係る事業所の外国人労働者が離職した事業主(天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。))以外の事業主にあつては、(6)を除く。)のいずれにも該当するものであること。

(1) (略)

(i) (略)

(ii) 労働協約、就業規則その他の職業安定局長が定める文書について、その雇用する外国人労働者の母国語その他の当該外国人労働者が使用する言語又は平易な日本語を用いて記載すること等の措置

(2) 次の(i)から(ii)までに掲げる措置のうち、いずれかに該当するものを実施し、かつ、外国人労働者に適用した事業主であること。

(i) (略)

(ii) 労働協約又は就業規則に定めるところにより、外国人労働者が一時帰国を希望した場合に必要な有給休暇(年次有給休暇として与えられるものを除く。)を取得させるための措置

(iii) 当該事業所で用いる手引書その他の職務の遂行に必要な事項を記載した文書等(1)(ii)に掲げる文書を除く。)について、その雇用する外国人労働者の母国語その他の当該外国人労働者が使用する言語又は平易な日本語を用いて新たに記載すること等の措置

(3) (略)

(4) (略)

(5) 就労環境の整備の実施の状況及び当該就労環境の整備に係る事業所の労働者の離職の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

(7) 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号。以下「介護労働者法」という。)第二条第一項に規定する介護関係業務を行う事業主(以下「介護事業主」という。)にあつては、労働者の雇用管理の改善への取組、労働者からの相談への対応その他の労働者の雇用管理の改善等に関する事項を管理する者を雇用管理責任者として選任し、かつ、当該選任について、事業所に掲示等の周知を行っている事業主であること。

ハ その雇用する労働者について労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第二十八条第一項の規定による届出であつて雇入れに係るもの(1)において「外国人雇用状況届出」という。)を行つている事業主であつて、次のいずれにも該当するものであること。

(1) (略)

(i) (略)

(ii) 労働協約、就業規則その他の職業安定局長が定める文書について、その雇用する外国人労働者の母国語その他の当該外国人労働者が使用する言語を用いて記載すること等の措置

(2) 次の(i)から(ii)までに掲げる措置のうち、いずれかに該当するものを実施し、かつ、外国人労働者に適用した事業主であること。

(i) (略)

(ii) 労働協約又は就業規則に定めるところにより、外国人労働者が一時帰国を希望した場合に必要な有給休暇(労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。)を取得させるための措置

(iii) 当該事業所で用いる手引書その他の職務の遂行に必要な事項を記載した文書等(1)(ii)に掲げる文書を除く。)について、その雇用する外国人労働者の母国語その他の当該外国人労働者が使用する言語を用いて記載すること等の措置

(3) (略)

(4) (略)

(5) 就労環境の整備に係る事業所に雇用されていた者であつて就労環境整備計画の期間の初日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する人材確保等支援助成コース助成金(このハの規定によるものに限る。)の受給についての申請書を提出するまでの間(以下この(5)において「基準期間」という。)に離職したもののうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

(6) 就労環境の整備に要した費用の負担の状況及び当該就労環境の整備に係る事業所の労働者の離職の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

(6) 外国人労働者について、就労環境の整備を実施した日の翌日から起算して六箇月を経過する日までの期間における当該就労環境の整備に係る事業所における離職者の数を当該就労環境の整備を実施した日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合が、職業安定局長が定める目標値を達成している事業主であること。

二 次のいずれにも該当する事業主であること。

(1) 労働協約又は就業規則に定めるところにより、情報通信技術を活用した勤務に関する制度として雇用環境・均等局長が定めるものの整備を行い、情報通信技術を活用した勤務を可能とする措置（雇用環境・均等局長が定めるものに限る。）を実施した事業主であつて、情報通信技術を活用した勤務をその雇用する労働者に実施させたものであること。

(削る)

(削る)

(2) 情報通信技術を活用した勤務の対象者として事業主が指定した労働者（以下この条において「対象労働者」という。）の属する事業所の労働者の離職の状況を明らかにする記録を整備している事業主であること。

(3)・(4) (略)

二 次のイから二までに掲げる認定組合等又は事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ (略)

ロ 前号ロに該当する事業主 次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額

(1) 同号ロ(1)に該当する事業主にあつては、次の(i)から(v)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（当該(i)から(v)までのうち、二以上に該当する場合にあつては、当該規定に定める額の合計額）（その額が八十万円を超えるときは、八十万円（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、その額が百万円を超えるときは、百万円））

(i) 同号ロ(1)(i)の措置を講じた事業主 四十万円（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、五十万円）

(ii) 同号ロ(1)(i)の措置を講じた事業主 四十万円（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、五十万円）

(iii) 同号ロ(1)(i)の措置を講じた事業主 四十万円（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、五十万円）

(iv) 同号ロ(1)(i)の措置を講じた事業主 二十万円（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、二十五万円）

(v) 同号ロ(1)(i)の措置を講じた事業主 二十万円（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、二十五万円）

(2) 同号ロ(1)(ii)の雇用管理改善機器等を導入した場合にあつては、導入に要した費用の額の二分の一（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、千分の六百二十五）に相当する額（その額が百五十万円を超えるときは、百五十万円（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、その額が百八十七万五千円を超えるときは、百八十七万五千円））

(7) 外国人労働者及びそれ以外の労働者のそれぞれについて、就労環境整備計画の期間の末日の翌日から起算して一年を経過する日までの期間における当該就労環境の整備に係る事業所における離職者の数を当該就労環境整備計画の期間の末日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合が、職業安定局長が定める目標値を達成している事業主であること。

二 次のいずれにも該当する事業主であること。

(1) 労働協約又は就業規則に定めるところにより、情報通信技術を活用した勤務に関する制度として雇用環境・均等局長が定めるものの整備を行つた事業主であつて、情報通信技術を活用した勤務をその雇用する労働者に実施させたものであること。

(2) 都道府県労働局長に対して、情報通信技術を活用した勤務の実施に係る計画（以下この二において「実施計画」という。）を提出し、認定を受けた事業主であること。

(3) 認定を受けた実施計画に基づき、情報通信技術を活用した勤務を可能とする措置（雇用環境・均等局長が定めるものに限る。）を実施した事業主であること。

(4) (3)の措置の実施に要した費用の負担の状況及び情報通信技術を活用した勤務の対象者として事業主が指定した労働者（以下この条において「対象労働者」という。）の属する事業所の労働者の離職の状況を明らかにする記録を整備している事業主であること。

(5)・(6) (略)

二 次のイから二までに掲げる認定組合等又は事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ (略)

ロ 前号ロに該当する事業主 五十七万円

(新設)

(新設)

ハ 前号ハに該当する事業主 次の(1)から(5)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額の合計額(当該(1)から(5)までのうち、二以上に該当する場合にあつては、当該規定に定める額の合計額)(その額が八十万円を超えるときは、八十万円)

(1)	同号二(1)(i)の措置を講じた事業主	二十万円
(2)	同号二(1)(ii)の措置を講じた事業主	二十万円
(3)	同号二(2)(i)の措置を講じた事業主	二十万円
(4)	同号二(2)(ii)の措置を講じた事業主	二十万円
(5)	同号二(2)(iii)の措置を講じた事業主	二十万円
二	前号二に該当する事業主	二十万円

3 前項第一号二に規定する事業主が、同号二に該当することにより、人材確保等支援助成コース助成金の支給を受け、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合にあつては、当該事業主に對し、十万円(その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、十五万円)を支給するものとする。

一 評価期間の末日の翌日から起算して一年を経過する日までの間における前項第一号二(2)の事業所における離職者の数を評価期間の末日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合が、雇用環境・均等局長が定める目標値を達成している事業主であること。

二 評価期間の初日から起算して一年を経過した日から三箇月を経過する日までの期間における前項第一号二(2)の事業所における情報通信技術を活用した勤務の実施状況が雇用環境・均等局長の定める要件に該当する事業主であること。

4 建設キャリアアップシステム等活用促進コース助成金、建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金及び建設分野作業員宿舍等設置助成コース助成金の支給については、建労則に定めるところによる。

(キャリアアップ助成金)

第百十八条の二 (略)

2 正社員化コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一 有期契約労働者又は期間の定めのない労働契約を締結する労働者(通常の労働者(派遣労働者を除く。以下この条、第百二十五条及び附則第三十四条において同じ)、勤務地限定正社員(期間の定めのない労働契約を締結している労働者であつて、勤務地が同一の事業所に雇用される通常の労働者の勤務地に比し限定され、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいい、派遣労働者を除く。以下この条及び第百二十五条において同じ)、職務限定

ハ 前号ハに該当する事業主 就労環境の整備に要した費用の額の二分の一(その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、三分の二)に相当する額(その額が五十七万円を超えるときは、五十七万円(その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、その額が七十二万円を超えるときは、七十二万円))

(新設)	同号二(3)の措置の実施に要した費用に關し、雇用環境・均等局長が定める基準に従つて算定した額の百分の五十に相当する額(その額が、対象労働者の数に二十万円を乗じて得た額又は百万円のいずれか低い額を超えるときは、当該いずれか低い額)
(新設)	同号二(3)の措置の実施に要した費用に關し、雇用環境・均等局長が定める基準に従つて算定した額の百分の十五(その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、百分の二十五)に相当する額(その額が、対象労働者の数に二十万円を乗じて得た額又は百万円のいずれか低い額を超えるときは、当該いずれか低い額)を支給するものとする。

3 前項第一号二に規定する事業主が、同号二に該当することにより、人材確保等支援助成コース助成金の支給を受け、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合にあつては、当該事業主に對し、同号二(3)の措置の実施に要した費用に關し、雇用環境・均等局長が定める基準に従つて算定した額の百分の十五(その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、百分の二十五)に相当する額(その額が、対象労働者の数に二十万円を乗じて得た額又は百万円のいずれか低い額を超えるときは、当該いずれか低い額)を支給するものとする。

一 評価期間の末日の翌日から起算して一年を経過する日までの間における前項第一号二(4)の事業所における離職者の数を評価期間の末日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合が、事業所の労働者数に応じて雇用環境・均等局長が定める目標値を達成している事業主であること。

二 評価期間の初日から起算して一年を経過した日から三箇月を経過する日までの期間における前項第一号二(4)の事業所における情報通信技術を活用した勤務の実施状況が雇用環境・均等局長の定める要件に該当する事業主であること。

4 建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金及び建設分野作業員宿舍等設置助成コース助成金の支給については、建労則に定めるところによる。

(キャリアアップ助成金)

第百十八条の二 (略)

2 正社員化コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一 有期契約労働者又は期間の定めのない労働契約を締結する労働者(通常の労働者(派遣労働者を除く。以下この条、第百二十五条及び附則第三十四条において同じ)、勤務地限定正社員(期間の定めのない労働契約を締結している労働者であつて、勤務地が同一の事業所に雇用される通常の労働者の勤務地に比し限定され、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいい、派遣労働者を除く。以下この条及び第百二十五条において同じ)、職務限定

正社員（期間の定めのない労働契約を締結している労働者であつて、職務が同一の事業所に雇用される通常の労働者の職務に比し限定され、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいい、派遣労働者を除く。以下この条及び第百二十五条において同じ。）及び短時間正社員（期間の定めのない労働契約を締結している労働者であつて、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいい、派遣労働者を除く。以下この条及び第百二十五条において同じ。）を除く。以下この条及び第百二十五条において「無期契約労働者」という。（以下「有期契約労働者等」という。）について、そのキャリアアップ（職務経験又は職業訓練等の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の改善が図られることをいう。以下同じ。）を図るための措置を講ずる事業主であつて、次のいずれにも該当するもの。

イ（略）

ロ 当該事業主の事業所の労働組合等の意見を聴いて作成したキャリアアップ計画（有期契約労働者等のキャリアアップを図るために事業主が講ずる措置等を記載した計画をいう。以下この条において同じ。）を、都道府県労働局長に対して提出した事業主

ハ 労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた制度に基づき、次のいずれかに該当する措置を講じた事業主

- (1) その雇用する有期契約労働者（当該事業主に雇用された期間を通算した期間が三年未満であつて、第百十条第九項第一号イ(2)若しくは(3)のいずれかに該当しない者又は同号イ(2)若しくは(3)のいずれにも該当しない者に限る。）（新規卒卒者については、その卒業後当該事業主に雇入れられた日から起算して一定の期間を経過していないものを除く。(2)から(4)までにおいて同じ。）の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員への転換（当該労働者に係る転換後の賃金を、転換前の賃金と比べて一定の割合以上で増額する場合に限る。）

- (2) その雇用する有期契約労働者（当該事業主に雇用された期間を通算した期間が三年未満であつて、第百十条第九項第一号イ(2)及び(3)のいずれにも該当する者に限る。）の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員への転換（当該労働者に係る転換後の賃金を、転換前の賃金と比べて一定の割合以上で増額する場合に限る。）

- (3) その雇用する有期契約労働者（当該事業主に雇用された期間を通算した期間が三年以上五年以下である者に限る。）の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員への転換（当該労働者に係る転換後の賃金を、転換前の賃金と比べて一定の割合以上で増額する場合に限る。）

- (4) (略)
- (5) その雇用する無期契約労働者（新規卒卒者については、その卒業後当該事業主に雇入れられた日から起算して一定の期間を経過していないものを除く。）の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員への転換（当該労働者に係る転換後の賃金を、転換前の賃金と比べて一定の割合以上で増額する場合に限る。）
- (6) (略)
- (8) (略)
- 二へ (略)

正社員（期間の定めのない労働契約を締結している労働者であつて、職務が同一の事業所に雇用される通常の労働者の職務に比し限定され、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいい、派遣労働者を除く。以下この条及び第百二十五条において同じ。）及び短時間正社員を除く。以下この条及び第百二十五条において「無期契約労働者」という。（以下「有期契約労働者等」という。）について、そのキャリアアップ（職務経験又は職業訓練等の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の改善が図られることをいう。以下同じ。）を図るための措置を講ずる事業主であつて、次のいずれにも該当するもの。

イ（略）

ロ 当該事業主の事業所の労働組合等の意見を聴いて作成したキャリアアップ計画（有期契約労働者等のキャリアアップを図るために事業主が講ずる措置等を記載した計画をいう。以下この条において同じ。）を、都道府県労働局長に対して提出し、認定を受けた事業主

ハ 労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた制度に基づき、次のいずれかに該当する措置を講じた事業主

- (1) その雇用する有期契約労働者（当該事業主に雇用された期間を通算した期間が五年以下である者に限る。）の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員への転換（当該労働者に係る転換後の賃金を、転換前の賃金と比べて一定の割合以上で増額する場合に限る。）

（新設）

（新設）

- (2) (略)
- (3) その雇用する無期契約労働者の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員への転換（当該労働者に係る転換後の賃金を、転換前の賃金と比べて一定の割合以上で増額する場合に限る。）

- (4) (略)
- (6) (略)
- 二へ (略)

二次のイからニまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（一の事業所につき、一の年度における当該措置の対象となる労働者の数が二十人を超える場合は、当該事業所につき二十人までの支給に限る。）

イ 前号ハ(1)の措置を講じた事業主 対象者一人につき三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）

口 前号ハ(2)、(3)又は(6)の措置を講じた事業主 対象者一人につき六十万円（中小企業事業主にあつては、八十万円）

ハ 前号ハ(4)又は(5)の措置を講じた事業主 対象者一人につき十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）

二 前号ハ(7)又は(8)の措置を講じた事業主 対象者一人につき三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）

前項第一号ハの措置により転換し、又は雇い入れられた者が母子家庭の母等又は父子家庭の父に該当する場合における同項第二号の規定の適用については、同号イ中「対象者一人につき三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）」とあるのは「母子家庭の母等又は父子家庭の父である労働者（以下このイ及びハにおいて「母子家庭の母等である労働者」という。）一人につき六十万円、その他の労働者一人につき三十万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等である労働者一人につき八十万円、その他の労働者一人につき四十万円）」と、同号ハ中「対象者一人につき十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）」とあるのは「母子家庭の母等である労働者一人につき三十万円、その他の労働者一人につき十五万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等である労働者一人につき四十万円、その他の労働者一人につき二十万円）」とする。

4 第二項第一号ハの措置（通常の労働者への転換又は通常の労働者としての雇入れに限る。）が、

労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その雇用する有期契約労働者等の通常の労働者への転換又はその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の通常の労働者としての雇入れを実施するための制度を整備することによつて行われた場合における同項第二号の規定の適用については、同号イ中「対象者一人につき三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）」とあるのは「母子家庭の母等又は父子家庭の父である対象者（以下このイ及びハにおいて「母子家庭の母等である対象者」という。）一人につき六十万円、その他の対象者各一人につき三十万円及び当該措置が実施された一の事業所につき十五万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等である対象者一人につき八十万円、その他の対象者一人につき四十万円）及び当該措置が実施された一の事業所につき二十万円」と、同号ロ中「円」（中小企業事業業主にあつては、八十万円）とあるのは「円及び当該措置が実施された一の事業所につき十五万円（中小企業事業主にあつては、対象者一人につき八十万円及び当該措置が実施された一の事業所につき二十万円）」と、同号ハ中「対象者一人につき十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）」とあるのは「母子家庭の母等である対象者一人につき三十万円、その他の対象者一人につき十五万円及び当該措置が実施された一の事業所につき十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）」となる。

二次のイからニまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（一の事業所につき、一の年度における当該措置の対象となる労働者の数が二十人を超える場合は、当該事業所につき二十人までの支給に限る。）

イ 前号ハ(1)の措置を講じた事業主 対象者一人につき六十万円（中小企業事業主にあつては、八十万円）

口 前号(2)又は(3)の措置を講じた事業主 対象者一人につき三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）

ハ 前号ハ(4)の措置を講じた事業主 対象者一人につき八十八万五千円（中小企業事業主にあつては、百八万五千円）

二 前号ハ(5)又は(6)の措置を講じた事業主 対象者一人につき五十八万五千元(中小企業事業主にあつては、六十八万五千元)

3 前項第一号ハの措置により転換し、又は雇い入れられた者が母子家庭の母等又は父子家庭の父に該当する場合における同項第二号の規定の適用については、同号イ中「対象者一人につき六十万円（中小企業事業主にあつては、八十万円）」とあるのは「母子家庭の母等又は父子家庭の父である労働者（以下この号において「母子家庭の母等である労働者」という。）一人につき六十九万五千円、その他の労働者一人につき六十万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等である労働者一人につき八十九万五千円、その他の労働者一人につき八十万円）」と、同号ロ中「対象者一人につき三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）」とあるのは「母子家庭の母等である労働者一人につき三十四万七千五百円、その他の労働者一人につき三十五万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等である労働者一人につき四十四万七千五百円、その他の労働者一人につき五十万円）」と、同号ハ中「対象者一人につき八十八万五千円（中小企業事業主一人につき四十万円）」と、同号ハ中「対象者一人につき八十八万五千円（中小企業事業主一人につき四十万円）」と、

4 第二項第一号ハ(1)から(6)までの措置（通常の労働者への転換に限る。）が、労働協約又は就業

規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その雇用する有期契約労働者等の通常の労働者への転換又はその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の通常の労働者としての雇入れを実施するための制度を整備することによつて行われた場合における同項第二号の規定の適用については、同号イ中「対象者一人につき六十万円（中小企業事業主にあつては、八十万円）」とあるのは「母子家庭の母等又は父子家庭の父である対象者（以下この号において「母子家庭の母等である対象者」という。）一人につき六十万九千五百円、その他の対象者一人につき六十万円及び当該措置が実施された一の事業所につき十五万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等である対象者一人につき八十九万五千円、その他の対象者一人につき八十万円及び当該措置が実施された一の事業所につき二十万円）」と、同号ロ中「対象者一人につき三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）」とあるのは「母子家庭の母等である対象者一人につき三十四万七千五百円、その他の対象者一人につき三十万円及び当該措置が実施された一の事業所につき十五万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等である対象者一人につき三十四万七千五百円、その他の対象者一人につき四十万円及び当該措置が実施された一の事業所につき二十万円）」と、同号ハ中「対象者一人につき八十八万五千円（中小企業事業主にあつては、二十万円）」と、同号ハ中「対象者一人につき八十八万五千円（中小企業事業主にあつては、二十万円）」と、

つては、母子家庭の母等である対象者一人につき四十万円、その他の対象者一人につき二十万円及び当該措置が実施された一の事業所につき二十万円」と、同号二中「円（中小企業事業主にあつては、四十万円）」とあるのは「円及び当該措置が実施された一の事業所につき十五万円（中小企業事業主にあつては、対象者一人につき四十万円及び当該措置が実施された一の事業所につき二十万円）」とする。

5 第二項第一号ハの措置（勤務地限定正社員、職務限定正社員若しくは短時間正社員への転換又は勤務地限定正社員、職務限定正社員若しくは短時間正社員としての雇入れに限る。）が、労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その雇用する有期契約労働者等の勤務地限定正社員、職務限定正社員若しくは短時間正社員への転換又はその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の勤務地限定正社員、職務限定正社員若しくは短時間正社員としての雇入れを実施するための制度を整備することによつて行われた場合における同項第二号の規定の適用については、同号イ中「対象者一人につき三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）」とあるのは「母子家庭の母等又は父子家庭の父である対象者（以下このイ及びハにおいて「母子家庭の母等である対象者」という。）一人につき六十万円、その他の対象者一人につき三十万円及び当該措置が実施された一の事業所につき三十万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等である対象者一人につき四十万円、その他の対象者一人につき四十万円及び当該措置が実施された一の事業所につき四十万円）」と、同号ロ中「円（中小企業事業主にあつては、八十万円）」とあるのは「円及び当該措置が実施された一の事業所につき三十万円（中小企業事業主にあつては、対象者一人につき四十万円及び当該措置が実施された一の事業所につき四十万円）」と、同号ハ中「対象者一人につき十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）」とあるのは「母子家庭の母等である対象者一人につき三十万円、その他の対象者一人につき十五万円及び当該措置が実施された一の事業所につき三十万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等である対象者一人につき四十万円、その他の対象者一人につき二十万円及び当該措置が実施された一の事業所につき四十万円）」と、同号ニ中「円（中小企業事業主にあつては、四十万円）」とあるのは「円及び当該措置が実施された一の事業所につき三十万円（中小企業事業主にあつては、対象者一人につき四十万円及び当該措置が実施された一の事業所につき四十万円）」とする。

6 賃金規定等改定コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一 有期契約労働者等について、そのキャリアアップを図るための措置を講ずる事業主であつて、次のいずれにも該当するもの。

イ（略）

ロ 当該事業主の事業所の労働組合等の意見を聴いて作成したキャリアアップ計画を、都道府県労働局長に対して提出した事業主

ハ・二（略）

百八万五千円」とあるのは「母子家庭の母等である対象者一人につき九十八万円、その他の対象者一人につき八十八万五千円及び当該措置が実施された一の事業所につき十五万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等である対象者一人につき百十八万円、その他の対象者一人につき百八万五千円及び当該措置が実施された一の事業所につき二十万円）」と、同号二中「対象者一人につき五十八万五千円（中小企業事業主にあつては、六十八万五千円）」とあるのは「母子家庭の母等である対象者一人につき六十三万二千五百円、その他の対象者一人につき五十八万五千円及び当該措置が実施された一の事業所につき十五万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等である対象者一人につき七十三万二千五百円、その他の対象者一人につき六十八万五千円及び当該措置が実施された一の事業所につき二十万円）」とする。

5 第二項第一号ハ(1)から(6)までの措置（勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員への転換に限る。）が、労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その雇用する有期契約労働者等の勤務地限定正社員、職務限定正社員若しくは短時間正社員への転換又はその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の勤務地限定正社員、職務限定正社員若しくは短時間正社員としての雇入れを実施するための制度を整備することによつて行われた場合における同項第二号の規定の適用については、同号イ中「対象者一人につき六十万円（中小企業事業主にあつては、八十万円）」とあるのは「母子家庭の母等又は父子家庭の父である対象者（以下この号において「母子家庭の母等である対象者」という。）一人につき六十九万五千円、その他の対象者一人につき六十万円及び当該措置が実施された一の事業所につき三十万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等である対象者一人につき八十九万五千円、その他の対象者一人につき四十万円及び当該措置が実施された一の事業所につき四十万円）」と、同号ロ中「対象者一人につき三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）」とあるのは「母子家庭の母等である対象者一人につき三十四万七千五百円、その他の対象者一人につき三十万円及び当該措置が実施された一の事業所につき三十万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等である対象者一人につき四十四万七千五百円、その他の対象者一人につき四十万円及び当該措置が実施された一の事業所につき四十万円）」と、同号ハ中「対象者一人につき八十八万五千円（中小企業事業主にあつては、百八万五千円）」とあるのは「母子家庭の母等である対象者一人につき九十八万円、その他の対象者一人につき八十八万五千円及び当該措置が実施された一の事業所につき三十万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等である対象者一人につき百十八万円、その他の対象者一人につき百八万五千円及び当該措置が実施された一の事業所につき三十万円）」と、同号ニ中「対象者一人につき五十八万五千円（中小企業事業主にあつては、六十八万五千円）」とあるのは「母子家庭の母等である対象者一人につき六十三万二千五百円、その他の対象者一人につき五十八万五千円及び当該措置が実施された一の事業所につき三十万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等である対象者一人につき七十三万二千五百円、その他の対象者一人につき六十八万五千円及び当該措置が実施された一の事業所につき四十万円）」とする。

6 賃金規定等改定コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一 有期契約労働者等について、そのキャリアアップを図るための措置を講ずる事業主であつて、次のいずれにも該当するもの。

イ（略）

ロ 当該事業主の事業所の労働組合等の意見を聴いて作成したキャリアアップ計画を、都道府県労働局長に対して提出し、認定を受けた事業主

ハ・二（略）

二 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（一の事業所につき、一の年度における前号ハの措置の対象となる労働者の数が百人を超える場合は、当該事業所につき百人までの支給に限る。）

イ 前号ハに規定する措置を実施するに当たり当該賃金を三パーセント以上四パーセント未満で増額した場合 対象者一人につき二万六千円（中小企業事業主にあつては、四万円）

ロ 前号ハに規定する措置を実施するに当たり当該賃金を四パーセント以上五パーセント未満で増額した場合 対象者一人につき三万三千円（中小企業事業主にあつては、五万円）

ハ 前号ハに規定する措置を実施するに当たり当該賃金を五パーセント以上六パーセント未満で増額した場合 対象者一人につき四万三千円（中小企業事業主にあつては、六万五千円）

二 前号ハに規定する措置を実施するに当たり当該賃金を六パーセント以上で増額した場合 対象者一人につき四万六千円（中小企業事業主にあつては、七万円）

7 前項第一号に該当する事業主が、同号ハに規定する措置を職務の相対的な比較を行うための手法を用いて行つた場合にあつては、当該事業主に対しては、同項第二号イからニまでに定める額に加え、一の事業所につき十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）を支給するものとする。ただし、既にこの項の規定による支給を受けた事業主にあつては、この限りではない。

8 第六項第一号に該当する事業主が、労働協約又は就業規則に定めるところにより、同号ハの措置に係る有期契約労働者等について、昇給制度を整備する措置を講じたときは、当該事業主に対しては、同項第二号イからニまでに定める額に加え、一の事業所につき十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）を支給するものとする。ただし、既にこの項の規定による支給を受けた事業主にあつては、この限りではない。

9 賃金規定等共通化コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。ただし、既にこの項の規定による支給を受けた事業主にあつては、この限りではない。

一 有期契約労働者等について、そのキャリアアップを図るための措置を講ずる事業主であつて、次のいずれにも該当するもの。

イ（略）

ロ 当該事業主の事業所の労働組合等の意見を聴いて作成したキャリアアップ計画を、都道府県労働局長に対して提出した事業主

ハ・ニ（略）

二（略）

10 賞与・退職金制度導入コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。ただし、既にこの項の規定による支給を受けた事業主にあつては、この限りではない。

一 有期契約労働者等について、そのキャリアアップを図るための措置を講ずる事業主であつて、次のいずれにも該当するもの。

イ（略）

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（一の事業所につき、一の年度における前号ハの措置の対象となる労働者の数が百人を超える場合は、当該事業所につき百人までの支給に限る。）

イ 前号ハに規定する措置を実施するに当たり当該賃金を三パーセント以上五パーセント未満で増額した場合 対象者一人につき三万三千円（中小企業事業主にあつては、五万円）

（新設）

ロ 前号ハに規定する措置を実施するに当たり当該賃金を五パーセント以上で増額した場合 対象者一人につき四万三千円（中小企業事業主にあつては、六万五千円）

（新設）

7 前項第一号に該当する事業主が、同号ハに規定する措置を職務の相対的な比較を行うための手法を用いて行つた場合にあつては、当該事業主に対しては、同項第二号イ及びロに定める額に加え、一の事業所につき十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）を支給するものとする。ただし、既にこの項の規定による支給を受けた事業主にあつては、この限りではない。

（新設）

8 賃金規定等共通化コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。ただし、既にこの項の規定による支給を受けた事業主にあつては、この限りではない。

一 有期契約労働者等について、そのキャリアアップを図るための措置を講ずる事業主であつて、次のいずれにも該当するもの。

イ（略）

ロ 当該事業主の事業所の労働組合等の意見を聴いて作成したキャリアアップ計画を、都道府県労働局長に対して提出し、認定を受けた事業主

ハ・ニ（略）

二（略）

9 賞与・退職金制度導入コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。ただし、既にこの項の規定による支給を受けた事業主にあつては、この限りではない。

一 有期契約労働者等について、そのキャリアアップを図るための措置を講ずる事業主であつて、次のいずれにも該当するもの。

イ（略）

ロ 当該事業主の事業所の労働組合等の意見を聴いて作成したキャリアアップ計画を、都道府県労働局長に対して提出した事業主

ハ・ニ (略)

二 (略)

11| 短時間労働者労働時間延長コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一 有期契約労働者等について、そのキャリアアップを図るための措置を講ずる事業主であつて、次のいずれにも該当するもの。

イ (略)

ロ 当該事業主の事業所の労働組合等の意見を聴いて作成したキャリアアップ計画を、都道府県労働局長に対して提出した事業主

ハ・ニ (略)

二 (略)

12| 障害者正社員化コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一 雇用する障害者（障害者雇用促進法第二条第一号に規定する障害者のうち、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又は発達障害者、高次脳機能障害を有するもの若しくは難治性疾患を有するもの（身体障害者、知的障害者又は精神障害者を除く。）に限る。以下この号において同じ。）の職場への定着を図るための措置を講ずる事業主であつて、次のいずれにも該当するもの。

イ (略)

ロ 当該事業主の事業所の労働組合等の意見を聴いて作成したキャリアアップ計画を、都道府県労働局長に対して提出した事業主

ハ・ニ (略)

二 (略)

13| (略)

(国等に対する不支給)

第百二十条 第百二条の三第一項、第百二条の三の三第二項及び第四項、第百二条の五第二項、

第七項、第十項及び第十一項、第百四条、第百十條第二項、第七項、第九項及び第十項、第百十條の三第二項及び第三項、第百十二條第二項及び第四項、第百十三條第一項（附則第十六條の規定により適用される場合を含む。）、第百十四條第一項（附則第十六條の規定により適用される場合を含む。）、第百十六條第二項、第三項、第六項、第八項、第十項、第十三項及び第十五項、第百十八條第二項並びに第百十八條の二第二項、第六項及び第九項から第十二項までの規定（次条において「雇用関係助成金関係規定」という。）にかかわらず、雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、早期再就職支援等助成金、六十五歳超雇用推進助成金、特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金、地域雇用開発助成金、通年雇用助成金、両立支援等助成金、人材確保等支援助成コース助成金及びキャリアアップ助成金（次条において「雇用関係助成金」という。）は、国、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。）、行政執行法人及び特定地方独立行政法人（以下「国等」という。）に対しては、支給しないものとする。

ロ 当該事業主の事業所の労働組合等の意見を聴いて作成したキャリアアップ計画を、都道府県労働局長に対して提出し、認定を受けた事業主

ハ・ニ (略)

二 (略)

10| 短時間労働者労働時間延長コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一 有期契約労働者等について、そのキャリアアップを図るための措置を講ずる事業主であつて、次のいずれにも該当するもの。

イ (略)

ロ 当該事業主の事業所の労働組合等の意見を聴いて作成したキャリアアップ計画を、都道府県労働局長に対して提出し、認定を受けた事業主

ハ・ニ (略)

二 (略)

11| 障害者正社員化コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一 雇用する障害者（障害者雇用促進法第二条第一号に規定する障害者のうち、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又は発達障害者、高次脳機能障害を有するもの若しくは難治性疾患を有するもの（身体障害者、知的障害者又は精神障害者を除く。）に限る。以下この号において同じ。）の職場への定着を図るための措置を講ずる事業主であつて、次のいずれにも該当するもの。

イ (略)

ロ 当該事業主の事業所の労働組合等の意見を聴いて作成したキャリアアップ計画を、都道府県労働局長に対して提出し、認定を受けた事業主

ハ・ニ (略)

二 (略)

12| (略)

(国等に対する不支給)

第百二十条 第百二条の三第一項、第百二条の三の三第二項及び第四項、第百二条の五第二項、

第七項、第十項及び第十一項、第百四条、第百十條第二項、第七項、第九項及び第十項、第百十條の三第二項及び第三項、第百十二條第二項及び第四項、第百十三條第一項（附則第十六條の規定により適用される場合を含む。）、第百十四條第一項（附則第十六條の規定により適用される場合を含む。）、第百十六條第二項、第三項、第六項、第九項、第十一項、第十四項及び第十六項、第百十八條第二項並びに第百十八條の二第二項、第六項及び第八項から第十一項までの規定（次条において「雇用関係助成金関係規定」という。）にかかわらず、雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、早期再就職支援等助成金、六十五歳超雇用推進助成金、特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金、地域雇用開発助成金、通年雇用助成金、両立支援等助成金、人材確保等支援助成コース助成金及びキャリアアップ助成金（次条において「雇用関係助成金」という。）は、国、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。）、行政執行法人及び特定地方独立行政法人（以下「国等」という。）に対しては、支給しないものとする。

(人材開発支援助成金)
第二百二十五条 (略)

2 人材育成支援コース助成金は、第一号に該当する事業主又は事業主団体若しくは共同して職業訓練等を実施する二以上の事業主（以下この条において「事業主団体等」という。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一 次のいずれかに該当する事業主又は事業主団体等であること。

イ 次のいずれかに該当する事業主又は事業主団体等であること。

(1) 次のいずれにも該当する事業主であること。

(i) 当該事業主の事業所の労働組合等の意見を聴いて作成した職業能力開発促進法第十条第一項に規定する計画（以下この条及び附則第三十四条において「事業内職業能力開発計画」という。）をその雇用する労働者に周知させる事業主であつて、当該事業内職業能力開発計画に基づき職業訓練実施計画（職業訓練等その他の職業能力開発に関する計画であつて一の訓練ごとに定めるものをいう。以下この条並びに附則第三十四条及び第三十五条において同じ。）を作成し、かつ、その雇用する労働者に周知させるものであること。

(ii) 職業訓練実施計画に基づき、その雇用する労働者に次のいずれかに該当する職業訓練等（以下この項において「人材育成訓練」という。）を受けさせる事業主（当該人材育成訓練の期間、当該労働者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。

(イ・ロ) (略)

(削る)

(iii) (略)

(削る)

(人材開発支援助成金)
第二百二十五条 (略)

2 人材育成支援コース助成金は、第一号に該当する事業主又は事業主団体若しくは共同して職業訓練等を実施する二以上の事業主（以下この条において「事業主団体等」という。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一 次のいずれかに該当する事業主又は事業主団体等であること。

イ 次のいずれかに該当する事業主又は事業主団体等であること。

(1) 次のいずれにも該当する事業主であること。

(i) 当該事業主の事業所の労働組合等の意見を聴いて作成した職業能力開発促進法第十条第一項に規定する計画（以下この条及び附則第三十四条において「事業内職業能力開発計画」という。）をその雇用する労働者に周知させる事業主であつて、当該事業内職業能力開発計画に基づき職業訓練実施計画（職業訓練等その他の職業能力開発に関する計画であつて一の訓練ごとに定めるものをいう。以下この条並びに附則第三十四条及び第三十五条において同じ。）を作成し、かつ、その雇用する有期契約労働者等に周知させるものであること。

(ii) 職業訓練実施計画に基づき、その雇用する有期契約労働者等に次のいずれかに該当する職業訓練等（以下この項において「人材育成訓練」という。）を受けさせる事業主（当該人材育成訓練の期間、当該有期契約労働者等に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。

(イ・ロ) (略)

ハ) その雇用する有期契約労働者の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員若しくは短時間正社員への転換又はその雇用する無期契約労働者の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員若しくは短時間正社員への転換並びに将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の改善に必要な技能並びにこれに関する知識を習得させるための職業訓練等

(iii) (略)

(2) 次のいずれにも該当する事業主であること。

(i) 当該事業主の事業所の労働組合等の意見を聴いて作成した事業内職業能力開発計画をその雇用する労働者に周知させる事業主であつて、当該事業内職業能力開発計画に基づき職業訓練実施計画を作成し、かつ、その雇用する被保険者（有期契約労働者等を除く。ロ及び二、次号チ並びに第五項を除き、以下この条において同じ。）に周知させるものであること。

(ii) 職業訓練実施計画に基づき、その雇用する被保険者に人材育成訓練（(1) (ii) ハの職業訓練等を除く。以下(3) (ii) 及び(iv)並びに第二号ロ及びハにおいて同じ。）を受けさせる事業主（当該人材育成訓練の期間、当該被保険者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。

(iii) 職業訓練実施計画を都道府県労働局長に対して提出している事業主であること。

(iv) 職業訓練実施計画を提出した日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する人材育成支援コース助成金の受給についての申請書の提出日までの間

(v)において「基準期間」という。）において、当該職業訓練実施計画に係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

(2) 次のいずれにも該当する事業主団体等であること。

(i) 訓練実施計画（事業主団体等が当該事業主団体等の構成員である事業主（以下この号において「構成事業主」という。）の雇用する労働者を対象に実施する職業訓練等に関する計画であつて、一の訓練ごとに定めるものをいう。以下この(2)及び次項において同じ。）を作成する事業主団体等であること。

(ii) (略)

ロ イ(1)(i)及び(ロ)から(ハ)までに該当する事業主であつて、次のいずれにも該当するものであること。

(1)・(2) (略)

ハ 次のいずれにも該当する事業主であること。

(1) 次のいずれかに該当する事業主であること。

(i) 次のいずれにも該当する職業訓練（以下この項において「有期実習型訓練」という。）の訓練実施計画（以下この項及び次項において「有期実習型訓練実施計画」という。）に基づき、その雇用する有期契約労働者等のうち、対象職業能力形成促進者（有期実習型訓練を受けることが望ましいと認められる者をいう。以下この項において同じ。）であるものに、有期実習型訓練を受けさせる事業主（当該有期実習型訓練の期間、当該対象職業能力形成促進者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であつて、有期実習型訓練を修了した対象職業能力形成促進者について、その雇用する有期契約労働者の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員、短時間正社員若しくは無期契約労働者への転換措置又はその雇用する無期契約労働者の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員若しくは短時間正社員への転換措置のうちいずれかの措置を講じる事業主であること。

(イ)・(ト) (略)

(ii) 派遣元事業主と派遣先の事業主（労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣先の事業主をいう。以下この項において同じ。）とが共同して作成する有期実習型訓練実施計画に基づき、当該派遣元事業主が雇用する紹介予定派遣（労働者派遣法第二条第四号に規定する紹介予定派遣をいう。以下この項において同じ。）に係る派遣労働者のうち、対象職業能力形成促進者であるものに、有期実習型訓練を受けさせる当該派遣

(v) 職業訓練実施計画に係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていと認められる事業主であること。

(vi) 職業訓練実施計画に係る事業所の労働者の離職状況及び当該職業訓練実施計画に係る者に対する賃金の支払の状況等を明らかにする書類を整備している事業主であること。

(vii) 職業能力開発推進者を選任している事業主であること。

(viii) 労働協約、就業規則又は事業内職業能力開発計画においてその雇用する労働者に対し、定期的なキャリアコンサルティングの機会の確保に係る措置を定めている事業主であること。

(3) 次のいずれにも該当する事業主団体等であること。

(i) 訓練実施計画（事業主団体等が当該事業主団体等の構成員である事業主（以下この号において「構成事業主」という。）の雇用する労働者を対象に実施する職業訓練等に関する計画であつて、一の訓練ごとに定めるものをいう。以下この(3)及び次項において同じ。）を作成する事業主団体等であること。

(ii) (略)

ロ イ(1)(i)及び(ロ)から(ハ)までに該当する事業主又はイ(2)(i)及び(ロ)から(ハ)までに該当する事業主であつて、次のいずれにも該当するものであること。

(1)・(2) (略)

ハ 次のいずれにも該当する事業主であること。

(1) 次のいずれかに該当する事業主であること。

(i) 次のいずれにも該当する職業訓練（以下この項において「有期実習型訓練」という。）の訓練実施計画（以下この項及び次項において「有期実習型訓練実施計画」という。）に基づき、その雇用する有期契約労働者等のうち、対象職業能力形成促進者（有期実習型訓練を受けることが望ましいと認められる者をいう。以下この項において同じ。）であるものに、有期実習型訓練を受けさせる事業主（当該有期実習型訓練の期間、当該対象職業能力形成促進者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。

(イ)・(ト) (略)

(ii) 派遣元事業主と派遣先の事業主（労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣先の事業主をいう。以下この項において同じ。）とが共同して作成する有期実習型訓練実施計画に基づき、当該派遣元事業主が雇用する紹介予定派遣（労働者派遣法第二条第四号に規定する紹介予定派遣をいう。以下この項において同じ。）に係る派遣労働者のうち、対象職業能力形成促進者であるものに、有期実習型訓練を受けさせる当該派遣

元事業主（当該有期実習型訓練の期間、当該対象職業能力形成促進者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）又は当該派遣先の事業主であること（当該派遣先の事業主が、有期実習型訓練を修了した紹介予定派遣に係る派遣労働者について、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員、短時間正社員又は無期契約労働者としての雇入れ措置のうちいずれかの措置を講じる場合に限る。）。

二 職業能力開発推進者を選任している事業主であつて、次のいずれかに該当するものであること。

(1) 次のいずれにも該当する事業主であること。

(i) その雇用する被保険者のキャリア形成を支援するため、労働協約又は就業規則に定めるところにより、当該事業主以外の者の行う職業訓練等、職業能力検定（職業に必要な労働者の技能及びこれに関連する知識についての検定をいう。）又はキャリアコンサルティング（以下この二において「自発的職業能力開発」という。）を受けるために必要な有給休暇（年次有給休暇として与えられるものを除く。次号ト(2)(ii)において同じ。）の付与による自発的職業能力開発を受ける機会の確保等を通じた職業能力開発及び向上を促進する措置を新たに行つた事業主であること。

(2) 次のいずれにも該当する事業主であること。

(i) その雇用する被保険者のキャリア形成を支援するため、労働協約又は就業規則に定めるところにより、自発的職業能力開発を受けるために必要な三十日以上（の休暇（年次有給休暇として与えられるものを除く。）の付与による自発的職業能力開発を受ける機会の確保等を通じた職業能力開発及び向上を促進する措置を新たに行つた事業主であること。

二 次のイからトまでに掲げる事業主又は事業主団体等の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（削る）

元事業主（当該有期実習型訓練の期間、当該対象職業能力形成促進者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）又は当該派遣先の事業主であること。

二 職業能力開発推進者を選任している事業主であつて、次のいずれかに該当するものであること。

(1) 次のいずれにも該当する事業主であること。

(i) その雇用する被保険者のキャリア形成を支援するため、労働協約又は就業規則に定めるところにより、当該事業主以外の者の行う職業訓練等、職業能力検定（職業に必要な労働者の技能及びこれに関連する知識についての検定をいう。）又はキャリアコンサルティング（以下この二において「自発的職業能力開発」という。）を受けるために必要な有給休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。次号ニ(2)(ii)において同じ。）の付与による自発的職業能力開発を受ける機会の確保等を通じた職業能力開発及び向上を促進する措置を新たに行つた事業主であること。

(2) 次のいずれにも該当する事業主であること。

(i) その雇用する被保険者のキャリア形成を支援するため、労働協約又は就業規則に定めるところにより、自発的職業能力開発を受けるために必要な三十日以上（の休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。）の付与による自発的職業能力開発を受ける機会の確保等を通じた職業能力開発及び向上を促進する措置を新たに行つた事業主であること。

二 次のイからチまでに掲げる事業主又は事業主団体等の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ 前号イ(1)に該当する事業主 次に掲げる額の合計額

(1) 人材育成訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに人材育成訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の六十（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主又は労働協約若しくは就業規則に定めるところにより、職務に関連した専門的な知識若しくは技能を習得したと認める労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主（以下この項及び附則第三十四条第二項において「その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主」という。）にあつては、百分の七十五）の額（その額が、当該人材育成訓練を受けた有期契約労働者等一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の人材育成訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i) 十時間以上百時間未満 十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）
(ii) 百時間以上二百時間未満 二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）
(iii) 二百時間以上 三十万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）

イ

前号イ(1)に該当する事業主 次に掲げる額の合計額

(1) 人材育成訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに人材育成訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の三十（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主又は労働協約若しくは就業規則に定めるところにより、職務に関連した専門的な知識若しくは技能を習得したと認める労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主（以下この項及び附則第三十四条第二項において「その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主」という。）にあつては、百分の四十五（中小企業事業主にあつては、百分の四十五）その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の六十）（有期契約労働者等を対象とする場合にあつては百分の七十（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の八十五）の額（その額が、当該人材育成訓練を受けた労働者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の人材育成訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i) (ii) (iii) (略)

(2) その雇用する労働者に対して、人材育成訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数（当該労働者一人につき、千二百時間当該労働者に専門実践教育訓練を受けさせる場合にあつては、千六百時間）を限度とする。）に四百円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、五百円）（中小企業事業主にあつては、八百円）（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、千円）を乗じて得た額

ロ

前号イ(2)に該当する事業主団体等 人材育成訓練（当該事業主団体等が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに人材育成訓練（当該事業主団体等が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の四十五（有期契約労働者等を対象とする場合にあつては、百分の七十）の額（その額が、当該人材育成訓練を受けた労働者一人につき、次の(1)から(3)までに掲げる一の人材育成訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(1) (2) (3) (略)

ロ

前号イ(2)に該当する事業主 次に掲げる額の合計額

(1) 人材育成訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに人材育成訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の三十（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の四十五（中小企業事業主にあつては、百分の六十）の額（その額が、当該人材育成訓練を受けた被保険者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の人材育成訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i) (ii) (iii) (略)

(2) その雇用する被保険者に対して、人材育成訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数（当該被保険者一人につき、千二百時間（当該被保険者に専門実践教育訓練を受けさせる場合にあつては、千六百時間）を限度とする。）に三百八十円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、四百八十円）（中小企業事業主にあつては、七百六十円）（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、九百六十円）を乗じて得た額

ハ

前号イ(3)に該当する事業主団体等 人材育成訓練（当該事業主団体等が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに人材育成訓練（当該事業主団体等が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の四十五（有期契約労働者等を対象とする場合にあつては、百分の六十）の額（その額が、当該人材育成訓練を受けた労働者一人につき、次の(1)から(3)までに掲げる一の人材育成訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(1) (2) (3) (略)

ハ 前号ロに該当する事業主 次に掲げる額の合計額

- (1) (略)
- (2) その雇用する雇用型訓練対象者に対して、特定雇用型訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数（当該雇用型訓練対象者一人につき、千二百時間を限度とする。）に四百円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、五百円）（中小企業事業主にあつては、八百円）（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、千円）を乗じて得た額

ニ (3) (略)

前号ハ(1)(i)に該当する事業主 次に掲げる額の合計額

- (1) 有期実習型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに有期実習型訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学科及び受講料の合計額の百分の七十五（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の百）の額（その額が、当該有期実習型訓練を受けた対象職業能力形成促進者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の有期実習型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i) (略)

- (2) その雇用する対象職業能力形成促進者に対して、有期実習型訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数に四百円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、五百円）（中小企業事業主にあつては、八百円）（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、千円）を乗じて得た額

(3) (略)

ホ 前号ハ(1)(ii)に該当する派遣元事業主又は派遣先の事業主 次に掲げる額の合計額

- (1) 有期実習型訓練（当該派遣元事業主又は当該派遣先の事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに有期実習型訓練（当該派遣元事業主又は当該派遣先の事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学科及び受講料の合計額の百分の七十五（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の百）の額（その額が、当該有期実習型訓練を受けた紹介予定派遣に係る派遣労働者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の有期実習型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i) (略)

- (2) その雇用する対象職業能力形成促進者に対して、有期実習型訓練（当該派遣元事業主又は当該派遣先の事業主が受けさせる座学等に限る。）を受ける期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数に四百円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、五百円）（中小企業事業主にあつては、八百円）（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、千円）を乗じて得た額

ヘ・ト (略)

(削る)

ニ 前号ロに該当する事業主 次に掲げる額の合計額

- (1) (略)
- (2) その雇用する雇用型訓練対象者に対して、特定雇用型訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数（当該雇用型訓練対象者一人につき、千二百時間を限度とする。）に三百八十円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、四百八十円）（中小企業事業主にあつては、七百六十円）（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、九百六十円）を乗じて得た額

ニ (3) (略)

前号ハ(1)(i)に該当する事業主 次に掲げる額の合計額

- (1) 有期実習型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに有期実習型訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学科及び受講料の合計額の百分の六十（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の七十五）の額（その額が、当該有期実習型訓練を受けた対象職業能力形成促進者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の有期実習型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i) (略)

- (2) その雇用する対象職業能力形成促進者に対して、有期実習型訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数に三百八十円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、四百八十円）（中小企業事業主にあつては、七百六十円）（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、九百六十円）を乗じて得た額

(3) (略)

ホ 前号ハ(1)(ii)に該当する派遣元事業主又は派遣先の事業主 次に掲げる額の合計額

- (1) 有期実習型訓練（当該派遣元事業主又は当該派遣先の事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに有期実習型訓練（当該派遣元事業主又は当該派遣先の事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学科及び受講料の合計額の百分の六十（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の七十五）の額（その額が、当該有期実習型訓練を受けた紹介予定派遣に係る派遣労働者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の有期実習型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i) (略)

- (2) その雇用する対象職業能力形成促進者に対して、有期実習型訓練（当該派遣元事業主又は当該派遣先の事業主が受けさせる座学等に限る。）を受ける期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数に三百八十円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、四百八十円）（中小企業事業主にあつては、七百六十円）（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、九百六十円）を乗じて得た額

ト・チ (略)

三 第一号イ(1)に定める事業主が、人材育成訓練を修了した有期契約労働者等について、その雇用する有期契約労働者の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員若しくは短時間正社員への転換措置、その雇用する無期契約労働者の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員若しくは短時間正社員への転換措置又は有期契約労働者の無期契約労働者への転換措置（以下この項において「通常の労働者等への転換措置」という。）のうちいずれかの措置を講じた場合における前号イ(1)の規定の適用については、同号イ(1)中「百分の六十」とあるのは「百分の七十」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の百」とする。

2 船員を繼續して雇用する労働者として雇い入れる事業主若しくは期間を定めて雇用する労働者として雇い入れる事業主又は船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第十二項に規定する派遣船員のキャリアアップを図るための措置を実施する事業主にあつては、第百十條第二項第一号イ及び第七項第一号イ並びに第百十二條第二項第一号ハ、第二号ハ及び第三号イ(3)中「公共職業安定所又は」とあるのは、「公共職業安定所、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国公共交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）」と、第百十條第二項第一号イ中「公共職業安定所の」とあるのは、「公共職業安定所、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国公共交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）」と、同條第九項第一号イ及び第十項第一号イ並びに第百十條の三第二項第一号及び第三項第一号中「公共職業安定所」とあるのは、「公共職業安定所、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国公共交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）」と、同條第十條第二項第一号イ(5)中「公共職業安定所長」とあるのは、「公共職業安定所長又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国公共交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）」の長」と、第百十二條第二項

第二号ハ中「規定する派遣労働者」とあるのは「規定する派遣労働者をいう。以下同じ。」又は派遣船員（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第十二項に規定する派遣船員」と、第百十八条第二項第一号ロ）並びに第百十八条の二第二項、第四項及び第五項中「派遣労働者」とあるのは「派遣労働者又は派遣船員」と、同条第二項第一号ハ（中）「派遣元事業主」とあるのは「（派遣元事業主又は船員派遣元事業主（船員職業安定法第六条第十四項に規定する船員派遣元事業主をいう。（7）及び（8）において同じ。）と、当該派遣元事業主」とあるのは「当該派遣元事業主又は船員派遣元事業主」と、同号ハ（7）及び（8）中「派遣元事業主」とあるのは「派遣元事業主又は船員派遣元事業主」とする。

附 則

（通年雇用助成金に関する暫定措置）

第十六条 第百十一條の通年雇用助成金として、第百十三條第一項及び第百十四條第一項に規定するもののほか、第百十三條第一項に規定する事業主が同項の労働者について年間を通じた雇用を行うため、令和十年三月十五日までの間に対象期間について当該労働者の住所又は居所の変更を要する地域において当該労働者を業務に従事させ、かつ、当該変更により費用を負担する場合においては、当該事業主に対して、当該負担する費用の額に相当する額（その額が厚生労働大臣が定める額を超えるときは、その定める額）を支給するものとする。

第十七条 第百十三條第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定により通年雇用助成金の支給を受けることができる事業主が令和十年四月三十日までの間に当該支給に係る年間を通じた雇用に係る労働者を一月一日から四月三十日までの間に休業させた場合にあつては、当該休業させた労働者（以下この条において「休業労働者」という。）については、当該休業労働者に対して当該休業させた期間（次項において「休業期間」という。）に支払われた手当の額及び対象期間に支払われた賃金の額の合計額の一部を支給するものとする。

2 (略)

第十七条の二 第百十四條の規定の適用については、令和十年三月三十一日までの間、同条第二項中「三分の一」とあるのは、「二分の一」とする。

（両立支援等助成金に関する暫定措置）

第十七条の三 第百十六條第十項第一号イ（1）、ロ（1）、ハ（1）、ニ（1）及びホ（1）に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している中小企業事業主又は特定事業主であつて、同号イ（1）及びハ（1）に規定する育児休業を終了した被保険者が最初に生じた日、同号ロ（1）及びニ（1）に規定する原職等復帰措置により原職等に復帰した被保険者が最初に生じた日又は同号ホ（1）に規定する所定労働時間短縮措置が講じられた被保険者に係る当該所定労働時間短縮措置が講じられた期間が終了した日若しくは当該所定労働時間短縮措置が最初に講じられた日から起算して一年を経過する日の翌日のいずれか早い日の前日までに次世代法第十三條の規定に基づき認定を受けたものに対する同号イ及び同項第二号の規定の適用については、同項第一号イ及びロ中「次のいずれにも該当する中小企業事業主（中小企業事業主が認定中小企業事業主である場合にあつては、（1）及び（2）に該当する中小企業事業主）」とあるのは「次の（1）に該当する中小企業事業主」と、同号ハ中「次のいずれにも該当する特定事業主（特定事業主が次世代法第十五條の二の規定により認定されたもの（以下この項において「認定特定事業主」という。）である場合にあつては、（1）及び（2）に該当する特定事業主）」とあり、及び同号ニ及びホ中「次のいずれにも該当する特定事業主（特定事業主が認定特定事業主である場合にあつては、（1）及び（2）に該当する特定事業主）」とあり、及び同号イ（1）、ロ（1）、ハ（1）、ニ（1）又はホ（1）に該当する被保険者の数の合計が十人を超える場合の同号イからホまでの規定に基づく支給については、合計して十人までの支給に限る。」とあるの

第二号ハ中「規定する派遣労働者」とあるのは「規定する派遣労働者をいう。以下同じ。」又は派遣船員（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第十二項に規定する派遣船員」と、第百十八条第二項第一号ロ）並びに第百十八条の二第二項、第四項及び第五項中「派遣労働者」とあるのは「派遣労働者又は派遣船員」と、同条第二項第一号ハ（中）「派遣元事業主」とあるのは「（派遣元事業主又は船員派遣元事業主（船員職業安定法第六条第十四項に規定する船員派遣元事業主をいう。（5）及び（6）において同じ。）と、当該派遣元事業主」とあるのは「当該派遣元事業主又は船員派遣元事業主」と、同号ハ（5）及び（6）中「派遣元事業主」とあるのは「派遣元事業主又は船員派遣元事業主」とする。

附 則

（通年雇用助成金に関する暫定措置）

第十六条 第百十一條の通年雇用助成金として、第百十三條第一項及び第百十四條第一項に規定するもののほか、第百十三條第一項に規定する事業主が同項の労働者について年間を通じた雇用を行うため、令和七年三月十五日までの間に対象期間について当該労働者の住所又は居所の変更を要する地域において当該労働者を業務に従事させ、かつ、当該変更により費用を負担する場合においては、当該事業主に対して、当該負担する費用の額に相当する額（その額が厚生労働大臣が定める額を超えるときは、その定める額）を支給するものとする。

第十七条 第百十三條第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定により通年雇用助成金の支給を受けることができる事業主が令和七年四月三十日までの間に当該支給に係る年間を通じた雇用に係る労働者を一月一日から四月三十日までの間に休業させた場合にあつては、当該休業させた労働者（以下この条において「休業労働者」という。）については、当該休業労働者に対して当該休業させた期間（次項において「休業期間」という。）に支払われた手当の額及び対象期間に支払われた賃金の額の合計額の一部を支給するものとする。

2 (略)

第十七条の二 第百十四條の規定の適用については、令和七年三月三十一日までの間、同条第二項中「三分の一」とあるのは、「二分の一」とする。

（両立支援等助成金に関する暫定措置）

第十七条の三 第百十六條第十項第一号イ（1）、ロ（1）、ハ（1）、ニ（1）及びホ（1）に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している中小企業事業主又は特定事業主であつて、同号イ（1）及びハ（1）に規定する育児休業を終了した被保険者が最初に生じた日、同号ロ（1）及びニ（1）に規定する原職等復帰措置により原職等に復帰した被保険者が最初に生じた日又は同号ホ（1）に規定する所定労働時間短縮措置が講じられた被保険者に係る当該所定労働時間短縮措置が講じられた期間が終了した日若しくは当該所定労働時間短縮措置が最初に講じられた日から起算して一年を経過する日の翌日のいずれか早い日の前日までに次世代法第十三條の規定に基づき認定を受けたものに対する同号イ及び同項第二号の規定の適用については、同項第一号イ及びロ中「次のいずれにも該当する中小企業事業主（中小企業事業主が認定中小企業事業主である場合にあつては、（1）及び（2）に該当する中小企業事業主）」とあるのは「次の（1）に該当する中小企業事業主」と、同号ハ中「次のいずれにも該当する特定事業主（特定事業主が次世代法第十五條の二の規定により認定されたもの（以下この項において「認定特定事業主」という。）である場合にあつては、（1）及び（2）に該当する特定事業主）」とあり、及び同号ニ及びホ中「次のいずれにも該当する特定事業主（特定事業主が認定特定事業主である場合にあつては、（1）及び（2）に該当する特定事業主）」とあり、及び同号イ（1）、ロ（1）、ハ（1）、ニ（1）又はホ（1）に該当する被保険者の数の合計が十人を超える場合の同号イからホまでの規定に基づく支給については、合計して十人までの支給に限る。」と

は「育休中等業務代替支援コース助成金の支給の対象となる被保険者が最初に生じた日から令和十二年三月三十一日までの間において当該被保険者の数が五十人を超える場合は、五十人までの支給に限る。」とする。

(キャリアアップ助成金に関する暫定措置)

第十七条の二の七 第百十八条の二第二十一項の規定の適用については、令和八年三月三十一日までの間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一項各号列記以外の部分		(略)
第十一項第一号ハ	(略)	(略)
第十一項第二号	(略)	(略)

第十七条の二の八 第百二十五条第二項に規定する人材育成支援コース助成金の対象となる訓練(同項第一号イ(1)(ii)に規定する人材育成訓練(同号イに該当する事業主又は事業主団体等が同号イ(1)(i)に規定する職業訓練実施計画(以下単に「職業訓練実施計画」という。)又は同号イ(2)(i)に規定する訓練実施計画を都道府県労働局長に提出し、当該職業訓練実施計画又は当該訓練実施計画に基づき開始したものに限る。)、同号ロ(1)(i)に規定する対象認定実習併用職業訓練(同号ロに該当する事業主が職業訓練実施計画を都道府県労働局長に提出し、当該職業訓練実施計画に基づき開始したものに限る。))又は同号ハ(1)(i)に規定する有期実習型訓練(同号ハに該当する事業主が同号ハ(1)(i)に規定する有期実習型訓練実施計画を都道府県労働局長に提出し、当該有期実習型訓練実施計画に基づき開始したものに限る。))を修了した者、同号二(1)(i)に規定する自発的職業能力開発(同号二に該当する事業主が同号二(1)(ii)に規定する制度導入・適用計画を都道府県労働局長に提出し、当該制度導入・適用計画に基づく措置を利用して受けたものに限る。))を受けた者、附則第三十四条第一項に規定する人への投資促進コース助成金の対象となる訓練(同条第二項第一号イ(2)に規定する定額制訓練、同号ロ(1)に規定する自発的職業能力開発訓練、同号ハ(1)に規定する高度デジタル人材訓練、同号二に規定する成長分野等人材訓練又は同号ホ(1)に規定する情報技術分野認定実習併用職業訓練(同号イからホまでのいずれかに該当する事業主が職業訓練実施計画を都道府県労働局長に提出し、当該職業訓練実施計画に基づき開始したものに限る。))を修了した者、附則第三十四条第二項第一号ハ(1)(i)に規定する自発的職業能力開発(同号へに該当する事業主が同号へ(1)(ii)に規定する休暇制度導入・適用計画又は同号へ(2)(ii)に規定する短時間勤務等制度導入・適用計画を都道府県労働局長に提出し、当該休暇制度導入・適用計画又は当該短時間勤務等制度導入・適用計画に基づく措置を利用して受けたものに限る。))を受けた者若しくは附則第三十五条第一項に規定する事業展開等リスティング支援コース助成金の対象となる訓練(同条第二項第一号に該当する事業主が職業訓練実施計画を都道府県労働局長に提出し、当該職業訓練実施計画に基づき開始したものに限る。))を修了した者(以下この項において「訓練修了者」という。))を第百十八条の二第二項第一号ハ(1)から(5)までのいずれかの措置により転換した場合又は同号ハ(6)から(8)までのいずれかの措置により雇い入れた場合における同項の正社員化コース助成金は、令和九年三月三十一日までの間は、同項の規定にかかわらず、同項第一号に該当する事業主(訓練修了者であつて同項第一号ハ(1)から(5)までのいずれかの措置により転換した又は同号ハ(6)から(8)までのいずれかの措置により雇い入れたものに係る人材開発支援助成金(第百二十五条第二項、附則第三十

あるのは「育休中等業務代替支援コース助成金の支給の対象となる被保険者が最初に生じた日から令和十一年三月三十一日までの間において当該被保険者の数が五十人を超える場合は、五十人までの支給に限る。」とする。

(キャリアアップ助成金に関する暫定措置)

第十七条の二の七 第百十八条の二第二十項の規定の適用については、令和八年三月三十一日までの間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十項各号列記以外の部分		(略)
第十項第一号ハ	(略)	(略)
第十項第二号	(略)	(略)

第十七条の二の八 第百二十五条第二項に規定する人材育成支援コース助成金の対象となる訓練(同項第一号イ(1)(ii)に規定する人材育成訓練(同号イに該当する事業主又は事業主団体等が同号イ(1)(i)に規定する職業訓練実施計画(以下単に「職業訓練実施計画」という。)又は同号イ(3)(i)に規定する訓練実施計画を都道府県労働局長に提出し、当該職業訓練実施計画又は当該訓練実施計画に基づき開始したものに限る。)、同号ロ(1)(i)に規定する対象認定実習併用職業訓練(同号ロに該当する事業主が職業訓練実施計画を都道府県労働局長に提出し、当該職業訓練実施計画に基づき開始したものに限る。))又は同号ハ(1)(i)に規定する有期実習型訓練(同号ハに該当する事業主が同号ハ(1)(i)に規定する有期実習型訓練実施計画を都道府県労働局長に提出し、当該有期実習型訓練実施計画に基づき開始したものに限る。))を修了した者、同号二(1)(i)に規定する自発的職業能力開発(同号二に該当する事業主が同号二(1)(ii)に規定する制度導入・適用計画を都道府県労働局長に提出し、当該制度導入・適用計画に基づく措置を利用して受けたものに限る。))を受けた者、附則第三十四条第一項に規定する人への投資促進コース助成金の対象となる訓練(同条第二項第一号ハ(1)に規定する高度デジタル人材訓練、同号二に規定する成長分野等人材訓練又は同号ホ(1)に規定する情報技術分野認定実習併用職業訓練に限り、同号ハからホまでのいずれかに該当する事業主が職業訓練実施計画を都道府県労働局長に提出し、当該職業訓練実施計画に基づき開始したものに限る。))を修了した者、附則第三十四条第二項第一号ハ(1)(i)に規定する自発的職業能力開発(同号へに該当する事業主が同号へ(1)(ii)に規定する休暇制度導入・適用計画又は同号へ(2)(ii)に規定する短時間勤務等制度導入・適用計画を都道府県労働局長に提出し、当該休暇制度導入・適用計画又は当該短時間勤務等制度導入・適用計画に基づく措置を利用して受けたものに限る。))を受けた者若しくは附則第三十五条第一項に規定する事業展開等リスティング支援コース助成金の対象となる訓練(同条第二項第一号に該当する事業主が職業訓練実施計画を都道府県労働局長に提出し、当該職業訓練実施計画に基づき開始したものに限る。))を修了した者(以下この項において「訓練修了者」という。))又は附則第三十四条第一項に規定する人への投資促進コース助成金の対象となる訓練(同条第二項第一号イ(2)に規定する定額制訓練又は同号ロ(1)に規定する自発的職業能力開発訓練に限り、同号イ又はロに該当する事業主が職業訓練実施計画を都道府県労働局長に提出し、当該職業訓練実施計画に基づき開始したものに限る。))を修了した者(以下この項において「特定訓練修了者」という。))を第百十八条の二第二項第一号ハ(1)から(3)までのいずれかの措置により転換した場合又は同号ハ(4)から(6)までのいずれかの措置により雇い入れた場合における同項の正社員化コース助成金

四条第一項又は附則第三十五条第一項に規定するものに限り、その支給を受けたものに限り、に
対して、次の各号に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額（一の事業所
につき、一の年度における当該措置の対象となる労働者の数が二十人を超える場合は、当該事
業所につき二十人までの支給に限る。）を支給するものとする。

一 第百十八条の二第二項第一号ハ(1)の措置を講じた事業主 訓練修了者又は母子家庭の母等
若しくは父子家庭の父である対象者（以下この号及び第三号において「母子家庭の母等であ
る対象者」という。）一人につき六十万円、その他の対象者一人につき三十万円（中小企業事
業主にあつては、訓練修了者又は母子家庭の母等である対象者一人につき八十万円、その他
の対象者一人につき四十万円）

二 第百十八条の二第二項第一号ハ(2)、(3)又は(6)の措置を講じた事業主 対象者一人につき六
十万円（中小企業事業主にあつては、八十万円）

三 第百十八条の二第二項第一号ハ(4)又は(5)の措置を講じた事業主 訓練修了者又は母子家庭
の母等である対象者一人につき三十万円、その他の対象者一人につき十五万円（中小企業事
業主にあつては、訓練修了者又は母子家庭の母等である対象者一人につき四十万円、その他
の対象者一人につき二十万円）

は、令和九年三月三十一日までの間は、同項の規定にかかわらず、同項第一号に該当する事業
主（訓練修了者又は特定訓練修了者であつて同項第一号ハ(1)から(3)までのいずれかの措置によ
り転換した又は同号ハ(4)から(6)までのいずれかの措置により雇い入れたものに係る人材開発支
援助成金（第百二十五条第二項、附則第三十四条第一項又は附則第三十五条第一項に規定する
ものに限り、その支給を受けたものに限り、に）に対して、次の各号に掲げる事業主の区分に応じて、
それぞれ当該各号に定める額（一の事業所につき、一の年度における当該措置の対象となる労
働者の数が二十人を超える場合は、当該事業所につき二十人までの支給に限る。）を支給するも
のとする。

一 第百十八条の二第二項第一号ハ(1)の措置を講じた事業主 訓練修了者であり、かつ、母子
家庭の母等若しくは父子家庭の父（以下この項において「母子家庭等の母等」という。）でな
い対象者又は母子家庭等の母等であり、かつ、訓練修了者若しくは特定訓練修了者でない対
象者（以下この項において「訓練修了者等対象者」という。）一人につき六十九万五千円、特
定訓練修了者であり、かつ、母子家庭等の母等でない対象者（以下この項において「特定訓
練修了対象者」という。）一人につき七十一万円、訓練修了者であり、かつ、母子家庭等の母
等である対象者（以下この条において「母子家庭等の母等である訓練修了対象者」という。）
一人につき七十九万円、特定訓練修了者であり、かつ、母子家庭等の母等である対象者（以
下この項において「母子家庭等の母等である特定訓練修了対象者」という。）一人につき八十
万五千円、その他の対象者一人につき六十万円（中小企業事業主にあつては、訓練修了者等
対象者一人につき八十九万五千円、特定訓練修了対象者一人につき九十一万円、母子家庭等
の母等である訓練修了対象者一人につき九十九万円、母子家庭等の母等である特定訓練修了
対象者一人につき百万五千円、その他の対象者一人につき八十万円）

二 第百十八条の二第二項第一号ハ(2)又は(3)の措置を講じた事業主 訓練修了者等対象者一人
につき三十四万七千五百円、特定訓練修了対象者一人につき三十五万五千円、母子家庭等の
母等である訓練修了対象者一人につき三十九万五千円、母子家庭等の母等である特定訓練修
了対象者一人につき四十万二千五百円、その他の対象者一人につき三十万円（中小企業事業
主にあつては、訓練修了者等対象者一人につき四十四万七千五百円、特定訓練修了対象者一
人につき四十五万五千円、母子家庭等の母等である訓練修了対象者一人につき四十九万五千
円、母子家庭等の母等である特定訓練修了対象者一人につき五十万二千五百円、その他の対
象者一人につき四十万円）

三 第百十八条の二第二項第一号ハ(4)の措置を講じた事業主 訓練修了者等対象者一人につき
九十八万円、特定訓練修了対象者一人につき九十九万五千円、母子家庭等の母等である訓練
修了対象者一人につき百七万五千円、母子家庭等の母等である特定訓練修了対象者一人につ
き百九万円、その他の対象者一人につき八十八万五千円（中小企業事業主にあつては、訓練
修了者等対象者一人につき百十八万円、特定訓練修了対象者一人につき百十九万五千円、母
子家庭等の母等である訓練修了対象者一人につき百二十七万五千円、母子家庭等の母等であ
る特定訓練修了対象者一人につき百二十九万円、その他の対象者一人につき百八万五千円）

四 第百十八条の二第二項第一号ハ(7)又は(8)の措置を講じた事業主 対象者一人につき三十万円(中小企業事業主にあつては、四十万円)

2 (略)

(人材開発支援助成金に関する暫定措置)

第三十四条 第百二十五条の人材開発支援助成金として、同条に規定するもののほか、令和四年四月一日から令和九年三月三十一日までの間、人への投資促進コース助成金を支給するものとする。ただし、当該期間、同条第二項第一号二(2)及び(3)並びに同項第二号ト(2)及び(3)の規定に基づく同項の人材育成支援コース助成金は、支給しない。

2 人への投資促進コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一 (略)

二 次のイからへまでに掲げる事業主の区分に応じ、それぞれ当該規定に定める額

イ・ロ (略)

ハ 前号ハに該当する事業主 次の(1)又は(2)に掲げる事業主の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める額

(1) 高度デジタル人材訓練(学校教育法第八十三条に規定する大学において実施するものを除く。以下この(1)において同じ。)を受けさせる事業主 次に掲げる額の合計額

(略)

(i) その雇用する被保険者に対して、高度デジタル人材訓練(座学等に限る。)を受ける期間中に支払った賃金の額の算定基礎となつた労働時間数(当該被保険者一人につき、千二百時間を限度とする。)に五百円(中小企業事業主にあつては、千円)を乗じて得た額

(ii) 高度デジタル人材訓練(学校教育法第八十三条に規定する大学において実施するものに限る。以下この(2)において同じ。)を受けさせる事業主 次に掲げる額の合計額

(略)

(i) その雇用する被保険者に対して、高度デジタル人材訓練(座学等に限る。)を受ける期間中に支払った賃金の額の算定基礎となつた労働時間数(当該被保険者一人につき、千二百時間を限度とする。)に五百円(中小企業事業主にあつては、千円)を乗じて得た額

(ii) 高度デジタル人材訓練(学校教育法第八十三条に規定する大学において実施するものに限る。以下この(2)において同じ。)を受けさせる事業主 次に掲げる額の合計額

(略)

(i) その雇用する被保険者に対して、高度デジタル人材訓練(座学等に限る。)を受ける期間中に支払った賃金の額の算定基礎となつた労働時間数(当該被保険者一人につき、千二百時間を限度とする。)に五百円(中小企業事業主にあつては、千円)を乗じて得た額

(ii) 高度デジタル人材訓練(学校教育法第八十三条に規定する大学において実施するものに限る。以下この(2)において同じ。)を受けさせる事業主 次に掲げる額の合計額

(略)

(i) その雇用する被保険者に対して、高度デジタル人材訓練(座学等に限る。)を受ける期間中に支払った賃金の額の算定基礎となつた労働時間数(当該被保険者一人につき、千二百時間を限度とする。)に五百円(中小企業事業主にあつては、千円)を乗じて得た額

(ii) 高度デジタル人材訓練(学校教育法第八十三条に規定する大学において実施するものに限る。以下この(2)において同じ。)を受けさせる事業主 次に掲げる額の合計額

(略)

(i) その雇用する被保険者に対して、高度デジタル人材訓練(座学等に限る。)を受ける期間中に支払った賃金の額の算定基礎となつた労働時間数(当該被保険者一人につき、千二百時間を限度とする。)に五百円(中小企業事業主にあつては、千円)を乗じて得た額

(ii) 高度デジタル人材訓練(学校教育法第八十三条に規定する大学において実施するものに限る。以下この(2)において同じ。)を受けさせる事業主 次に掲げる額の合計額

(略)

(i) その雇用する被保険者に対して、高度デジタル人材訓練(座学等に限る。)を受ける期間中に支払った賃金の額の算定基礎となつた労働時間数(当該被保険者一人につき、千二百時間を限度とする。)に五百円(中小企業事業主にあつては、千円)を乗じて得た額

(ii) 高度デジタル人材訓練(学校教育法第八十三条に規定する大学において実施するものに限る。以下この(2)において同じ。)を受けさせる事業主 次に掲げる額の合計額

(1) 成長分野等人材訓練(学校教育法第九十七条に規定する大学院(これに相当する外国の大学院を除く。))において実施するものに限る。以下この(1)において同じ。)を受けさせる事業主 次に掲げる額の合計額

(略)

(略)

四 第百十八条の二第二項第一号ハ(5)又は(6)の措置を講じた事業主 訓練修了者等対象者一人につき六十三万二千五百円、特定訓練修了対象者一人につき六十四万円、母子家庭等の母等である訓練修了対象者一人につき六十八万円、母子家庭等の母等である特定訓練修了対象者一人につき六十八万七千五百円、その他の対象者一人につき五十八万五千円(中小企業事業主にあつては、訓練修了者等対象者一人につき七十三万二千五百円、特定訓練修了対象者一人につき七十四万円、母子家庭等の母等である訓練修了対象者一人につき七十八万円、母子家庭等の母等である特定訓練修了対象者一人につき七十八万七千五百円、その他の対象者一人につき六十八万五千円)

2 (略)

(人材開発支援助成金に関する暫定措置)

第三十四条 第百二十五条の人材開発支援助成金として、同条に規定するもののほか、令和四年四月一日から令和九年三月三十一日までの間、人への投資促進コース助成金を支給するものとする。ただし、当該期間、同条第二項第一号二(2)及び(3)並びに同項第二号チ(2)及び(3)の規定に基づく同項の人材育成支援コース助成金は、支給しない。

2 人への投資促進コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一 (略)

二 次のイからへまでに掲げる事業主の区分に応じ、それぞれ当該規定に定める額

イ・ロ (略)

ハ 前号ハに該当する事業主 次の(1)又は(2)に掲げる事業主の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める額

(1) 高度デジタル人材訓練(学校教育法第八十三条に規定する大学において実施するものを除く。以下この(1)において同じ。)を受けさせる事業主 次に掲げる額の合計額

(略)

(i) その雇用する被保険者に対して、高度デジタル人材訓練(座学等に限る。)を受ける期間中に支払った賃金の額の算定基礎となつた労働時間数(当該被保険者一人につき、千二百時間を限度とする。)に四百八十円(中小企業事業主にあつては、九百六十円)を乗じて得た額

(ii) 高度デジタル人材訓練(学校教育法第八十三条に規定する大学において実施するものに限る。以下この(2)において同じ。)を受けさせる事業主 次に掲げる額の合計額

(略)

(i) その雇用する被保険者に対して、高度デジタル人材訓練(座学等に限る。)を受ける期間中に支払った賃金の額の算定基礎となつた労働時間数(当該被保険者一人につき、千二百時間を限度とする。)に四百八十円(中小企業事業主にあつては、九百六十円)を乗じて得た額

(ii) 高度デジタル人材訓練(学校教育法第八十三条に規定する大学において実施するものに限る。以下この(2)において同じ。)を受けさせる事業主 次に掲げる額の合計額

(略)

(i) その雇用する被保険者に対して、高度デジタル人材訓練(座学等に限る。)を受ける期間中に支払った賃金の額の算定基礎となつた労働時間数(当該被保険者一人につき、千二百時間を限度とする。)に四百八十円(中小企業事業主にあつては、九百六十円)を乗じて得た額

(ii) 高度デジタル人材訓練(学校教育法第八十三条に規定する大学において実施するものに限る。以下この(2)において同じ。)を受けさせる事業主 次に掲げる額の合計額

(略)

(i) その雇用する被保険者に対して、高度デジタル人材訓練(座学等に限る。)を受ける期間中に支払った賃金の額の算定基礎となつた労働時間数(当該被保険者一人につき、千二百時間を限度とする。)に四百八十円(中小企業事業主にあつては、九百六十円)を乗じて得た額

(ii) 高度デジタル人材訓練(学校教育法第八十三条に規定する大学において実施するものに限る。以下この(2)において同じ。)を受けさせる事業主 次に掲げる額の合計額

(略)

(i) その雇用する被保険者に対して、高度デジタル人材訓練(座学等に限る。)を受ける期間中に支払った賃金の額の算定基礎となつた労働時間数(当該被保険者一人につき、千二百時間を限度とする。)に四百八十円(中小企業事業主にあつては、九百六十円)を乗じて得た額

(ii) 高度デジタル人材訓練(学校教育法第八十三条に規定する大学において実施するものに限る。以下この(2)において同じ。)を受けさせる事業主 次に掲げる額の合計額

(略)

(i) その雇用する被保険者に対して、高度デジタル人材訓練(座学等に限る。)を受ける期間中に支払った賃金の額の算定基礎となつた労働時間数(当該被保険者一人につき、千二百時間を限度とする。)に四百八十円(中小企業事業主にあつては、九百六十円)を乗じて得た額

(ii) 高度デジタル人材訓練(学校教育法第八十三条に規定する大学において実施するものに限る。以下この(2)において同じ。)を受けさせる事業主 次に掲げる額の合計額

(1) 成長分野等人材訓練(学校教育法第九十七条に規定する大学院(これに相当する外国の大学院を除く。))において実施するものに限る。以下この(1)において同じ。)を受けさせる事業主 次に掲げる額の合計額

(略)

(略)

	改正後	改正前
第百十六条（略） 2、12（略）	(両立支援等助成金) 第三十五条（略） 3、6（略） 2 事業展開等リスキリング支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一 （略） 二 次に掲げる額の合計額 イ （略） ロ その雇用する被保険者に対して、事業展開等に伴う訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数（当該被保険者一人につき、千二百時間（当該被保険者に専門実践教育訓練を受けさせる場合にあつては、千六百時間）を限度とする。）に五百円（中小企業事業主にあつては、千円）を乗じて得た額 3、5（略）	(傍線部分は改正部分) 第三十五条（略） 3、6（略） 2 事業展開等リスキリング支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一 （略） 二 次に掲げる額の合計額 イ （略） ロ その雇用する被保険者に対して、事業展開等に伴う訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数（当該被保険者一人につき、千二百時間（当該被保険者に専門実践教育訓練を受けさせる場合にあつては、千六百時間）を限度とする。）に四百八十円（中小企業事業主にあつては、九百六十円）を乗じて得た額 3、5（略）
第百十六条（略） 2、12（略）	(両立支援等助成金) 第三十五条（略） 3、6（略） 2 事業展開等リスキリング支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一 （略） 二 次に掲げる額の合計額 イ （略） ロ その雇用する被保険者に対して、事業展開等に伴う訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数（当該被保険者一人につき、千二百時間（当該被保険者に専門実践教育訓練を受けさせる場合にあつては、千六百時間）を限度とする。）に四百八十円（中小企業事業主にあつては、九百六十円）を乗じて得た額 3、5（略）	(傍線部分は改正部分) 第三十五条（略） 3、6（略） 2 事業展開等リスキリング支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一 （略） 二 次に掲げる額の合計額 イ （略） ロ その雇用する被保険者に対して、事業展開等に伴う訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数（当該被保険者一人につき、千二百時間（当該被保険者に専門実践教育訓練を受けさせる場合にあつては、千六百時間）を限度とする。）に四百八十円（中小企業事業主にあつては、九百六十円）を乗じて得た額 3、5（略）

(傍線部分は改正部分)

13 柔軟な働き方選択制度等支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一 次のいずれかに該当する中小企業事業主

イ 次のいずれにも該当する中小企業事業主（中小企業事業主が認定中小企業事業主である場合にあっては、(1)及び(2)に該当する中小企業事業主）

(1) その雇用する労働者のうち、その三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するものについて、労働協約又は就業規則に定めるところにより、労働者の申出に基づく次に掲げるもののうちいずれか三以上の措置を講じている中小企業事業主であつて、当該措置の実施の状況を明らかにする書類を整備しているもの

(i) 育児・介護休業法第二十三条の三第一号に掲げる措置

(ii) 育児・介護休業法第二十三条の三第二号に掲げる措置

(iii) 育児・介護休業法第二十三条の三第三号に掲げる措置

(iv) 育児・介護休業法第二十三条の三第四号に掲げる措置であつて、次の(イ)及び(ロ)に該当するもの

(イ) 有給休暇（年次有給休暇として与えられるものを除く。）であること。

(ロ) 始業の時刻から連続せず、かつ、終業の時刻まで連続しない時間単位での休暇の取得を認めるものであること。

(2) その雇用する被保険者のうち、その三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもの（その三歳に達するまでの子を養育する被保険者であつて、(1)(i)、(ii)、(iv)又は(ⅴ)に掲げる措置を利用するものを含む。次号イにおいて同じ。）について、育児に係る柔軟な働き方支援計画（当該被保険者が(1)(i)から(ⅴ)までに掲げる措置の利用を開始する前に、事業所において作成される当該被保険者に係る当該措置及び当該措置の利用を終了した後における当該被保険者のキャリア形成を円滑にするための措置を定めた計画をいう。以下この(2)及び次号イにおいて同じ。）を作成し、かつ、当該育児に係る柔軟な働き方支援計画に基づく措置を講じた中小企業事業主であつて、当該被保険者の(1)(i)から(ⅴ)までに掲げる措置のうち当該中小企業事業主が講じた措置の利用状況が、雇用環境・均等局長の定める要件に該当するもの

(3) 厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている中小企業事業主

(削る)

13 柔軟な働き方選択制度等支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一 次のいずれにも該当する中小企業事業主（中小企業事業主が認定中小企業事業主である場合にあっては、イ及びロに該当する中小企業事業主）

イ その雇用する被保険者のうち、その三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するものについて、労働協約又は就業規則に定めるところにより、労働者の申出に基づく次に掲げるもののうちいずれか二以上の措置を講じている中小企業事業主であつて、当該措置の実施の状況を明らかにする書類を整備しているもの

(1) 育児・介護休業法第二十三条第二号に規定する始業時刻変更等の措置

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(2) 被保険者の申出に基づく住居その他これに準ずるものとして労働契約又は労働協約、就業規則その他これらに準ずるもので定める場所における勤務をさせることにより当該被保険者が就業しつつその子を養育することを容易にするための措置

(3) 所定労働時間短縮措置

(4) その雇用する被保険者について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、その子に係る保育サービス（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、認定こども園法第二十六条に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等における保育を除く。）を手配し、及び当該サービスの利用に係る費用の一部を補助するための制度を整備する措置

(5) 被保険者の申出に基づく当該被保険者が就業しつつその子を養育することを容易にするための有給休暇（年次有給休暇として与えられるものを除く。）を付与するための制度であつて、時間を単位として取得することができるものを整備する措置

ロ 次のいずれにも該当する中小企業事業主（中小企業事業主が認定中小企業事業主である場合にあっては、(1)に該当する中小企業事業主）

(1) その雇用する労働者のうち、その九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間

にある子を養育するものについて、労働協約又は就業規則に定めるところにより、育児・介護休業法第十六条の二に規定する子の看護等休暇であつて、次のいずれにも該当する制度を設けた中小企業事業主

(i) 有給休暇（年次有給休暇として与えられるものを除く。）であること。

(ii) 一の年度において十労働日以上が付与されるものであること。

(iii) 始業の時刻から連続せず、かつ、終業の時刻まで連続しない時間単位で取得することができものであること。

(iv) 所定労働時間を変更することなく利用できるものであること。

(2) 厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている中小企業事業主

（削る）

二 次のイからハまでに掲げる中小企業事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

（当該中小企業事業主における前号イ(2)に該当する被保険者（同一の子に係る同一の同号イ

(1)から(v)までに掲げる措置のうち当該中小企業事業主が講じた措置の利用について、既に同号イ(2)に該当するものとして次のイ又はロの規定による支給の対象となつたものを除く。

以下この号において同じ。）の数が五人を超える場合は、五人までの支給に限る。）

イ 前号イ(1)(i)から(v)までに掲げるもののうちいずれか三の措置を講じた上で、その雇用する被保険者のうち、その三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するものであつて、中小企業事業主による柔軟な働き方支援計画に基づく措置が講じられ、かつ、当該被保険者の同号イ(1)(i)から(v)までに掲げる措置のうち当該中小企業事業主が講じた措置の利用状況が、雇用環境・均等局長の定める要件に該当するもの（以下このイ及びロにおいて「要件該当被保険者」という。）が生じた中小企業事業主 当該要件該当被保険者一人につき二十万円

ロ 前号イ(1)(i)から(v)までに掲げるもののうちいずれか四以上の措置を講じた上で、要件該当被保険者が生じた中小企業事業主 当該要件該当被保険者一人につき二十五万円

ハ 前号ロに該当する中小企業事業主 三十万円

ロ その雇用する被保険者のうち、その三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもの（その三歳に達するまでの子を養育する被保険者であつて、イ(1)、(2)、(4)又は(5)に掲げる措置を利用するものを含む。次号イにおいて同じ。）について、育児に係る柔軟な働き方支援計画（当該被保険者がイ(1)から(5)までに掲げる措置の利用を開始する前に、事業所において作成される当該被保険者に係る当該措置及び当該措置の利用を終了した後における当該被保険者のキャリア形成を円滑にするための措置を定めた計画をいう。以下このロ及び次号イにおいて同じ。）を作成し、かつ、当該育児に係る柔軟な働き方支援計画に基づく措置を講じた中小企業事業主であつて、当該被保険者のイ(1)から(5)までに掲げる措置の利用状況が、雇用環境・均等局長の定める要件に該当するもの

（新設）

（新設）

ハ 厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている中小企業事業主

二 次のイ及びロに掲げる中小企業事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（当該中小企業事業主における前号ロに規定する被保険者の数が五人を超える場合のこの項の規定による支給については、合計して五人までの支給に限る。）

イ 前号イ(1)から(5)までに掲げるもののうちいずれか二の措置を講じた上で、その雇用する被保険者のうち、その三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するものであつて、中小企業事業主による柔軟な働き方支援計画に基づく措置が講じられ、かつ、当該被保険者の前号イ(1)から(5)までに掲げる措置のうち当該中小企業事業主が講じた措置の利用状況が、雇用環境・均等局長の定める要件に該当するもの（以下このイ及びロにおいて「要件該当被保険者」という。）が生じた中小企業事業主 当該要件該当被保険者一人につき二十万円

ロ 前号イ(1)から(5)までに掲げるもののうちいずれか三以上の措置を講じた上で、要件該当被保険者が生じた中小企業事業主 当該要件該当被保険者一人につき二十五万円

（新設）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(若年・女性建設労働者トライアルコース助成金等)
第七條の二 (略)

2 建設キャリアアップシステム等活用促進コース助成金は、第一号に該当する中小建設事業主又は建設事業主団体等(建設事業主の団体又はその連合団体をいう。以下同じ。)に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一 次のいずれかに該当する中小建設事業主又は建設事業主団体等であること。

イ 中小建設事業主であつて、その雇用する全ての建設技能者(工事現場における建設工事の施工に従事する者のうち当該建設工事を適正に実施するために必要な技能を有する者をいう。以下この項において同じ。)について、建設キャリアアップシステム(一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであつて、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。以下この号において同じ。)に登録し、かつ、建設技能者の能力評価制度(建設技能者の能力評価制度に関する告示(平成三十一年国土交通省告示第四百六十号。以下このイにおいて「能力評価制度告示」という。))第三条の規定により国土交通大臣の認定を受けた同条の能力評価基準に基づき、建設キャリアアップシステムに登録された建設技能者(ロにおいて「登録建設技能者」という。)の技能や経験を評価する制度をいう。以下この項において同じ。)において、能力評価実施機関(能力評価制度告示第四条に規定する能力評価実施機関をいう。次号イにおいて同じ。)が実施する能力評価により、能力評価の段階が昇格した建設技能者に係る賃金を一定の割合以上で増額したものであること。

ロ 建設事業主団体等であつて、建設キャリアアップシステム、建設技能者の能力評価制度及び専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度(専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関する告示(令和二年国土交通省告示第四百九十八号。))第三条の規定により国土交通大臣の認定を受けた同条の見える化評価基準に基づき、専門工事企業(登録建設技能者を雇用する事業者であつて、建設キャリアアップシステムに事業者として登録された者をいう。)の施工能力(建設工事を施工する能力をいう。)、基礎情報(建設業法第三条第一項の許可の有無、財務状況その他の事業者に関する基礎的な情報をいう。))及びコンプライアンス(社会保険の加入その他法令及び社会規範の遵守の状況をいう。)のそれぞれについて四段階で評価することをいう。(以下このロにおいて「建設キャリアアップシステム等」という。)の普及促進に資する事業として、建設事業主団体等の構成員である建設事業主のほか、職業安定局長が定める要件に該当する者に対して、建設キャリアアップシステム等の登録又は申請に必要な費用の全部又は一部を補助する事業を行うものであること。

二 次のイ及びロに掲げる中小建設事業主又は建設事業主団体等の区分に応じて、当該イ及びロに定める額

イ 前号イに該当する中小建設事業主 一の事業年度につき、建設技能者の能力評価制度において、能力評価実施機関が実施する能力評価により、能力評価の段階が昇格した建設技能者の数に十六万円を乗じて得た額(その額が百六十万円を超えるときは、百六十万円)
ロ 前号ロに該当する建設事業主団体等 前号ロの事業に要した経費の額の二分の一(中小建設事業主団体等(中小建設事業主の団体又はその連合団体をいう。以下この条において同じ。)にあつては、三分の二)に相当する額(その額が千万円を超えるときは、千万円(全国的な建設事業主団体等にあつてはその額が三千万円を超えるときは、三千万円、都道府県団体等(一の都道府県の地域における一の建設事業主団体等であつて、当該都道府県の

(若年・女性建設労働者トライアルコース助成金等)
第七條の二 (略)
(新設)

地域における建設事業主（法第八条第一項に規定する元方事業主に限る。）の相当数をその構成員又はその連合団体を構成する団体の構成員とするものをいう。）にあつてはその額が二千万円を超えるときは、二千万円）

- 3| 建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金は、第一号に該当する建設事業主、建設事業主団体等又は職業訓練法人（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十一条に規定する職業訓練法人をいう。以下同じ。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一（略）

二 次のイからハまでに掲げる建設事業主、建設事業主団体等又は職業訓練推進団体の区分に応じて、当該イからハまでに定める額

イ（略）

ロ 前号ロに該当する建設事業主団体等 前号ロ(1)又は(2)に掲げる事業に要した経費の額の二分の一（中小建設事業主団体等にあつては、三分の二）に相当する額（その額が千万円を超えるときは、千万円（全国的な建設事業主団体等にあつてはその額が三千万円を超えるときは、三千万円、都道府県団体等（一の都道府県の地域における一の建設事業主団体等であつて、当該都道府県の地域における建設事業主（法第八条第一項に規定する元方事業主に限る。）の相当数をその構成員又はその連合団体を構成する団体の構成員とするものをいう。）にあつてはその額が二千万円を超えるときは、二千万円）

ハ（略）

4| 6|（略）

7| 一の事業年度において、第五項第一号ロ又は前項第一号イ若しくはロに該当する建設事業主等の一の事業所（建設事業主団体等にあつては、一の団体。以下この項において同じ。）に係る建設労働者認定訓練コース助成金又は建設労働者技能実習コース助成金の額（第五項第二号ロ又は前項第二号イ若しくはロに規定する額に限る。）が、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当する場合は、第五項又は前項の規定にかかわらず、一の事業所につき、それぞれ当該各号に定める額を支給するものとする。

一 第五項第二号ロに定める額が一千万円を超える場合 一千万円

二（略）

（国等に対する不支給）

第七条の四 第七条の二の規定にかかわらず、若年・女性建設労働者トライアルコース助成金、建設キャリアアップシステム等活用促進コース助成金、建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金、建設分野作業員宿舍等設置助成コース助成金、建設労働者認定訓練コース助成金及び建設労働者技能実習コース助成金は、国、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く）、行政執行法人及び特定地方独立行政法人に対しては、支給しないものとする。

（労働保険料滞納事業者等に対する不支給）

第七条の五 第七条の二の規定にかかわらず、若年・女性建設労働者トライアルコース助成金、建設キャリアアップシステム等活用促進コース助成金、建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金、建設分野作業員宿舍等設置助成コース助成金、建設労働者認定訓練コース助成金及び建設労働者技能実習コース助成金（以下この条及び次条において「雇用関係助成金」という。）は、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年

- 2| 建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金は、第一号に該当する建設事業主、建設事業主団体等（建設事業主の団体又はその連合団体をいう。以下同じ。）又は職業訓練法人（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十一条に規定する職業訓練法人をいう。以下同じ。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一（略）

二 次のイからハまでに掲げる建設事業主、建設事業主団体等又は職業訓練推進団体の区分に応じて、当該イからハまでに定める額

イ（略）

ロ 前号ロに該当する建設事業主団体等 前号ロ(1)又は(2)に掲げる事業に要した経費の額の二分の一（中小建設事業主団体等（中小建設事業主の団体又はその連合団体をいう。以下同じ。）にあつては、三分の二）に相当する額（その額が千万円を超えるときは、千万円（全国的な建設事業主団体等にあつてはその額が三千万円を超えるときは、三千万円、都道府県団体等（一の都道府県の地域における一の建設事業主団体等であつて、当該都道府県の地域における建設事業主（法第八条第一項に規定する元方事業主に限る。）の相当数をその構成員又はその連合団体を構成する団体の構成員とするものをいう。）にあつてはその額が二千万円を超えるときは、二千万円）

ハ（略）

3| 5|（略）

6| 一の事業年度において、第四項第一号ロ又は前項第一号イ若しくはロに該当する建設事業主等の一の事業所（建設事業主団体等にあつては、一の団体。以下この項において同じ。）に係る建設労働者認定訓練コース助成金又は建設労働者技能実習コース助成金の額（第四項第二号ロ又は前項第二号イ若しくはロに規定する額に限る。）が、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当する場合は、第四項又は前項の規定にかかわらず、一の事業所につき、それぞれ当該各号に定める額を支給するものとする。

一 第四項第二号ロに定める額が一千万円を超える場合 一千万円

二（略）

（国等に対する不支給）

第七条の四 第七条の二の規定にかかわらず、若年・女性建設労働者トライアルコース助成金、建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金、建設分野作業員宿舍等設置助成コース助成金、建設労働者認定訓練コース助成金及び建設労働者技能実習コース助成金は、国、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く）、行政執行法人及び特定地方独立行政法人に対しては、支給しないものとする。

（労働保険料滞納事業者等に対する不支給）

第七条の五 第七条の二の規定にかかわらず、若年・女性建設労働者トライアルコース助成金、建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金、建設分野作業員宿舍等設置助成コース助成金、建設労働者認定訓練コース助成金及び建設労働者技能実習コース助成金（以下この条及び次条において「雇用関係助成金」という。）は、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をい

法律第八十四号) 第十条第二項に規定する労働保険料をいう。)の納付の状況が著しく不適切である、又は過去五年以内に偽りその他不正の行為により、雇保則第百二条の三に規定する雇用調整助成金その他の雇用保険法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした者に対しては、支給しないものとする。 2・3 (略) 附 則 (施行期日) 1 (略) (経過措置) 2 平成三十一年四月一日から令和八年三月三十一日までに開始する技能実習を受けさせた建設労働者が、能力、経験等に応じた処遇を受けるための取組を行っている者として職業安定局長が定めるものである場合の中小建設事業主に対する建設労働者技能実習コース助成金の支給に係る第七条の二第六項第二号口の適用については、「七千六百円」とあるのは「八千三百六十円」と、「九千三百五十円」とあるのは「一万百十円」と、「八千五百五十円」とあるのは「九千四百五十円」と、「一万五百五十円」とあるのは「一万四千四百五十円」とする。	
う。)の納付の状況が著しく不適切である、又は過去五年以内に偽りその他不正の行為により、雇保則第百二条の三に規定する雇用調整助成金その他の雇用保険法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした者に対しては、支給しないものとする。 2・3 (略) 附 則 (施行期日) 1 (略) (経過措置) 2 平成三十一年四月一日から令和七年三月三十一日までに開始する技能実習を受けさせた建設労働者が、能力、経験等に応じた処遇を受けるための取組を行っている者として職業安定局長が定めるものである場合の中小建設事業主に対する建設労働者技能実習コース助成金の支給に係る第七条の二第六項第二号口の適用については、「七千六百円」とあるのは「八千三百六十円」と、「九千三百五十円」とあるのは「一万百十円」と、「八千五百五十円」とあるのは「九千四百五十円」と、「一万五百五十円」とあるのは「一万四千四百五十円」とする。	

（雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）
第四条 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第七十三号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 （雇用保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置） 第二条 (略) 2・5 (略) 6 新雇保則第百十六条第十項の規定は、施行日以後に対象被保険者に同項第一号イに掲げるいづれかの制度の利用を開始させた中小企業事業主に対する不妊治療両立支援コース助成金の支給について適用し、施行日前に対象被保険者に旧雇保則第百十六条第十項第一号イに掲げるいづれかの制度の利用を開始させ、令和八年三月三十一日までの間に同項第二号ロに該当した中小企業事業主に対する不妊治療両立支援コース助成金の支給については、なお従前の例による。 7・14 (略)	附 則 （雇用保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置） 第二条 (略) 2・5 (略) 6 新雇保則第百十六条第十項の規定は、施行日以後に対象被保険者に同項第一号イに掲げるいづれかの制度の利用を開始させた中小企業事業主に対する不妊治療両立支援コース助成金の支給について適用し、施行日前に対象被保険者に旧雇保則第百十六条第十項第一号イに掲げるいづれかの制度の利用を開始させた中小企業事業主に対する不妊治療両立支援コース助成金の支給については、なお従前の例による。 7・14 (略)

（雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）
第五条 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第六十二号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 （雇用保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置） 第二条 (略) 2・27 (略) 28 新雇保則第百十六条第十四項の規定は、施行日以後に対象被保険者に同項第一号イに掲げるいづれかの制度の利用を開始させた中小企業事業主に対する不妊治療両立支援コース助成金の支給について適用し、施行日前に対象被保険者に旧雇保則第百十六条第十項第一号イに掲げる	附 則 （雇用保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置） 第二条 (略) 2・27 (略) 28 新雇保則第百十六条第十四項の規定は、施行日以後に対象被保険者に同項第一号イに掲げるいづれかの制度の利用を開始させた中小企業事業主に対する不妊治療両立支援コース助成金の支給について適用し、施行日前に対象被保険者に旧雇保則第百十六条第十項第一号イに掲げる

（傍線部分は改正部分）

（傍線部分は改正部分）

いずれかの制度の利用を開始させ、令和八年三月三十一日までの間に同項第二号ロに該当した中小企業事業主に対する不妊治療両立支援コース助成金の支給については、なお従前の例による。

いずれかの制度の利用を開始させた中小企業事業主に対する不妊治療両立支援コース助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

2 第一条の規定による改正後の雇用保険法施行規則（以下「新雇保則」という。）附則第十七条の二及び第三条の規定による改正後の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則附則第二項の規定は、令和七年四月一日から適用する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保則」という。）第四百四条第一号ロ(1)に規定する雇用管理整備計画又は同号ハ(1)に規定する無期雇用転換計画を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出した事業主に対する六十五歳超雇用推進助成金の支給については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧雇保則第一百十條第九項第一号イの紹介により求職者を通常の労働者として雇い入れた事業主に対する就職氷河期世代安定雇用実現コース助成金の支給については、なお従前の例による。

3 施行日前に偽りその他不正の行為により旧雇保則第一百十條第九項の就職氷河期世代安定雇用実現コース助成金の支給を受けた事業主に対する旧雇保則第四百十條の三の規定の適用については、なお従前の例による。

4 施行日前になされた旧雇保則第一百十條の三第二項第一号イの紹介により同号イ(4)に該当する者の雇入れを行った事業主に対する一般トライアルコース助成金の支給については、なお従前の例による。

5 新雇保則第一百六條第六項及び第七項の規定は、施行日以後に被保険者に同条第七項に規定する介護休業等の利用を開始させた事業主に対する介護離職防止支援コース助成金の支給について適用し、施行日前に被保険者に旧雇保則第一百六條第八項第一号イに規定する介護休業等の利用を開始させた事業主に対する同条第六項から第八項までに規定する介護離職防止支援コースの支給については、なお従前の例による。

6 第二条の規定による改正後の雇用保険法施行規則第一百六條第十三項第一号イ並びに第二号イ及びロ、第十四項第一号並びに第十五項の規定は、施行日以後に被保険者に同条第十三項第一号イ(1)に掲げる措置の利用を開始させた事業主に対する柔軟な働き方選択制度等支援コース助成金の支給について適用し、施行日前に被保険者に第二条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第一百六條第十三項第一号イに掲げる措置の利用を開始させた事業主に対する同条第十三項及び第十四項に規定する柔軟な働き方選択制度等支援コース助成金の支給については、なお従前の例による。

7 施行日前にその雇用する被保険者であつて、不妊治療を受けるものに、旧雇保則第一百六條第十六項第一号イに掲げるいづれかの制度の利用を開始させ、令和八年三月三十一日までの間に同項第二号イ又はロに該当した中小企業事業主に対する同項の規定による不妊治療両立支援コース助成金の支給については、なお従前の例による。

8 施行日前に旧雇保則第一百八條第二項第一号イ(2)の中小企業労働環境向上事業の実施に関する計画を都道府県労働局長に提出した認定組合等又は同号ロ(2)に規定する雇用管理制度整備計画、同号ハ(3)に規定する就労環境整備計画を都道府県労働局長に提出した事業主に対する人材確保等支援助成コース助成金の支給については、なお従前の例による。

9 施行日前に旧雇保則第一百八條第二項第一号二(2)の情報通信技術を活用した勤務の実施に係る計画を都道府県労働局長に提出した事業主に対する人材確保等支援助成コース助成金の支給については、なお従前の例による。

10 施行日前に旧雇保則第一百八條の二第二項第一号に該当する事業主、同条第六項第一号に該当する事業主に対するキャリアアップ助成金の支給については、なお従前の例による。

11 施行日前に旧雇保則第一百八條の二第二項第一号ロ、第六項第一号ロ、第八項第一号ロ、第九項第一号ロ、第十項第一号ロ又は第十一項第一号ロのキャリアアップ計画を都道府県労働局長に提出した事業主に対するこれらの規定の適用については、それぞれなお従前の例による。

12 施行日前に旧雇保則第一百八條の二第二項第一号ハ又は同条第六項第一号ハの措置を講じた事業主に対するキャリアアップ助成金の支給については、なお従前の例による。

13 施行日前に旧雇保則第二十五條第二項第一号イの職業訓練実施計画を都道府県労働局長に提出した人材育成訓練を実施する事業主又は訓練実施計画を都道府県労働局長に提出した人材育成訓練を実施する事業主団体等に対する同項の規定による人材育成支援コース助成金の支給については、なお従前の例による。

14 施行日前に旧雇保則第二十五條第二項第一号イの職業訓練実施計画を都道府県労働局長に提出した特定雇用型訓練を実施する事業主に対する同項の規定による人材育成支援コース助成金の支給については、なお従前の例による。

15 施行日前に旧雇保則第二十五條第二項第一号ハ(1)に規定する有期実習型訓練を実施する事業主に対する同項の規定による人材育成支援コース助成金の支給については、なお従前の例による。

16 施行日前に旧雇保則第三十四條第二項第一号イ(1)の職業訓練実施計画を都道府県労働局長に提出した高度デジタル人材訓練、成長分野等人材訓練又は情報技術分野認定実習併用職業訓練を実施する事業主に対する同項の規定による人への投資促進コース助成金の支給については、なお従前の例による。

17 施行日前に旧雇保則第三十四條第二項第一号ハ(1)(三)の休暇制度導入・適用計画を都道府県労働局長に提出した事業主に対する同項の規定による人への投資促進コース助成金の支給については、なお従前の例による。

18 施行日前に旧雇保則第三十四條第二項第一号イ(1)の職業訓練実施計画を都道府県労働局長に提出した事業展開等に伴う訓練を実施する事業主に対する旧雇保則附則第三十五條第二項の規定による事業展開等リスキング支援コース助成金の支給については、なお従前の例による。

○農林水産省令第十七号
農林水産技術会議令（昭和三十一年政令第百九十九号）第五条第二項の規定に基づき、農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令
令和七年四月一日
農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令
農林水産技術会議事務局組織規則（昭和四十年農林省令第十七号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。
掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	
（管理官） 第十二条 研究調整課に、管理官一人を置く。 （削る）	
2 （略）	3 （略）

附 則
この省令は、令和七年四月一日から施行する。
○農林水産省令第十八号
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のよう
に定める。
令和七年四月一日
農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令

農林水産大臣 江藤 拓

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に
掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。
これを削る。

改 正 後				改 正 前			
別表（第五条関係）				別表（第五条関係）			
一	補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等	処分制限期間	一	補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等	処分制限期間
		施設設備等の分類	財産の名称、構造等			施設設備等の分類	財産の名称、構造等
（略） （削る）	食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金 独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費補助金 （略） 農業生産基盤整備推進地方公共団体事業費補助金 農業生産基盤整備推進事業費補助金 （略） （削る）	（略）	（略）	（略） （略）	新市場創出対策整備費補助金 （略） 食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金 （新設） （略） 農業生産基盤整備推進地方公共団体事業費補助金 （新設） （略） 国産農産物生産基盤強化等対策整備費補助金 （略）	（略）	（略）
		（略）	（略）			（略）	（略）

（略） 国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体整備費補助金 （略） 国産農産物生産基盤強化等対策整備交付金 （略） 牛肉等関税財源飼料対策費補助金 （新設） （略） 農林水産業環境政策技術開発推進交付金 （略） 政府開発援助国際林業協力事業費補助金 （新設） 国際林業協力技術開発事業費補助金 （略） 林業普及指導事業交付金 （新設）	（略） 林業振興地方公共団体事業費補助金 （略） 先端技術活用林業推進地方公共団体事業費補助金 （略） 先端技術活用林業推進事業費補助金（実験実用化に係るものを除く。） （略） 森林整備・林業等振興事業費補助金 （略） 森林整備・林業等振興推進交付金 （新設） （略） さけ・ます漁業協力的事業費補助金 水産業振興対策地方公共団体整備費補助金
--	---

三	二	
食料安全保障確立対策推進交付金 (実験実用化に係るものに限る。) 農林水産業環境政策技術開発推進 交付金(実験実用化に係るもの に限る。) (略) (削る)	(略) (削る)	水産業改良普及事業交付金 漁村活性化対策地方公共団体整備 費補助金 (略) (削る) (略) (削る)
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	

三	二	
食料安全保障確立対策推進交付金 (実験実用化に係るものに限る。) (新設) (略) 先端技術活用林業推進事業費補助 金(実験実用化に係るものに限 る。) (略)	(略) 地方創生整備推進交付金(地方創 生道整備推進交付金のうち林野庁 の所掌に係るもの、地方創生污水 処理施設整備推進交付金のうち水 産庁の所掌に係るもの及び地方創 生港整備推進交付金に限る。) (略)	水産業改良普及事業交付金 (新設) (略) 漁村活性化対策地方公共団体整備 費補助金 (略) 地方創生整備推進交付金(地方創 生道整備推進交付金のうち林野庁 の所掌に係るもの、地方創生污水 処理施設整備推進交付金のうち水 産庁の所掌に係るもの及び地方創 生港整備推進交付金を除く。) (略) 共同利用小型漁船建造費補助金 (略)
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、令和七年度予算に係る補助金等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

○農林水産省令第十九号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第十九条第二項及び第二十条第三項並びに農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第九十二条第五項及び第一百八条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

農林水産大臣 江藤 拓

改 正 後		改 正 前	
目次	目次	目次	目次
第一章 本省	第一章 本省	第一章 本省	第一章 本省
第一節・第二節（略）	第一節・第二節（略）	第一節・第二節（略）	第一節・第二節（略）
第三節 地方支分部局	第三節 地方支分部局	第三節 地方支分部局	第三節 地方支分部局
第一款 地方農政局	第一款 地方農政局	第一款 地方農政局	第一款 地方農政局
第一目 内部部局（第百五十八条―第二百三十四条）	第一目 内部部局（第百五十八条―第二百三十三条）	第一目 内部部局（第百五十八条―第二百三十三條）	第一目 内部部局（第百五十八条―第二百三十三條）
第二目・第三目（略）	第二目・第三目（略）	第二目・第三目（略）	第二目・第三目（略）
第二款 北海道農政事務所	第二款 北海道農政事務所	第二款 北海道農政事務所	第二款 北海道農政事務所
第一目 内部部局（第二百八十七条―第三百二十五条）	第一目 内部部局（第二百八十七条―第三百二十三條）	第一目 内部部局（第二百八十七條―第三百二十三條）	第一目 内部部局（第二百八十七條―第三百二十三條）
第二目（略）	第二目（略）	第二目（略）	第二目（略）
第二章（略）	第二章（略）	第二章（略）	第二章（略）
第四章（略）	第四章（略）	第四章（略）	第四章（略）
附則	附則	附則	附則
（調査官、人事調査官、人事企画官、管理官、人事企画調整官、秘書専門官、企画官、任用専門官、給与専門官、人事評価専門官、リスク管理指導官、栄典専門官及び監査官）	（調査官、業務改革推進専門官、人事調査官、人事企画官、管理官、人事企画調整官、秘書専門官、企画官、任用専門官、給与専門官、人事評価専門官、リスク管理指導官、栄典専門官及び監査官）	（調査官、業務改革推進専門官、人事調査官、人事企画官、管理官、人事企画調整官、秘書専門官、企画官、任用専門官、給与専門官、人事評価専門官、リスク管理指導官、栄典専門官及び監査官）	（調査官、業務改革推進専門官、人事調査官、人事企画官、管理官、人事企画調整官、秘書専門官、企画官、任用専門官、給与専門官、人事評価専門官、リスク管理指導官、栄典専門官及び監査官）
第二条 秘書課に、調査官一人、人事調査官一人、人事企画官三人、管理官二十人、人事企画調整官一人、秘書専門官一人、企画官一人、任用専門官一人、給与専門官一人、人事評価専門官一人、リスク管理指導官一人、栄典専門官一人及び監査官一人を置く。	第二条 秘書課に、調査官一人、業務改革推進専門官一人、人事調査官一人、人事企画官三人、管理官二十人、人事企画調整官一人、秘書専門官一人、企画官一人、任用専門官一人、給与専門官一人、人事評価専門官一人、リスク管理指導官一人、栄典専門官一人及び監査官一人を置く。	第二条 秘書課に、調査官一人、業務改革推進専門官一人、人事調査官一人、人事企画官三人、管理官二十人、人事企画調整官一人、秘書専門官一人、企画官一人、任用専門官一人、給与専門官一人、人事評価専門官一人、リスク管理指導官一人、栄典専門官一人及び監査官一人を置く。	第二条 秘書課に、調査官一人、業務改革推進専門官一人、人事調査官一人、人事企画官三人、管理官二十人、人事企画調整官一人、秘書専門官一人、企画官一人、任用専門官一人、給与専門官一人、人事評価専門官一人、リスク管理指導官一人、栄典専門官一人及び監査官一人を置く。
2（略）	2（略）	2（略）	2（略）
（削る。）	3	3	3
3（略）	業務改革推進専門官は、秘書課の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。	業務改革推進専門官は、秘書課の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。	業務改革推進専門官は、秘書課の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
3（略）	4（略）	4（略）	4（略）
（広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに業務推進専門官、情報企画官、広報・報道審査官、評価専門官、政策立案企画官、デジタル企画官、データ活用企画専門官、セキュリティ対策調整官及び文書管理専門官）	（広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに業務推進専門官、情報企画官、広報・報道審査官、評価専門官、政策立案企画官、デジタル企画官、データ活用企画専門官、セキュリティ対策調整官及び文書管理専門官）	（広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに業務推進専門官、情報企画官、広報・報道審査官、評価専門官、政策立案企画官、デジタル企画官、データ活用企画専門官、セキュリティ対策調整官及び文書管理専門官）	（広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに業務推進専門官、情報企画官、広報・報道審査官、評価専門官、政策立案企画官、デジタル企画官、データ活用企画専門官、セキュリティ対策調整官及び文書管理専門官）
第六条 広報評価課に、広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに業務推進専門官一人、情報企画官二人、広報・報道審査官一人、評価専門官三人、政策立案企画官一人、デジタル企画官二人、データ活用企画専門官一人、セキュリティ対策調整官一人及び文書管理専門官一人を置く。	第六条 広報評価課に、広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに業務推進専門官一人、情報企画官二人、広報・報道審査官二人、評価専門官三人、政策立案企画官一人、デジタル企画官二人、データ活用企画専門官一人、セキュリティ対策調整官一人及び文書管理専門官一人を置く。	第六条 広報評価課に、広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに業務推進専門官一人、情報企画官二人、広報・報道審査官二人、評価専門官三人、政策立案企画官一人、デジタル企画官二人、データ活用企画専門官一人、セキュリティ対策調整官一人及び文書管理専門官一人を置く。	第六条 広報評価課に、広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに業務推進専門官一人、情報企画官二人、広報・報道審査官二人、評価専門官三人、政策立案企画官一人、デジタル企画官二人、データ活用企画専門官一人、セキュリティ対策調整官一人及び文書管理専門官一人を置く。
2（略）	2（略）	2（略）	2（略）
11（略）	12	12	12
広報・報道審査官は、広報についての審査及び連絡調整に関する事務を行う。	広報・報道審査官は、命を受けて、広報についての審査及び連絡調整に関する事務を行う。	広報・報道審査官は、命を受けて、広報についての審査及び連絡調整に関する事務を行う。	広報・報道審査官は、命を受けて、広報についての審査及び連絡調整に関する事務を行う。
18（略）	13（略）	13（略）	13（略）

(ファイナンス室及び商品取引室並びに新事業・食品産業調査官、新事業・食品産業調整官、新事業・食品産業専門官、新事業創出専門官、金融専門官、商品取引専門官及び総合取引専門官)

第九条 新事業・食品産業政策課に、ファイナンス室及び商品取引室並びに新事業・食品産業調査官二人、新事業・食品産業調整官一人、新事業・食品産業専門官五人、新事業創出専門官二人、金融専門官一人、商品取引専門官一人及び総合取引専門官一人を置く。

258 (略)

912 (略)

(統計品質向上室並びに管理官、総務・会計専門官、統計人材戦略専門官、統計技能向上指導官、統計品質管理官及び統計デジタル審査専門官)

第十三条 管理課に、統計品質向上室並びに管理官一人、総務・会計専門官一人、統計人材戦略専門官一人、統計技能向上指導官一人、統計品質管理官二人及び統計デジタル審査専門官一人を置く。

253 (略)

41 (略)

51 総務・会計専門官は、職員の人事管理並びに予算、決算及び会計に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務(統計人材戦略専門官の所掌に属するものを除く。)を行う。

61 統計人材戦略専門官は、職員の確保及び養成に関する基本的な方針に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務(統計技能向上指導官の所掌に属するものを除く。)を行う。

759 (略)

(センサス統計室並びにセンサス統計調整官、統計管理官、経営統計分析専門官及び統計デジタル分析専門官)

第十四条 経営・構造統計課に、センサス統計室並びにセンサス統計調整官、統計管理官、経営統計分析専門官、経営統計分析専門官及び統計デジタル分析専門官それぞれ一人を置く。

255 (略)

61 経営統計改善専門官は、農林水産業の経営及び農林漁家の経済に関する統計、農山漁村の物価及び賃金に関する統計並びに農畜産物及び林産物の生産費に関する統計(以下「経営統計」という。)の改善に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

71 経営統計分析専門官は、経営統計の分析に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

81 (略)

(消費統計室並びに消費統計調整官、統計管理官、生産統計改善専門官、調査技術専門官及び農地デジタル情報専門官)

第十五条 生産流通消費統計課に、消費統計室並びに消費統計調整官一人、統計管理官四人、生産統計改善専門官一人、調査技術専門官一人及び農地デジタル情報専門官一人を置く。

(ファイナンス室及び商品取引室並びに新事業・食品産業調査官、新事業・食品産業調整官、新事業・食品産業専門官、業務改革推進専門官、新事業創出専門官、金融専門官、商品取引専門官及び総合取引専門官)

第九条 新事業・食品産業政策課に、ファイナンス室及び商品取引室並びに新事業・食品産業調査官二人、新事業・食品産業調整官一人、新事業・食品産業専門官五人、業務改革推進専門官一人、新事業創出専門官二人、金融専門官一人、商品取引専門官一人及び総合取引専門官一人を置く。

258 (略)

91 業務改革推進専門官は、新事業・食品産業部の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

1013 (略)

(統計品質向上室並びに業務改革推進専門官、管理官、総務・会計専門官、統計技能向上指導官、統計品質管理官及び統計デジタル審査専門官)

第十三条 管理課に、統計品質向上室並びに業務改革推進専門官一人、管理官一人、総務・会計専門官一人、統計技能向上指導官一人、統計品質管理官二人及び統計デジタル審査専門官一人を置く。

253 (略)

41 業務改革推進専門官は、統計部の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

51 (略)

61 総務・会計専門官は、職員の人事管理並びに予算、決算及び会計に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

(新設)

759 (略)

(センサス統計室並びにセンサス統計調整官、統計管理官、経営統計分析専門官及び統計デジタル分析専門官)

第十四条 経営・構造統計課に、センサス統計室並びにセンサス統計調整官、統計管理官、経営統計分析専門官及び統計デジタル分析専門官それぞれ一人を置く。

255 (略)

61 経営統計改善専門官は、農林水産業の経営及び農林漁家の経済に関する統計の分析に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

71 (略)

(消費統計室並びに消費統計調整官、統計管理官、調査技術専門官及び農地デジタル情報専門官)

第十五条 生産流通消費統計課に、消費統計室並びに消費統計調整官一人、統計管理官四人、調査技術専門官一人及び農地デジタル情報専門官一人を置く。

6	生産統計改善専門官は、農林水産物の生産に関する統計（以下「生産統計」という。）の改善に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。	(新設)
	7・8 (略)	
18	総務・会計専門官	(業務改革推進専門官及び総務・会計専門官)
	第十八条 総務課に、総務・会計専門官一人を置く。	
2	(削る。)	2 (略)
	(国際政策室並びに国際連絡調整官、国際専門官、管理官及び総務・会計専門官)	
25	総務課に、国際政策室並びに国際連絡調整官一人、国際専門官三人、管理官一人及び総務・会計専門官一人を置く。	25 (略)
	(削る。)	
6・7	(生産推進室、国際室及び会計室並びに企画官、指導官、生産専門官、総務・会計専門官、国際専門官及び監査官)	6・7 (略)
	第三十一条 総務課に、生産推進室、国際室及び会計室並びに企画官二人、指導官二人、生産専門官三人、総務・会計専門官一人、国際専門官二人及び監査官一人を置く。	
2・10	(削る。)	2・10 (略)
	11・13 (略)	
38	(企画官及び生産専門官)	38 (略)
	第三十八条 農業環境対策課に、企画官一人及び生産専門官二人を置く。	
2・3	(略)	2・3 (略)
	(畜産総合推進室並びに企画官、畜産専門官及び国際専門官)	
39	総務課に、畜産総合推進室並びに企画官三人、畜産専門官一人及び国際専門官一人を置く。	39 (略)
	2・4 (略)	
5	畜産専門官は、総務課の所掌事務に関し畜産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。	5 (略)
	6 (略)	
40	(畜産経営安定対策室及び畜産専門官)	40 (略)
	第四十条 企画課に、畜産経営安定対策室及び畜産専門官四人を置く。	
2・4	(略)	2・4 (略)
	(畜産経営安定対策室及び畜産専門官)	
25	総務課に、国際政策室並びに国際連絡調整官一人、国際専門官四人、業務改革推進専門官一人、管理官一人及び総務・会計専門官一人を置く。	25 (略)
	(削る。)	
6	業務改革推進専門官は、輸出・国際局の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。	6 (略)
	7・8 (略)	
31	(生産推進室、国際室及び会計室並びに企画官、指導官、生産専門官、業務改革推進専門官、総務・会計専門官、国際専門官及び監査官)	31 (略)
	第三十一条 総務課に、生産推進室、国際室及び会計室並びに企画官二人、指導官二人、生産専門官三人、業務改革推進専門官一人、総務・会計専門官一人、国際専門官二人及び監査官一人を置く。	
2・10	(略)	2・10 (略)
	11 業務改革推進専門官は、農産局の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。	
12・14	(略)	12・14 (略)
	(企画官及び生産専門官)	
38	(略)	38 (略)
	第三十八条 農業環境対策課に、企画官一人及び生産専門官三人を置く。	
2・3	(略)	2・3 (略)
	(畜産総合推進室並びに企画官、業務改革推進専門官及び国際専門官)	
39	総務課に、畜産総合推進室並びに企画官三人、業務改革推進専門官一人及び国際専門官一人を置く。	39 (略)
	2・4 (略)	
5	業務改革推進専門官は、畜産局の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。	5 (略)
	6 (略)	
40	(畜産経営安定対策室及び畜産専門官)	40 (略)
	第四十条 企画課に、畜産経営安定対策室及び畜産専門官五人を置く。	
2・4	(略)	2・4 (略)
	(畜産経営安定対策室及び畜産専門官)	

- (牛乳乳製品需給対策室及び畜産専門官)
- 第四十三条 牛乳乳製品課に、牛乳乳製品需給対策室及び畜産専門官三人を置く。
- 2 牛乳乳製品需給対策室は、牛乳及び乳製品の需給に関する事務をつかさどる。
- 3 牛乳乳製品需給対策室に、室長を置く。
- 4 (略)
- (削る。)

(調整室並びに経営調査官、経営専門官、総務・会計専門官及び消費税対策官)

- 第四十六条 総務課に、調整室並びに経営調査官、経営専門官、総務・会計専門官及び消費税対策官それぞれ一人を置く。
- 2 5 (略)
- (削る。)

- 6 7 (略)

(調査官、企画官、特別会計専門官、管理官、総務・会計専門官、監査官及び福島復興対策・緊急災害対策調整官)

- 第五十四条 総務課に、調査官三人、企画官一人、特別会計専門官一人、管理官一人、総務・会計専門官一人、監査官二人及び福島復興対策・緊急災害対策調整官一人を置く。
- 2 3 (略)
- (削る。)

- 4 7 (略)

8 福島復興復興対策・緊急災害対策調整官は、福島復興復興及び復興並びに災害が発生し、又はまさに発生しようとしている地域における初動措置に関する事務のうち農村振興局の所掌に係るものに関し調整を要する重要事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

(企画官、団体指導専門官及び土地改良調整官)

- 第六十条 土地改良企画課に、企画官、団体指導専門官及び土地改良調整官それぞれ一人を置く。
- 2 企画官は、土地改良企画課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち農村振興局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。
- 3 (略)

- 4 土地改良調整官は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の十一第一項に規定する連携管理保全計画の作成に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

(農業用水対策室及び施設保全管理室並びに水資源企画官及び農業水利施設企画官)

- 第六十一条 (略)
- 2 3 (略)

- 4 施設保全管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 (略)

- 二 土地改良財産(土地改良法第九十四条に規定する土地改良財産をいう。以下同じ。)の管理及び処分に関すること。
- 5 7 (略)

- (畜産専門官及び乳製品調整官)
- 第四十三条 牛乳乳製品課に、畜産専門官三人及び乳製品調整官一人を置く。
- (新設)

- 2 (新設)

3 乳製品調整官は、乳製品の輸出入、独立行政法人農畜産業振興機構による輸入乳製品の買入れ及び売渡しその他乳製品の需給及び流通に関する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を整理する。

(調整室並びに経営調査官、経営専門官、業務改革推進専門官、総務・会計専門官及び消費税対策官)

- 第四十六条 総務課に、調整室並びに経営調査官、経営専門官、業務改革推進専門官、総務・会計専門官及び消費税対策官それぞれ一人を置く。
- 2 5 (略)

6 業務改革推進専門官は、経営局の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

7 8 (略)

(調査官、企画官、業務改革推進専門官、特別会計専門官、管理官、総務・会計専門官、監査官及び福島復興復興対策調整官)

- 第五十四条 総務課に、調査官三人、企画官一人、業務改革推進専門官一人、特別会計専門官一人、管理官一人、総務・会計専門官一人、監査官二人及び福島復興復興対策調整官一人を置く。
- 2 3 (略)

4 業務改革推進専門官は、農村振興局の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

5 8 (略)

9 福島復興復興復興対策調整官は、福島復興復興及び復興に関する事務のうち農村振興局の所掌に係るものに関し調整を要する重要事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

(企画官及び団体指導専門官)

- 第六十条 土地改良企画課に、企画官二人及び団体指導専門官一人を置く。
- 2 企画官は、命を受けて、土地改良企画課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち農村振興局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。
- 3 (新設)

- (新設)

(農業用水対策室及び施設保全管理室並びに水資源企画官及び農業水利施設企画官)

- 第六十一条 (略)
- 2 3 (略)

- 4 施設保全管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 (略)

- 二 土地改良財産(土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十四条に規定する土地改良財産をいう。以下同じ。)の管理及び処分に関すること。
- 5 7 (略)

(地方参事官、副地方参事官、地方調整官、持続的食料システム戦略推進官及び輸出対策推進官)

第百五十八条 地方農政局に、各地方農政局を通じて地方参事官六十人、副地方参事官三十六人、地方調整官二人、持続的食料システム戦略推進官七人及び輸出対策推進官七人を置く。

2 (略)

3 副地方参事官は、命を受けて、地方参事官の行う事務を助ける。

4 5 6 (略)

(管理官、人事企画調整官、監査官及び情報管理専門官)

第百七十二条 総務課に、管理官五人、人事企画調整官一人及び監査官二人を置く。

2 (略)

3 人事企画調整官は、地方農政局の職員の人事に関する特定事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

4 5 6 (略)

(災害対策室並びに防災・減災対策官、災害査定官及び能登半島復旧調整官)

第百二十一条 防災課に、災害対策室並びに防災・減災対策官一人及び災害査定官二人を置く。

2 (略)

(削る。)

3 4 (略)

5 第一項に規定するもののほか、北陸農政局の農村振興部防災課に能登半島復旧調整官一人を置く。

6 能登半島復旧調整官は、令和六年能登半島地震からの復旧に関する事務のうち防災課の所掌に係るものに関し調整を要する事項についての調査、企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

(統計指導官、統計分析官及び地域統計分析官)

第百三十二条 統計企画課に、統計指導官一人、統計分析官二人及び地域統計分析官一人を置く。

2 統計指導官は、統計調査員その他の職員の養成に関する事項についての企画及び連絡調整並びに統計の作成に関する技術の指導に関する事務(経営統計指導官及び生産統計指導官の所掌に属するものを除く)を行う。

3 4 (略)

(経営統計指導官)

第百三十三条 経営・構造統計課に、経営統計指導官一人を置く。

2 経営統計指導官は、経営統計に関する統計調査員その他の職員の養成及び統計調査員の配置に関する事項についての企画及び連絡調整並びに経営統計の作成に関する技術の指導に関する事務を行う。

(生産統計指導官)

第百三十四条 生産流通消費統計課に、生産統計指導官一人を置く。

2 生産統計指導官は、生産統計に関する統計調査員その他の職員の養成及び統計調査員の配置に関する事項についての企画及び連絡調整並びに生産統計の作成に関する技術の指導に関する事務を行う。

第百三十五条から第百五十条まで 削除

(地方参事官、地方調整官、持続的食料システム戦略推進官及び輸出対策推進官)

第百五十八条 地方農政局に、各地方農政局を通じて地方参事官六十人、地方調整官二人、持続的食料システム戦略推進官七人及び輸出対策推進官七人を置く。

2 (略)

(新設)

3 5 (略)

(管理官、監査官及び情報管理専門官)

第百七十二条 総務課に、管理官五人及び監査官二人を置く。

2 (略)

(新設)

3 5 (略)

(災害対策室並びに防災・減災対策官及び災害査定官)

第百二十一条 農村振興部防災課に、災害対策室を置く。

2 (略)

3 第一項に規定するもののほか、防災課に、防災・減災対策官一人及び災害査定官二人を置く。

4 5 (略)

(新設)

(新設)

(統計指導官、統計分析官及び地域統計分析官)

第百三十二条 統計企画課に、統計指導官二人、統計分析官二人及び地域統計分析官一人を置く。

2 統計指導官は、命を受けて、統計調査員その他の職員の養成に関する事項についての企画及び連絡調整並びに統計の作成に関する技術の指導に関する事務を行う。

3 4 (略)

第百三十三条 削除

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第百三十四条から第百五十条まで 削除

(津軽土地改良建設事務所)
第二百六十五条 (略)

2・3 (略)

4 津軽土地改良建設事務所に、次の四課並びに津軽北部二期農業水利事業建設所及び十三湖農地防災事業建設所並びに企画官二人、技術専門官二人及び環境専門官一人を置く。

庶務課

用地課

工事第一課

工事第二課

5 庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、用地課は浅瀬石川二期農業水利事業に係る工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買取及び補償に関する事務並びに土地改良財産の管理及び処分に関する事務を、工事第一課は浅瀬石川二期農業水利事業に係る工事の施行に関する調査及び調整に関する事務を、工事第二課は浅瀬石川二期農業水利事業に係る工事第一課の所掌に属しない工事の施行に関する事務をつかさどる。

6・9 (略)

10 環境専門官は、工事が環境に及ぼす影響に関する調査に関する事務を行う。

第二百六十六条の二十三 湖農地防災事業建設所に、工事課を置く。

2 (略)

(削る。)

(西関東土地改良調査管理事務所)
第二百七十二条 (略)

2・16 (略)

(削る。)

(土地改良技術事務所)
第二百八十五条 土地改良事業の実施に関する技術基準及び土地改良事業によって造成された施設の管理に関する技術基準の作成、これらの基準に関する指導並びに農用地及び農業用施設に関する防災対策及び災害復旧に関する技術の活用に関する支援に関する事務を分掌させるため、地方農政局に、土地改良技術事務所を置く。

2 土地改良技術事務所に、次長一人(北陸農政局にあつては、二人)を置く。

3 (略)

4 土地改良技術事務所に、次の五課及び専門技術指導官七人を置く。

庶務課

企画情報課

建設・保全技術課

施設・管理課

防災・災害対策技術課

5 前項に掲げるもののほか、関東農政局の土地改良技術事務所に、システム開発課並びに技術調整官、システム技術専門官、情報化推進専門官及び防災・災害対策技術専門官それぞれ一人を、北陸農政局の土地改良技術事務所に、特定災害復旧課並びに海岸復旧専門官及び地すべり対策専門官それぞれ一人を、中国四国農政局の土地改良技術事務所に、防災・災害対策技術専門官及びため池保全対策官それぞれ一人を置く。

(津軽土地改良建設事務所)
第二百六十五条 (略)

2・3 (略)

4 津軽土地改良建設事務所に、次の三課並びに津軽北部二期農業水利事業建設所及び十三湖農地防災事業建設所並びに企画官二人及び技術専門官二人を置く。

庶務課

用地課

工事課

5 庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、用地課は浅瀬石川二期農業水利事業に係る工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買取及び補償に関する事務並びに土地改良財産の管理及び処分に関する事務を、工事課は浅瀬石川二期農業水利事業に係る工事の施行に関する事務をつかさどる。

6・9 (略)

(新設)

第二百六十六条の二十三 湖農地防災事業建設所に、工事課及び技術専門官一人を置く。

2 (略)

3 技術専門官は、事業の実施に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

(西関東土地改良調査管理事務所)
第二百七十二条 (略)

2・16 (略)

17 西関東土地改良調査管理事務所に、竜西支所を置く。

(土地改良技術事務所)
第二百八十五条 土地改良事業の実施に関する技術基準及び土地改良事業によって造成された施設の管理に関する技術基準の作成及びこれらの基準に関する指導に関する事務を分掌させるため、地方農政局に、土地改良技術事務所を置く。

2 土地改良技術事務所に、次長一人を置く。

3 (略)

4 土地改良技術事務所に、次の五課及び専門技術指導官七人を置く。

庶務課

企画情報課

建設技術課

施設・管理課

保全技術課

5 前項に掲げるもののほか、関東農政局の土地改良技術事務所に、システム開発課並びに技術調整官、システム技術専門官及び情報化推進専門官それぞれ一人を、中国四国農政局の土地改良技術事務所に、ため池保全対策官一人を置く。

6 庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画情報課は土地改良技術事務所の所掌事務（庶務課の所掌に属するものを除く。）に関する総合的な企画及び立案並びに連絡調整に関する事務、設計及び積算その他事業の実施についての電子計算化システムの管理及びその運用並びに電子計算機の利用に関する事務、設計及び積算その他事業の実施に関する資料の収集、整理及び分析並びにその結果の提供に関する事務並びに技術基準に関する研修の実施に関する事務を、建設・保全技術課は土地改良事業の実施に関する技術基準の作成及び当該基準に関する指導に関する事務並びに土地改良事業によって造成された施設の管理に関する技術基準の作成及び当該基準に関する指導に関する事務を、施設・管理課は土地改良事業の実施に関する農業用施設機械及び電気通信設備に関する技術基準の作成に関する調査並びに当該基準に関する指導に関する事務、土地改良事業の実施に関する農業用施設機械及び電気通信設備に関する設計及び積算に関する事務、土地改良事業に用いる機械器具の管理に関する事務並びに基幹水利施設の管理のための技術基準の作成に関する調査及び当該施設の管理に関する技術上の指導に関する事務（建設・保全技術課の所掌に属するものを除く。）を、防災・災害対策技術課は農用地及び農業用施設に関する防災対策及び災害復旧に関する技術の活用に関する支援に関する事務をつかさどる。

7 (略)

8 特定災害復旧課は、令和六年能登半島地震による被害を受けた地域の特定災害復旧等海岸工事及び特定災害復旧等地すべり防止工事の実施に関する事務をつかさどる。

9 12 (略)

13 防災・災害対策技術専門官は、農用地及び農業用施設に関する防災対策及び災害復旧に関する技術の活用に関する支援に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

14 (略)

15 海岸復旧専門官は、令和六年能登半島地震による被害を受けた地域の特定災害復旧等海岸工事の実施に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

16 地すべり対策専門官は、令和六年能登半島地震による被害を受けた地域の特定災害復旧等地すべり防止工事の実施に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

(管理官及び人事企画調整官)

第二百九十六条 総務課に、管理官二人及び人事企画調整官一人を置く。

2 (略)

3 人事企画調整官は、北海道農政事務所の職員の人事に関する特定事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

(統計部に置く課等)

第三百十二条 統計部に、次の四課並びに総括統計官一人及び統計管理官五人を置く。

- 調整課
- 統計企画課
- 経営・構造統計課
- 生産流通消費統計課

第三百十九条 削除

6 庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画情報課は土地改良技術事務所の所掌事務（庶務課の所掌に属するものを除く。）に関する総合的な企画及び立案並びに連絡調整に関する事務、設計及び積算その他事業の実施についての電子計算化システムの管理及びその運用並びに電子計算機の利用に関する事務、設計及び積算その他事業の実施に関する資料の収集、整理及び分析並びにその結果の提供に関する事務並びに技術基準に関する研修の実施に関する事務を、建設・保全技術課は土地改良事業の実施に関する技術基準の作成及び当該基準に関する指導に関する事務並びに土地改良事業の実施に関する農業用施設機械及び電気通信設備に関する技術基準の作成に関する調査並びに当該基準に関する指導に関する事務、土地改良事業の実施に関する農業用施設機械及び電気通信設備に関する設計及び積算に関する事務、土地改良事業に用いる機械器具の管理に関する事務並びに基幹水利施設の管理のための技術基準の作成に関する調査及び当該施設の管理に関する技術上の指導に関する事務（保全技術課の所掌に属するものを除く。）を、保全技術課は土地改良事業によって造成された施設の管理に関する技術基準の作成及び当該基準に関する指導に関する事務をつかさどる。

7 (新設)

8 11 (略)

(新設)

12 (略)

(新設)

(新設)

(管理官)

第二百九十六条 総務課に、管理官二人を置く。

2 (略)

(新設)

(統計部に置く課等)

第三百十二条 統計部に、次の四課並びに総括統計官一人、地域統計調整官二人及び統計管理官五人を置く。

- 調整課
- 統計企画課
- 経営・構造統計課
- 生産流通消費統計課

(地域統計調整官の職務)

第三百十九条 地域統計調整官は、命を受けて、統計の地域的分析並びに地域における統計に関する事務についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

(統計指導官、統計分析官及び地域統計分析官)
第三百二十三条 統計企画課に、統計指導官一人、統計分析官二人及び地域統計分析官一人を置く。

2 統計指導官は、統計調査員その他の職員の養成に関する事項についての企画及び連絡調整並びに統計の作成に関する技術の指導に関する事務（経営統計指導官及び生産統計指導官の所掌に属するものを除く。）を行う。

3・4 (略)

(経営統計指導官)

第三百二十四条 経営・構造統計課に、経営統計指導官一人を置く。

2 経営統計指導官は、経営統計に関する統計調査員その他の職員の養成及び統計調査員の配置に関する事項についての企画及び連絡調整並びに経営統計の作成に関する技術の指導に関する事務を行う。

(生産統計指導官)

第三百二十五条 生産流通消費統計課に、生産統計指導官一人を置く。

2 生産統計指導官は、生産統計に関する統計調査員その他の職員の養成及び統計調査員の配置に関する事項についての企画及び連絡調整並びに生産統計の作成に関する技術の指導に関する事務を行う。

第三百二十六条 削除

(監査室並びに広報官、監査官及び管理官)

第三百八十六条 林政課に、監査室並びに広報官一人、監査官五人及び管理官六人を置く。

2・3 (略)

(削る。)

4・6 (略)

(総務企画部に置く課等)

第四百二十二条 総務企画部に、次の三課、地域業務対策官五人（九州森林管理局にあっては六人、東北森林管理局、関東森林管理局及び近畿中国森林管理局にあっては七人）及び専門官三人を置く。

総務課

企画調整課

経理課

2 (略)

(計画調整官、企画官、森林施業調整官、測定技術指導官、鑑定官、設計指導官、災害対策分析官、災害対策専門官及び流域保全治山対策専門官)

第四百五十三条 北海道森林管理局の計画保全全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官二人を、同部保全課に企画官一人及び鑑定官二人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、東北森林管理局の計画保全全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人、測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、関東森林管理局の計画保全全部計画課に計画調整官一人、

(統計指導官、統計分析官及び地域統計分析官)
第三百二十三条 統計企画課に、統計指導官二人、統計分析官二人及び地域統計分析官一人を置く。

2 統計指導官は、命を受けて、統計調査員その他の職員の養成に関する事項についての企画及び連絡調整並びに統計の作成に関する技術の指導に関する事務を行う。

3・4 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

第三百二十四条から第三百二十六条まで 削除

(監査室並びに業務改革推進専門官、広報官、監査官及び管理官)

第三百八十六条 林政課に、監査室並びに業務改革推進専門官一人、広報官一人、監査官五人及び管理官五人を置く。

2・3 (略)

4 業務改革推進専門官は、林野庁の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

5・7 (略)

(総務企画部に置く課等)

第四百二十二条 総務企画部に、次の三課、地域業務対策官五人（東北森林管理局及び九州森林管理局にあっては六人、関東森林管理局及び近畿中国森林管理局にあっては七人）及び専門官三人を置く。

総務課

企画調整課

経理課

2 (略)

(計画調整官、企画官、森林施業調整官、測定技術指導官、鑑定官、設計指導官、災害対策分析官、災害対策専門官及び流域保全治山対策専門官)

第四百五十三条 北海道森林管理局の計画保全全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官二人を、同部保全課に企画官一人及び鑑定官二人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、東北森林管理局の計画保全全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人、測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、関東森林管理局の計画保全全部計画

企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人、測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、中部森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人、測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、近畿中国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官一人、災害対策分析官一人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、四国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官一人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、九州森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人、測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置く。

2 11 (略)

(森林整備部に置く課等)

第四百六十九条 森林整備部に、次の三課及び森林技術・支援センター並びに企画官六人（東北森林管理局、関東森林管理局及び九州森林管理局にあつては七人）及び自然再生指導官二人（東北森林管理局にあつては三人、関東森林管理局にあつては四人）を置く。

森林整備課

資源活用課

技術普及課

2 3 (略)

(船舶管理室並びに情報管理専門官、管理官、危機管理・災害対応専門官、船舶管理官及び船舶管理官)

第五百三十一条 漁政課に、船舶管理室並びに情報管理専門官一人、管理官三人、危機管理・災害対応専門官一人、船舶管理官一人及び船員管理官一人を置く。

2 3 (略)

(削る。)

4 8 (略)

(資源管理推進室及び沿岸・遊漁室並びに資源管理指導官、漁業調整官、漁業復興推進官、操業指導調整官、漁場管理対策官、釣り専門官及び特定水産動植物対策官)

第五百三十七条 管理調整課に、資源管理推進室及び沿岸・遊漁室並びに資源管理指導官三人、漁業調整官四人、漁業復興推進官一人、操業指導調整官二人、漁場管理対策官一人、釣り専門官一人及び特定水産動植物対策官一人を置く。

2 7 (略)

(削る。)

課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人、測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、中部森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人、測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、近畿中国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官一人、災害対策分析官一人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、四国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官一人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、九州森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人、測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置く。

2 11 (略)

(森林整備部に置く課等)

第四百六十九条 森林整備部に、次の三課及び森林技術・支援センター並びに企画官六人（東北森林管理局にあつては八人、関東森林管理局及び九州森林管理局にあつては七人）及び自然再生指導官二人（東北森林管理局にあつては三人、関東森林管理局にあつては四人）を置く。

森林整備課

資源活用課

技術普及課

2 3 (略)

(船舶管理室並びに業務改革推進専門官、情報管理専門官、管理官、危機管理・災害対応専門官、船舶管理官及び船員管理官)

第五百三十一条 漁政課に、船舶管理室並びに業務改革推進専門官一人、情報管理専門官一人、管理官三人、危機管理・災害対応専門官一人、船舶管理官一人及び船員管理官一人を置く。

2 3 (略)

4 業務改革推進専門官は、水産庁の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

5 9 (略)

(資源管理推進室及び沿岸・遊漁室並びに資源管理指導官、漁業調整官、漁業復興推進官、操業指導調整官、国際漁業管理官、漁場管理対策官、釣り専門官及び特定水産動植物対策官)

第五百三十七条 管理調整課に、資源管理推進室及び沿岸・遊漁室並びに資源管理指導官三人、漁業調整官四人、首席漁業調整官一人、漁業復興推進官一人、操業指導調整官二人、国際漁業管理官一人、漁場管理対策官一人、釣り専門官一人及び特定水産動植物対策官一人を置く。

2 7 (略)

8 首席漁業調整官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務を総括する。

8・9 | (略)

10・12 | (略)

(捕鯨室、かつお・まぐろ漁業室及び海外漁業協力室並びに漁業交渉官、国際専門官、捕鯨調整官、かつお・まぐろ漁業企画官及び海外まぐろ・かじき情報調整官)

第五百三十八条 国際課に、捕鯨室、かつお・まぐろ漁業室及び海外漁業協力室並びに漁業交渉官二人、国際専門官四人、捕鯨調整官一人、かつお・まぐろ漁業企画官一人及び海外まぐろ・かじき情報調整官一人を置く。

2・9 | (略)

(削る。)

10・12 | (略)

(外国漁船対策室並びに漁業監督指導官、上席漁業監督指導官、外国漁船取締企画官及び安全操業調整官)

第五百三十九条 漁業取締課に、外国漁船対策室並びに漁業監督指導官三十三人、上席漁業監督指導官三人、外国漁船取締企画官二人及び安全操業調整官二人を置く。

2・5 | (略)

(削る。)

6・7 | (略)

(海洋技術室並びに研究管理官、水産研究専門官、漁業構造改革推進官、漁船国際専門官及び漁船検査官)

第五百四十条 研究指導課に、海洋技術室並びに研究管理官三人、水産研究専門官一人、漁業構造改革推進官一人、漁船国際専門官一人及び漁船検査官二人を置く。

2・8 | (略)

(内水面漁業振興室並びに栽培養殖専門官、養殖国際専門官、陸上養殖専門官及び内水面養殖企画官)

第五百四十二条 栽培養殖課に、内水面漁業振興室並びに栽培養殖専門官、養殖国際専門官、陸上養殖専門官及び内水面養殖企画官それぞれ一人を置く。

2・4 | (略)

(削る。)

5・6 | (略)

7 | 内水面養殖企画官は、内水面養殖に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

(海業振興室並びに計画官、海業調整官及び漁港水面施設運営権登録官)

第五百四十三条 計画・海業政策課に、海業振興室並びに計画官四人、海業調整官一人及び漁港水面施設運営権登録官一人を置く。

9・10 | (略)

11 | 国際漁業管理官は、我が国周辺の水域における外国漁船の操業による我が国漁業者への影響を踏まえた観点からの漁業の操業についての指導及び連絡調整に関する事務を行う。

12・14 | (略)

(捕鯨室、かつお・まぐろ漁業室及び海外漁業協力室並びに漁業交渉官、国際専門官、国際訟務官、捕鯨調整官、かつお・まぐろ漁業企画官及び海外まぐろ・かじき情報調整官)

第五百三十八条 国際課に、捕鯨室、かつお・まぐろ漁業室及び海外漁業協力室並びに漁業交渉官二人、国際専門官五人、国際訟務官一人、捕鯨調整官一人、かつお・まぐろ漁業企画官一人及び海外まぐろ・かじき情報調整官一人を置く。

2・9 | (略)

10 | 国際訟務官は、漁業に関する国際協定に係る訴訟に関する事務を行う。

11・13 | (略)

(外国漁船対策室並びに漁業監督指導官、上席漁業監督指導官、情報分析管理官、外国漁船取締企画官及び安全操業調整官)

第五百三十九条 漁業取締課に、外国漁船対策室並びに漁業監督指導官三十三人、上席漁業監督指導官三人、情報分析管理官一人、外国漁船取締企画官二人及び安全操業調整官二人を置く。

2・5 | (略)

6 | 情報分析管理官は、漁業の取締りに関する情報の収集及び分析並びに連絡調整に関する事務を行う。

7・8 | (略)

(海洋技術室並びに研究管理官、水産研究専門官、漁業構造改革推進官、漁船国際専門官及び漁船検査官)

第五百四十条 研究指導課に、海洋技術室並びに研究管理官四人、水産研究専門官一人、漁業構造改革推進官一人、漁船国際専門官一人及び漁船検査官二人を置く。

2・8 | (略)

(内水面漁業振興室並びに栽培養殖専門官、栽培養殖復旧専門官、養殖国際専門官及び陸上養殖専門官)

第五百四十二条 栽培養殖課に、内水面漁業振興室並びに栽培養殖専門官、栽培養殖復旧専門官、養殖国際専門官及び陸上養殖専門官それぞれ一人を置く。

2・4 | (略)

5 | 栽培養殖復旧専門官は、栽培漁業及び養殖業の用に供する施設に関する災害復旧事業及びこれらの漁業の経営の再建に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

6・7 | (略)

(新設)

(計画官、漁港防災・衛生管理専門官、海業調整官及び漁港水面施設運営権登録官)

第五百四十三条 計画・海業政策課に、計画官四人、漁港防災・衛生管理専門官一人、海業調整官一人及び漁港水面施設運営権登録官一人を置く。

2 海業振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 漁港の維持管理に関すること。

二 水産庁の所掌に係る海業（水産物の加工又は販売を行う事業、遊漁船業、漁業の体験の機会の提供を行う事業その他の漁村又はその地先の海面その他の地先水面において当該地先水面又は当該地先水面に存在する水産資源を活用して行う事業（漁業を除く。）をいう。第五項において同じ。）の振興に関する事務の総括に關すること。

三 計画・海業政策課の所掌に係る漁港施設等活用事業の振興に關すること。

四 海業振興室に、室長を置く。

（略）

5 海業調整官は、水産庁の所掌に係る海業の振興に關し調整を要する事項についての企画及び連絡調整に關する事務を行う。

6 （略）

（漁港漁場専門官、上席漁港漁場専門官、漁港漁場防災・減災技術専門官及び海外水産土木専門官）

第五百四十四条 事業課に、漁港漁場専門官十人、上席漁港漁場専門官一人、漁港漁場防災・減災技術専門官一人及び海外水産土木専門官一人を置く。

255 （略）

（水産施設災害対策室並びに防災技術専門官、災害査定官、総括災害査定官及び施設管理指導官）

第五百四十五条 防災漁村課に、水産施設災害対策室並びに防災技術専門官一人、災害査定官七人、総括災害査定官一人及び施設管理指導官一人を置く。

257 （略）

附 則

155 （略）

（設置期間の特例）

（削る。）

6 第七條第一項の原子力災害対策専門官、第二十条第一項のリスク管理専門官のうち一人、第三十一条第一項の生産専門官のうち一人、第三十七条第一項の生産専門官のうち一人、第五十四條第一項の福島復興旧復興対策・緊急災害対策調整官、東北農政局に置かれる第六十条第一項の企画官のうち一人、第九百九十九條第二項の福島復興旧復興対策官、第二百三十三條第四項の農村復興指導官、第二百三十八條第三項の放射性物質対策調整官、東北農政局に置かれる第二百三十一條第一項の災害対策室、第三百八十八條第一項の林業労働安全衛生指導官、同項の特用林産物安全推進指導官のうち一人、第三百九十三條第一項の海岸林復興旧指導官、第三百九十四條第一項の森林除染技術専門官、第三百九十六條第一項の森林環境評価調整官、第三百九十七條第一項の企画官のうち一人、同項の森林除染対策官、関東森林管理局に置かれる第四百五十三條第一項の災害対策専門官、第五百三十七條第一項の漁業復興推進官及び操業指導調整官、第

（新設）

（新設）

2 （略）

3 漁港防災・衛生管理専門官は、漁港の区域及び漁村の防災に關する漁港漁場整備事業の計画並びに漁獲物の処理、保存及び加工を衛生的に行うことができる施設の整備に關する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行う。

4 海業調整官は、水産庁の所掌に係る海業（水産物の加工又は販売を行う事業、遊漁船業、漁業の体験の機会の提供を行う事業その他の漁村又はその地先の海面その他の地先水面において当該地先水面又は当該地先水面に存在する水産資源を活用して行う事業（漁業を除く。）をいう。）の振興に關し調整を要する事項についての企画及び連絡調整に關する事務を行う。

5 （略）

（漁港漁場専門官、上席漁港漁場専門官、漁港漁場防災・減災技術専門官及び海外水産土木専門官）

第五百四十四条 事業課に、漁港漁場専門官八人、上席漁港漁場専門官一人、漁港漁場防災・減災技術専門官一人及び海外水産土木専門官一人を置く。

255 （略）

（水産施設災害対策室並びに防災技術専門官、災害査定官、総括災害査定官及び施設管理指導官）

第五百四十五条 防災漁村課に、水産施設災害対策室並びに防災技術専門官一人、災害査定官五人、総括災害査定官一人及び施設管理指導官一人を置く。

257 （略）

附 則

155 （略）

（設置期間の特例）

6 第三百九十七條第一項の災害対策分析官及び第四百五十三條第一項の災害対策分析官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

7 第七條第一項の原子力災害対策専門官、第二十条第一項のリスク管理専門官のうち一人、第三十一条第一項の生産専門官のうち一人、第三十七条第一項の生産専門官のうち一人、第五十四條第一項の福島復興旧復興対策調整官、第六十条第一項の企画官のうち一人、東北農政局に置かれる第六十条第一項の企画官のうち一人、第九百九十九條第二項の福島復興旧復興対策官、第二百三十三條第四項の農村復興指導官、第二百三十八條第三項の放射性物質対策調整官、東北農政局に置かれる第二百三十一條第一項の災害対策室、第三百八十八條第一項の林業労働安全衛生指導官、同項の特用林産物安全推進指導官のうち一人、第三百九十三條第一項の海岸林復興旧指導官、第三百九十四條第一項の森林除染技術専門官、第三百九十六條第一項の森林環境評価調整官、第三百九十七條第一項の企画官のうち一人、同項の森林除染対策官、東北森林管理局及び関東森林管理局に置かれる第四百五十三條第一項の災害対策専門官、第五百三十七條第一項

五百四十条第一項の水産研究専門官、第五百四十四条第一項の漁港漁場専門官のうち四人並びに第五百四十五条第一項の災害査定官のうち三人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

7| 第四十六条第一項の消費税対策官、第二百八十五条第五項の地すべり対策専門官及び第五百三十四条第八項の水産流通電子化推進専門官は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

8| 第二百二十一条第五項の能登半島復旧調整官、北陸農政局に置かれる第二百八十五条第二項の次長のうち一人、同条第五項の特定災害復旧課並びに海岸復旧専門官、第三百九十七条第一項の企画官のうち一人、九州森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官並びに中部森林管理局、四国森林管理局及び九州森林管理局に置かれる第四百八十五条第一項の森林整備課の企画官は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

9| 第五条第一項の企画官のうち六人、近畿中国森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官のうち一人、北海道森林管理局に置かれる第四百八十五条第一項の森林整備第一課の企画官並びに東北森林管理局、関東森林管理局及び近畿中国森林管理局に置かれる同項の森林整備課の企画官は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

10| 第五百四十四条第一項の漁港漁場専門官のうち二人及び第五百四十五条第一項の災害査定官のうち二人は、令和十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

11| 近畿中国森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官のうち一人は、令和十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第二十号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）第二条第二項の規定に基づき、農林水産省定員規則の一部を改正する省令

令和七年四月一日

農林水産省定員規則の一部を改正する省令

農林水産省定員規則（平成十三年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

農林水産大臣 江藤 拓

改 正 後

改 正 前

第一条（本省及び各外局別の定員）
農林水産省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

第一条（本省及び各外局別の定員）
農林水産省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区 分	定 員	備 考
本 省	一三、五一五人	
林 野 庁	四、六三五人	
水 産 庁	一、〇一四人	
合 計	一九、一六四人	

区 分	定 員	備 考
本 省	一三、八八四人	
林 野 庁	四、六七二人	
水 産 庁	一、〇二七人	
合 計	一九、五八三人	

附 則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の農林水産省定員規則第一条の規定は、令和七年四月一日から適用する。

○経済産業省令第三十二号
経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）第百三条第三項の規定に基づき、並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び経済産業省組織令を実施するため、経済産業省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和七年四月一日
経済産業省組織規則の一部を改正する省令
経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改正後			改正前		
目次			目次		
第一章 本省			第一章 本省		
第一節 内部部局			第一節 内部部局		
第一款 イノベーション・環境局（略）			第一款 イノベーション・環境局（略）		
第五款 イノベーション・環境局（第二十二條―第二十七條）			第五款 イノベーション・環境局（第二十二條―第二十六條）		
第六款 製造産業局（第二十八條―第三十一條）			第六款 製造産業局（第二十七條―第三十一條）		
第七款 （略）			第七款 （略）		
第二節・三節 （略）			第二節・三節 （略）		
第二章・第四章 （略）			第二章・第四章 （略）		
附則			附則		
第一章 本省			第一章 本省		
第一節 内部部局			第一節 内部部局		
第一款 大臣官房			第一款 大臣官房		
（公文書監理室及び広報室並びに政策企画官、企画官、国会事務連絡調整官、業務管理官、文書管理官及び情報化総括責任者補佐官）			（公文書監理室及び広報室並びに政策企画官、企画官、国会事務連絡調整官、業務管理官、海外広報官、文書管理官及び情報化総括責任者補佐官）		
第二条 総務課に、公文書監理室及び広報室並びに政策企画官十一人、企画官四十五人、国会事務連絡調整官一人、業務管理官四人、文書管理官一人及び情報化総括責任者補佐官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。			第二条 総務課に、公文書監理室及び広報室並びに政策企画官十一人、企画官四十五人、国会事務連絡調整官一人、業務管理官五人、海外広報官一人、文書管理官一人及び情報化総括責任者補佐官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。		
259 （略）			259 （略）		
1011 （略）			1011 海外広報官は、命を受けて、海外に対する広報に関する事務を処理する。		
1011 （略）			1112 （略）		
第五款 イノベーション・環境局			第五款 イノベーション・環境局		
（研究開発投資促進室）			（新設）		
第二十四条 研究開発課に、研究開発投資促進室を置く。			第二十四条 （略）		
2 研究開発投資促進室は、技術の開発に関する税制に関する調整に関する事務をつかさどる。			（地球環境対策室、環境経済室及び環境金融室並びに環境技術戦略企画官）		
3 研究開発投資促進室に、室長を置く。			第二十五条 環境政策課に、地球環境対策室、環境経済室及び環境金融室並びに環境技術戦略企画官一人を置く。		
第二十五条 （略）			257 （略）		
（地球環境対策室、環境経済室及び環境金融室）			8 環境技術戦略企画官は、命を受けて、経済産業省の所掌に係る地球環境保全に関する革新的な技術に関する研究及び開発並びに実用化に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務に参画する。		
257 （略）			第二十六条 （略）		
第二十七条 （略）					

第六款 製造産業局
第二十八条・第二十九条（略）
（削る）

第六款 製造産業局
第二十七条・第二十八条（略）
第二十九条 削除

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第三十三号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、経済産業省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

経済産業省定員規則の一部を改正する省令

経済産業省定員規則（平成十三年経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

（本省及び各外局別の定員）

第一条 経済産業省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区 分		定 員	備 考
本 省		四、五八四人	
資 源 エ ネ ル ギ ー 庁		四二九人	
特 許 庁		二、八〇〇人	
中 小 企 業 庁		二〇〇人	
合 計		八、〇一三人	

改 正 前

（本省及び各外局別の定員）

第一条 経済産業省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区 分		定 員	備 考
本 省		四、六五〇人	
資 源 エ ネ ル ギ ー 庁		四二九人	
特 許 庁		二、八〇〇人	
中 小 企 業 庁		二〇一人	
合 計		八、〇八〇人	

附 則

1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の経済産業省定員規則第一条及び附則第二項の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（定員の期間別の特例）

2 この省令による改正後の経済産業省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同条に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区 分		期 間	定 員
本 省		令和七年九月三十日までの間	四、六六一人
合 計		令和七年九月三十日までの間	八、〇九〇人

○国土交通省令第四十五号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、国土交通省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

国土交通省定員規則の一部を改正する省令

国土交通省定員規則（平成十三年国土交通省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

（本省及び各外局別の定員）

第一条 国土交通省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区 分		定 員	備 考
本 省		三九、七四二人	

改 正 前

（本省及び各外局別の定員）

第一条 国土交通省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区 分		定 員	備 考
本 省		三九、九八四人	

国土交通大臣 中野 洋昌

改正後		改正前	
(企画調整官、運輸安全調査官、安全防災対策官、災害対策推進官、運輸防災企画調整官及び交通緊急災害対策派遣官) 第十一条の二 大臣官房に、企画調整官二人、運輸安全調査官並びに安全防災対策官、災害対策推進官及び運輸防災企画調整官それぞれ一人並びに交通緊急災害対策派遣官五十五人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。 2・10 (略) 11 運輸防災企画調整官は、命を受けて、運輸安全監理官のつかさどる職務のうち緊急災害対策派遣隊の管理及び運営に関する事務を助ける。 12 (略) (経済安全保障政策室並びに政策企画官及び政策企画調整官) 第十七条 政策課に、経済安全保障政策室並びに政策企画官四人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内及び政策企画調整官一人を置く。 2 経済安全保障政策室は、国土交通省の所掌事務に係る安全保障の確保に関する経済施策に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関する事務をつかさどる。 3 経済安全保障政策室に、室長を置く。 4・5 (略)	改正後	(企画調整官、運輸安全調査官、安全防災対策官、災害対策推進官及び交通緊急災害対策派遣官) 第十一条の二 大臣官房に、企画調整官二人、運輸安全調査官並びに安全防災対策官及び災害対策推進官それぞれ一人並びに交通緊急災害対策派遣官五十五人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。 2・10 (略) 11 (新設) 11 (略) (政策企画官及び政策企画調整官) 第十七条 政策課に、政策企画官四人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内及び政策企画調整官一人を置く。 (新設) 2・3 (新設) 2・3 (略)	改正前

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省令第四十六号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

国土交通大臣 中野 洋昌

附則

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の国土交通省定員規則（次項において「新規則」という。）第一条の規定及び次項の規定は、令和七年四月一日から適用する。

(定員の期間別の特例)

2 新規則第一条の規定にかかわらず、国土交通省の本省の定員は、令和七年九月三十日までの間においては、三九、七四七人とする。

観 光 庁	二二五人	事務局の職員の定員とする。	気 象 庁	五、〇三五人	運輸安全委員会	一八一人	海上保安庁	一四、八八九人	合 計	六〇、〇七二人
観 光 庁	二二四人		気 象 庁	五、〇三〇人	運輸安全委員会	一八二人	海上保安庁	一四、七八八人	合 計	六〇、二〇八人

(交通バリアフリー政策室並びに障害者政策企画調整官及びジェンダー政策推進官)

第十八条 共生社会政策課に、交通バリアフリー政策室並びに障害者政策企画調整官及びジェンダー政策推進官それぞれ一人を置く。

2 5 4 (略)

5 ジェンダー政策推進官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する社会的及び文化的に形成された性別その他の事情を考慮した移動上及び公共施設その他の施設の利用上の利便性及び安全性の向上に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

(河川保全企画室及び流水企画室並びに河川環境保全企画調整官、水防企画官及び水防調整官)

第六十条 河川環境課に、河川保全企画室及び流水企画室並びに河川環境保全企画調整官、水防企画官及び水防調整官それぞれ一人を置く。

2 河川保全企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 河川区域内の土地の占用の許可その他の規制に関する事務のうち、技術的審査に関するものと(流水企画室の所掌に属するものを除く。)

三 (略)

3 (略)

4 流水企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 河川等の水質の改善に関する事業並びに河川等の流量の調節に関する政策の企画及び立案並びに調整に関すること。

2 5 6 (略)

5 流水企画室に、室長を置く。

(削る)

6 5 8 (削る)

(略)

(事業監理室並びに技術調整官及び流域治水企画官)

第六十一条 治水課に、事業監理室並びに技術調整官及び流域治水企画官それぞれ一人を置く。

(削る)

2 5 (削る)

(略)

(交通バリアフリー政策室及び障害者政策企画調整官)

第十八条 共生社会政策課に、交通バリアフリー政策室及び障害者政策企画調整官一人を置く。

2 5 4 (略)

(新設)

(河川保全企画室、流水管理室及び水防企画室並びに河川環境保全企画調整官、水防企画官及び水防調整官)

第六十条 河川環境課に、河川保全企画室、流水管理室及び水防企画室並びに河川環境保全企画調整官、水防企画官及び水防調整官それぞれ一人を置く。

2 河川保全企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 河川区域内の土地の占用の許可その他の規制に関する事務のうち、技術的審査に関するものと(流水管理室の所掌に属するものを除く。)

三 (略)

3 (略)

4 流水管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 河川等の水質の改善に関する事業に関すること。

2 5 6 (略)

5 流水管理室に、室長を置く。

6 5 流水企画室は、水防に関する事務(水政課及び下水道事業課並びに河川保全企画室、水防企画官及び水防調整官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

7 水防企画室に、室長を置く。

8 5 10 (略)

(流域減災推進室及び事業監理室並びに技術調整官及び流域治水企画官)

第六十一条 治水課に、流域減災推進室及び事業監理室並びに技術調整官及び流域治水企画官それぞれ一人を置く。

2 流域減災推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 河川の整備、利用、保全その他の管理に関する事務のうち、減災に関する企画及び立案、調整、指導並びに監督に関すること(他課及び事業監理室の所掌に属するものを除く。)

二 河川管理施設等(河川管理施設及び河川法第二十六条第一項の許可を受けて設置される工作物をいう。)の規格構造に関する事務のうち、減災に関すること(河川環境課の所掌に属するものを除く。)

三 地方公共団体等からの委託に基づき、第一号に掲げる事務に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

4 3 7 流域減災推進室に、室長を置く。

(略)

(水循環推進調整官)
第六十二条の三 水資源計画課に、水循環推進調整官一人を置く。
(削る)

2 (削る)
水循環推進調整官は、命を受けて、水資源計画課の所掌事務のうち、水循環に関する施策に係る特定事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。
(鉄道防災対策室並びに鉄道イノベーション推進官、新幹線鉄道整備技術調整官、地下施設安全企画調整官及び環境対策調整官それぞれ一人を置く。)

第八十五条 施設課に、鉄道防災対策室並びに鉄道イノベーション推進官、新幹線鉄道整備技術調整官、地下施設安全企画調整官及び環境対策調整官それぞれ一人を置く。

2 4 (略)
5 新幹線鉄道整備技術調整官は、命を受けて、新幹線鉄道の用に供する施設の整備に関する事務のうち技術に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

6 7 (略)
(危険物輸送対策室及び検査監督室並びに船舶検査測度官及び船級協会業務調整官)
第六十三条 検査測度課に、危険物輸送対策室及び検査監督室並びに船舶検査測度官六人及び船級協会業務調整官一人を置く。

2 危険物輸送対策室は、船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する事務(安全政策課並びに検査監督室及び船舶検査測度官の所掌に属するものを除く)をつかさどる。

3 (略)
4 検査監督室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 小型船舶検査機構その他の法人の行う船舶の安全の確保に関する検査及び検定並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する検査に関すること(安全政策課並びに船舶検査測度官及び船級協会業務調整官の所掌に属するものを除く)。

二 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第六条ノ二、第六条ノ三又は第六条ノ五第二項(これらの規定を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)第十九条の四十九第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による確認に関すること(安全政策課及び海洋・環境政策課の所掌に属するものを除く)。

三 第一号に掲げるもののほか、小型船舶検査機構の行う業務に関すること。
(削る)

5 検査監督室に、室長を置く。

6 船舶検査測度官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 次に掲げる事項の執行に関すること。

イ・ロ (略)

ハ 船舶のトン数の測度

ニ 四 (略)

(総合水資源管理戦略室及び水循環推進調整官)
第六十二条の三 水資源計画課に、総合水資源管理戦略室及び水循環推進調整官一人を置く。

2 総合水資源管理戦略室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 水資源の管理に関する総合的かつ基本的な計画の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 水資源部の所掌事務に係る国際協力に関すること。
三 総合水資源管理戦略室に、室長を置く。

4 水循環推進調整官は、命を受けて、水資源計画課の所掌事務のうち、水循環に関する施策に係る特定事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。
(鉄道防災対策室並びに鉄道イノベーション推進官、地下施設安全企画調整官及び環境対策調整官)

第八十五条 施設課に、鉄道防災対策室並びに鉄道イノベーション推進官、地下施設安全企画調整官及び環境対策調整官それぞれ一人を置く。

2 4 (略)
(新設)

5 6 (略)

(危険物輸送対策室及び検査監督・登録測度室並びに船舶検査官及び船級協会業務調整官)
第六十三条 検査測度課に、危険物輸送対策室及び検査監督・登録測度室並びに船舶検査官四人及び船級協会業務調整官一人を置く。

2 危険物輸送対策室は、船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する事務(安全政策課並びに検査監督・登録測度室及び船舶検査官の所掌に属するものを除く)をつかさどる。

3 (略)
4 検査監督・登録測度室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 小型船舶検査機構その他の法人の行う船舶の安全の確保に関する検査及び検定並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する検査に関すること(安全政策課並びに船舶検査官及び船級協会業務調整官の所掌に属するものを除く)。
(新設)

二 前号に掲げるもののほか、小型船舶検査機構の行う業務に関すること。
三 船舶のトン数の測度及び登録に関すること。

5 検査監督・登録測度室に、室長を置く。

6 船舶検査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 次に掲げる事項の執行に関すること。

イ・ロ (略)

ハ ホ (新設)

ニ 四 (略)

- 7 船舶検査測度官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席船舶検査測度官とする。
- 8 首席船舶検査測度官は、船舶検査測度官の所掌に属する事務を統括する。
- 9 第七項に規定するもののほか、船舶検査測度官のうちから国土交通大臣が指名する者一人を次席船舶検査測度官とする。
- 10 次席船舶検査測度官は、船舶検査測度官の所掌に属する事務の統括に関し、首席船舶検査測度官を補佐する。
- 11 船舶協会業務調整官は、船舶協会に関する事務（船舶検査測度官の所掌に属するものを除く。）の調整に関する事務をつかさどる。
- 第百十四条** 海洋・環境課に、海洋利用開発室、海洋・環境企画調整官一人及び海洋利用調査センターを置く。
- 2 (略)
- 一 (略)
- 二 レクリエーション港湾の整備、利用及び保全に関する計画に関すること（海岸・防災課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 レクリエーション港湾の整備及び保全に関する事業の事業計画に関すること（海岸・防災課の所掌に属するものを除く。）。
- 四・五 (略)
- 3 (略)
- 4 海洋・環境企画調整官は、命を受けて、海洋・環境課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
- 5 (削る)
- 5 7 (略)
- (大都市圏空港計画官、空港施設高度利用推進官、空港インフラ連携調整官及び空港脱炭素化推進官)
- 第百二十一条** 空港計画課に、大都市圏空港計画官、空港施設高度利用推進官、空港インフラ連携調整官及び空港脱炭素化推進官それぞれ一人を置く。
- 2 大都市圏空港計画官は、航空路線網の拠点となる大都市圏における空港（成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港及び大阪国際空港を除く。）の整備に関する基本的な計画及び施設の改善に関する調査に関する事務をつかさどる。
- 7 船舶検査官のうちから国土交通大臣が指名する者を統括船舶検査官とする。
- 8 統括船舶検査官は、船舶検査官の所掌に属する事務を統括する。
- (新設)
- (新設)
- 9 船舶協会業務調整官は、船舶協会に関する事務（船舶検査官の所掌に属するものを除く。）の調整に関する事務をつかさどる。
- (海洋利用開発室及び港湾環境政策室並びに海洋利用調査センター)
- 第百十四条** 海洋・環境課に、海洋利用開発室及び港湾環境政策室並びに海洋利用調査センターを置く。
- 2 (略)
- 一 (略)
- 二 レクリエーション港湾の整備、利用及び保全に関する計画に関すること（海岸・防災課及び港湾環境政策室の所掌に属するものを除く。）。
- 三 レクリエーション港湾の整備及び保全に関する事業の事業計画に関すること（海岸・防災課及び港湾環境政策室の所掌に属するものを除く。）。
- 四・五 (略)
- 3 (略)
- 4 港湾環境政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 港湾（特定離島港湾施設の存する港湾を除く。第四号において同じ。）の環境の整備及び保全並びに航路の環境の保全に関する計画（廃棄物処理施設及び排出ガス処理施設に関するものを含む。）に関する重要事項についての企画及び立案、推進並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること（海岸・防災課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 広域臨海環境整備センターの行う業務に関すること。
- 三 港湾等の工事に伴い発生する土砂、汚泥その他の不要物の有効な利用の確保に関する重要事項についての企画及び立案、推進並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。
- 四 港湾の環境の整備及び保全並びに航路の環境の保全に関する試験、研究及び技術の開発並びにこれらの助成並びに技術の指導及び成果の普及に関すること。
- 5 港湾環境政策室に、室長を置く。
- 6 8 (略)
- (大都市圏空港調査室並びに空港施設高度利用推進官、空港インフラ連携調整官及び空港脱炭素化推進官)
- 第百二十一条** 空港計画課に、大都市圏空港調査室並びに空港施設高度利用推進官、空港インフラ連携調整官及び空港脱炭素化推進官それぞれ一人を置く。
- 2 大都市圏空港調査室は、航空路線網の拠点となる大都市圏における空港（成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港及び大阪国際空港を除く。）の整備に関する基本的な調査及び計画に関する事務（空港インフラ連携調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3 〓 空港施設高度利用推進官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち重要事項に係るものに関する事務をつかさどる。 一 空港等（成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港及び大阪国際空港を除く。次項において同じ。）の施設の改良に関する事務のうち、高度利用の推進に関する基本的な計画に関すること。 二 空港等の施設の改善に関する調査及び研究に関すること（大都市圏空港計画官の所掌に属するものを除く。）。 4・5 〓 （略） （航空情報・飛行検査高度化企画室、運用調整官及び航空情報企画調整官並びに航空情報センタ―及び飛行検査センタ―） 第百三十条 （略） 2 〓 15 （略） 16 飛行検査センタ―に、所長、飛行検査官三千七人以内及び飛行検査安全運航管理官一人を置く。 17 〓 22 （略） （企画専門官） 第百四十条 国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官二百二十七人以内を置く。 2 （略）	3 〓 大都市圏空港調査室に、室長を置く。 4 〓 空港施設高度利用推進官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち重要事項に係るものに関する事務をつかさどる。 一 空港等（成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港及び大阪国際空港を除く。次項において同じ。）の施設の改良に関する事務のうち、高度利用の推進に関する基本的な計画に関すること（空港インフラ連携調整官の所掌に属するものを除く。）。 二 空港等の施設の改善に関する調査及び研究に関すること（大都市圏空港調査室及び空港脱炭素化推進官の所掌に属するものを除く。）。 5・6 〓 （略） （航空情報・飛行検査高度化企画室、運用調整官及び航空情報企画調整官並びに航空情報センタ―及び飛行検査センタ―） 第百三十条 （略） 2 〓 15 （略） 16 飛行検査センタ―に、所長、飛行検査官三千八人以内及び飛行検査安全運航管理官一人を置く。 17 〓 22 （略） （企画専門官） 第百四十条 国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官二百二十三人以内を置く。 2 （略）				
附 則 この省令は、公布の日から施行する。 ○国土交通省令第四十七号 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第百九十四条第二項の規定に基づき、国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令 令和七年四月一日 国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令 国土技術政策総合研究所組織規則（平成十三年国土交通省令第七十九号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。 <table><tr><th>改正 後</th><th>改正 前</th></tr><tr><td> 第三十四条 上下水道研究部に、上下水道研究官一人を置く。 2 上下水道研究官は、水道技術及び下水道技術の高度化に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務（浄水処理・水道防災システム研究官の所掌に属するものを除く。）を整理する。 （浄水処理・水道防災システム研究官） 第三十四条の二 上下水道研究部に、浄水処理・水道防災システム研究官一人を置く。 2 浄水処理・水道防災システム研究官は、浄水処理の高度化並びに水道の災害対策の総合化及び高度化に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。 </td><td> 第三十四条 （上下水道研究官） 第三十四条 上下水道研究部に、上下水道研究官一人を置く。 2 上下水道研究官は、水道技術及び下水道技術の高度化に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。 （新設） </td></tr></table>	改正 後	改正 前	第三十四条 上下水道研究部に、上下水道研究官一人を置く。 2 上下水道研究官は、水道技術及び下水道技術の高度化に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務（浄水処理・水道防災システム研究官の所掌に属するものを除く。）を整理する。 （浄水処理・水道防災システム研究官） 第三十四条の二 上下水道研究部に、浄水処理・水道防災システム研究官一人を置く。 2 浄水処理・水道防災システム研究官は、浄水処理の高度化並びに水道の災害対策の総合化及び高度化に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。	第三十四条 （上下水道研究官） 第三十四条 上下水道研究部に、上下水道研究官一人を置く。 2 上下水道研究官は、水道技術及び下水道技術の高度化に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。 （新設）	
改正 後	改正 前				
第三十四条 上下水道研究部に、上下水道研究官一人を置く。 2 上下水道研究官は、水道技術及び下水道技術の高度化に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務（浄水処理・水道防災システム研究官の所掌に属するものを除く。）を整理する。 （浄水処理・水道防災システム研究官） 第三十四条の二 上下水道研究部に、浄水処理・水道防災システム研究官一人を置く。 2 浄水処理・水道防災システム研究官は、浄水処理の高度化並びに水道の災害対策の総合化及び高度化に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。	第三十四条 （上下水道研究官） 第三十四条 上下水道研究部に、上下水道研究官一人を置く。 2 上下水道研究官は、水道技術及び下水道技術の高度化に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。 （新設）				

(下水道エネルギー・機能復旧研究官) 第三十四条の三 (略) 2 (略) (上下水道研究部に置く室) 第三十五条 上下水道研究部に、次の五室を置く。 水道研究室 浄水処理研究室 下水処理研究室 下水処理研究室 能登上下水道復興支援室 (水道研究室の所掌事務) 第三十五条の二 水道研究室は、水道に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務(浄水処理研究室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。 (浄水処理研究室の所掌事務) 第三十五条の三 浄水処理研究室は、浄水処理及び給水装置に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。	
附 則 この省令は、公布の日から施行する。 ○国土交通省令第四十八号 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号) 第三十二条第二項及び国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号) 第二百八条第六項の規定に基づき、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。 令和七年四月一日 地方整備局組織規則の一部を改正する省令 地方整備局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十一号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。	
(地域河川調整官) 第四十五条 (略) 2 地域河川調整官は、河川事業等の指導、監督及び助成に関する事務(東北地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局及び九州地方整備局にあつては、河川保全管理官が整理するものを除き、関東地方整備局及び中部地方整備局にあつては、総合土砂管理官及び河川保全管理官が整理するものを除き、北陸地方整備局にあつては、総合土砂管理官が整理するものを除く。)並びに地方公共団体が作成する河川整備基本方針及び河川整備計画に関する事務を整理する。 (総合土砂管理官) 第四十五条の二 関東地方整備局、北陸地方整備局及び中部地方整備局の河川部に、総合土砂管理官一人を置く。	(地域河川調整官) 第四十五条 (略) 2 地域河川調整官は、河川事業等の指導、監督及び助成に関する事務(東北地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局及び九州地方整備局にあつては、河川保全管理官が整理するものを除き、関東地方整備局及び中部地方整備局にあつては、総合土砂管理官及び河川保全管理官が整理するものを除く。)並びに地方公共団体が作成する河川整備基本方針及び河川整備計画に関する事務を整理する。 (総合土砂管理官) 第四十五条の二 関東地方整備局及び中部地方整備局の河川部に、総合土砂管理官一人を置く。

改 正 後

改 正 前

国土交通大臣 中野 洋昌

(道路防災調整官)	
第五十四条の三	道路部（四国地方整備局を除く。）に、道路防災調整官一人を置く。
2	道路防災調整官は、直轄国道等の防災に関する事務並びに地域道路の防災に係る調整、指導及び監督に関する事務を整理する。
第五十四条の四	(略)
(道路構造保全官)	
第五十四条の五	道路部に、各地方整備局を通じて道路構造保全官六十一人（うち四十六人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。ただし、一の地方整備局に置かれる道路構造保全官は十七人以内とする。
2	(略)
(補償管理官)	
第五十五条の十四	関東地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局の港湾空港部に、補償管理官一人を置く。
2	(略)
(建設専門官)	
第三百三十六条	地方整備局を通じて建設専門官千百七人以内を置く。
2	(略)
(先任建設管理官)	
第三百三十六条の三	地方整備局を通じて先任建設管理官九十五人以内を置く。
2	(略)
(用地官)	
第三百三十九条	地方整備局を通じて用地官十五人以内を置く。
2	(略)
(用地対策官)	
第四百三十三条	河川国道事務所等を通じて用地対策官七十六人以内を置く。
2	(略)
(事業対策官)	
第四百四十五条	河川国道事務所等を通じて事業対策官百二十二人以内を置く。
2	(略)
(総括保全対策官)	
第四百四十五条の四	河川国道事務所等を通じて総括保全対策官四十一人以内を置く。
2	(略)
(保全対策官)	
第四百四十六条	河川国道事務所等を通じて保全対策官百七十三人以内を置く。
2	(略)
(占用調整管理官)	
第四百四十六条の二	河川国道事務所等を通じて占用調整管理官六十二人以内を置く。
2	(略)
(契約調整官)	
第四百四十八条の四	港湾事務所等を通じて契約調整官六人以内を置く。
2	(略)
(新設)	
第五十四条の三	(略)
(道路構造保全官)	
第五十四条の四	道路部に、各地方整備局を通じて道路構造保全官六十二人（うち四十六人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。ただし、一の地方整備局に置かれる道路構造保全官は十七人以内とする。
2	(略)
(補償管理官)	
第五十五条の十四	関東地方整備局及び近畿地方整備局の港湾空港部に、補償管理官一人を置く。
2	(略)
(建設専門官)	
第三百三十六条	地方整備局を通じて建設専門官千六十六人以内を置く。
2	(略)
(先任建設管理官)	
第三百三十六条の三	地方整備局を通じて先任建設管理官九十四人以内を置く。
2	(略)
(用地官)	
第三百三十九条	地方整備局を通じて用地官二十三人以内を置く。
2	(略)
(用地対策官)	
第四百三十三条	河川国道事務所等を通じて用地対策官七十五人以内を置く。
2	(略)
(事業対策官)	
第四百四十五条	河川国道事務所等を通じて事業対策官百二十一人以内を置く。
2	(略)
(総括保全対策官)	
第四百四十五条の四	河川国道事務所等を通じて総括保全対策官四十五人以内を置く。
2	(略)
(保全対策官)	
第四百四十六条	河川国道事務所等を通じて保全対策官百七十二人以内を置く。
2	(略)
(占用調整管理官)	
第四百四十六条の二	河川国道事務所等を通じて占用調整管理官五十九人以内を置く。
2	(略)
(契約調整官)	
第四百四十八条の四	港湾事務所等を通じて契約調整官四人以内を置く。
2	(略)

(補償調整官)		第百四十八条の五		港湾事務所等を通じて補償調整官四十三人以内を置く。							
(略)		2		(沿岸防災対策官)							
第百四十八条の六		2		(略)							
附 則		第百四十八条の六		港湾事務所等を通じて沿岸防災対策官三十八人以内を置く。							
(建設専門官の設置期間の特例)		第十六条		(略)							
2・3		4		第百三十六条の建設専門官（前三項に規定するものを除く。）のうち十一人は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。							
5		別表第六		(第十一、条、第百三十条及び第百四十条関係)							
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備	局 方整備
局 方整備											

近畿地 方整備 局				九州地 方整備 局			
福井河川国道事務所		福井市		熊本河川国道事務所		熊本市	
(略)		(略)		(略)		(略)	
一般国道八号、 二十七号、百五 十八号及び百六 十一号		改築及び修繕工事、維持その他 の管理（近畿道路メンテナン スセンターの所掌に属するものを 除く。）		九州横断自動車 道延岡線		新設、改築及び修繕工事、維持 その他の管理（九州道路メンテ ナンスセンターの所掌に属する ものを除く。）	
一般国道三百六 十五号		改築工事		上天草市道坊主 島下桶川線（樋 島大橋）		修繕工事（九州道路メンテナ ンスセンターの所掌に属するもの を除く。）	
(略)		(略)		(略)		(略)	

近畿地 方整備 局				九州地 方整備 局			
福井河川国道事務所		福井市		熊本河川国道事務所		熊本市	
(略)		(略)		(略)		(略)	
一般国道八号、 二十七号、百五 十八号及び百六 十一号		改築及び修繕工事、維持その他 の管理（近畿道路メンテナン スセンターの所掌に属するものを 除く。）		九州横断自動車 道延岡線		新設、改築及び修繕工事、維持 その他の管理（九州道路メンテ ナンスセンターの所掌に属する ものを除く。）	
(略)		(略)		(略)		(略)	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十九号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十四条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十条第四項の規定に基づき、北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（道路防災対策官、道路防災調整官、道路交通管理官及び道路保全対策官）

第六十条 道路維持課に、道路防災対策官、道路防災調整官、道路交通管理官及び道路保全対策官それぞれ一人を置く。

改正前

（道路防災対策官、道路交通管理官及び道路保全対策官）

第六十条 道路維持課に、道路防災対策官、道路防災調整官、道路交通管理官及び道路保全対策官それぞれ一人を置く。

国土交通大臣 中野 洋昌

2 道路防災対策官は、第五十二条第一号に掲げる事務で道路防災対策に関するもの（道路防災調整官の所掌に属するものを除く。）及び同条第二号から第四号までに掲げる事務をつかさどる。

3 道路防災調整官は、第五十二条第一号に掲げる事務で道路防災対策に関するもの（道路の啓開に関するものに限る。）をつかさどる。

4・5 (略)

(建設監督官)

第八十九条 北海道開発局（営繕部を除く。）に、建設監督官七十七人以内を置く。

2 (略)

(用地官)

第九十条 北海道開発局に、用地官四人を置く。

2 (略)

(開発専門官)

第九十一条 北海道開発局に、開発専門官五十七人以内を置く。

2 (略)

第九十八条 (略)

2 前項の課並びに広報官及び道路防災推進官のほか、次の表の上欄に掲げる開発建設部に、下欄に掲げる課を、札幌開発建設部に、技術検査官四人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部及び網走開発建設部に、それぞれ技術検査官二人を、留萌開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ技術検査官一人を、札幌開発建設部に、工物品質管理官二人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部、網走開発建設部、留萌開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ工物品質管理官一人を、札幌開発建設部、小樽開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部及び網走開発建設部に、それぞれ特定用地対策官一人を、札幌開発建設部に、特定公物管理対策官二人を、札幌開発建設部、旭川開発建設部及び帯広開発建設部に、それぞれ流域治水対策官一人を、札幌開発建設部に、特定治水事業対策官二人を、旭川開発建設部、室蘭開発建設部及び帯広開発建設部に、それぞれ特定治水事業対策官一人を、札幌開発建設部に、ダム事業対策官一人、河川管理推進官一人及び特定道路事業対策官二人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部、網走開発建設部及び留萌開発建設部に、それぞれ特定道路事業対策官一人を、札幌開発建設部に、空港対策官一人を、釧路開発建設部に、農業環境保全対策官一人を置く。

札幌開発建設部	職員課、経理企画課、経理業務課、契約企画課、契約業務課、技術企画課、技術審査課、用地企画課、用地業務第一課、用地業務第二課、公物管理企画課、公物管理業務第一課、公物管理業務第二課、電気通信技術課、河川計画課、河川整備保全課、都市圏道路計画課、道路整備保全課、農業計画課、農業整備課
(略)	(略)

2 道路防災対策官は、第五十二条第一号に掲げる事務で道路防災対策に関するもの及び同条第二号から第四号までに掲げる事務をつかさどる。

(新設)

3・4 (略)

(建設監督官)

第八十九条 北海道開発局（営繕部を除く。）に、建設監督官七十九人以内を置く。

2 (略)

(用地官)

第九十条 北海道開発局に、用地官三人を置く。

2 (略)

(開発専門官)

第九十一条 北海道開発局に、開発専門官五十六人以内を置く。

2 (略)

第九十八条 (略)

2 前項の課並びに広報官及び道路防災推進官のほか、次の表の上欄に掲げる開発建設部に、下欄に掲げる課を、札幌開発建設部に、技術検査官四人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部及び網走開発建設部に、それぞれ技術検査官二人を、留萌開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ技術検査官一人を、札幌開発建設部に、工物品質管理官二人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部、網走開発建設部、留萌開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ工物品質管理官一人を、札幌開発建設部、小樽開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部及び網走開発建設部に、それぞれ特定用地対策官一人を、札幌開発建設部に、特定公物管理対策官二人を、札幌開発建設部、旭川開発建設部及び帯広開発建設部に、それぞれ流域治水対策官一人を、札幌開発建設部に、特定治水事業対策官二人を、旭川開発建設部、室蘭開発建設部及び帯広開発建設部に、それぞれ特定治水事業対策官一人を、札幌開発建設部に、ダム事業対策官一人、河川管理推進官一人及び特定道路事業対策官二人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部、網走開発建設部及び留萌開発建設部に、それぞれ特定道路事業対策官一人を、札幌開発建設部に、空港対策官一人を、釧路開発建設部に、農業環境保全対策官一人を置く。

札幌開発建設部	職員課、経理企画課、経理業務課、契約企画課、契約業務課、技術企画課、技術審査課、用地企画課、用地業務第一課、用地業務第二課、公物管理企画課、公物管理業務第一課、公物管理業務第二課、電気通信技術課、河川計画課、河川整備保全課、都市圏道路計画課、道路整備保全課、農業計画課、農業整備課
(略)	(略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十号
国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十六条第三項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十三条第六項の規定に基づき、地方運輸局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和七年四月一日
国土交通大臣 中野 洋昌

地方運輸局組織規則の一部を改正する省令

地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

（運輸防災調整官）

第十二条の二 北海道運輸局、東北運輸局、北陸信越運輸局、中部運輸局、中国運輸局及び四国運輸局の総務部にそれぞれ運輸防災調整官一人を置く。

2 運輸防災調整官は、命を受けて、総務部の所掌事務のうち、緊急災害対策派遣隊の管理及び運営に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。
（地方鉄道再構築推進調整官）

第十三条の二 地方運輸局鉄道部に、地方鉄道再構築推進調整官一人を置く。

2 （略）

（自動車技術安全部に置く課等）

第五十四条 自動車技術安全部に、次に掲げる課を置く。

管理課

整備・保安課（関東運輸局、中部運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局を除く。）

整備課（関東運輸局、中部運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局に限る。）

保安・環境課（関東運輸局、中部運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局に限る。）

技術課

2 前項に掲げる課のほか、北海道運輸局、東北運輸局、北陸信越運輸局、中国運輸局及び四国運輸局の自動車技術安全部に、それぞれ保安・環境調整官一人を置く。

（整備・保安課の所掌事務）

第五十六条 （略）

（削る）

（整備課の所掌事務）

第五十七条 整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

二 前条第六号及び第七号に掲げる事務
（保安・環境課の所掌事務）

第五十八条 保安・環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第五十六条第一号に掲げる事務

二・三 （略）

四 第五十六条第四号に掲げる事務（整備課の所掌に属するものを除く。）

五 第五十六条第五号、第八号及び第九号に掲げる事務

（新設）

第十三条の二 北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、北陸信越運輸局、近畿運輸局、中国運輸局及び九州運輸局の鉄道部にそれぞれ地方鉄道再構築推進調整官一人を置く。

2 （略）

（自動車技術安全部に置く課等）

第五十四条 自動車技術安全部に、次に掲げる課を置く。

管理課（四国運輸局を除く。）

整備・保安課（関東運輸局、中部運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局を除く。）

整備課（関東運輸局、中部運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局に限る。）

保安・環境課（関東運輸局、中部運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局に限る。）

技術課

2 前項に掲げる課のほか、四国運輸局自動車技術安全部に管理業務調整官一人を、北海道運輸局、東北運輸局、北陸信越運輸局、中国運輸局及び四国運輸局の自動車技術安全部に、それぞれ保安・環境調整官一人を置く。
（整備・保安課の所掌事務）

第五十六条 （略）

2 四国運輸局の整備・保安課は、前項に規定する事務のほか、第五十五条各号に掲げる事務（管理業務調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
（整備課の所掌事務）

第五十七条 整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

二 前条第一項第六号及び第七号に掲げる事務
（保安・環境課の所掌事務）

第五十八条 保安・環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第五十六条第一号に掲げる事務

二・三 （略）

四 第五十六条第一項第四号に掲げる事務（整備課の所掌に属するものを除く。）

五 第五十六条第一項第五号、第八号及び第九号に掲げる事務

第六十条 削除 (保安・環境調整官の所掌事務) 第六十一条 保安・環境調整官は、命を受けて、第五十六条第一号、第二号、第四号、第五号、第八号及び第九号並びに第五十八条第三号に掲げる事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。 (海事技術専門官の職務) 第八十条 (略) 2・3 (略) 4 第二項に規定するもののほか、海事技術専門官のうちから国土交通大臣が指名する者一人を次席海事技術専門官とする。 5 (略) (運輸防災調整官) 第九十三条の三 総務企画部に、運輸防災調整官一人を置く。 2 運輸防災調整官は、命を受けて、総務企画部の所掌事務のうち、緊急災害対策派遣隊の管理及び運営に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。	(管理業務調整官の所掌事務) 第六十条 管理業務調整官は、命を受けて、第五十五条第二号から第四号までに掲げる事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。 (保安・環境調整官の所掌事務) 第六十一条 保安・環境調整官は、命を受けて、第五十六条第一号、第二号、第四号、第五号、第八号及び第九号並びに第五十八条第三号に掲げる事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。 (海事技術専門官の職務) 第八十条 (略) 2・3 (略) 4 第二項に規定するもののほか、海事技術専門官のうちから国土交通大臣が指名する者一人(関東運輸局にあつては、二人)を次席海事技術専門官とする。 5 (略) (新設)
附 則 この省令は、公布の日から施行する。 ○国土交通省令第五十一号 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)第三十九条第二項及び国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第二百十八条第四項の規定に基づき、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。 令和七年四月一日 地方航空局組織規則の一部を改正する省令 地方航空局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十五号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものとして移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。	改正前 (空港連携調整官) 第一条の三 東京航空局に空港連携調整官三人を、大阪航空局に空港連携調整官四人を置く。 2・4 (略) (管制保安部の所掌事務) 第四十四条 (略) 2・7 (略) 8 東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項まで及び第六項に規定するもののほか、鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第六項までに規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。 一 航空機の運航の監督に関すること(航空法第九十七条第一項の規定による承認及び当該承認を与えた航空機の到着の通知に関するものを除く。)
改正後 (空港連携調整官) 第一条の三 東京航空局に空港連携調整官三人を、大阪航空局に空港連携調整官五人を置く。 2・4 (略) (管制保安部の所掌事務) 第四十四条 (略) 2・7 (略)	

- 8 新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項及び第三項から第七項までに規定するもののほか、大阪空港事務所の管制保安部は、第一項から第五項までに規定するもののほか、福岡空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、電話による飛行場航空情報（電話による航空情報であつて飛行場管制業務、ターミナル・レーダー管制業務又は着陸誘導管制業務に関連して提供するものをいう。以下同じ。）及び電話による航空路航空情報を除く。）に関する事務（空港出張所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- 9 東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項まで及び第六項に規定するもののほか、鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第六項までに規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一・二 （略）
- 10 東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項まで、第六項及び前項に規定するもののほか、那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第六項まで及び前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 航空機の運航の監督に関すること（航空法第九十七条第一項の規定による承認及び当該承認を与えた航空機の到着の通知に関することを除く。）。
- 二 航空機の航行の方法に関すること。
- 三 遭難航空機の捜索及び救助に関すること（空港等及びその周辺における救助の実施を除く。）。
- 四 航空情報（電話による航空路航空情報を除く。）に関すること（空港出張所の所掌に属するものを除く。）。
- 五 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第二号に規定する調査に対する援助に関すること。
- 六 電話による航空路航空情報に関すること（航空交通管制部長が空港事務所に委任した場合に限る。）。
- 11 成田空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで、第五項及び第七項に規定するもののほか、東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項まで、第六項、第九項及び前項に規定するもののほか、国際航空通信施設の工事及び保守に関する事務をつかさどる。
- 12 那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第六項まで、第九項及び第十項に規定するもののほか、着陸誘導管制業務に関する事務をつかさどる。
- 13 大阪空港事務所の管制保安部は、第一項から第五項まで及び第八項に規定するもののほか、次条第一号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

- 二 航空機の航行の方法に関すること。
- 三 遭難航空機の捜索及び救助に関すること（空港等及びその周辺における救助の実施を除く。）。
- 四 航空情報（電話による航空路航空情報を除く。）に関すること（空港出張所の所掌に属するものを除く。）。
- 五 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第二号に規定する調査に対する援助に関すること。
- 六 電話による航空路航空情報に関すること（航空交通管制部長が空港事務所に委任した場合に限る。）。
- 9 新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項及び第三項から第七項までに規定するもののほか、大阪空港事務所の管制保安部は、第一項から第五項までに規定するもののほか、福岡空港事務所の管制保安部は、第一項から第七項までに規定するもののほか、電話による航空情報（電話による飛行場航空情報（電話による航空情報であつて飛行場管制業務、ターミナル・レーダー管制業務又は着陸誘導管制業務に関連して提供するものをいう。以下同じ。）及び電話による航空路航空情報を除く。）に関する事務（空港出張所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- 10 東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項まで、第六項及び第八項に規定するもののほか、鹿児島空港事務所の管制保安部は、第一項から第八項までに規定するもののほか、那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第六項まで及び第八項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一・二 （略）
- （新設）
- 11 成田空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで、第五項及び第七項に規定するもののほか、東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項まで、第六項、第八項及び第十項に規定するもののほか、国際航空通信施設の工事及び保守に関する事務をつかさどる。
- 12 那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第六項まで、第八項及び第十項に規定するもののほか、着陸誘導管制業務に関する事務をつかさどる。
- 13 大阪空港事務所の管制保安部は、第一項から第五項まで及び第九項に規定するもののほか、次条第一号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

(総務部に置く課等)
第四十六条 総務部に、次に掲げる課を置く。

総務課

会計課 (仙台空港事務所及び成田空港事務所を除く。)

運用調整課 (新千歳空港事務所、福岡空港事務所及び那覇空港事務所に限る。)

空港振興課 (東京空港事務所及び那覇空港事務所に限る。)

地域調整課 (成田空港事務所に限る。)

環境・地域振興課 (東京空港事務所及び福岡空港事務所に限る。)

航空保安防災課 (鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所に限る。)

(総務課の所掌事務)

第四十七条 (略)

2 (略)

3 仙台空港事務所及び成田空港事務所の総務課は、前二項に規定するもののほか、次条各号に掲げる事務をつかさどる。

(空港安全部に置く課等)

第五十四条 空港安全部に、次に掲げる課を置く。

運用調整課

交通管理・空港情報課

空港保安防災課

空港危機管理課

2 前項に掲げる課のほか、空港安全部に空港安全調整官一人を置く。

(交通管理・空港情報課の所掌事務)

第五十五条の二 交通管理・空港情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 空港等内の公共用通路における自動車の交通の管理に関すること。

二 空港等内の秩序の維持に必要な情報の収集及び提供に関すること。

(空港保安防災課の所掌事務)

第五十五条の三 空港保安防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 空港等内の秩序の維持に関すること (交通管理・空港情報課の所掌に属するものを除く。)

二 空港等及びその周辺における航空機に関する事故その他空港等における事故及び空港等における災害に関すること (管制保安部並びに空港危機管理課の所掌に属するものを除く。)

(空港安全調整官の職務)

第五十五条の五 空港安全調整官は、命を受けて、空港安全部の所掌事務に関する重要事項についての調整に関する事務をつかさどる。

(航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空管制官、航空管制技術官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官)

第五十六条 (略)

2 (略)

(削る)

(総務部に置く課等)
第四十六条 総務部に、次に掲げる課を置く。

総務課

会計課 (成田空港事務所を除く。)

運用調整課 (新千歳空港事務所、福岡空港事務所及び那覇空港事務所に限る。)

空港振興課 (東京空港事務所及び那覇空港事務所に限る。)

地域調整課 (成田空港事務所に限る。)

環境・地域振興課 (東京空港事務所及び福岡空港事務所に限る。)

航空保安防災課 (鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所に限る。)

(総務課の所掌事務)

第四十七条 (略)

2 (略)

3 成田空港事務所の総務課は、前二項に規定するもののほか、次条各号に掲げる事務をつかさどる。

(空港安全部に置く課)

第五十四条 空港安全部に、次に掲げる課を置く。

運用調整課

自動車交通管理課

空港保安防災課

空港危機管理課

(新設)
(自動車交通管理課の所掌事務)

第五十五条の二 自動車交通管理課は、空港等内の公共用通路における自動車の交通の管理に関する事務をつかさどる。

(空港保安防災課の所掌事務)

第五十五条の三 空港保安防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 空港等内の秩序の維持に関すること (自動車交通管理課の所掌に属するものを除く。)

二 空港等及びその周辺における航空機に関する事故その他空港等における事故及び空港等における災害に関すること (管制保安部並びに空港危機管理課及び自動車交通管理課の所掌に属するものを除く。)

(新設)

(航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空管制官、航空管制技術官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官)

第五十六条 (略)

2 (略)

3 東京空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一 航空機の運航の監督に関すること (航空管制官の所掌に属するものを除く。)

二 航空機の航行の方法に関すること。

3| 新千歳空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

1・2 (略)

4| 東京空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項に規定するもののほか、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

1・2 (略)

5| 東京空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び前項に規定するもののほか、那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前三項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一 航空機の運航の監督に関すること（航空管制官の所掌に属するものを除く。）。

二 航空機の航行の方法に関すること。

三 遭難航空機の搜索及び救助に関すること（空港等及びその周辺における救助の実施を除く。）。

四 航空情報（電話による航空情報を除く。）に関すること。

五 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第二号に規定する調査に対する援助に関すること。

六 電話による飛行場航空情報に関すること。

七 電話による航空路航空情報に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

6～30 (略)

(所掌事務)

第八十一条 (略)

2 (略)

3 旭川空港出張所、帯広空港出張所、女満別空港出張所、青森空港出張所、富山空港出張所、神戸空港出張所、岡山空港出張所、佐賀空港出張所及び石垣空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項に規定するもののほか、次に掲げる事務を分掌する。

一～四 (略)

4 旭川空港出張所、帯広空港出張所、女満別空港出張所、青森空港出張所、岡山空港出張所、佐賀空港出張所及び石垣空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項及び前項に規定するもののほか、レーダーに関する工事及び保守に関する事務を分掌する。

5 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

三 遭難航空機の搜索及び救助に関すること（空港等及びその周辺における救助の実施を除く。）。

四 航空情報（電話による航空情報を除く。）に関すること。

五 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第二号に規定する調査に対する援助に関すること。

六 電話による飛行場航空情報に関すること。

七 電話による航空路航空情報に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

4| 新千歳空港事務所、大阪空港事務所及び福岡空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項に規定するもののほか、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

1・2 (略)

5| 東京空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び第三項に規定するもののほか、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前三項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

1・2 (略)

(新設)

三 遭難航空機の搜索及び救助に関すること（空港等及びその周辺における救助の実施を除く。）。

四 航空情報（電話による航空情報を除く。）に関すること。

五 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第二号に規定する調査に対する援助に関すること。

六 電話による飛行場航空情報に関すること。

七 電話による航空路航空情報に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

6～30 (略)

(所掌事務)

第八十一条 (略)

2 (略)

3 旭川空港出張所、帯広空港出張所、女満別空港出張所、青森空港出張所、富山空港出張所、神戸空港出張所、岡山空港出張所及び石垣空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項に規定するもののほか、次に掲げる事務を分掌する。

一～四 (略)

4 旭川空港出張所、帯広空港出張所、女満別空港出張所、青森空港出張所、岡山空港出張所及び石垣空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項及び前項に規定するもののほか、レーダーに関する工事及び保守に関する事務を分掌する。

5 (略)

○国土交通省令第五十二号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四十条第五項の規定に基づき、航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

国土交通大臣 中野 洋昌

航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令

航空交通管制部組織規則（平成十三年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（航空交通管制部に置く課） 第九条 航空交通管制部に、次に掲げる課を置く。 総務課 会計課 企画調整課（福岡航空交通管制部に限る。） 空域高度利用課（福岡航空交通管制部に限る。） 安全情報活用促進課（福岡航空交通管制部に限る。） 情報高度化推進課（福岡航空交通管制部に限る。） 技術課（福岡航空交通管制部に限る。） （安全情報活用促進課の所掌事務）	（航空交通管制部に置く課） 第九条 航空交通管制部に、次に掲げる課を置く。 総務課 会計課 企画調整課（福岡航空交通管制部に限る。） 空域高度利用課（福岡航空交通管制部に限る。） 情報高度化推進課（福岡航空交通管制部に限る。） 技術課（福岡航空交通管制部に限る。） （新設）
第十四条 安全情報活用促進課は、航空交通管制に係る安全に関する情報の活用促進に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。 第十五条、第十七条 （略）	第十四条、第十六条 （略）

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十三号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、気象庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

国土交通大臣 中野 洋昌

気象庁組織規則の一部を改正する省令

気象庁組織規則（平成十三年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（防災企画室、地域防災企画室、技術開発推進室、国際室及び航空気象管理室並びに危機管理企画調整官、AI戦略企画調整官、海外気象プロジェクト推進官、国際航空気象企画調整官及び航空気象業務推進官） 第二十八条 企画課に、防災企画室、地域防災企画室、技術開発推進室、国際室及び航空気象管理室並びに危機管理企画調整官、AI戦略企画調整官、海外気象プロジェクト推進官、国際航空気象企画調整官及び航空気象業務推進官それぞれ一人を置く。 255 （略）	（防災企画室、地域防災企画室、技術開発推進室、国際室及び航空気象管理室並びに危機管理企画調整官、海外気象プロジェクト推進官、国際航空気象企画調整官及び航空気象業務推進官） 第二十八条 企画課に、防災企画室、地域防災企画室、技術開発推進室、国際室及び航空気象管理室並びに危機管理企画調整官、海外気象プロジェクト推進官、国際航空気象企画調整官及び航空気象業務推進官それぞれ一人を置く。 255 （略）

6 技術開発推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 気象庁の所掌事務に関する技術（人工知能関連技術を除く。）の開発に関する政策の企画及び立案に関する総合調整に関すること。 二 気象業務に係る技術（人工知能関連技術を除く。）の開発に関する基本的な計画の作成及び推進に関すること。 三 気象業務に関連する技術（人工知能関連技術を除く。以下この号において同じ。）に関する研究及び開発並びにこれらの助成並びに気象業務に関連する技術に関する指導及び普及に関すること。 四（略） 7 7 12 （略） 13 AI戦略企画調整官は、命を受けて、企画課の所掌事務に関する人工知能関連技術に係る重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。 14 16 （略）	6 技術開発推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 気象庁の所掌事務に関する技術の開発に関する政策の企画及び立案に関する総合調整に関すること。 二 気象業務に係る技術の開発に関する基本的な計画の作成及び推進に関すること。 三 気象業務に関連する技術に関する研究及び開発並びにこれらの助成並びに気象業務に関連する技術に関する指導及び普及に関すること。 四（略） 7 7 12 （略） （新設）

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十四号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、海上保安庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日
海上保安庁組織規則の一部を改正する省令
国土交通大臣 中野 洋昌

海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
（システム整備室、システム管理室及びサイバー対策室並びに情報通信企画調整官及びデジタル技術活用推進官） 第三十八条 情報通信課に、システム整備室、システム管理室及びサイバー対策室並びに情報通信企画調整官及びデジタル技術活用推進官それぞれ一人を置く。 2 2 8 （略） 9 デジタル技術活用推進官は、命を受けて、情報通信課の所掌事務に係るデジタル技術の活用の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。 （航空業務管理室及び運用司令センター並びに海洋監視企画官及び国際業務企画官） 第四十三条 管理課に、航空業務管理室及び運用司令センター並びに海洋監視企画官及び国際業務企画官それぞれ一人を置く。 2 2 5 （略） 6 海洋監視企画官は、命を受けて、警備救難部の所掌事務に係る海洋監視に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。 7 （略）		（システム整備室、システム管理室及びサイバー対策室並びに情報通信企画調整官） 第三十八条 情報通信課に、システム整備室、システム管理室及びサイバー対策室並びに情報通信企画調整官一人を置く。 2 2 8 （略） （新設） （航空業務管理室及び運用司令センター並びに国際業務企画官） 第四十三条 管理課に、航空業務管理室及び運用司令センター並びに国際業務企画官一人を置く。 2 2 5 （略） （新設） 6 （略）	

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第十三号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）第二条第二項の規定に基づき、環境省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

環境省定員規則の一部を改正する省令

環境省定員規則（平成二十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「二、二五二人」を「二、二六五人」に改め、同表原子力規制委員会の項中「一、一三三人」を「一、一四五人」に改め、同表合計の項中「三、三八五人」を「三、四一〇人」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の環境省定員規則第一条の規定は、令和七年四月一日から適用する。

○環境省令第十四号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）第十二条第四項の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令

地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後		改 正 前	
（保全統括官） 第二条 北海道地方環境事務所に一人、東北地方環境事務所に一人、関東地方環境事務所に四人、中部地方環境事務所に一人、中国四国地方環境事務所に一人及び九州地方環境事務所に一人の保全統括官を置く。 2 （略） 第五条 （環境再生・廃棄物対策部の所掌事務） 環境再生・廃棄物対策部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 七 （略） 八 特定廃棄物（放射性物質汚染対処特措法第二十条に規定する特定廃棄物をいう。以下同じ。）の処理に関する事（第三号に規定するものを除く。）。 九 十八 （略） （中間貯蔵部の所掌事務） 第六条 中間貯蔵部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 四 （略） 五 福島県内除去土壌等（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第二条第二項に規定する福島県内除去土壌等をいう。以下同じ。）の減容及び福島県内において生じた除去土壌（放射性物質汚染対処特措法第二条第四項に規定する除去土壌をいう。）に係る復興再生利用（放射性物質汚染対処特措法施行規則第五十八条の四に規定する復興再生利用をいう。）（第五十七条及び第五十八条において「福島県内除去土壌に係る復興再生利用」という。）に関する事（環境再生・廃棄物対策部の所掌に属するものを除く。）。		（保全統括官） 第二条 北海道地方環境事務所に一人、東北地方環境事務所に二人、関東地方環境事務所に四人、中部地方環境事務所に一人、中国四国地方環境事務所に一人及び九州地方環境事務所に一人の保全統括官を置く。 2 （略） 第五条 （環境再生・廃棄物対策部の所掌事務） 環境再生・廃棄物対策部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 七 （略） 八 特定廃棄物（放射性物質汚染対処特措法第二十条に規定する特定廃棄物をいう。以下同じ。）の収集、運搬、保管及び処分に関する事。 九 十八 （略） （中間貯蔵部の所掌事務） 第六条 中間貯蔵部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 四 （略） 五 福島県内除去土壌等（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第二条第二項に規定する福島県内除去土壌等をいう。以下同じ。）の減容及び再生利用に関する事（環境再生・廃棄物対策部の所掌に属するものを除く。）。	

環境大臣 浅尾慶一郎

環境大臣 浅尾慶一郎

(地方環境事務所に置く課等)

第七条 (略)

2 前項に掲げる室及び課のほか、地方環境事務所に統括環境保全企画官、脱炭素企画官、統括自然保護企画官、国立公園調整官、自然再生企画官、生物多様性保全企画官、国立公園企画官、野生生物企画官、自然環境整備企画官、外来生物企画官、世界自然遺産専門官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、国立公園高付加価値化企画官、外客受入施設専門官、世界自然遺産調整専門官、離島希少種保全専門官、利用拠点再生専門官、滞在環境整備専門官、地熱発電等調整専門官、自然環境調整専門官、首席自然保護官、自然保護官及び国立公園管理官を置く(統括環境保全企画官、統括自然保護企画官、国立公園調整官、生物多様性保全企画官、外来生物企画官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、自然保護官及び国立公園管理官については福島地方環境事務所を除き、脱炭素企画官及び外客受入施設専門官については中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、自然再生企画官については北海道地方環境事務所、関東地方環境事務所、中部地方環境事務所、近畿地方環境事務所、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、国立公園企画官、野生生物企画官及び自然環境整備企画官については北海道地方環境事務所、中部地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、国立公園高付加価値企画官については九州地方環境事務所に限り、世界自然遺産専門官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、世界自然遺産調整専門官及び離島希少種保全専門官については関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、利用拠点再生専門官については北海道地方環境事務所及び東北地方環境事務所に限り、滞在環境整備専門官及び地熱発電等調整専門官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所、中部地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、首席自然保護官については東北地方環境事務所、関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限る。)

(資源循環課の所掌事務)

第十条 資源循環課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 〇二十一 (略)

二十二 廃棄物処理業者の組織する中小企業等協同組合(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第三条に規定する中小企業等協同組合をいう。第十四条第四十号において同じ。)の認可及び監督に関すること。

二十二 〇三十六 (略)

三十七 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和六年法律第四十号)に基づく報告徴収及び立入検査に関すること。

三十八 (略)

(環境対策課の所掌事務)

第十一条 環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 〇十九 (略)

(地方環境事務所に置く課等)

第七条 (略)

2 前項に掲げる室及び課のほか、地方環境事務所に統括環境保全企画官、脱炭素企画官、統括自然保護企画官、国立公園調整官、自然再生企画官、生物多様性保全企画官、国立公園企画官、野生生物企画官、自然環境整備企画官、外来生物企画官、世界自然遺産専門官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、国立公園高付加価値化企画官、外客受入施設専門官、世界自然遺産調整専門官、離島希少種保全専門官、利用拠点再生専門官、滞在環境整備専門官、地熱発電等調整専門官、自然環境調整専門官、首席自然保護官、自然保護官及び国立公園管理官を置く(統括環境保全企画官、統括自然保護企画官、国立公園調整官、生物多様性保全企画官、外来生物企画官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、自然保護官及び国立公園管理官については福島地方環境事務所を除き、脱炭素企画官及び外客受入施設専門官については中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、自然再生企画官については北海道地方環境事務所、関東地方環境事務所、中部地方環境事務所、近畿地方環境事務所、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、国立公園企画官、野生生物企画官及び自然環境整備企画官については北海道地方環境事務所、中部地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、国立公園高付加価値企画官については九州地方環境事務所に限り、世界自然遺産専門官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、世界自然遺産調整専門官及び離島希少種保全専門官については関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、利用拠点再生専門官については北海道地方環境事務所及び東北地方環境事務所に限り、滞在環境整備専門官及び地熱発電等調整専門官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所、中部地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、首席自然保護官については東北地方環境事務所、関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限る。)

(資源循環課の所掌事務)

第十条 資源循環課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 〇二十一 (略)

二十二 廃棄物処理業者の組織する中小企業等協同組合(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第三条に規定する中小企業等協同組合をいう。第十三条第三十五号において同じ。)の認可及び監督に関すること。

二十二 〇三十六 (略)

(新設)

三十七 (略)

(環境対策課の所掌事務)

第十一条 環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 〇十九 (略)

二十 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二十一条第三項の規定に基づく意見の陳述、同法第二十二條第二項（同法第二十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定により送付された書類の写しの受理及び同法第二十三條第三項の規定に基づく意見の陳述に関すること。

二十一～二十四（略）

（国立公園課の所掌事務）

第十三条 国立公園課は、次に掲げる業務をつかさどる。

一～二十一（略）

二十二 地域生物多様性増進活動（地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号）第二条第三項に規定する地域生物多様性増進活動をいう。）の促進に関すること。

二十三～二十四（略）

（環境再生・廃棄物対策総括課の所掌事務）

第四十六条 環境再生・廃棄物対策総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（略）

二 放射性物質汚染対処特措法に基づく事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する事務及び事業に関すること（地方公共団体が実施する事務及び事業に係るものに限り、廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。）

三 前二号に掲げるもののほか、環境再生・廃棄物対策部の所掌で他の所掌に属しないものに関すること。

（環境再生課の所掌事務）

第四十七条 環境再生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 福島復興再生特別措置法第十七条の二十三第一項に基づく土壤等の除染等の措置及び除去土壤の処理に関すること。

二（略）

三 福島復興再生特別措置法第十七条の二十三第三項に基づく認定特定復興再生拠点区域等内廃棄物の収集及び運搬（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事の現場から当該工事により生じた認定特定復興再生拠点区域等内廃棄物を収集及び運搬するものに限り。）並びに保管（同条第一項に基づく土壤等の除染等の措置に伴い生じた認定特定復興再生拠点区域等内廃棄物に係るものに限る。）に関すること。

四～五（略）

六 放射性物質汚染対処特措法第十五条に基づく対策地域内廃棄物の収集及び運搬（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事の現場から当該工事により生じた対策地域内廃棄物を収集及び運搬するものに限り。）並びに保管（同法第三十条第一項に基づく土壤等の除染等の措置に伴い生じた対策地域内廃棄物に係るものに限る。）に関すること。

七（略）

（仮置場対策課の所掌事務）

第四十八条 仮置場対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三（略）

四 前二号に掲げるもののほか、仮置場に係る事務及び事業に関すること（環境再生・廃棄物対策総括課及び廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。）。

二十 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二十一条第三項の規定に基づく意見の陳述、第二十二條第二項（第二十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定により送付された書類の写しの受理及び第二十三條第三項の規定に基づく意見の陳述に関すること。

二十一～二十四（略）

（国立公園課の所掌事務）

第十三条 国立公園課は、次に掲げる業務をつかさどる。

一～二十一（略）

（新設）

二十二～二十三（略）

（環境再生・廃棄物対策総括課の所掌事務）

第四十六条 環境再生・廃棄物対策総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（略）

（新設）

二 前号に掲げるもののほか、環境再生・廃棄物対策部の所掌で他の所掌に属しないものに関すること。

（環境再生課の所掌事務）

第四十七条 環境再生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 福島復興再生特別措置法第十七条の二十三第一項に基づく土壤等の除染等の措置及び除去土壤の処理に関すること（廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。）。

二（略）

三 福島復興再生特別措置法第十七条の二十三第三項に基づく認定特定復興再生拠点区域等内廃棄物の収集及び運搬に関すること（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事に伴い生ずる対策地域内廃棄物に係るものに限り、廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。）。

四～五（略）

六 放射性物質汚染対処特措法第十五条に基づく対策地域内廃棄物の収集及び運搬に関すること（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事に伴い生ずる対策地域内廃棄物に係るものに限り、廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。）。

七（略）

（仮置場対策課の所掌事務）

第四十八条 仮置場対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三（略）

四 前二号に掲げるもののほか、仮置場に係る事務及び事業に関すること。

(廃棄物対策課の所掌事務)

第四十九条 廃棄物対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 特定廃棄物の処理に関する事(環境再生課の所掌に属するものを除く)。

三 九 (略)

(削除)

十 (略)

(中間貯蔵部に置く課等)

第五十一条 中間貯蔵部に、次に掲げる課を置く。

中間貯蔵総括課

工務課

輸送課

管理課

中間貯蔵施設整備推進課

復興再生利用企画課

復興再生利用事業推進課

用地課

2 (略)

(管理課の所掌事務)

第五十五条 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 中間貯蔵施設の整備に係る廃棄物の処理に関する事務及び事業に関する事(環境再生・廃棄物対策部及び復興再生利用企画課の所掌に属するものを除く)。

五 六 (略)

(中間貯蔵施設整備推進課の所掌事務)

第五十六条 中間貯蔵施設整備推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 中間貯蔵施設の整備に関する工事の監督に関する事(復興再生利用事業推進課の所掌に属するものを除く)。

二 中間貯蔵施設の整備に関する工事の検査に関する事(復興再生利用事業推進課の所掌に属するものを除く)。

三 (略)

(復興再生利用企画課の所掌事務)

第五十七条 復興再生利用企画課は、福島県内除去土壌等の減容及び福島県内除去土壌に係る復興再生利用に関する事務(環境再生・廃棄物対策部及び他課の所掌に属するものを除く)をつかさどる。

(復興再生利用事業推進課の所掌事務)

第五十八条 復興再生利用事業推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 福島県内除去土壌等の減容及び福島県内除去土壌に係る復興再生利用に関する工事の監督に関する事(環境再生・廃棄物対策部及び他課の所掌に属するものを除く)。

(廃棄物対策課の所掌事務)

第四十九条 廃棄物対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 特定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関する事(環境再生課の所掌に属するものを除く)。

三 九 (略)

十 福島復興再生特別措置法第十七条の二十三第三項に基づく認定特定復興再生拠点区域等内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関する事(環境再生課の所掌に属するものを除く)。

十一 (略)

(中間貯蔵部に置く課等)

第五十一条 中間貯蔵部に、次に掲げる課を置く。

中間貯蔵総括課

工務課

輸送課

管理課

中間貯蔵施設整備推進課

土壌再生利用企画課

土壌再生利用事業推進課

用地課

2 (略)

(管理課の所掌事務)

第五十五条 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 中間貯蔵施設の整備に係る廃棄物の処理に関する事務及び事業に関する事(環境再生・廃棄物対策部及び土壌再生利用企画課の所掌に属するものを除く)。

五 六 (略)

(中間貯蔵施設整備推進課の所掌事務)

第五十六条 中間貯蔵施設整備推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 中間貯蔵施設の整備に関する工事の監督に関する事(土壌再生利用事業推進課の所掌に属するものを除く)。

二 中間貯蔵施設の整備に関する工事の検査に関する事(土壌再生利用事業推進課の所掌に属するものを除く)。

三 (略)

(土壌再生利用企画課の所掌事務)

第五十七条 土壌再生利用企画課は、福島県内除去土壌等の減容及び再生利用に関する事務(環境再生・廃棄物対策部及び他課の所掌に属するものを除く)をつかさどる。

(土壌再生利用事業推進課の所掌事務)

第五十八条 土壌再生利用事業推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 福島県内除去土壌等の減容及び再生利用に関する工事の監督に関する事(環境再生・廃棄物対策部及び他課の所掌に属するものを除く)。

二 福島県内除去土壤等の減容及び福島県内除去土壤に係る復興再生利用に関する工事の検査に關すること（環境再生・廃棄物対策部及び他課の所掌に属するものを除く。）。 三 前各号に掲げるもののほか、福島県内除去土壤等の減容及び福島県内除去土壤に係る復興再生利用に關する工事に關すること（環境再生・廃棄物対策部及び他課の所掌に属するものを除く。）。 （地方事務所に置く支所） 第六十一条（略） 3 支所は、第六十三条の規定に基づき、第四十七条、第四十八条、第四十九条及び第五十四条第一号から第三号までに規定する事務を分掌する。 （管轄区域の特例） 第六十二条 次の表の上欄に掲げる事務に關しては、環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）第五十条第一項の規定にかかわらず、同表の中欄に掲げる地方環境事務所（当該地方環境事務所に、支所を置く場合は、地方環境事務所及び支所）が、同表の下欄に掲げるそれぞれの区域を管轄するものとする。		二 福島県内除去土壤等の減容及び再生利用に關する工事の検査に關すること（環境再生・廃棄物対策部及び他課の所掌に属するものを除く。）。 三 前各号に掲げるもののほか、福島県内除去土壤等の減容及び再生利用に關する工事に關すること（環境再生・廃棄物対策部及び他課の所掌に属するものを除く。）。 （地方事務所に置く支所） 第六十一条（略） 3 支所は、第六十三条の規定に基づき、第四十七条第一号から第七号まで、第四十八条第一号から第四号まで、第四十九条第一号から第十一号まで及び第五十四条第一号から第三号までに規定する事務を分掌する。 （管轄区域の特例） 第六十二条 次の表の上欄に掲げる事務に關しては、環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）第五十条第一項の規定にかかわらず、同表の中欄に掲げる地方環境事務所（当該地方環境事務所に、支所を置く場合は、地方環境事務所及び支所）が、同表の下欄に掲げるそれぞれの区域を管轄するものとする。	
事 務	地方環境事務所	区 域	
第八号各号、第九条第十三号及び第十四号、第十条第一号から第十二号まで及び第二十号から第三十七号まで、第十一条第一号から第二十二号まで、第十三条第一号から第五号まで、第七号及び第二十号から第二十四号まで、第十四条第一号から第十二号まで、第二十一号、第二十二号及び第二十八号から第四十五号まで並びに第十五条第一号、第二号、第四号、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務（第十三条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第十五条第八号については国立公園に係るものを、第十四条第四十四号及び第四十五号並びに第十五条第十二号については国指定鳥獣保護区に係るものを、第十五条第十三号については国立公園及び国指定鳥獣保護区に係るものを除く。）		東北地方環境事務所	
		福島県内の区域	

第十三条第八号から第二十二号まで及び第二十四号並びに第十五条第五号から第八号まで及び第十三号に掲げる事務（第十三条第二十号、第二十一号及び第二十三号並びに第十五条第八号及び第十三号については、国立公園に係るものに限る。）	東北地方環境事務所	磐梯朝日国立公園のうち、新潟県内の区域 福島県内の区域（日光国立公園及び尾瀬国立公園に係る区域を除く。）
	関東地方環境事務所	日光国立公園及び尾瀬国立公園のうち、福島県内の区域並びに秩父多摩甲斐国立公園及び南アルプス国立公園のうち、長野県内の区域
	中部地方環境事務所	上信越高原国立公園のうち、群馬県内の区域並びに上信越高原国立公園、中部山岳国立公園及び妙高戸隠連山国立公園のうち、新潟県内の区域
	近畿地方環境事務所	吉野熊野国立公園のうち、三重県内の区域及び山陰海岸国立公園のうち、鳥取県内の区域
	(略)	(略)
第四十六条第二号に掲げる事務	福島地方環境事務所	岩手県及び宮城県内の区域
第五十二条、第五十四条、第五十七条及び第五十八条に掲げる事務	福島地方環境事務所	全国の区域

附 則

(離島希少種保全専門官の設置期間の特例)

第四条 第七条第二項の離島希少種保全専門官のうち一人は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

(中間貯蔵施設整備推進課の設置期間の特例)

第十九条 第五十一条第一項の中間貯蔵施設整備推進課は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

(復興再生利用企画課の設置期間の特例)

第二十条 第五十一条第一項の復興再生利用企画課は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

第十三条第八号から第二十一号まで及び第二十三号並びに第十五条第五号から第八号まで及び第十三号に掲げる事務（第十三条第二十号、第二十一号及び第二十三号並びに第十五条第八号及び第十三号については、国立公園に係るものに限る。）	東北地方環境事務所	磐梯朝日国立公園のうち、新潟県内の区域 福島県内の区域（日光国立公園及び尾瀬国立公園に係る区域を除く。）
	関東地方環境事務所	日光国立公園及び尾瀬国立公園のうち、福島県内の区域並びに秩父多摩甲斐国立公園及び南アルプス国立公園のうち、長野県内の区域
	中部地方環境事務所	上信越高原国立公園のうち、群馬県内の区域並びに上信越高原国立公園、中部山岳国立公園及び妙高戸隠連山国立公園のうち、新潟県内の区域
	近畿地方環境事務所	吉野熊野国立公園のうち、三重県内の区域及び山陰海岸国立公園のうち、鳥取県内の区域
	(略)	(略)
第四十六条第二号に掲げる事務	福島地方環境事務所及び県北支所	岩手県及び宮城県内の区域
(新設)	(新設)	(新設)

附 則

(離島希少種保全専門官の設置期間の特例)

第四条 第七条第二項の離島希少種保全専門官のうち一人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

(中間貯蔵施設整備推進課の設置期間の特例)

第十九条 第五十一条第一項の中間貯蔵施設整備推進課は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

(土壌再生利用企画課の設置期間の特例)

第二十条 第五十一条第一項の土壌再生利用企画課は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

(復興再生利用事業推進課の設置期間の特例)
第二十一条 第五十一条第一項の復興再生利用事業推進課は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

(用地課の設置期間の特例)
第二十二条 第五十一条第一項の用地課は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

附 則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○防衛省令第十号

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条の二第二項、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十六条第六項及び行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）第二条第二項の規定に基づき、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則等の一部を改正する省令
令和七年四月一日

防衛大臣 中谷 元

防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則等の一部を改正する省令
（防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則の一部改正）

第一条 防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則（昭和二十九年総理府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（見出しを含む。以下この条において同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 後		改 正 前	
(情報基盤センター) 第十六条の二十五 防衛医科大学校に、情報基盤センターを置く。 2 情報基盤センターに、情報基盤センター事務室を置く。 3 情報基盤センター事務室においては、情報基盤センターの事務をつかさどる。 (事務局長、部長、センター長、課長、室長及び事務長) 第十六条の二十六 事務局に事務局長を、部に部長を、センターにセンター長を、課に課長を、室に室長を、医学教育研修センター事務部及び情報基盤センター事務室に事務長を置く。 2 事務局長は事務官をもつて、医学教育研修センター長及び情報基盤センター長は教官をもつて、学生部長は自衛官をもつて充てる。 3 6 〔略〕 7 事務長は、センター長の命を受け、事務部又は事務室の事務を掌理する。		(図書館) 第十六条の二十五 防衛医科大学校に、図書館を置く。 2 図書館に、図書館事務室を置く。 3 図書館事務室においては、図書館の事務をつかさどる。 (事務局長、部長、センター長、課長、室長及び事務長) 第十六条の二十六 事務局に事務局長を、部に部長を、センターにセンター長を、課に課長を、室に室長を、医学教育研修センター事務部に事務長を置く。 2 事務局長は事務官をもつて、医学教育研修センター長は教官をもつて、学生部長は自衛官をもつて充てる。 3 6 〔同上〕 7 事務長は、センター長の命を受け、事務部の事務を掌理する。 (館長及び事務長) 第十六条の二十七 図書館に館長を、図書館事務室に事務長を置く。 2 館長は、学校長の命を受け、館務を掌理する。 3 事務長は、館長の命を受け、室務を掌理する。 第十六条の二十八、第十六条の三十四 〔同上〕	

備考 表中の「」の記載は注記である。

(防衛省職員給与施行規則の一部改正)
 第二条 防衛省職員給与施行規則(昭和四十四年総理府令第四十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後

別表第二 行政職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表(第二条関係)

イ 行政職俸給表(一)

組織の区分	職務の級 の区分
防衛省本省の内部部局	十級
防衛省本省の内部部局	九級
防衛省本省の内部部局	八級
防衛省本省の内部部局	七級
防衛省本省の内部部局	六級
防衛省本省の内部部局	五級
防衛省本省の内部部局	四級
防衛省本省の内部部局	三級
防衛省本省の内部部局	二級
防衛省本省の内部部局	一級
防衛医科大学校	十級
防衛医科大学校	九級
防衛医科大学校	八級
防衛医科大学校	七級
防衛医科大学校	六級
防衛医科大学校	五級
防衛医科大学校	四級
防衛医科大学校	三級
防衛医科大学校	二級
防衛医科大学校	一級
防衛研究所	十級
防衛研究所	九級
防衛研究所	八級
防衛研究所	七級
防衛研究所	六級
防衛研究所	五級
防衛研究所	四級
防衛研究所	三級
防衛研究所	二級
防衛研究所	一級
統合幕僚監部	十級
統合幕僚監部	九級
統合幕僚監部	八級
統合幕僚監部	七級
統合幕僚監部	六級
統合幕僚監部	五級
統合幕僚監部	四級
統合幕僚監部	三級
統合幕僚監部	二級
統合幕僚監部	一級
海上自衛隊	十級
海上自衛隊	九級
海上自衛隊	八級
海上自衛隊	七級
海上自衛隊	六級
海上自衛隊	五級
海上自衛隊	四級
海上自衛隊	三級
海上自衛隊	二級
海上自衛隊	一級
航空自衛隊	十級
航空自衛隊	九級
航空自衛隊	八級
航空自衛隊	七級
航空自衛隊	六級
航空自衛隊	五級
航空自衛隊	四級
航空自衛隊	三級
航空自衛隊	二級
航空自衛隊	一級
情報本部	十級
情報本部	九級
情報本部	八級
情報本部	七級
情報本部	六級
情報本部	五級
情報本部	四級
情報本部	三級
情報本部	二級
情報本部	一級
防衛監察本部	十級
防衛監察本部	九級
防衛監察本部	八級
防衛監察本部	七級
防衛監察本部	六級
防衛監察本部	五級
防衛監察本部	四級
防衛監察本部	三級
防衛監察本部	二級
防衛監察本部	一級
地方防衛局	十級
地方防衛局	九級
地方防衛局	八級
地方防衛局	七級
地方防衛局	六級
地方防衛局	五級
地方防衛局	四級
地方防衛局	三級
地方防衛局	二級
地方防衛局	一級
防衛装備庁	十級
防衛装備庁	九級
防衛装備庁	八級
防衛装備庁	七級
防衛装備庁	六級
防衛装備庁	五級
防衛装備庁	四級
防衛装備庁	三級
防衛装備庁	二級
防衛装備庁	一級

ロ 行政職俸給表(二)

組織の区分	職務の級 の区分
防衛省本省の内部部局	五級
防衛省本省の内部部局	四級
防衛省本省の内部部局	三級
防衛省本省の内部部局	二級
防衛省本省の内部部局	一級
防衛医科大学校	五級
防衛医科大学校	四級
防衛医科大学校	三級
防衛医科大学校	二級
防衛医科大学校	一級
統合幕僚監部	五級
統合幕僚監部	四級
統合幕僚監部	三級
統合幕僚監部	二級
統合幕僚監部	一級
海上自衛隊	五級
海上自衛隊	四級
海上自衛隊	三級
海上自衛隊	二級
海上自衛隊	一級
航空自衛隊	五級
航空自衛隊	四級
航空自衛隊	三級
航空自衛隊	二級
航空自衛隊	一級
情報本部	五級
情報本部	四級
情報本部	三級
情報本部	二級
情報本部	一級
防衛監察本部	五級
防衛監察本部	四級
防衛監察本部	三級
防衛監察本部	二級
防衛監察本部	一級
地方防衛局	五級
地方防衛局	四級
地方防衛局	三級
地方防衛局	二級
地方防衛局	一級
防衛装備庁	五級
防衛装備庁	四級
防衛装備庁	三級
防衛装備庁	二級
防衛装備庁	一級

改 正 前

別表第二 行政職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表(第二条関係)

イ 行政職俸給表(一)

組織の区分	職務の級 の区分
防衛省本省の内部部局	十級
防衛省本省の内部部局	九級
防衛省本省の内部部局	八級
防衛省本省の内部部局	七級
防衛省本省の内部部局	六級
防衛省本省の内部部局	五級
防衛省本省の内部部局	四級
防衛省本省の内部部局	三級
防衛省本省の内部部局	二級
防衛省本省の内部部局	一級
防衛医科大学校	十級
防衛医科大学校	九級
防衛医科大学校	八級
防衛医科大学校	七級
防衛医科大学校	六級
防衛医科大学校	五級
防衛医科大学校	四級
防衛医科大学校	三級
防衛医科大学校	二級
防衛医科大学校	一級
防衛研究所	十級
防衛研究所	九級
防衛研究所	八級
防衛研究所	七級
防衛研究所	六級
防衛研究所	五級
防衛研究所	四級
防衛研究所	三級
防衛研究所	二級
防衛研究所	一級
統合幕僚監部	十級
統合幕僚監部	九級
統合幕僚監部	八級
統合幕僚監部	七級
統合幕僚監部	六級
統合幕僚監部	五級
統合幕僚監部	四級
統合幕僚監部	三級
統合幕僚監部	二級
統合幕僚監部	一級
海上自衛隊	十級
海上自衛隊	九級
海上自衛隊	八級
海上自衛隊	七級
海上自衛隊	六級
海上自衛隊	五級
海上自衛隊	四級
海上自衛隊	三級
海上自衛隊	二級
海上自衛隊	一級
航空自衛隊	十級
航空自衛隊	九級
航空自衛隊	八級
航空自衛隊	七級
航空自衛隊	六級
航空自衛隊	五級
航空自衛隊	四級
航空自衛隊	三級
航空自衛隊	二級
航空自衛隊	一級
情報本部	十級
情報本部	九級
情報本部	八級
情報本部	七級
情報本部	六級
情報本部	五級
情報本部	四級
情報本部	三級
情報本部	二級
情報本部	一級
防衛監察本部	十級
防衛監察本部	九級
防衛監察本部	八級
防衛監察本部	七級
防衛監察本部	六級
防衛監察本部	五級
防衛監察本部	四級
防衛監察本部	三級
防衛監察本部	二級
防衛監察本部	一級
地方防衛局	十級
地方防衛局	九級
地方防衛局	八級
地方防衛局	七級
地方防衛局	六級
地方防衛局	五級
地方防衛局	四級
地方防衛局	三級
地方防衛局	二級
地方防衛局	一級
防衛装備庁	十級
防衛装備庁	九級
防衛装備庁	八級
防衛装備庁	七級
防衛装備庁	六級
防衛装備庁	五級
防衛装備庁	四級
防衛装備庁	三級
防衛装備庁	二級
防衛装備庁	一級

ロ 行政職俸給表(二)

組織の区分	職務の級 の区分
防衛省本省の内部部局	五級
防衛省本省の内部部局	四級
防衛省本省の内部部局	三級
防衛省本省の内部部局	二級
防衛省本省の内部部局	一級
防衛医科大学校	五級
防衛医科大学校	四級
防衛医科大学校	三級
防衛医科大学校	二級
防衛医科大学校	一級
統合幕僚監部	五級
統合幕僚監部	四級
統合幕僚監部	三級
統合幕僚監部	二級
統合幕僚監部	一級
海上自衛隊	五級
海上自衛隊	四級
海上自衛隊	三級
海上自衛隊	二級
海上自衛隊	一級
航空自衛隊	五級
航空自衛隊	四級
航空自衛隊	三級
航空自衛隊	二級
航空自衛隊	一級
情報本部	五級
情報本部	四級
情報本部	三級
情報本部	二級
情報本部	一級
防衛監察本部	五級
防衛監察本部	四級
防衛監察本部	三級
防衛監察本部	二級
防衛監察本部	一級
地方防衛局	五級
地方防衛局	四級
地方防衛局	三級
地方防衛局	二級
地方防衛局	一級
防衛装備庁	五級
防衛装備庁	四級
防衛装備庁	三級
防衛装備庁	二級
防衛装備庁	一級

職務の級 の区分		組織の区分
五級		防衛医科大学校
四級	一人	防衛大学校
三級	一人	防衛医科大学校
二級	一人	防衛医科大学校
一級	一人	防衛医科大学校

別表第三 教育職俸給表(一)の適用を受ける事務官等級別定数表(第二条関係)

							職務の級 の区分
防衛装備庁	情報本部	航空自衛隊	海上自衛隊	陸上自衛隊	統合幕僚監部	防衛研究所	
一						一	六級 人
一五六	三	一三	六	二	二	一七	五級 三 人
一〇五	一一	一三	七	五	一	二〇	四級 一 人
二三三	一九	二九	二三	一二	一三	一四	三級 三 人
一四四	三九	五七	三五	一二	八	九	二級 人
四	一		四				一級 人

別表第四 研究職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係）

別表第五 医療職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二関係）

別表第五 医療職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係）

防衛 大学 校	組織の区分 職務の級 の区分
人	七級
人	六級
人	五級
一人	四級
一人	三級
四人	二級
人	一級

航空 自衛 隊	海上 自衛 隊	陸上 自衛 隊	防衛医科 大学 校	防衛 大学 校	組織の区分 職務の級 の区分
				人	八級
			一	人	七級
			三	人	六級
	一	一五	七	二人	五級
	九	四七	二〇	一人	四級
四八	三三	一四九	二八	二人	三級
四七	七五	一五五	四八	二人	二級
四	一	一〇		人	一級

ハ 医療職俸給表(三)

八 医療職俸給表(三)

防衛医科大学学校		防衛大学学校		組織の区分 職務の級 の区分	
			一 人	五 級	
			一五二 人	四 級	
		五一	一〇三 人	三 級	
		八三	一七 人	二 級	
		九八	一 人	一 級	

別表第三 教育職俸給表(一)の適用を受ける事務官等級別定数表(第二条関係)

防衛省本省の内部部局							組織の区分 職務の級 の区分
防衛装備庁	情報本部	航空自衛隊	海上自衛隊	陸上自衛隊	統合幕僚監部	防衛研究所	
一						一	人 六級
一五六	三	一三	六	二	二	一七	三 人 五級
九三	九	一二	七	五	一	二〇	一 人 四級
二三九	一六	二九	一八	一二	一一	二四	三 人 三級
一四四	三六	五七	四二	一二	四	九	人 二級
七	一					一	人 一級

別表第四 研究職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係）

別表第五 医療職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二関係）

別表第五 医療職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係）

防衛 大学 校	組織の区分	職務の級 の区分
人	七級	八級
人	六級	七級
人	五級	六級
一人	四級	五級
一人	三級	四級
四人	二級	三級
人	一級	二級
		一級

八 医療職俸給表(三)

職務の級 の区分		十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛医科大学校						四	二五	四〇	三九三		
陸上自衛隊							九	二六	三六		
海上自衛隊						五	一一	一七	一一四		
航空自衛隊						三	一一	二二	一二九		一

別表第六
〔略〕

別表第七
行政職俸給表の適用を受ける事務官等のうち定年前再任用短時間勤務職員の級別定数表（第二条関係）

イ 行政職俸給表（一）

職務の級 の区分		十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛医科大学校											
陸上自衛隊											
海上自衛隊											
航空自衛隊											
情報本部											
防衛監察本部											
地方防衛局											
防衛装備庁											

備考 この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「（）」で示す。

職務の級 の区分		十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛医科大学校											
陸上自衛隊											
海上自衛隊											
航空自衛隊											
情報本部											
防衛監察本部											
地方防衛局											
防衛装備庁											

備考 この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「（）」で示す。

職務の級 の区分		十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛医科大学校											
陸上自衛隊											
海上自衛隊											
航空自衛隊											
情報本部											
防衛監察本部											
地方防衛局											
防衛装備庁											

備考 この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「（）」で示す。

行政職俸給表(二)

[illegible]

別表第八 教育職俸給表（二）の適用を受ける事務官等のうち定年前再任用短時間勤務職員の級別定数表（第二条関係）

職務の級の区分	組織の区分	
	防衛医科大学校	防衛大学校
五級		人
四級		人
三級		人
二級		人
一級	二 (一)	(一) 一 人

備考 この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「」で示す。

行政職俸給表(二)

										職務の級 の区分
防衛省本省の内部部局										五級
防衛医科大学校										四級
防衛大学校										三級
統合幕僚監部										二級
陸上自衛隊										一級
海上自衛隊										
航空自衛隊										
情報本部										
地方防衛局										
防衛装備庁										

備考 この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、暫定再任用短時間勤務職員は内数であり「（）」で示す。

別表第八 教育職俸給表（二）の適用を受ける事務官等のうち定年前再任用短時間勤務職員の級別定数表（第二条関係）

職務の級の区分	組織の区分	
	防衛医科大学校	
五級		人
四級		人
三級		人
二級		人 (二) 二
一級		人

備考 この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「(二)」で示す。

別表第九 研究職俸給表の適用を受ける事務官等のうち定年前再任用短時間勤務職員の級別定数表(第二条関係)

組織の区分	職務の級の区分	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛研究所		人	人	人	五(五)人	人	人
陸上自衛隊					一(一)		
防衛装備庁					三六(三六)	三(三)	

備考 この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「()」で示す。

別表第十 医療職俸給表の適用を受ける事務官等のうち定年前再任用短時間勤務職員の級別定数表(第二条関係)

組織の区分	職務の級の区分	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛医科大学校		人	人	人	人	六(五)	一(一)人	人	人
防衛医科大学校						二(二)	一四(一四)	一(一)	八(八)
陸上自衛隊						二(二)	一(一)	一(一)	一(一)
航空自衛隊								一(一)	一(一)

備考 この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「()」で示す。

口 医療職俸給表(三)

組織の区分	職務の級の区分	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛医科大学校		人	人	人	九(七)人	二(二)人	四(三)人	人
陸上自衛隊						二(二)	二(二)	
航空自衛隊						一(一)	九(九)	

備考 この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「()」で示す。

別表第九 研究職俸給表の適用を受ける事務官等のうち定年前再任用短時間勤務職員の級別定数表(第二条関係)

組織の区分	職務の級の区分	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛研究所		人	人	人	七(七)人	人	人
情報本部					三(三)	一(一)	
防衛装備庁					三九(三九)	四(四)	

備考 この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「()」で示す。

別表第十 医療職俸給表の適用を受ける事務官等のうち定年前再任用短時間勤務職員の級別定数表(第二条関係)

組織の区分	職務の級の区分	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛医科大学校		人	人	人	人	五(五)	一(一)人	人	人
防衛医科大学校						二(二)	一(一)		一(一)
陸上自衛隊						二(二)	一(一)	一(一)	一(一)
航空自衛隊								一(一)	五(四)

備考 この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「()」で示す。

口 医療職俸給表(三)

組織の区分	職務の級の区分	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛医科大学校		人	人	人	七(七)人	二(二)人	四(三)人	人
陸上自衛隊						二(二)	一(一)	
航空自衛隊						一(一)	二(二)	

備考 この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「()」で示す。

別表第十一 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける事務官等のうち定年前再任用短時間勤務職員
の級別定数表（第二条関係）

職務の級 の区分	組織の区分			
	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	人	八 ^(一) 人	人	人
防衛装備庁	六 ^(二)	四 ^(二)	四 ^(二)	四 ^(二)

備考 この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、暫定再任用短時間勤務職員は内数であり「()」で示す。

備考 表中の「」の記載は注記である。

第三条 (防衛医科大学校の編制等に関する省令の一部改正)
防衛医科大学校の編制等に関する省令（昭和四十八年総理府令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表第三（第三条関係）

区 分	専任の教授・准教授・講師の数	専任の助教の数
学 科	一二	六〇
医 学 科 に 設 け る 講 座	六七	一五
看護学科に設ける講座	三三	一五
合 計	一一二	七五

別表第三（第三条関係）

区 分	専任の教授・准教授・講師の数	専任の助教の数
学 科	一二	六一
医 学 科 に 設 け る 講 座	六七	一六
看護学科に設ける講座	三三	一六
合 計	一一二	七七

第四条 (防衛省定員規則の一部改正)

防衛省定員規則（平成二十七年防衛省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

第一条 (本省及び防衛装備庁の定員)
防衛省の本省及び防衛装備庁の定員は、次の表のとおりとする。

区 分	定 員	備 考
本 省	一九、五八六 ^人	うち、二五人は、一般職の職員の定員とする。
防衛装備庁	一、六六九 ^人	
合 計	二一、二五五 ^人	

改 正 前

第一条 (本省及び防衛装備庁の定員)
防衛省の本省及び防衛装備庁の定員は、次の表のとおりとする。

区 分	定 員	備 考
本 省	一九、五九五 ^人	うち、二五人は、一般職の職員の定員とする。
防衛装備庁	一、六五六 ^人	
合 計	二一、二五一 ^人	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

規 則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）に基づき、人事院規則二一三（人事院事務総局等の組織）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年四月一日

人事院総裁 川本 裕子

人事院規則二一三―四二

人事院規則二一三（人事院事務総局等の組織）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二一三（人事院事務総局等の組織）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分が改める。

改	正	後	改	正	前
---	---	---	---	---	---

（職員福祉課の所掌事務等）

第二十条（略）

2・3（略）

4 勤務時間調査・指導室は第一項第二号に掲げる事務のうち超過勤務に関する制度の企画及び立案並びに超過勤務に関する報告及び勧告に関する事務並びに同項第三号に掲げる事務のうち超過勤務に関する基準の設定並びに勤務時間及び休日に関する基準の遵守に係る調査及び指導に関する事務を、健康安全対策推進室は同項第四号及び第六号に掲げる事務（女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉に関する法令の企画及び立案、調査研究並びにその実施に関する事務を除く。）をつかさどる。

（給与第一課の所掌事務等）

第三十七条（略）

2 給与第一課に、企画室及び給与調査研究室を置く。

3（略）

4 企画室は第一項第一号に掲げる事務のうち特に命ぜられた事項に関する事務並びに同項第六号及び第七号に掲げる事務（給与調査研究室の所掌に属するものを除く。）を、給与調査研究室は同項第六号及び第七号に掲げる事務のうち職務に応じた給与水準に係る調査研究に関する事務並びに第八号に掲げる事務をつかさどる。

（総務企画調整官）

第四十八条 総務課に、総務企画調整官一人を置く。

2 総務企画調整官は、命を受けて、第九条第一項第五号に掲げる事務を行い、又は同項第四号及び第六号に掲げる事務に関する重要事項の企画及び立案に参画するほか、特に命ぜられた事項の企画調整に関する事務を行う。

（職員福祉企画調整官）

第五十三条（略）

2 職員福祉企画調整官は、命を受けて、第二十条第一項第一号に掲げる事務を行い、又は同項第二号及び第三号に掲げる事務（勤務時間調査・指導室の所掌に属するものを除く。）に関する重要事項の企画及び立案に参画するほか、特に命ぜられた事項の企画調整に関する事務を行う。

（職員福祉課の所掌事務等）

第二十条（略）

2・3（略）

4 勤務時間調査・指導室は第一項第三号に掲げる事務のうち勤務時間及び休日に関する基準の遵守に係る調査及び指導に関する事務を、健康安全対策推進室は同項第四号及び第六号に掲げる事務（女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉に関する法令の企画及び立案、調査研究並びにその実施に関する事務を除く。）をつかさどる。

（給与第一課の所掌事務等）

第三十七条（略）

2 給与第一課に、企画室及び法人給与調査室を置く。

3（略）

4 企画室は第一項第一号に掲げる事務のうち特に命ぜられた事項に関する事務並びに同項第六号及び第七号に掲げる事務を、法人給与調査室は同項第八号に掲げる事務をつかさどる。

第四十八条 削除

（職員福祉企画調整官）

第五十三条（略）

2 職員福祉企画調整官は、命を受けて、第二十条第一項第一号に掲げる事務を行い、同項第二号に掲げる事務及び第三号に掲げる事務（勤務時間調査・指導室の所掌に属するものを除く。）に関する重要事項の企画及び立案に参画するほか、特に命ぜられた事項の企画調整に関する事務を行う。

(人材企画調整官)
第五十五条 (略)

2 人材企画調整官は、命を受けて、第二十九条第一項第一号に掲げる事務（人材確保対策室の所掌に属するものを除く。）を行い、又は同項第二号及び第三号に掲げる事務に関する重要事項の企画及び立案に参画するほか、特に命ぜられた事項の企画調整に関する事務を行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人材企画調整官)
第五十五条 (略)

2 人材企画調整官は、命を受けて、第二十九条第一項第一号に掲げる事務（人材確保対策室の所掌に属するものを除く。）を行い、同項第二号及び第三号に掲げる事務に関する重要事項の企画及び立案に参画するほか、特に命ぜられた事項の企画調整に関する事務を行う。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）に基づき、人事院規則二一四（人事院の職員の定員）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年四月一日

人事院総裁 川本 裕子

人事院規則二一四―一八

人事院規則二一四（人事院の職員の定員）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二一四（人事院の職員の定員）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

人事院の職員（常勤を要しない職員を除く。以下同じ。）の定員は、六百十八人（うち十二人は、国家公務員倫理審査会事務局の職員の定員とする。）とする。

人事院の職員（常勤を要しない職員を除く。以下同じ。）の定員は、六百二十一人（うち十二人は、国家公務員倫理審査会事務局の職員の定員とする。）とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則二一四の規定は、令和七年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一二（俸給表の適用範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年四月一日

人事院総裁 川本 裕子

人事院規則九一二七五

人事院規則九一二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一二（俸給表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

(専門行政職俸給表の適用範囲)
第二条の二 専門行政職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。

一 〆三 (略)

四 沖縄総合事務局、地方運輸局又は運輸監理部の海事技術専門官及び国土交通省海事局の船舶検査測度官

五 〆十二 (略)

(専門行政職俸給表の適用範囲)
第二条の二 専門行政職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。

一 〆三 (略)

四 沖縄総合事務局、国土交通省海事局、地方運輸局又は運輸監理部の海事技術専門官及び船舶検査官

五 〆十二 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。
令和七年四月一日
人事院総裁 川本 裕子

人事院規則九一―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則
人事院規則九一―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後				改正前			
別表第一（第一条関係） 一〇六（略） 七 警察庁				別表第一（第一条関係） 一〇六（略） 七 警察庁			
組織		官 職		組織		官 職	
(略)		(略)		(略)		(略)	
サイバーセキュ リティ対策研究 センター		所長		サイバーセキュ リティ対策研 究・研修セン ター		所長	
(略)		(略)		(略)		(略)	
(略)		(略)		(略)		三種	
八〇四十四（略）		(略)		八〇四十四（略）		(略)	

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。
令和七年四月一日
人事院総裁 川本 裕子

人事院規則九一―三〇―一二

人事院規則九一―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則
人事院規則九一―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後		改正前	
(特殊勤務手当の種類)		(特殊勤務手当の種類)	
第二条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。		第二条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。	
一〇二十七（略）		一〇二十七（略）	
二十八 船員作業手当（第三十一条の二）		(新設)	
(犯則取締等手当)		(犯則取締等手当)	
第二十八条の五 犯則取締等手当は、次に掲げる場合に支給する。		第二十八条の五 犯則取締等手当は、次に掲げる場合に支給する。	
一（略）		一（略）	

一の二 警察庁関東管区警察局に所属する職員のうち人事院の定める職員が警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五条第四項第六号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関して、被疑者等の住居又は事務所等において刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）の規定に基づく次に掲げる業務に従事したとき。

(1)・(2) (略)

二・三 (略)

三の二 公安調査庁に所属する公安調査官が無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第四十七号）第七条第二項の規定に基づく立入検査の業務で人事院が困難であると認めるものに従事したとき。

四・十二 (略)

2・3 (略)

(小笠原業務手当)

第三十一条 (略)

(船員作業手当)

第三十一条の二 船員作業手当は、財務省、水産庁、国土交通省、気象庁又は海上保安庁に所属する船員が、航海中の船舶において行う業務で人事院が定めるもの又は人事院がこれに相当すると認める業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、職員の職務の級に応じて次の表に定める額を超えない範囲内において人事院が定める額とする。

職務の級	手当額
公安職俸給表(二)七級以上の級	三千九百八十円
海事職俸給表(一)六級以上の級	
医療職俸給表(一)四級以上の級	
公安職俸給表(二)六級、五級及び四級	三千八十円
海事職俸給表(一)五級及び四級	
海事職俸給表(二)六級	
医療職俸給表(一)三級及び二級	
公安職俸給表(二)三級	二千五百七十円
海事職俸給表(一)三級	
海事職俸給表(二)五級	
医療職俸給表(一)一級	
公安職俸給表(二)二級	二千二百二十円
海事職俸給表(一)二級	
海事職俸給表(二)四級及び三級	
公安職俸給表(二)一級	
海事職俸給表(一)一級	千六百七十円
海事職俸給表(二)二級及び一級	

一の二 警察庁関東管区警察局に所属する職員のうち人事院の定める職員が警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五条第四項第六号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関して、被疑者等の住居又は事務所等において刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）の規定に基づく次に掲げる業務に従事したとき。

(1)・(2) (略)

二・三 (略)

(新設)

四・十二 (略)

2・3 (略)

(小笠原業務手当)

第三十一条 (略)

(新設)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―三〇の規定は、令和七年四月一日から適用する。

○公正取引委員会規則第三号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年四月一日

公正取引委員会委員長 古谷 一之

公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則

公正取引委員会事務総局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後		改正前		
（デジタル調査官） 第二条の二 事務総局経済取引局総務課デジタル市場企画調査室にデジタル調査官十九人以内を置く。 2 デジタル調査官は、命を受け、公正取引委員会事務総局組織規則（昭和五十三年総理府令第十号）第三条第四項第二号に掲げる事務を処理する。 （調査専門官） 第二条の三 略 （企業結合調査官） 第二条の四 略 2 略 （フリーランス取引調査官） 第二条の五 略 2 フリーランス取引調査官は、命を受け、公正取引委員会事務総局組織規則第六条第六項に掲げる事務を処理する。 （転嫁円滑化対策調査官） 第二条の六 略 2 略 （下請取引検査官） 第二条の七 略 2 略 （特別専門官） 第二条の八 略 2 略 （審査専門官） 第二条の九 略 〔2〕4 略		〔条を加える。〕 （調査専門官） 第二条の二 同上 2 同上 （企業結合調査官） 第二条の三 同上 2 同上 （フリーランス取引調査官） 第二条の四 同上 2 フリーランス取引調査官は、命を受け、公正取引委員会事務総局組織規則（昭和五十三年総理府令第十号）第六条第六項に掲げる事務を処理する。 （転嫁円滑化対策調査官） 第二条の五 同上 2 同上 （下請取引検査官） 第二条の六 同上 2 同上 （特別専門官） 第二条の七 同上 2 同上 （審査専門官） 第二条の八 同上 〔2〕4 同上		
北海道事務所	総務課 取引課 フリーランス課 下請課 第一審査課 第二審査課	北海道事務所	総務課 取引課 フリーランス課 下請課 第一審査課 第二審査課	
東北事務所	総務課 取引課 フリーランス課 下請課 第一審査課 第二審査課	東北事務所	総務課 取引課 フリーランス課 下請課 第一審査課 第二審査課	

中部事務所	総務課	取引課	フリーランス課	下請課	第一審査課	第二審査課
近畿中国四国事務所	総務課	第三審査課				
	総務課	取引課	フリーランス課	下請課	第一審査課	第二審査課
中国支所	総務課	第三審査課	第四審査課			
四国支所	総務課	取引課	下請課	審査課		
九州事務所	総務課	取引課	下請課	審査課		
	総務課	取引課	フリーランス課	下請課	第一審査課	第二審査課
	総務課	第三審査課				

(地方事務所及び支所の総務課)

第四条 地方事務所及び支所の総務課においては、次の事務(近畿中国四国事務所の総務課にあつては、支所の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、次条第一項第五号、第四条の三、第四条の四第一項及び第五条第一項の事務を行うことができる。

〔一〇十五 略〕

(地方事務所及び支所の取引課並びに地方事務所及び支所の取引方法調査官並びに地方事務所及び支所の転嫁円滑化対策調査官)

第四条の二 地方事務所及び支所の取引課においては、次の事務(近畿中国四国事務所の取引課にあつては、支所の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、前条第十四号、次条、第四条の四第一項及び第五条第一項の事務を行うことができる。

〔一〇三 略〕

〔号を削る。〕

四〇六 〔略〕

2 前項に掲げる事務のほか、中国支所及び四国支所の取引課においては、次条に掲げる事務をつかさどる。

3 第一項に掲げる事務(転嫁円滑化対策調査官にあつては、同項第一号の事務及び同項第二号の事務(独占禁止法第二条第九項第六号ホに係るものに限る。))を処理させるため、各地方事務所及び支所を通じて取引方法調査官七人以内及び転嫁円滑化対策調査官十人以内を置く。

(地方事務所のフリーランス課)

第四条の三 地方事務所のフリーランス課においては、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和五年法律第二十五号)の施行に関する事務をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、第四条第十四号、前条第一項第一号及び第五号、次条第一項並びに第五条第一項の事務を行うことができる。

(地方事務所及び支所の下請課並びに地方事務所及び支所の下請取引調査官)

第四条の四 地方事務所及び支所の下請課においては、下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二十号)の施行に関する事務(近畿中国四国事務所の下請課にあつては、支所の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、第四条第十四号、第四条の二第一項第一号及び第五号、前条並びに次条第一項の事務を行うことができる。

2 〔略〕

中部事務所	総務課	取引課	下請課	第一審査課	第二審査課	第三審査課
近畿中国四国事務所	総務課	取引課	下請課			
	総務課	取引課	下請課	第三審査課	第四審査課	
中国支所	総務課	取引課	下請課	審査課		
四国支所	総務課	取引課	下請課	審査課		
九州事務所	総務課	取引課	下請課	第一審査課	第二審査課	第三審査課
	総務課	取引課	下請課	第一審査課	第二審査課	第三審査課
	総務課	取引課	下請課	第一審査課	第二審査課	第三審査課

(地方事務所及び支所の総務課)

第四条 地方事務所及び支所の総務課においては、次の事務(近畿中国四国事務所の総務課にあつては、支所の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、次条第一項第四号及び第六号、第四条の三第一項並びに第五条第一項の事務を行うことができる。

〔一〇十五 同上〕

(地方事務所及び支所の取引課並びに地方事務所及び支所の取引方法調査官並びに地方事務所及び支所の転嫁円滑化対策調査官)

第四条の二 地方事務所及び支所の取引課においては、次の事務(近畿中国四国事務所の取引課にあつては、支所の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、前条第十四号、次条第一項及び第五条第一項の事務を行うことができる。

〔一〇三 同上〕

四 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和五年法律第二十五号)の施行に関する事務に関する事。

五〇七 〔同上〕

〔項を加える。〕

2 前項に掲げる事務(転嫁円滑化対策調査官にあつては、同項第一号の事務及び同項第二号の事務(独占禁止法第二条第九項第六号ホに係るものに限る。))を処理させるため、各地方事務所及び支所を通じて取引方法調査官七人以内及び転嫁円滑化対策調査官十人以内を置く。

〔条を加える。〕

(地方事務所及び支所の下請課並びに地方事務所及び支所の下請取引調査官)

第四条の三 地方事務所及び支所の下請課においては、下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二十号)の施行に関する事務(近畿中国四国事務所の下請課にあつては、支所の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、第四条第十四号、前条第一項第一号、第四号及び第六号並びに次条第一項の事務を行うことができる。

2 〔同上〕

（地方事務所の第一審査課、第二審査課、第三審査課及び第四審査課並びに支所の審査課並びに地方事務所及び支所の審査専門官） 第五条 地方事務所の第一審査課、第二審査課、第三審査課及び第四審査課並びに支所の審査課は、命を受けて、事件の審査、課徴金の納付命令並びに排除措置計画及び排除確保措置計画の認定後の監査に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）を分掌する。ただし、特に命じられた場合においては、第四条の二第一項第五号、第四条の三及び前条第一項の事務を行うことができる。 〔2・3 略〕 附 則 1 〔略〕 2 第二条の四第一項の規定により置かれる企業結合調査官は、命を受け、同条第二項に規定する事務のほか、地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和二年法律第三十二号）がその効力を有する間、同法の規定により公正取引委員会が行うこととされている協議、通知の受理及び処分の請求（同法第三条第一項に規定する合併等に係るものに限る。）に関する事務を処理する。 3 第二条の九第一項及び第五条第三項の規定により置かれる審査専門官のほか、当分の間、事務総局審査局並びに各地方事務所及び支所を通じて、関係のある他の職を占める者をもって充てられる審査専門官若干人を置くことができる。 備考 表中の「」の記載は注記である。	
この規則は、公布の日から施行する。 附 則 ○国家公安委員会規則第四号 警察法施行令（昭和二十九年政令第五百十一号）第十三条第一項及び警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）第七十七条第九項の規定に基づき、現場写真の作成及び現場写真記録の取扱に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。 令和七年四月一日 現場写真の作成及び現場写真記録の取扱に関する規則等の一部を改正する規則 （現場写真の作成及び現場写真記録の取扱に関する規則の一部改正） 第一条 現場写真の作成及び現場写真記録の取扱に関する規則（昭和三十一年国家公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。 国家公安委員会委員長 坂井 学	
（現場写真の作成） 第三条 〔略〕 2 関東管区警察局サイバー特別捜査部特別捜査課は、犯罪現場に臨場する場合において必要があると認めるときは、関係都道府県警察の府県鑑識課又は警察署に対して、現場写真の作成を依頼することができる。 （重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する協力の求め） 第十条 関東管区警察局サイバー特別捜査部特別捜査課は、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五条第四項第六号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査における現場写真の作成及び現場写真記録の取扱に關し、必要があると認めるときは、関係都道府県警察の府県鑑識課又は警察署に協力を求めることができる。 備考 表中の「」の記載は注記である。	（地方事務所の第一審査課、第二審査課、第三審査課及び第四審査課並びに支所の審査課並びに地方事務所及び支所の審査専門官） 第五条 地方事務所の第一審査課、第二審査課、第三審査課及び第四審査課並びに支所の審査課は、命を受けて、事件の審査、課徴金の納付命令並びに排除措置計画及び排除確保措置計画の認定後の監査に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）を分掌する。ただし、特に命じられた場合においては、第四条の二第一項第四号及び第六号並びに前条第一項の事務を行うことができる。 〔2・3 同上〕 附 則 1 〔同上〕 2 第二条の三第一項の規定により置かれる企業結合調査官は、命を受け、同条第二項に規定する事務のほか、地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和二年法律第三十二号）がその効力を有する間、同法の規定により公正取引委員会が行うこととされている協議、通知の受理及び処分の請求（同法第三条第一項に規定する合併等に係るものに限る。）に関する事務を処理する。 3 第二条の八第一項及び第五条第三項の規定により置かれる審査専門官のほか、当分の間、事務総局審査局並びに各地方事務所及び支所を通じて、関係のある他の職を占める者をもって充てられる審査専門官若干人を置くことができる。
（現場写真の作成） 第三条 〔同上〕 2 関東管区警察局サイバー特別捜査部企画分析課又は特別捜査課（以下「関東管区捜査担当課」という。）は、犯罪現場に臨場する場合において必要があると認めるときは、関係都道府県警察の府県鑑識課又は警察署に対して、現場写真の作成を依頼することができる。 （重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する協力の求め） 第十条 関東管区捜査担当課は、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五条第四項第六号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査における現場写真の作成及び現場写真記録の取扱に關し、必要があると認めるときは、関係都道府県警察の府県鑑識課又は警察署に協力を求めることができる。	（現場写真の作成） 第三条 〔同上〕 2 関東管区警察局サイバー特別捜査部企画分析課又は特別捜査課（以下「関東管区捜査担当課」という。）は、犯罪現場に臨場する場合において必要があると認めるときは、関係都道府県警察の府県鑑識課又は警察署に対して、現場写真の作成を依頼することができる。 （重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する協力の求め） 第十条 関東管区捜査担当課は、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五条第四項第六号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査における現場写真の作成及び現場写真記録の取扱に關し、必要があると認めるときは、関係都道府県警察の府県鑑識課又は警察署に協力を求めることができる。

（犯罪捜査規範の一部改正）

第二条 犯罪捜査規範（昭和三十三年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
(関東管区警察局の警察官が行う捜査への適用)			(関東管区警察局の警察官が行う捜査への適用)		
第275条 関東管区警察局の警察官（警察法第61条の3第1項の規定による指示により派遣された者を含む。）が行う捜査に関する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第275条 [同左]		
[略]	刑事部長、警備部長その他犯罪の捜査を担当する部課長	関東管区警察局サイバー特別捜査部長又は <u>同部特別捜査課長</u>	[同左]	刑事部長、警備部長その他犯罪の捜査を担当する部課長	関東管区警察局サイバー特別捜査部長又は <u>同部企画分析課長</u> <u>若しくは特別捜査課長</u>
[略]			[同左]		

備考 表中の「」の記載は注記である。

（警察庁の定員に関する規則の一部改正）

第三条 警察庁の定員に関する規則（昭和四十四年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後			改 正 前		
(警察庁の定員)			(警察庁の定員)		
第一条 警察庁の各内部部局別、各附属機関別及び地方機関の定員は、次のとおりとする。			第一条 [同上]		
区 分	内部部局	長官官房	七九一人	警察庁長官、次長各一人を含む。 うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。	七八一人
定 員	生活安全局	一九〇人	三五七人	組織犯罪対策部の定員を除く。	一八〇人
備 考	刑事局	二九六人	一八〇人	外事情報部及び警備運用部の定員を除く。	一七二人
計	外事情報部	二六三人	二四六人	うち、一、四四八人は、警察官とする。	二、六二四人

四、足跡取扱規則（昭和五十四年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

備考 表中の「」の記載は注記である。

2	1
$\overline{\text{同上}}$	$\overline{\text{同上}}$

合	地方機関	附屬機関		
	管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部	計	警察大学校 科学警察研究所 皇宮警察本部	一九三九 一二九人 九三七人
計	八、〇五四人	一、二五九人	うち、八九七人は、皇宮護衛官とする。	うち、八九七人は、皇宮護衛官とする。
	四、一七一人	うち、八〇人は、警察官とし、八九七人は、皇宮護衛官とする。		うち、七八四人は、警察官とする。
	うち、二、三二二人は、警察官とし、八九七人は、皇宮護衛官とする。			

区	内部部局
分	長官官房
期 間	平成二十八年九月三十日までの間
定 員	四〇五人
備 考	警察庁長官、次長各一人を含む。 うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
	計
	平成二十八年九月三十日までの間
	二、三九二人
	うち、一、四〇八人は、警察官とする。

(遺留足跡等の採取及び送付)

2 関東管区警察局サイバー特別捜査部特別捜査課長は、現場鑑識を必要とする犯罪の発生を知つたときは、関係する警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部の犯罪捜査を担当する課長若しくは隊長又は警察署長に対して、所属職員の臨場を依頼するものとする。 [3・4 略] (重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する協力の求め) 第12条 関東管区警察局サイバー特別捜査部特別捜査課長は、警察法（昭和29年法律第162号）第5条第4項第6号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査における足跡の収集、管理及び運用に関し、必要があると認めるときは、関係都道府県警察の警察署長等に協力を求めることができる。 備考 表中の「」の記載は注記である。 (犯罪手口資料取扱規則の一部改正) 第五条 犯罪手口資料取扱規則（昭和五十七年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。		2 関東管区警察局サイバー特別捜査部特別捜査課長は、現場鑑識を必要とする犯罪の発生を知つたときは、関係する警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部の犯罪捜査を担当する課長若しくは隊長又は警察署長に対して、所属職員の臨場を依頼するものとする。 [3・4 略] (重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する協力の求め) 第12条 関東管区捜査担当課長は、警察法（昭和29年法律第162号）第5条第4項第6号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査における足跡の収集、管理及び運用に関し、必要があると認めるときは、関係都道府県警察の警察署長等に協力を求めることができる。 備考 表中の「」の記載は注記である。 (犯罪手口資料取扱規則の一部改正) 第五条 犯罪手口資料取扱規則（昭和五十七年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。	
改正後		改正前	
(手口記録の作成) 第三条 [略] 2 関東管区警察局サイバー特別捜査部特別捜査課長（以下「関東管区特別捜査課長」という。）は、所属の警察官が前項各号のいずれかに該当する犯罪の被疑者を検挙し、又はその引渡しを受けたときは、関係都道府県警察の警察署長等に対し、手口記録の作成を依頼しなければならない。 (被害記録の作成) 第五条 [略] 2 関東管区特別捜査課長は、第三条第一項各号に掲げる犯罪を認知したときは、関係都道府県警察の警察署長等に対し、被害記録の作成を依頼しなければならない。 (手口記録照会) 第八条 関東管区特別捜査課長及び警察署長等は、被疑者の特定その他犯罪捜査のため必要があるときは、警察庁捜査支援分析管理官に対し、電子情報処理組織を使用して手口記録に関する事項について照会することができる。 (被害記録照会) 第九条 関東管区特別捜査課長及び警察署長等は、余罪の発見その他犯罪捜査のため必要があるときは、警察庁捜査支援分析管理官に対し、電子情報処理組織を使用して被害記録に関する事項について照会することができる。 (重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する協力の求め) 第十条 関東管区特別捜査課長は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五条第四項第六号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査における資料の収集、管理及び運用に関し、必要があると認めるときは、関係都道府県警察の警察署長等に協力を求めることができる。 備考 表中の「」の記載は注記である。		(手口記録の作成) 第三条 [同上] 2 関東管区警察局サイバー特別捜査部企画分析課長又は特別捜査課長（以下「関東管区捜査担当課長」という。）は、所属の警察官が前項各号のいずれかに該当する犯罪の被疑者を検挙し、又はその引渡しを受けたときは、関係都道府県警察の警察署長等に対し、手口記録の作成を依頼しなければならない。 (被害記録の作成) 第五条 [同上] 2 関東管区捜査担当課長は、第三条第一項各号に掲げる犯罪を認知したときは、関係都道府県警察の警察署長等に対し、被害記録の作成を依頼しなければならない。 (手口記録照会) 第八条 関東管区捜査担当課長及び警察署長等は、被疑者の特定その他犯罪捜査のため必要があるときは、警察庁捜査支援分析管理官に対し、電子情報処理組織を使用して手口記録に関する事項について照会することができる。 (被害記録照会) 第九条 関東管区捜査担当課長及び警察署長等は、余罪の発見その他犯罪捜査のため必要があるときは、警察庁捜査支援分析管理官に対し、電子情報処理組織を使用して被害記録に関する事項について照会することができる。 (重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する協力の求め) 第十条 関東管区捜査担当課長は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五条第四項第六号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査における資料の収集、管理及び運用に関し、必要があると認めるときは、関係都道府県警察の警察署長等に協力を求めることができる。 備考 表中の「」の記載は注記である。	

（被疑者写真の管理及び運用に関する規則の一部改正）
第六條 被疑者写真の管理及び運用に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

（被疑者写真記録の作成）

（被疑者写真記録の作成）

第二条 「1・2 略」

第二条 「1・2 同上」

3 関東管区警察局サイバー特別捜査部特別捜査課長（以下「関東管区特別捜査課長」という。）は、所属の警察官が被疑者を逮捕し、又はその引渡しを受けたときは、関係都道府県警察の警察署長等に対し、当該被疑者写真の撮影及び当該被疑者写真記録の作成を依頼しなければならない。ただし、当該被疑者を警察署長等に引き渡す場合は、この限りではない。

3 関東管区警察局サイバー特別捜査部企画分析課長又は特別捜査課長（以下「関東管区捜査担当課長」という。）は、所属の警察官が被疑者を逮捕し、又はその引渡しを受けたときは、関係都道府県警察の警察署長等に対し、当該被疑者写真の撮影及び当該被疑者写真記録の作成を依頼しなければならない。ただし、当該被疑者を警察署長等に引き渡す場合は、この限りではない。

4 関東管区特別捜査課長は、身体の拘束を受けていない被疑者について必要があると認めるときは、関係都道府県警察の警察署長等に対し、当該被疑者写真の撮影及び当該被疑者写真記録の作成を依頼するものとする。

4 関東管区捜査担当課長は、身体の拘束を受けていない被疑者について必要があると認めるときは、関係都道府県警察の警察署長等に対し、当該被疑者写真の撮影及び当該被疑者写真記録の作成を依頼するものとする。

（重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する協力の求め）

（重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する協力の求め）

第八條 関東管区特別捜査課長は、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五条第四項第六号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査における被疑者写真の撮影、管理及び運用に関し、必要があると認めるときは、関係都道府県警察の警察署長等に協力を求めることができる。

第八條 関東管区捜査担当課長は、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五条第四項第六号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査における被疑者写真の撮影、管理及び運用に関し、必要があると認めるときは、関係都道府県警察の警察署長等に協力を求めることができる。

備考 表中の「」の記載は注記である。

（指掌紋取扱規則の一部改正）

第七條 指掌紋取扱規則（平成九年国家公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

（指掌紋記録等の作成）

（指掌紋記録等の作成）

第三条 「1・2 略」

第三条 「1・2 同上」

3 関東管区警察局サイバー特別捜査部特別捜査課長（以下「関東管区特別捜査課長」という。）は、所属の警察官が被疑者を逮捕し、又は被疑者の引渡しを受けたときは、関係都道府県警察の警察署長等に対し、指掌紋記録等の作成を依頼しなければならない。

3 関東管区警察局サイバー特別捜査部企画分析課長又は特別捜査課長（以下「関東管区捜査担当課長」という。）は、所属の警察官が被疑者を逮捕し、又は被疑者の引渡しを受けたときは、関係都道府県警察の警察署長等に対し、指掌紋記録等の作成を依頼しなければならない。

4 関東管区特別捜査課長は、身体の拘束を受けていない被疑者について必要があると認めるときは、関係都道府県警察の警察署長等に対し、指掌紋記録等の作成を依頼するものとする。

4 関東管区捜査担当課長は、身体の拘束を受けていない被疑者について必要があると認めるときは、関係都道府県警察の警察署長等に対し、指掌紋記録等の作成を依頼するものとする。

（重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する協力の求め）

（重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する協力の求め）

第十一条 関東管区特別捜査課長は、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五条第四項第六号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査における被疑者の指掌紋の収集、管理及び運用に関し、必要があると認めるときは、関係都道府県警察の警察署長等に協力を求めることができる。

第十一条 関東管区捜査担当課長は、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五条第四項第六号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査における被疑者の指掌紋の収集、管理及び運用に関し、必要があると認めるときは、関係都道府県警察の警察署長等に協力を求めることができる。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(DNA型記録取扱規則の一部改正)

第八条 DNA型記録取扱規則(平成十七年国家公安委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する協力の求め) 第八条 関東管区警察局サイバー特別捜査部特別捜査課長は、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五条第四項第六号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査における被疑者DNA型記録等の作成、管理及び運用に関し、必要があると認めるときは、関係都道府県警察の警察署長等に協力を求めることができる。	(重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する協力の求め) 第八条 関東管区警察局サイバー特別捜査部企画分析課長又は特別捜査課長は、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五条第四項第六号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査における被疑者DNA型記録等の作成、管理及び運用に関し、必要があると認めるときは、関係都道府県警察の警察署長等に協力を求めることができる。

(被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則の一部改正)

第九条 被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則(平成二十年国家公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(関東管区警察局への適用) 第十一条の二 「1・2 略」 3 関東管区警察局の警察官(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第六十一条の三第一項の規定による指示により派遣された者を含む。)が行う被疑者取調べに関する第九条第一項及び第十条の規定の適用については、第九条第一項中「警察本部の犯罪捜査を担当する課(課に準ずるものを含む。)の長又は警察署長(以下「警察署長等」という。)」とあるのは「関東管区警察局サイバー特別捜査部特別捜査課長」と、取調べ監督業務担当課とあるのは「関東管区警察局総務監察部警務課」と、「警察本部長」とあるのは「関東管区警察局長」と、第十条第一項中「警察本部長」とあるのは「関東管区警察局長」と、「取調べ監督業務担当課とあるのは「関東管区警察局総務監察部警務課」と、同条第二項中「警察署長等」とあるのは「関東管区警察局長」とする。 4 「略」	(関東管区警察局への適用) 第十一条の二 「1・2 同上」 3 関東管区警察局の警察官(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第六十一条の三第一項の規定による指示により派遣された者を含む。)が行う被疑者取調べに関する第九条第一項及び第十条の規定の適用については、第九条第一項中「警察本部の犯罪捜査を担当する課(課に準ずるものを含む。)の長又は警察署長(以下「警察署長等」という。)」とあるのは「関東管区警察局サイバー特別捜査部企画分析課長又は特別捜査課長」と、取調べ監督業務担当課とあるのは「関東管区警察局総務監察部警務課」と、「警察本部長」とあるのは「関東管区警察局長」と、第十条第一項中「警察本部長」とあるのは「関東管区警察局長」と、「取調べ監督業務担当課」とあるのは「関東管区警察局総務監察部警務課」と、同条第二項中「警察署長等」とあるのは「関東管区警察局サイバー特別捜査部企画分析課長又は特別捜査課長」と、同条第三項中「警察本部長」とあるのは「関東管区警察局長」とする。 4 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

(警察大学校サイバーセキュリティ対策研究・研修センターの内部組織に関する規則の一部改正)

第十条 警察大学校サイバーセキュリティ対策研究・研修センターの内部組織に関する規則(平成二十六年国家公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定(題名を含む。)の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
警察大学校サイバーセキュリティ対策研究センターの内部組織に関する規則 (ネットワーク解析研究室及びデバイス解析研究室の設置) 第一条 警察大学校サイバーセキュリティ対策研究センターに、ネットワーク解析研究室及びデバイス解析研究室を置く。	警察大学校サイバーセキュリティ対策研究・研修センターの内部組織に関する規則 (解析研究室及び捜査研修室の設置) 第一条 警察大学校サイバーセキュリティ対策研究・研修センターに、解析研究室及び捜査研修室を置く。

(ネットワーク解析研究室の所掌事務)

第二条 ネットワーク解析研究室においては、警察法施行規則第七十七条第二項各号に掲げる事務のうち電子情報処理組織その他の情報通信の技術及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に関する研究に関する事務をつかさどる。

(デバイス解析研究室の所掌事務)

第三条 デバイス解析研究室においては、警察法施行規則第七十七条第二項各号に掲げる事務のうち情報通信機器及び電子機器(電子計算機及びその関連装置を除く。)に関する研究に関する事務をつかさどる。

(研究室長)

第四条 ネットワーク解析研究室にネットワーク解析研究室長を、デバイス解析研究室にデバイス解析研究室長を置く。

2 ネットワーク解析研究室長は、命を受け、ネットワーク解析研究室の事務を掌理する。

3 デバイス解析研究室長は、命を受け、デバイス解析研究室の事務を掌理する。

備考 対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第三条の規定による改正後の警察庁の定員に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

○原子力規制委員会規則第三号

原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)及び原子力規制委員会組織令(平成二十四年政令第二百三十号)を実施するため、原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年四月一日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則

原子力規制委員会組織規則(平成二十四年原子力規制委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
(企画官、首席技術研究調査官及び上席技術研究調査官)		(企画官及び首席技術研究調査官)	
第十六条 技術基盤課に、企画官一人、首席技術研究調査官一人及び上席技術研究調査官一人を置く。		第十六条 技術基盤課に、企画官一人及び首席技術研究調査官一人を置く。	
2・3 (略)		2・3 (略)	
4 上席技術研究調査官は、命を受けて、首席技術研究調査官の事務を補佐する。		(新設)	
(放射線環境対策室並びに環境放射能対策官、企画官及び上席放射線防災専門官)		(放射線環境対策室並びに環境放射能対策官、企画官及び上席放射線防災専門官)	
第十八条 監視情報課に、放射線環境対策室並びに企画官一人及び上席放射線防災専門官二十五人を置く。		第十八条 監視情報課に、放射線環境対策室並びに企画官一人及び上席放射線防災専門官二十四人を置く。	
2・6 (略)		2・6 (略)	

(経理調査官、上席訟務調整官、原子力規制特別国際交渉官、企画官、統括技術研究調査官、上席会計監査官、上席技術研究調査官、核物質防護指導官、上席核物質防護対策官、国際核セキュリティ専門官及び安全管理調査官)

第十九条 長官官房に、経理調査官一人、上席訟務調整官二人(檢察官をもつて充てるものとする。)、原子力規制特別国際交渉官一人、企画官三人、統括技術研究調査官四人、上席会計監査官一人、上席技術研究調査官十五人、核物質防護指導官二人、上席核物質防護対策官二人、国際核セキュリティ専門官一人及び安全管理調査官二人を置く。この場合において、当該上席核物質防護対策官は、原子力検査官(原子炉等規制法第六十七条の二第一項に規定する原子力検査官をいう。以下同じ。)として置かれるものとする。

2 12 (略)

(安全規制調整官、特殊施設規制官、首席原子力専門検査官、統括監視指導官、安全管理調査官、上席原子力専門検査官、上級原子炉解析専門官、上席監視指導官及び統括原子力運転検査官)

第二十二条 原子力規制部に、安全規制調整官五人、特殊施設規制官一人、首席原子力専門検査官二人、統括監視指導官四人、安全管理調査官八人、上席原子力専門検査官十九人、上級原子炉解析専門官二人、上席監視指導官十一人及び統括原子力運転検査官二十二人を置く。この場合において、当該首席原子力専門検査官、上席原子力専門検査官及び統括原子力運転検査官は、原子力検査官として置かれるものとする。

2 6 (略)

7 上席原子力専門検査官は、命を受けて、首席原子力専門検査官の事務を補佐する。

8 上級原子炉解析専門官は、命を受けて、統括監視指導官の事務を補佐する。

9 上席監視指導官は、命を受けて、統括監視指導官の事務を補佐する。

10 (略)

附 則

(監視情報課上席放射線防災専門官の設置期間の特例)

2 第十八条第一項の上席放射線防災専門官のうち、一人は令和十年三月三十一日まで、他の一人は令和十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

(長官官房上席技術研究調査官の設置期間の特例)

3 第十九条第一項の上席技術研究調査官のうち一人は、令和十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

(削る)

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経理調査官、上席訟務調整官、原子力規制特別国際交渉官、企画官、統括技術研究調査官、上席会計監査官、上席技術研究調査官、核物質防護指導官、上席核物質防護対策官、国際核セキュリティ専門官及び安全管理調査官)

第十九条 長官官房に、経理調査官一人、上席訟務調整官二人(檢察官をもつて充てるものとする。)、原子力規制特別国際交渉官一人、企画官三人、統括技術研究調査官四人、上席会計監査官一人、上席技術研究調査官十四人、核物質防護指導官二人、上席核物質防護対策官二人、国際核セキュリティ専門官一人及び安全管理調査官二人を置く。

2 12 (略)

(安全規制調整官、特殊施設規制官、首席原子力専門検査官、統括監視指導官、安全管理調査官、上席原子力専門検査官、上級原子炉解析専門官、上席監視指導官及び統括原子力運転検査官)

第二十二条 原子力規制部に、安全規制調整官五人、特殊施設規制官一人、首席原子力専門検査官二人、統括監視指導官四人、安全管理調査官八人、上席原子力専門検査官十九人、上級原子炉解析専門官二人、上席監視指導官十一人及び統括原子力運転検査官二十二人を置く。この場合において、当該首席原子力専門検査官、上席原子力専門検査官及び統括原子力運転検査官は、原子力検査官(原子炉等規制法第六十七条の二第一項に規定する原子力検査官をいう。)として置かれるものとする。

2 6 (略)

7 上席原子力専門検査官は、命を受けて、首席原子力専門検査官の事務を補佐する。

8 上級原子炉解析専門官は、命を受けて、統括監視指導官の事務を補佐する。

9 上席監視指導官は、命を受けて、統括監視指導官の事務を補佐する。

10 (略)

附 則

(監視情報課上席放射線防災専門官の設置期間の特例)

2 第十八条第一項の上席放射線防災専門官のうち一人は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

(長官官房首席技術研究調査官の設置期間の特例)

3 第十九条第一項の首席技術研究調査官のうち四人は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

(原子力規制部安全規制調整官の設置期間の特例)

4 第二十二条第一項の安全規制調整官のうち一人は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

訓

令

○内閣府訓令第3号

科学技術・イノベーション推進事務局統括官の職務分担に関する訓令を次のように定める。

令和七年四月一日

内閣総理大臣 石破 茂

科学技術・イノベーション推進事務局統括官の職務分担に関する訓令

1 科学技術・イノベーション推進事務局統括官二人は、科学技術・イノベーション推進事務局長の職務を助け、それぞれ別表上欄に掲げる担当の区分に応じ、同表下欄に掲げる職務を行うものとする。

2 統括官は、その職務を遂行するに当たり、必要に応じ、相互に連携を図りつつ、相互に協力しなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表

担 当	職 務
総合政策 担当	主に次に掲げる事務をつかさどること。 1 行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること(内閣官房が行う内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二条第二項第二号に掲げる事務及び統括官(人工知能等担当)の所掌に属するものを除く)。 一 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項 二 科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項 三 本号一及び二に掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項 四 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出(科学技術・イノベーション基本法(平成十七年法律第三十号)第二十一条第一項に規定するものをいう。以下同じ)の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項 2 科学技術・イノベーション基本計画(科学技術・イノベーション基本法第十二条第一項に規定するものをいう)の策定及び推進に関すること。 3 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。 4 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法(平成二十八年法律第四十三号)第三条第一項に規定する特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針の策定及び推進に関すること。 5 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する施策の推進に関すること。 6 原子力の研究、開発及び利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること(安全の確保のうちその実施に関するものを除く)。 7 原子力発電施設等立地地域(原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法(平成十二年法律第四十八号)第三条第一項に規定するものをいう。以下同じ)の指定に関すること。 8 原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画(原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第四条に規定するものをいう)の作成に関すること。 9 原子力発電施設等立地地域の振興に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

人工知能
等担当

主に次に掲げる事務をつかさどること。

1 行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること(内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く)。

一 人工知能に関する事項

二 本号一に掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項のうち、特に命ぜられた事項
2 前号に掲げるもののほか、特に命ぜられた事項に関すること。

○法務省訓令第2号

検察庁事務章程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日

法務大臣 鈴木 馨祐

検察庁事務章程の一部を改正する訓令

検察庁事務章程(昭和60年法務省訓令第1号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分を改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
別表第4 (第10条関係)	別表第4 (第10条関係)
東京地方検察庁立川支部 横浜地方検察庁川崎支部 横浜地方検察庁相模原支部 横浜地方検察庁横須賀支部 横浜地方検察庁小田原支部 さいたま地方検察庁越谷支部 さいたま地方検察庁川越支部 さいたま地方検察庁熊谷支部 千葉地方検察庁松戸支部 水戸地方検察庁土浦支部 前橋地方検察庁高崎支部 静岡地方検察庁沼津支部 静岡地方検察庁浜松支部 長野地方検察庁松本支部 新潟地方検察庁長岡支部 大阪地方検察庁堺支部 神戸地方検察庁尼崎支部 神戸地方検察庁姫路支部 名古屋地方検察庁一宮支部 名古屋地方検察庁岡崎支部 名古屋地方検察庁豊橋支部 津地方検察庁四日市支部 広島地方検察庁呉支部	東京地方検察庁立川支部 横浜地方検察庁川崎支部 横浜地方検察庁相模原支部 横浜地方検察庁横須賀支部 横浜地方検察庁小田原支部 さいたま地方検察庁越谷支部 さいたま地方検察庁川越支部 さいたま地方検察庁熊谷支部 千葉地方検察庁松戸支部 水戸地方検察庁土浦支部 前橋地方検察庁高崎支部 静岡地方検察庁沼津支部 静岡地方検察庁浜松支部 長野地方検察庁松本支部 新潟地方検察庁長岡支部 大阪地方検察庁堺支部 神戸地方検察庁尼崎支部 神戸地方検察庁姫路支部 名古屋地方検察庁一宮支部 名古屋地方検察庁岡崎支部 名古屋地方検察庁豊橋支部 津地方検察庁四日市支部 広島地方検察庁呉支部

改 正 後		改 正 前											
<table><tr><th>補助金等の名称</th><th>事務の内容</th></tr><tr><td>(項) 沖縄政策費 〔略〕 (目) 沖縄産業創出支援事業費補助金 (沖縄航空関連産業クラスター形成促進事業を除く。) (目) 沖縄産業技術開発事業費補助金 (沖縄県に交付するものを除く。) </td><td rowspan="2">〔略〕</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr></table>	補助金等の名称	事務の内容	(項) 沖縄政策費 〔略〕 (目) 沖縄産業創出支援事業費補助金 (沖縄航空関連産業クラスター形成促進事業を除く。) (目) 沖縄産業技術開発事業費補助金 (沖縄県に交付するものを除く。)	〔略〕	〔略〕	〔略〕	<table><tr><th>補助金の名称</th><th>事務の内容</th></tr><tr><td>(項) 沖縄政策費 〔同上〕 (目) 沖縄産業創出支援事業費補助金 (目) 沖縄産業技術開発事業費補助金 </td><td rowspan="2">〔同上〕</td></tr><tr><td>〔同上〕</td><td>〔同上〕</td></tr></table>	補助金の名称	事務の内容	(項) 沖縄政策費 〔同上〕 (目) 沖縄産業創出支援事業費補助金 (目) 沖縄産業技術開発事業費補助金	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
補助金等の名称	事務の内容												
(項) 沖縄政策費 〔略〕 (目) 沖縄産業創出支援事業費補助金 (沖縄航空関連産業クラスター形成促進事業を除く。) (目) 沖縄産業技術開発事業費補助金 (沖縄県に交付するものを除く。)	〔略〕												
〔略〕		〔略〕											
補助金の名称	事務の内容												
(項) 沖縄政策費 〔同上〕 (目) 沖縄産業創出支援事業費補助金 (目) 沖縄産業技術開発事業費補助金	〔同上〕												
〔同上〕		〔同上〕											
備考 表中の「 」の記載は注記である。													

附 則
この告示は、公布の日から施行する。

法 規 的 告 示

○内閣府告示第四十六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第百五十五号。以下「令」という。）第十六条第一項並びに内閣府の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める内閣府令（昭和三十年総理府令第六十七号）本則ただし書及び第二号二の規定に基づき、内閣府の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める内閣府令本則ただし書及び第二号二の規定に基づき内閣総理大臣の指定する補助金等及び事務を定める件（平成三十年内閣府告示第四十八号）の一部を次のように改正し、令和七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから適用することとしたので、令第十六条第六項の規定に基づき告示する。

内閣総理大臣 石破 茂

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる破線で囲んだ部分のように改める。

○出入国在留管理庁訓令第 11 号

地方出入国在留管理局長
地方出入国在留管理局支局長
地方出入国在留管理局出張所長
地方出入国在留管理局支局出張所長
主任審査官、特別審理官及び難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和7年4月1日
出入国在留管理庁長官 丸山 秀治
(公印省略)

主任審査官、特別審理官及び難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令
主任審査官、特別審理官及び難民調査官を指定する訓令（平成31年出入国在留管理庁訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の4第1項又は第81条の5第1項」を「国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第2項の規定により採用されたもの及び国家公務員法（昭和22年法律第120号）第60条の2第1項」に改める。

別表中「札幌出入国在留管理局首席審査官」及び「高松出入国在留管理局首席審査官」の下に「(審査第一担当)」を加える。

附 則
この訓令は、公布の日から施行する。

○内閣府
財務省 告示第三号

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第二条第一号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第一号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件（昭和四十七年大蔵省告示第四号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年四月一日

内閣総理大臣 石破 茂
財務大臣 加藤 勝信

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改	正	後
沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第二条第一号二、リ、ヌ、ワ及びヨの規定に基づき、主務大臣の指定するものを次のように定める。 〔一〇七 略〕 八 令第二条第一号レの資金 漁業者が、漁業経営の改善のためにする漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置に伴い必要な次の資金 〔一〇四 略〕 五 漁業を営む法人の株式若しくは持分の取得又は漁業を営む法人への出資に必要な資金 〔九〇二十四 略〕	改	正
沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第二条第一号二、リ、ヌ、ワ及びヨの規定に基づき、主務大臣の指定するものを次のように定める。 〔一〇七 同上〕 八 令第二条第一号レの資金 漁業者が、漁業経営の改善のためにする漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置に伴い必要な次の資金 〔一〇四 同上〕 〔号の細分を加える。〕 〔九〇二十四 同上〕	改	正
備考 表中の「」の記載は注記である。		

○こども家庭庁告示第四号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第百十三号）の規定に基づき、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月一日

こども家庭庁長官 渡辺由美子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改	正	後
（定義） 第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 〔一〇十六 略〕 十七 基礎分 当該施設等において職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件の策定等を行った場合に、次の表の上欄に掲げる当該施設等における職員一人当たりの平均経験年数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合をいう。 〔表 略〕 十八 賃金改善分 当該施設等において賃金改善の実施計画の策定等を行った場合に、上欄に掲げる当該施設等における職員一人当たりの平均経験年数の区分に応じて加算されるものとして下欄に掲げる割合及び別表第二又は別表第三に規定する割合を合わせたものをいう。 〔表 略〕 十九 削除		
（定義） 第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 〔一〇十六 同上〕 十七 基礎分 次の表の上欄に掲げる当該施設等における職員一人当たりの平均経験年数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合をいう。 〔表 同上〕 十八 賃金改善要件分 当該施設等において賃金改善の実施計画の策定等を行った場合に、上欄に掲げる当該施設等における職員一人当たりの平均経験年数の区分に応じて、基礎分に加算されるものとして下欄に掲げる割合をいう。 〔表 同上〕 十九 キャリアパス要件分 当該施設等において職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件の策定等を行わなかった場合に賃金改善要件分から減じる二パーセントの割合をいう。		

二十 加算率 当該施設等における職員一人当たりの平均経験年数の区分及び別表第二又は別表第三に規定する割合に応じ、当該施設等に該当する基礎分及び賃金改善分を合わせたものをいう。

二十一 処遇改善等加算 当該施設等における職員の平均経験年数及び賃金改善の取組を踏まえた加算率により加算されるもの(別表第二及び別表第三において「区分一及び区分二」という)並びに当該施設等において技能及び経験を有する職員について追加的な賃金改善を行う場合に加算されるもの(別表第二及び別表第三において「区分三」という)をいう。

〔二十二〕二十三の二 略

二十三の三 一歳児配置改善加算 職場環境改善を進めている当該施設等において、一歳児五人につき、保育士等を一人配置する場合に加算されるものをいう。

〔二十四〕三十五の四 略

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

三十六 冷暖房費加算 当該施設等において、次に掲げる当該施設等の所在する地域の区分に応じ、冷暖房費として加算されるものをいう。

〔イ〕ホ 略

〔三十七〕六十五 略

(施設型給付費に関する経過措置)

第十条 法附則第九条第一項第一号イに規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百四十を乗じた額とする。

(特例施設型給付費に関する経過措置)

第十一条 法附則第九条第一項第二号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百四十を乗じた額とする。

2 法附則第九条第一項第二号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第三条の規定による額に千分の七百四十を乗じて得た額とする。

(特例地域型保育給付費に関する経過措置)

第十二条 法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第六条各号の規定による額に千分の七百四十を乗じて得た額とする。

2 法附則第九条第一項第三号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第八条の規定による額に千分の七百四十を乗じて得た額とする。

(教育・保育給付認定保護者の負担上限額の算定に関する基準)

第十七条 子ども・子育て支援法施行令第四条第二項(同令第五条第二項、第九条、第十一条第二項及び第十二条第二項において準用する場合を含む。)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額については、公定価格の額から処遇改善等加算、外部監査費加算、副食費徴収免除加算、療育支援加算、施設関係者評価加算、除雪費加算、降灰除去費加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算、休日保育加算、居宅訪問型保育事業を除く)、減価償却費加算、賃借料加算、チーム保育推進加算、高齢者等活躍促進加算及び障害児保育加算が適用される場合の額を減じた額とする。

二十 加算率 当該施設等における職員一人当たりの平均経験年数の区分に応じ、当該施設等に該当する基礎分、賃金改善要件分及びキャリアパス要件分を合わせたものをいう。

二十一 処遇改善等加算Ⅰ 当該施設等における職員の平均経験年数並びに賃金改善及びキャリアアップの取組を踏まえた加算率を基に各区分に応じ算出し、加算されるものをいう。

〔二十二〕二十三の二 同上

〔号を加える。〕

〔二十四〕三十五の四 同上

三十五の五 処遇改善等加算Ⅱ 当該施設等において、技能及び経験を有する職員について追加的な賃金改善を行う場合に加算されるものをいう。

三十五の六 処遇改善等加算Ⅲ 当該施設等において、賃上げ効果が継続されることを前提に、追加的な賃金改善を行う場合に加算されるものをいう。

三十六 冷暖房費加算 当該施設等において、当該施設等の所在する地域(次のイからホまでに掲げる地域)の区分に応じ、冷暖房費として加算されるものをいう。

〔イ〕ホ 同上

〔三十七〕六十五 同上

(施設型給付費に関する経過措置)

第十条 法附則第九条第一項第一号イに規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百四十九を乗じた額とする。

(特例施設型給付費に関する経過措置)

第十一条 法附則第九条第一項第二号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百四十九を乗じた額とする。

2 法附則第九条第一項第二号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第三条の規定による額に千分の七百四十九を乗じて得た額とする。

(特例地域型保育給付費に関する経過措置)

第十二条 法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第六条各号の規定による額に千分の七百四十九を乗じて得た額とする。

2 法附則第九条第一項第三号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第八条の規定による額に千分の七百四十九を乗じて得た額とする。

(教育・保育給付認定保護者の負担上限額の算定に関する基準)

第十七条 子ども・子育て支援法施行令第四条第二項(同令第五条第二項、第九条、第十一条第二項及び第十二条第二項において準用する場合を含む。)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額については、公定価格の額から処遇改善等加算Ⅰ、外部監査費加算、副食費徴収免除加算、処遇改善等加算Ⅱ、処遇改善等加算Ⅲ、療育支援加算、施設関係者評価加算、除雪費加算、降灰除去費加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算、休日保育加算(居宅訪問型保育事業を除く)、減価償却費加算、賃借料加算、チーム保育推進加算、高齢者等活躍促進加算及び障害児保育加算が適用される場合の額を減じた額とする。

備考 表中の「」の記載及び対象規程の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

(「次のよう」は、省略し、その関係書類を子ども家庭庁成育局に備え置いて縦覧に供するとともに、子ども家庭庁のホームページ (<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/law/law>) により公表する。)

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は令和七年四月一日から適用する。

(経過措置)

第二条 この告示の適用の日前の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

(キャリアパス要件の特例)

第三条 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間における処遇改善等加算の算定に係る第一条第十七号及び第十九号から第二十一号までの規定の適用については、同条第十七号中「当該施設等において職員」の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件の策定等を行った場合に、次の表の「とあるのは「次の表の」と、同条第十九号中「削除」とあるのは「キャリアパス要件分 当該施設等において職員」の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件の策定等を行わなかった場合に賃金改善分から減じる二パーセントの割合をいう。」と、同条第二十号中「基礎分及び賃金改善分」とあるのは「基礎分、賃金改善分及びキャリアパス要件分」と、同条第二十一号中「平均経歴年数及び賃金改善」とあるのは「平均経歴年数並びに賃金改善及びキャリアアップ」とする。

(冷暖房費加算の特例)

第四条 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間における冷暖房費加算の算定に用いる地域の区分については、第一条第三十六号イからホまでの規定にかかわらず、次の地域の区分によるものとする。

一 一級地（国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号。以下「寒冷地手当法」という。）別表に規定する一級地をいう。）

二 二級地（寒冷地手当法別表に規定する二級地をいう。）

三 三級地（寒冷地手当法別表に規定する三級地をいう。）

四 四級地（寒冷地手当法別表に規定する四級地をいう。）

五 激変緩和地域（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号。以下この五において「改正法」という。）による改正前の寒冷地手当法別表に規定する四級地に該当する地域であつて、改正法による改正後の寒冷地手当法に掲げる地域以外のものをいう。）

六 その他地域（前各号に掲げる地域以外の地域をいう。）

〇総務省告示第百三十五号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第十項の規定に基づき、令和七年度地方債同意等基準を次のように定めたので、同項の規定により公表する。

令和七年四月一日

総務大臣 村上誠一郎

第一 総括的事項

一 地方債同意等基準の策定方針等

1 地方債同意等基準は、地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。）第5条の3第10項の規定に基づき、地方公共団体の自主性及び自立性を高めるとともに、その運用の公正・透明性の確保を図る観点から、定めるものとする。

2 令和7年度の地方債の同意又は許可（以下「同意等」という。）は、令和7年度地方債計画の事業別計画額を基準として行うものとする。

また、地方債の資金に関しては、公的資金は民間資金の補完であることを基本とし、各資金及び事業の性格、事業量並びに地方公共団体の資金調達能力、財政状況及び財政運営の健全性等を踏まえた適切かつ柔軟な資金分配を行うものとする。

二 地方債協議等のスケジュール等

1 地方財政法施行令（昭和23年政令第267号。以下「地財令」という。）第2条第1項第1号に掲げる地方公共団体の地方債の協議又は許可申請（以下「協議等」という。）に係る同条第2項若しくは第21条第2項に規定する総務大臣が定める期間又は地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号。以下「健全化令」という。）第14条第1項に規定する総務大臣が定める期間は、原則として、通常の場合の協議等にあつては7月までの間で総務大臣が定める日まで、国の補正予算等による地方負担額の増その他事業費の増等に伴う追加の協議等にあつては当該年度末までの間で総務大臣が定める日までの期間とする。

また、民間等資金債（市場公募債及び銀行等引受債をいう。以下同じ。）の4月から7月発行等のため、早期の同意等を要する場合には、別に定めるところにより、当該地方債の発行に支障を来さないよう早期の協議等を行うものとする。

2 地方債の同意等に関する地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の3第1項に規定する通常要すべき標準的な期間は、協議等から同意等まで、おおむね1か月とし、当該年度末までに同意等が行われるものとする。

3 本基準における用語の使用については、地財法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）、地財令、健全化令及び地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号。以下「省令」という。）の例による。

4 本基準のほか、各年度の地方債の同意等に当たり必要な事項は別に定める。

第二 協議団体に係る同意基準

一 一般的同意基準

1 一般的事項

(1) 地方債の協議は、地方債計画の事業区分を基本とし、二に定める事業区分を協議の単位として行うものとする。

(2) 地方債の協議においては、原則として、一般的同意基準に掲げる事項に合致するものについて、同意するものとする。

2 地方債を財源とする事業

地方債の発行は、世代間の負担の公平や地方債を発行する地方公共団体の財政運営の健全性、財政秩序の維持、受益者負担の原則等を損なわないものである必要があり、それぞれの事業に係る同意に当たっては、次のような点についても、留意するものとする。

(1) 公営企業（主としてその経費（一般会計又は他の特別会計からの繰入れ（以下「他会計繰入金」という。）による収入をもって充てることとされている経費を除く。）を当該事業により生じる収入をもって充てることのできる事業をいう。以下同じ。）の財源に充てるための地方債（以下「公営企業債」という。）については、建設改良費及び準建設改良費（省令第12条及び附則第8条に規定する建設改良費に準ずる経費をいう。）（以下「建設改良費等」という。）

等の公営企業に要する経費の財源とする場合であって、償還期限を定めない公営企業債の場合を除き、当該経費が合理的な期間内に、当該事業により生じる収入、合理的な範囲内における他会計繰入金等によって、確実に回収されることが見込まれると認められるものであること。

- (2) 出資金又は貸付金の財源に充てるための地方債については、出資金にあっては、地方債の償還財源としての出資金が当該地方公共団体の財産として将来にわたり出資先に維持される等地方債を財源として出資を行うことに合理性があるものであること。貸付金にあっては、貸付金の回収が確実に認められるものであること等地方債を財源として貸付けを行うことに合理性があるものであること。
- (3) 借換債については、当初の実質的な償還年限の範囲内のものであって地方公共団体の負担の増大をもたらすものでないもの、施設の耐用年数に比して財源とした地方債の償還期間が短いこと等により元利償還の平準化や償還年限の延長を図ることに合理的な理由がある場合等であって、借換後の償還年限が、施設の耐用年数の範囲内である等当該地方公共団体の財政運営上、適切と考えられるものであること。
- (4) 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費（以下「災害復旧事業費等」という。）の財源に充てるための地方債については、当該災害復旧事業等の対象とする公共施設、公用施設等の復旧に必要な範囲内のものであること。また、災害救助事業等の財源とする場合においては、地方交付税による財源措置等との均衡がとれた範囲内のものであること。
- (5) 公共施設又は公用施設の建設事業費の財源に充てるための地方債については、当該事業に係る地方債の元利償還を主として税等によることが適当と認められる事業であって、かつ、事業費のうち地方債を財源とする割合が、世代間の負担の公平等の観点から適当と認められる範囲内のものであること。
- (6) 補助金の財源に充てるための地方債については、地財法第5条第5号に規定する法人が行う地方公共団体が自ら公共施設を建設する事業と同様の建設事業であって、助成の範囲が公共性等の観点から合理的な範囲のものであること。
- (7) 公共施設等の除却に要する経費の財源に充てるための地方債については、地財法第33条の5の8に規定する地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画（以下「公共施設等総合管理計画」という。）に基づいて行われることにより、財政負担の軽減、平準化等が図られると認められる除却事業を対象とするものであること。

3 償還年限等に関する事項

償還年限については、それぞれの事業に係る公的資金の償還年限との均衡や次に掲げる事項に留意するとともに、公的資金の償還年限が最長30年（建設改良費等に係る公営企業債（一般会計債のうち、公営企業の施設の整備に係る過疎対策事業を含む。）にあっては最長40年）であることに照らし、原則として、償還年限は30年以内（建設改良費等に係る公営企業債にあっては40年以内）とすることが適当であるものとする。

なお、複数の目的の地方債を一括して民間等資金（市場公募資金及び銀行等引受資金をいう。以下同じ。）により発行する場合にあっては、当該複数の目的を考慮した償還年限を設定することが必要であるものとする。

- (1) 公営企業債の償還年限については、償還期限を定めない公営企業債の場合を除き、建設改良費等に係る公営企業債の償還年限は、公営企業債を財源として建設又は改良しようとする施設の耐用年数等の範囲内であり、当該地方債の償還が料金等の収入によって賄われる期間内のものであること。

なお、施設の耐用年数が著しく長期であること等により、資本費の平準化を図るべき合理性を有する場合には、一定の元金償還金について、公営企業債を財源とすることができるものであること。

- (2) 出資金又は貸付金の財源に充てるための地方債の償還年限については、出資金にあっては、当該出資に係る対象団体又は対象事業に応じ、償還に要する元利償還金と当該出資により得られる収入や効果との均衡がとれる範囲内のものであること。貸付金にあっては、当該貸付けの償還年限との均衡がとれているものであること。
- (3) 借換債の償還年限については、当該借換えの対象となる地方債を財源とする事業の状況、施設の耐用年数、当該団体の公債費負担等の財政状況を踏まえ、適当と認められるものであること。
- (4) 災害復旧事業費等の財源に充てるための地方債の償還年限については、財政上の応急措置として負担を後年度に繰り延べる趣旨を踏まえ、当該団体の財政状況、災害復旧事業の事業量や事業期間等の均衡を考慮した上で、速やかな償還期間を設定しているものであること。
- (5) 公共施設又は公用施設の建設事業費の財源に充てるための地方債の償還年限については、当該地方債を財源として建設しようとする公共施設又は公用施設の耐用年数の範囲内であり、世代間の負担の公平の観点から、適当と考えられるものであること。

4 資金に関する事項

- (1) 公的資金
原則として、地方債計画上、当該公的資金を充当することを予定している事業に充当するものであること。
- (2) 民間等資金
地方債の資金の調達がおおむね見込まれるものであって、かつ金利等の条件について当該地方公共団体に多大な財政負担をもたらすものでないこと。

二 協議に当たっての事業区分

1 通常収支分

地方債（通常収支分）の協議に当たっては、次に掲げる事業区分を協議の単位とし、それぞれに定める事業等を対象とするものとする（ただし、2に掲げる事業の対象となるものを除く。）。

(一) 一般会計債

(1) 公共事業等

公共事業等については、補助事業に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金並びに独立行政法人水資源機構の行う河川事業及び農業農村整備事業並びに国立研究開発法人森林研究・整備機構の行う農業農村整備事業及び林道事業に係る法令に基づく負担金を対象とするものとする（ただし、他の事業区分に属する事業の対象となるものを除く。なお、国庫補助（交付金を含む。）を受けて市町村が実施する施設整備事業については、公共事業等の対象ではなく、(一)の(2)以下の事業の対象とするものとする。）。

(2) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業については、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定。以下「5か年加速化対策」という。）に基づく補助事業に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金並びに5か年加速化対策に基づく独立行政法人水資源機構の行う農業農村整備事業に係る法令に基づく負担金を対象とするものとする。

(3) 公営住宅建設事業

公営住宅建設事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする（ただし、地方公共団体が実施するものに限る。）。

ア 公営住宅その他の公的賃貸住宅の整備事業等

イ アの事業に関連して実施する事業

ウ 空き家再生等推進事業（公的賃貸住宅等として整備するものに限る。）

エ アイヌ住宅資金等貸付事業

(4) 災害復旧事業

災害復旧事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする。

ア 補助災害復旧事業及び直轄災害復旧事業

次に掲げる補助事業（地方公営企業に係るものを除く。）に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金（独立行政法人の行う災害復旧事業に係る法令に基づく地方公共団体の負担金を含む。）

ア) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第3条、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第3条、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）第3条及び公営住宅法（昭和26年法律第193号）第8条第3項の規定に基づき国がその事業費等の一部を負担又は補助する災害復旧事業

イ) 国庫補助の対象となる都市災害復旧事業

ウ) その他立法措置によって国がその事業費等の一部を負担又は補助する災害復旧事業（イに掲げるものを除く。）

エ) その他特別の予算措置によって国がその事業費等の一部を負担又は補助する災害復旧事業及びアからウまでに掲げるものに準ずる災害復旧事業

イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第102条第1項の規定に基づく歳入欠かん債及び災害対策債

ウ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第24条第1項及び第2項の規定に基づく公共土木施設等小災害復旧事業及び農地等小災害復旧事業

エ 地方公営企業災害復旧事業

オ 公共施設又は公用施設に係る火災復旧事業

カ 一般単独災害復旧事業（公共施設、公用施設及び別に定める農地に係る災害復旧事業のうち、アの対象とならなかったもので、イからオまでに掲げるものを除いたものと並びに単独の災害関連事業をいう。）

(5) 教育・福祉施設等整備事業

① 学校教育施設等整備事業

学校教育施設等整備事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする。

ア 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）第3条第1項の規定に基づく国庫負担及びその他の国庫補助（交付金を含む。）を受けて実施する学校教育施設等の整備事業に係る地方負担額（イ及びウに掲げるものと並びに都道府県が実施する補助事業に係る地方負担額を除く。）

イ 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第4条の規定に基づく学校教育施設等の整備事業に係る地方負担額

ウ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第1項の規定に基づく交付金及びその他の国庫補助（交付金を含む。）を受けて実施する事業のうち、義務教育諸学校等及び公立認定こども園の補強事業（イに掲げるものを除く。）、防災機能強化事業及び大規模改造事業のうち特別防犯対策に係る地方負担額

エ 単独事業として行う学校教育施設等の整備事業

② 社会福祉施設整備事業

社会福祉施設整備事業については、児童福祉施設その他の社会福祉施設のうち、公営企業債の対象となる施設及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校を除いた施設の整備事業を対象とするものとする（ただし、都道府県が実施する補助事業に係る地方負担額を除く。）。

③ 一般廃棄物処理事業

一般廃棄物処理事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする（ただし、都道府県が実施する補助事業に係る地方負担額を除く。）。

ア し尿処理施設整備事業

イ ごみ処理施設整備事業

ウ 清掃運搬施設等整備事業

④ 一般補助施設整備等事業

一般補助施設整備等事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする。

ア 原則として、国庫補助金を伴う事業のうち次に掲げる事業

ア) 原子力発電施設等立地地域振興特別事業

イ) 甘味資源作物・砂糖製造業緊急支援事業

ウ) 沖縄振興特別推進交付金事業

エ) 沖縄離島活性化推進事業

オ) 沖縄製糖業体制強化対策整備事業

カ) 沖縄振興特定事業推進事業

キ) 沖縄北部連携促進特別振興事業

ク) 沖縄観光景観形成支援事業

ケ) 沖縄産業創出支援事業（沖縄持続可能な交通環境構築推進事業に限る。）

コ) 駐留軍用地跡地先行取得事業

サ) 特定臨時避難施設整備事業

シ) 奄美群島振興交付金事業（農業創出緊急支援事業に限る。）

ス) 未買収道路用地取得事業（沖縄県に限る。）

セ) 防災集団移転事業

ソ) 豪雪対策整備事業

タ) 認定こども園整備事業（他の事業区分に属する事業の対象となるものを除く。）

チ) 児童相談所一時保護施設整備事業

ツ) 有明海・八代海等再生事業

テ) 地震対策緊急整備事業等

ト) 活動火山対策避難施設整備事業

ナ) 住宅資金等貸付事業

ニ) 庁舎整備事業

ヌ) 特定地域再生事業（公共施設又は公用施設の除却事業に限る。）

ネ) 特定間伐等促進対策事業

ノ) 新しい地方経済・生活環境創生交付金事業（地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第1号イの規定に基づく交付金事業（施設整備事業等に限る。））

ハ) 地方大学・地域産業創生事業

ヒ) 文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業、重要文化財等防災施設整備事業及び史跡等購入事業に限る。）

フ) アイヌ政策推進交付金事業

ヘ) 地域公共交通再構築事業（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第2条第9号に規定する鉄道事業再構築事業に係るものに限る。）

イ 国庫補助（交付金を含む。）を受けて市町村が実施する施設整備事業のうち、アに掲げる事業及び他の事業区分に属する事業の対象とならない事業

ウ 国庫補助金を伴う出資金・貸付金（チッソ分）

エ 特別転貸債

(ア) 指定都市高速道路公社が行う有料道路の整備事業

(イ) 外貨埠頭会社等が行う特定用途港湾施設（コンテナ埠頭及びフェリー埠頭）の整備事業

(ウ) 港湾運営会社が行う埠頭群を構成する港湾施設の整備事業

(エ) 国土交通大臣が指定する指定会社が行う外貨埠頭の整備事業

(オ) 独立行政法人空港周辺整備機構が行う空港周辺整備事業

(カ) 独立行政法人奄美群島振興開発基金が行う融資事業

⑤ 施設整備事業（一般財源化分）

施設整備事業（一般財源化分）については、平成17年度及び平成18年度に一般財源化された次の補助金等が対象としていた施設・設備整備事業等を対象とするものとする。
ア 次世代育成支援対策施設整備交付金（公立保育所及び児童相談所に係るものに限る。）

イ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

ウ 社会福祉施設等施設整備補助金・負担金（市町村立の障害者施設及び保護施設に係るものに限る。）

エ 消防防災設備整備費補助金

(6) 一般単独事業

① 一般事業

一般事業については、地方単独事業のうち他の事業区分に属する事業の対象とならない事業を対象とするものとする（ただし、地域開発事業（内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業に限る。）及び観光その他事業（観光施設事業に限る。）を新たに行う法人に対する出資金、貸付金及び補助金に係る地方債については、原則として、当該団体の財政状況を勘案し一定の基準未滿の規模のものに限る。）。

② 地域活性化事業

地域活性化事業については、地域の経済循環の創造に資する事業、活力ある経済・生活圏の形成のための連携中枢都市圏構想や定住自立圏構想の推進に資する事業等地域の活性化のための基盤整備事業を対象とするものとする（平成21年度までに提出した地域活性化事業計画に位置付けられている事業であって、令和7年度以降引き続き実施することが必要なものを含む。）。

③ 防災対策事業

防災対策事業については、地方単独事業として行う防災基盤の整備事業、公共施設又は公用施設の耐震化事業及び自然災害を未然に防止するために行う事業を対象とするものとする。

④ 地方道路等整備事業

地方道路等整備事業については、地方単独事業として行う道路、農道及び林道の整備事業を対象とするものとする。

⑤ 旧合併特例事業

旧合併特例事業については、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）の下で合併した市町村が行う市町村建設計画に基づく事業並びに市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く15か年度（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体（以下「特定被災地方公共団体」という。）である合併市町村又は同条第3項に規定する特定被災区域（以下「特定被災区域」という。）をその区域とする合併市町村においては20か年度）の間（以下「発行可能期間」という。）に市町村の合併の特例

等に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第10号）による改正前の市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）の下で都道府県の構想に位置付けられた市町村が行う合併市町村基本計画に基づく事業（発行可能期間に実施設計に着手した事業を含む。）又は平成22年3月31日までに合併した市町村において発行可能期間に都道府県等が行う交通基盤の整備事業を対象とするものとする。

⑥ 緊急防災・減災事業

緊急防災・減災事業については、防災基盤の整備事業及び公共施設又は公用施設の耐震化事業で、東日本大震災等を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等（地財法第33条の5の14に規定する計画に基づいて行われる情報システム又は情報通信機器等の整備を含み、機能強化を伴わない既存の施設・設備の更新を除く。）を対象とするものとする。

⑦ 公共施設等適正管理推進事業

公共施設等適正管理推進事業については、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等における次に掲げる地方単独事業等を対象とするものとする。

ア 集約化・複合化事業

イ 長寿命化事業

ウ 転用事業

エ 立地適正化事業

オ ユニバーサルデザイン化事業

カ 除却事業

なお、令和2年度地方債同意等基準（令和2年総務省告示第127号）第二の二の1の（一）の⑥の⑦の力に定める「市町村役場機能緊急保全事業」については、令和2年度までに実施設計に着手した事業を引き続き対象とするものとする。

⑧ 緊急自然災害防止対策事業

緊急自然災害防止対策事業については、緊急自然災害防止対策事業計画において緊急に行うべき事業として位置付けられた災害発生予防及び災害拡大防止に係る地方単独事業を対象とするものとする。

⑨ 緊急浚渫推進事業

緊急浚渫推進事業については、地財法第33条の5の11の規定に基づき、同条に規定する計画において緊急に行うべき事業として位置付けられたしゅんせつ及び樹木の伐採に係る地方単独事業を対象とするものとする。

⑩ 脱炭素化推進事業

脱炭素化推進事業については、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画（同条第2項に掲げる事項について定める計画）に基づいて行われる再生可能エネルギー設備等の整備、公共施設又は公用施設のZEB基準への適合、省エネルギー改修及びLED照明の導入並びに電動車の導入に係る地方単独事業を対象とするものとする。

⑪ こども・子育て支援事業

こども・子育て支援事業については、こども・子育てを支援するための施設の整備事業であって、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第1項又は第2項に規定する都道府県こども計画又は市町村こども計画に基づいて行われる地方単独事業（機能強化を伴わない既存の施設・設備の更新を除く。）を対象とするものとする。

⑫ デジタル活用推進事業

デジタル活用推進事業については、地財法第33条の5の14に規定する計画に基づいて行われる情報システム又は情報通信機器等の整備に係る地方単独事業等を対象とするものとする。

(7) 辺地及び過疎対策事業

① 辺地対策事業

辺地対策事業については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定による総合整備計画（同計画策定時から10年以内又は最初の計画変更時から5年以内のいずれか長い期間に実施する事業に限る。）に基づいて行う同法第2条第2項に規定する公共的施設の整備事業を対象とするものとする。

② 過疎対策事業

過疎対策事業については、過疎地域の市町村が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。）第8条第1項の規定による過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う次の事業を対象とするものとする。

ア 過疎法第14条第1項に規定する出資及び施設の整備事業

イ 過疎法第14条第2項に規定する過疎地域持続的発展特別事業（将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業。市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費、法令に基づき負担が義務付けられている経費、地方債の元利償還金に要する経費及び地域の持続的発展に資することなく効果が一過性である事業に要する経費については対象外としている。）

(8) 公共用地先行取得等事業

公共用地先行取得等事業については、公共事業等を効率的に執行し、又は国土の利用を総合的かつ計画的に推進するために行う用地の取得を対象とするものとする。

(9) 行政改革推進

行政改革推進については、自主的に行政改革を推進し財政の健全化に取り組む地方公共団体が行う公共施設又は公用施設の整備事業等について、当該事業に係る通常の地方債に加え、行政改革の取組による将来の財政負担の軽減により元利償還を行うことができると見込まれる額の範囲内で地方債を充当することが可能な額を対象とするものとする。

(10) 調整

調整については、次に掲げる額を対象とするものとする。

ア 法人住民税法人税割の減税等に伴う影響額について、地財法第33条の5の9の規定に基づき算出した額

イ 特別法人事業税等による減収に係る額について、地財法第33条の5の10の規定に基づき算出した額

(二) 公営企業債

(1) 水道事業

水道事業については、上水道及び簡易水道に係る建設改良費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする。

(2) 工業用水道事業

工業用水道事業については、工業用水道の建設改良費等及び用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする。

(3) 交通事業

交通事業については、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業及び船舶運航事業の建設改良費等、用途廃止施設の処分に要する経費並びに経営改善実行計画に基づいて経営改善に取り組む事業に係る資金不足額及び経営改善の実施に要する経費を対象とするものとする。

経営改善実行計画に基づいて経営改善に取り組む事業に係る資金不足額及び経営改善の実施に要する経費については、当該取組により収支改善が見込まれる額の範囲内を対象とするものとする。

(4) 電気事業・ガス事業

電気事業・ガス事業については、電気事業及びガス事業に係る施設の建設改良費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする。

(5) 港湾整備事業

港湾整備事業については、埠頭用地、上屋、荷役機械、引船、貯木場等の建設改良費等及び用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする。

(6) 病院事業・介護サービス事業

病院事業・介護サービス事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする。

① 病院事業

病院事業については、病院、診療所その他の医療施設、職員宿舍及び看護師宿舍の建設改良費等、医療又は看護のために必要な機械器具の整備費等、用途廃止施設の処分に要する経費並びに経営改善実行計画に基づいて経営改善に取り組む事業に係る資金不足額を対象とするものとする。

経営改善実行計画に基づいて経営改善に取り組む事業に係る資金不足額については、当該取組により収支改善が見込まれる額の範囲内を対象とするものとする。

② 介護サービス事業

介護サービス事業については、介護報酬で運営される老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、訪問看護ステーション及び職員宿舍の建設改良費等、介護のために必要な機械器具の整備費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする。

(7) 市場事業・と畜場事業

市場事業・と畜場事業については、中央卸売市場及び地方卸売市場並びにと畜場の建設改良費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする。

(8) 地域開発事業

地域開発事業については、臨海土地造成事業、内陸工業用地等造成事業、流通業務団地造成事業、都市開発事業及び住宅用地造成事業における建設改良費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする（ただし、内陸工業用地等造成事業又は住宅用地造成事業を新たに行う場合には、原則として、当該団体の財政状況を勘案し一定の基準未満の規模のものに限る。）。

(9) 下水道事業

下水道事業については、公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設の建設改良費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする。

旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条の2第1項に規定する公害防止対策事業計画についての「公害防止対策事業計画の同意基準」（平成23年12月決定）を満たす地方公共団体が別に定める事業計画に基づいて実施する事業については、公共下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号イに規定するものに限る。）及び流域下水道（同条第4号イに規定するものに限る。）（以下「公共下水道等」という。）における設置及び改築の事業（下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第24条の2第1項第1号ロに規定する特定公共下水道の設置及び改築の事業並びに公共下水道等における処理場、ポンプ施設及び管路施設の供用開始後25年を経過したものに係る事業で、下水の処理量の増大又は放流水の水質の改善に資さないものを除く。）に要する経費を対象とするものとする。

(10) 観光その他事業

観光その他事業については、観光施設事業、有料道路事業、駐車場整備事業及びその他事業（公営企業債の対象事業のうち、上記に掲げる事業以外の事業であって、主としてその経費を当該事業により生じる収入をもって充てることができる事業をいう。）における建設改良費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする（ただし、観光施設事業を新たに行う場合には、原則として、当該団体の財政状況を勘案し一定の基準未満の規模のものに限る。）。

- (11) 公営企業に準ずる事業を行う地方公共団体の出資に係る法人のうち地方公共団体が主導的に設立したもの若しくは公立大学法人（附属病院に係るものに限る。）に対する出資金、貸付金若しくは補助金又は公営企業型地方独立行政法人に対する貸付金若しくは出資金について起債を行う場合には、当該法人が実施する事業の内容に応じ、これに相当する事業に係る地方債において取り扱うものとする。
- (12) 公営企業に附帯する事業について起債を行う場合には、当該公営企業に係る地方債において取り扱うものとする。
- (13) 石川県又は令和6年能登半島地震において災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村のうち、次のいずれかに該当する市町村（以下「令和6年能登半島地震特定被災市町村」という。）若しくは令和6年能登半島地震特定被災市町村が加入する一部事務組合等が、令和6年能登半島地震に伴う料金の減免や事業休止等により令和7年度において発生又は拡大すると見込まれる公営企業の資金不足額について起債を行う場合には、当該公営企業に係る地方債において取り扱うものとする。
- ア 震度6弱以上が観測された市町村
- イ 住宅の全壊世帯数（戸数）が災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）別表第3に掲げる世帯数（戸数）以上の市町村（半壊は2戸をもって全壊1戸とする。）
- ウ 公共土木施設の災害復旧事業費、災害廃棄物処理等に係る地方負担額の標準収入割合が5％を超えている市町村
- (三) 臨時財政対策債
- 臨時財政対策債については、地財法第33条の5の2第1項の規定に基づき算出した額を対象とするものとする。
- (四) 国の予算等貸付金債
- 国の予算等貸付金債については、国の予算又は政府関係機関等から貸し付けられる貸付金を対象とするものとする。
- (五) 補正予算債
- 補正予算債については、国の補正予算等に伴う地方負担額に対する地方財政措置の内容に応じて別に定めるところにより対象とするものとする。
- (六) 減収補填債
- (1) 減収補填債
- 減収補填債については、地財法第5条ただし書の規定に基づき、地方公共団体が行う公共施設又は公用施設の整備事業について、当該事業に係る通常の地方債に加えて、原則として、都道府県分については、令和7年度の道府県民税法人税割及び利子割、法人事業税並びに特別法人事業譲与税の基準財政収入額の算定基礎となった収入見込額に比してそれぞれ実際の税収見込額が下回る額、市町村分については、令和7年度の市町村民税法人税割及び利子割交付金並びに法人事業税交付金の基準財政収入額の算定基礎となった収入見込額に比してそれぞれ実際の税収見込額が下回る額の範囲内の額を対象とするものとする。
- (2) 減収補填債（特例分）
- 減収補填債（特例分）については、地財法第33条の5の3の規定に基づき算出した額を対象とするものとする。
- (七) その他
- 上記以外を対象とするものとする。
- 2 東日本大震災分（復旧・復興事業）
- 地方債（東日本大震災分（復旧・復興事業））の協議に当たっては、次に掲げる事業区分を協議の単位とし、それぞれに定める事業等を対象とするものとする（ただし、(一)の(1)、(3)及び(4)、(二)の(1)から(3)まで、(三)並びに(四)に掲げる事業については、東日本大震災復興特別会計予算に係る事業に係るものに限る。）。

- (一) 一般会計債
- (1) 公営住宅建設事業
- 公営住宅建設事業については、1の(一)の(3)ア及びイに掲げる事業を対象とするものとする（ただし、地方公共団体が実施するものに限る。）。
- (2) 災害復旧事業
- 災害復旧事業については、地方公営企業災害復旧事業を対象とするものとする（ただし、東日本大震災復興特別会計予算に係る事業及び東日本大震災に係る復旧事業として行う地方単独事業に係るものに限る。）。
- (3) 一般補助施設整備等事業
- 一般補助施設整備等事業については、復興事業に係る地方負担額（ただし、地方交付税法（昭和25年法律第211号）附則第4条に規定する震災復興特別交付税が交付される額を除く。）を対象とするものとする。
- (4) 一般単独事業
- 一般単独事業については、貸付金を対象とするものとする。
- (二) 公営企業債
- (1) 公営企業債については、水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業・ガス事業、港湾整備事業、病院事業・介護サービス事業、市場事業・と畜場事業、地域開発事業、下水道事業及び観光その他事業を事業区分とし、それぞれ1の(二)の(1)から(10)までに定める事業を対象とするものとする。
- (2) 公営企業に準ずる事業を行う地方公共団体の出資に係る法人のうち地方公共団体が主導的に設立したもの若しくは公立大学法人（附属病院に係るものに限る。）に対する出資金、貸付金若しくは補助金又は公営企業型地方独立行政法人に対する貸付金若しくは出資金について起債を行う場合の取扱いについては、1の(二)の(11)に定める取扱いを準用する。
- (3) 公営企業に附帯する事業について起債を行う場合には、当該公営企業に係る地方債において取り扱うものとする。
- (4) 特定被災地方公共団体又は特定被災地方公共団体が加入する一部事務組合等が、東日本大震災に伴う料金の減免や事業休止等により令和7年度において発生又は拡大すると見込まれる公営企業の資金不足額について起債を行う場合には、当該公営企業に係る地方債において取り扱うものとする。
- (三) 国の予算等貸付金債
- 国の予算等貸付金債については、国の予算から貸し付けられる貸付金を対象とするものとする。
- (四) 補正予算債
- 補正予算債については、国の補正予算等に伴う地方負担額に対する地方財政措置の内容に応じて別に定めるところにより対象とするものとする。
- 三 早期協議手続に関する事項
- 民間等資金債の4月から7月発行等のために早期同意が必要なものについては、別に定めるところにより、早期協議・同意を行うものとする。
- 第三 許可団体に係る許可基準
- 一 健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合等
- 1 健全化判断比率（健全化法第3条第1項に規定する健全化判断比率をいう。以下同じ。）のいずれかが早期健全化基準（健全化法第2条第5号に規定する早期健全化基準をいう。以下同じ。）以上である地方公共団体及び健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上となることが見込まれる地方公共団体（当該健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体及び健全化令第10条第1項の規定に該当することにより財政健全化計画を定めることを要しない地方公共団体を除く。以下「早期健全化基準以上団体」という。）にあっては、原則として、財政健全化計画の策定後に許可を行うものとする。

2 早期健全化基準以上団体の地方債の許可基準

- (1) 財政健全化計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている地方公共団体については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。
- (2) 財政健全化計画の内容に問題がある、又は実施が着実に行われていない地方公共団体については、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。また、健全化法第7条第1項の規定による勧告を受けた地方公共団体については、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。
- 3 「七 資金不足比率が経営健全化基準以上である場合等」及び「八 その他資金不足等により許可を要する場合」に係る許可基準は、早期健全化基準以上団体が経営する公営企業に係る許可基準について準用する。ただし、原則として、1による財政健全化計画の策定後に許可を行うものとする。

二 その他実質赤字額により許可を要する場合

1 実質赤字額解消計画の策定

地財法第5条の4第1項第1号に掲げる地方公共団体のうち、早期健全化基準以上団体以外の地方公共団体（以下「実質赤字額解消計画策定団体」という。）は、実質赤字額の解消を図るための計画（以下「実質赤字額解消計画」という。）を策定するものとする。

2 実質赤字額解消計画策定団体の地方債の許可基準

- (1) 実質赤字額解消計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている地方公共団体については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。
- (2) 実質赤字額解消計画の内容に問題がある、又は実施が着実に行われていない地方公共団体については、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

3 「七 資金不足比率が経営健全化基準以上である場合等」及び「八 その他資金不足等により許可を要する場合」に係る許可基準は、実質赤字額解消計画策定団体が経営する公営企業に係る許可基準について準用する。

三 その他実質公債費比率により許可を要する場合

1 公債費負担適正化計画の策定

地財法第5条の4第1項第2号に掲げる地方公共団体のうち、早期健全化基準以上団体以外の地方公共団体（以下「公債費負担適正化計画策定団体」という。）は、実質公債費比率の適正化を図るための計画（以下「公債費負担適正化計画」という。）を策定するものとする。

2 公債費負担適正化計画策定団体の地方債の許可基準

- (1) 公債費負担適正化計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている地方公共団体については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。
- (2) 公債費負担適正化計画の内容に問題がある、又は実施が着実に行われていない地方公共団体については、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

3 「七 資金不足比率が経営健全化基準以上である場合等」及び「八 その他資金不足等により許可を要する場合」に係る許可基準は、公債費負担適正化計画策定団体が経営する公営企業に係る許可基準について準用する。

四 地方公共団体の組合等の場合

1 地財法第5条の4第1項第1号及び第2号に掲げる地方公共団体が加入する組合については、当該地方公共団体が策定した実質赤字額解消計画、公債費負担適正化計画又は財政健全化計画との整合性に留意して地方債の許可等を行うものとする。

2 「七 資金不足比率が経営健全化基準以上である場合等」及び「八 その他資金不足等により許可を要する場合」に係る許可基準は、地財法第5条の4第1項第1号及び第2号に掲げる地方公共団体が加入する組合が経営する公営企業に係る許可基準について準用する。

五 不適正行為により許可を要する場合

元利償還金の支払遅延団体又は過去における元利償還金の支払遅延団体、協議をせず、若しくは許可を受けずに起債を行った地方公共団体若しくは虚偽記載等不正を行った地方公共団体のうち総務大臣が指定したものについては、それぞれ、当該事項の改善状況及び再発防止策の状況を踏まえ、地方債を許可するものとする。

六 標準税率未満により許可を要する場合

普通税の税率が標準税率未満の地方公共団体については、地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもってその財源としなければならないとする地財法第5条本文の趣旨を踏まえ、当該普通税の税率が標準税率未満であることによる世代間の負担の公平への影響や地方税収の確保の状況等を勘案して、地方債を許可するものとする。

世代間の負担の公平への影響については減税による減収額を上回る行政改革の取組等を予定しているかどうか、また、地方税収の確保の状況については当該団体の地方税の徴収率が類似団体の地方税の徴収率を上回っているかどうかを中心に精査するものとする。

七 資金不足比率が経営健全化基準以上である場合等

1 資金不足比率（健全化法第22条第1項に規定する資金不足比率をいう。以下同じ。）が経営健全化基準（健全化法第23条第1項に規定する経営健全化基準をいう。以下同じ。）以上である許可公営企業（地財法第5条の4第3項第1号及び第2号に規定する公営企業をいう。以下同じ。）及び資金不足比率が経営健全化基準以上となることが見込まれる許可公営企業（健全化令第20条の規定に該当することにより経営健全化計画を定めることを要しない公営企業を除く。以下「経営健全化基準以上企業」という。）にあつては、原則として、経営健全化計画の策定後に許可を行うものとする。

2 経営健全化基準以上企業の地方債の許可基準

- (1) 経営健全化計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている公営企業については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。
- (2) 経営健全化基準以上企業のうち、公営企業の経営の早期の健全化が困難であると認められるときは、その状況に応じ、地方債の発行を制限するものとする。また、健全化法第24条で準用する健全化法第7条の規定による勧告を受けた公営企業にあつては、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

八 その他資金不足等により許可を要する場合

1 許可公営企業のうち、経営健全化基準以上企業以外の公営企業（以下「資金不足等解消計画策定企業」という。）は、公営企業の資金不足及び繰越欠損金の解消を図るための計画（以下「資金不足等解消計画」という。）を策定するものとする。

2 資金不足等解消計画策定企業の地方債の許可基準

- (1) 資金不足等解消計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている公営企業については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。
- (2) 資金不足等解消計画策定企業のうち、当該公営企業に対する一般会計又は他の特別会計による適切な負担区分に基づく負担がなされていないもの、多額の赤字を有し、又は料金その他収入の確保を怠り、経営健全化のために必要な努力を払わないものについては、その状況に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

第四 財政再生団体に係る許可基準

財政再生団体及び財政再生計画を定めていない地方公共団体であつて再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体（以下「財政再生団体等」という。）については、一又は二に定める許可基準により許可を行うものとする。

一 健全化法第10条第3項の規定に基づく同意を得た財政再生団体の地方債の許可基準等

1 財政再生計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている財政再生団体については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。

- 2 財政再生計画の実施が着実に行われていない財政再生団体については、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。また、健全化法第20条第1項の規定による勧告を受けた財政再生団体については、当該勧告に基づいて講じた措置の内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。
- 3 再生振替特例債については、健全化法第12条第1項の規定に基づき算出した額を許可の対象とする。
- 二 一に係るもの以外の財政再生団体等の許可基準
- 健全化法第11条ただし書及び健全化令第13条に規定する場合は、財政の再生の状況を踏まえ、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。また、健全化法第20条第1項の規定による勧告を受けた財政再生団体については、当該勧告に基づいて講じた措置の内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。
- 三 財政再生団体等が加入する組合等の場合
- 財政再生団体等が加入する組合については、当該財政再生団体等が策定した財政再生計画との整合性に留意して地方債の許可等を行うものとする。

第五 退職手当債に係る許可基準

- 退職手当債の許可申請は、次に掲げる事業区分を許可申請の単位として行うものとする。
- 1 普通会計退職手当債
- 普通会計退職手当債については、退職手当額（国家公務員ベース）が総務省令で定める平年度ベースの標準退職手当額を上回る地方公共団体で、今後の定員や人件費の適正化に関する計画（以下「定員管理・給与適正化計画」という。）を定め総人件費の削減に取り組むものに対し、当該上回る額の範囲内で、かつ、定員管理・給与適正化計画の作成を通じた将来の人件費の削減により償還財源が確保できると認められる範囲内の額を対象とするものとする。
- 2 公営企業退職手当債
- 公営企業退職手当債については、定員管理・給与適正化計画を定め総人件費の削減に取り組む公営企業に対し、職員の退職に伴う減員や人件費の適正化によって、当該公営企業の将来の人件費の削減により償還財源が確保できると認められる範囲内の額を対象とするものとする。

○総務省告示第134号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の二十第十項の規定に基づき、令和七年度地方債計画を次のように作成したので、同項の規定により公表する。

令和七年四月一日

総務大臣 村上誠一郎

令和7年度地方債計画
(通常収支分)

(単位：億円、％)

項 目	令和7年度 計画額(A)	令和6年度 計画額(B)	差 引 (A)―(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)× 100
一 一 般 会 計 債				
1 公 共 事 業 等	15,908	15,794	114	0.7
2 公 営 住 宅 建 設 事 業	1,100	1,082	18	1.7
3 災 害 復 旧 事 業	1,127	1,119	8	0.7

4 教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	5,723	4,813	910	18.9
(1) 学 校 教 育 施 設 等	2,670	2,119	551	26.0
(2) 社 会 福 祉 施 設	367	365	2	0.5
(3) 一 般 廃 棄 物 処 理	1,603	1,254	349	27.8
(4) 一 般 補 助 施 設 等	546	538	8	1.5
(5) 施 設 (一 般 財 源 化 分)	537	537	0	0.0
5 一 般 単 独 事 業	26,625	26,845	△ 220	△ 0.8
(1) 一 般	2,493	2,493	0	0.0
(2) 地 域 活 性 化	690	690	0	0.0
(3) 防 災 対 策	871	871	0	0.0
(4) 地 方 道 路 等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧 合 併 特 例	2,500	3,800	△ 1,300	△ 34.2
(6) 緊 急 防 災 ・ 減 災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公 共 施 設 等 適 正 管 理	4,500	4,320	180	4.2
(8) 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策	4,000	4,000	0	0.0
(9) 緊 急 浚 渫 推 進	1,100	1,100	0	0.0
(10) 脱 炭 素 化 推 進	900	900	0	0.0
(11) こ ど も ・ 子 育 て 支 援	450	450	0	0.0
(12) デ ジ タ ル 活 用 推 進	900	—	900	皆増
6 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	6,490	6,270	220	3.5
(1) 辺 地 対 策	590	570	20	3.5
(2) 過 疎 対 策	5,900	5,700	200	3.5
7 公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	345	345	0	0.0
8 行 政 改 革 推 進	700	700	0	0.0
9 調 整	100	100	0	0.0
計	58,118	57,068	1,050	1.8
二 公 営 企 業 債				
1 水 道 事 業	7,339	6,356	983	15.5
2 工 業 用 水 道 事 業	420	392	28	7.1
3 交 通 事 業	1,584	1,763	△ 179	△ 10.2
4 電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	260	241	19	7.9
5 港 湾 整 備 事 業	618	577	41	7.1
6 病 院 事 業 ・ 介 護 サ ー ビ ス 事 業	5,998	4,981	1,017	20.4
7 市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	395	386	9	2.3
8 地 域 開 発 事 業	1,346	1,290	56	4.3
9 下 水 道 事 業	13,918	13,686	232	1.7
10 観 光 そ の 他 事 業	107	100	7	7.0
計	31,985	29,772	2,213	7.4
合 計	90,103	86,840	3,263	3.8

三 臨 時 財 政 対 策 債		0	4,544	△	4,544	皆減
四 退 職 手 当 債		800	800	0	0.0	
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債		(176)	(350)	(△ 174)	(△ 49.7)	
総 計		(176) 90,903	(350) 92,184	(△ 174) △ 1,281	(△ 49.7) △ 1.4	
内 訳	普 通 会 計 分	59,620	63,103	△ 3,483	△ 5.5	
	公 営 企 業 会 計 等 分	31,283	29,081	2,202	7.6	
資 金 区 分						
公 的 資 金		38,761	39,408	△ 647	△ 1.6	
財 政 融 資 資 金		22,688	23,252	△ 564	△ 2.4	
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金		16,073	16,156	△ 83	△ 0.5	
(国 の 予 算 等 貸 付 金)		(176)	(350)	(△ 174)	(△ 49.7)	
民 間 等 資 金		52,142	52,776	△ 634	△ 1.2	
市 場 公 募		32,600	33,100	△ 500	△ 1.5	
銀 行 等 引 受		19,542	19,676	△ 134	△ 0.7	

その他同意等の見込まれる項目	
1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業に係る地方負担額に対して発行する防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	
2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債	
3 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する令和6年能登半島地震減収対策企業債	
4 財政再生団体が発行する再生振替特例債	
5 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債	
6 国の補正予算又は予備費に伴う補正予算債	

(備考)
国の予算等貸付金債の（ ）書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

令和7年度地方債計画
(東日本大震災分)

復旧・復興事業					(単位：億円、%)
項 目	令和7年度 計画額(A)	令和6年度 計画額(B)	差 引 (A)―(B) (C)	増 減 率 (C)／(B)× 100	
一 般 会 計 債					
公 営 住 宅 建 設 事 業	10	1	9	900.0	
災 害 復 旧 事 業	1	1	0	0.0	
一 般 単 独 事 業	1	1	0	0.0	

公 営 企 業 債					
水 道 事 業		3	4	△ 1	△ 25.0
国 の 予 算 等 貸 付 金 債		(1)	(1)	(0)	(0.0)
総 計		(1) 15	(1) 7	(0) 8	(0.0) 114.3
内 訳	普 通 会 計 分	11	2	9	450.0
	公 営 企 業 会 計 等 分	4	5	△ 1	△ 20.0
資 金 区 分	公 的 資 金				
	財 政 融 資 資 金	11	6	5	83.3
	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	4	1	3	300.0
(国 の 予 算 等 貸 付 金)		(1)	(1)	(0)	(0.0)

その他同意等の見込まれる項目	
1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債	
2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債	
3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債	

(備考)
国の予算等貸付金債の（ ）書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

〇総務省地方債計画(昭和11年度令第1百十七号)第11条第4項の規定に基づき、令和7年度地方債計画を次のとおり定め、同項の規定により公表する。

令和7年4月1日 総務大臣 林 正樹 1 郎

令和7年度地方債充当率

1 基本となる事業別地方債充当率 (通常収支分)			
項 目	令和7年度充当率	令和6年度充当率	
一 一 般 会 計 債			
1 公 共 事 業 等	90%	90%	
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	100%	100%	
3 公 営 住 宅 建 設 事 業			
4 災 害 復 旧 事 業	100%	100%	
5 教育・福祉施設等整備事業			
(1) 学 校 教 育 施 設 等	90%	90%	
(2) 社 会 福 祉 施 設	80%	80%	
(3) 一 般 廃 棄 物 処 理	90%	90%	
(4) 一 般 補 助 施 設 等	75%	75%	
(5) 施 設 (一 般 財 源 化 分)	100%	100%	

6 一 般 単 独 事 業		
(1) 一 般	75%	75%
(2) 地 域 活 性 化	90%	90%
(3) 防 災 対 策	90%	90%
(4) 地 方 道 路 等	90%	90%
(5) 旧 合 併 特 例	95%	95%
(6) 緊 急 防 災 ・ 減 災	100%	100%
(7) 公 共 施 設 等 適 正 管 理	90%	90%
(8) 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策	100%	100%
(9) 緊 急 浚 渫 推 進	100%	100%
(10) 脱 炭 素 化 推 進	90%	90%
(11) こ ど も ・ 子 育 て 支 援	90%	90%
(12) デ ジ タ ル 活 用 推 進	90%	—
7 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	100%	100%
(1) 辺 地 対 策		
(2) 過 疎 対 策		
8 公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業		
9 行 政 改 革 推 進		
10 調 整		
二 公 営 企 業 債		
三 臨 時 財 政 対 策 債		
四 退 職 手 当 債		
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債		

(東日本大震災分)
復旧・復興事業

項 目	令和 7 年度充当率	令和 6 年度充当率
一 一 般 会 計 債	100%	100%
1 公 営 住 宅 建 設 事 業		
2 災 害 復 旧 事 業		
3 一 般 単 独 事 業		
二 公 営 企 業 債		
三 国 の 予 算 等 貸 付 金 債		

2 地方債同意等基準の事業別の地方債充当率
(通常収支分)

事 業 区 分		対 象 事 業	充 当 率
大 項 目	小 項 目		
一般会計債			
	公共事業等		90%
	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業		100%
	公営住宅建設事業		100%
	災害復旧事業	補助・直轄災害復旧事業	[現年] 公共土木施設等 100% 農地・農林漁業施設 90% [過年] 公共土木施設等 90% 農地・農林漁業施設 80%
			歳入欠かん債 100% 災害対策債 100%
			公共土木施設等 100% 農地 一般被災地 50% 被害激甚地 74% 農林施設 一般被災地 65% 被害激甚地 80%
		地方公営企業災害復旧事業	100%
		火災復旧事業	
		一般単独災害復旧事業	公共土木施設等 100% 農地・農林漁業施設 65%
教育・福祉施設等整備事業	学校教育施設等整備事業	建物（国庫負担事業分）	90%
		建物（単独事業分）	75%
		学校施設環境改善交付金事業 その他の国庫補助金を受けて実施する事業	75%
			〔公立の義務教育諸学校に係る危険改築事業、不適格改築事業等〕 90%

一般単独事業	社会福祉施設整備事業	義務教育施設・高等学校用地	90%
		上記以外の施設用地	75%
			80%
		〔貸付目的の社会福祉施設に係る用地の取得〕	90%
	一般廃棄物処理事業	施設（補助事業分）	90%
		施設（単独事業分）	75%
		清掃運搬施設等	75%
		用地関係	100%
	一般補助施設整備等事業	別掲	
	施設整備事業（一般財源化分）		100%
	一般事業	別掲	
	地域活性化事業		90%
	防災対策事業	防災基盤整備事業	75%
		〔浸水想定等区域移転事業〕	90%
		公共施設等耐震化事業	90%
		自然災害防止事業	100%
	地方道路等整備事業		90%
	旧合併特例事業	旧市町村合併特例事業	95%
		〔地方公営企業への出資・補助等〕	100%
		旧市町村合併推進事業	90%
	緊急防災・減災事業		100%
	公共施設等適正管理推進事業		90%
	緊急自然災害防止対策事業		100%

一般単独事業	緊急浚渫推進事業		100%
			90%
	脱炭素化推進事業		90%
	こども・子育て支援事業		90%
	デジタル活用推進事業		90%
	辺地及び過疎対策事業	辺地対策事業	100%
		〔公営企業債の対象となる施設〕	50%
	過疎対策事業		100%
		〔公営企業債の対象となる施設〕	50%
		集落再編整備のための住宅	75%
	公共用地先行取得等事業		
	行政改革推進		
	調整		
	公営企業債		
	水道事業		
	工業用水道事業		
	交通事業		
	電気事業・ガス事業		
	港湾整備事業		
	病院事業・介護サービス事業		
	市場事業・と畜場事業		
	地域開発事業		
			100%

	下水道事業		
	観光その他事業		
	臨時財政対策債		
	退職手当債		
	国の予算等貸付金債		
	減収補填債		
	減収補填債(特例分)		
	再生振替特例債		

- (注1) 補正予算債の充当率は、別に定める。
- (注2) 災害復旧事業（農地・農林漁業施設）において、受益者負担金を分割払い又は減免により事業年度に徴収しない場合の充当率は、100%とする。
- (注3) 著しく異常かつ激甚な非常災害等により、財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして別に定める地方公共団体における当該災害に係る補助・直轄災害復旧事業の過年の充当率は、現年と同率とする。
- (注4) 一般廃棄物処理事業に係る重点化等事業とは、事業全体を単独事業で実施する事業のうち、ごみ焼却施設の新設に係るもの（ごみ処理広域化計画に基づいて実施するものに限る。）並びにし尿処理施設、地域し尿処理施設、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の基幹的設備（平成9年度までの国庫補助対象設備をいう。）の改造事業であって総事業費が1億5千万円以上の事業とする。
- (注5) 地域活性化事業において、平成21年度までに提出した地域活性化事業計画に位置付けられている事業であって、令和7年度以降引き続き実施することが必要なものについては従前の例による。
- (注6) 防災対策事業の防災基盤整備事業におけるデジタル化関連事業等の充当率は、90%とする。
- (注7) 辺地対策事業及び過疎対策事業のうち、地方公営企業法が適用されない診療施設の充当率は、100%とする
- (注8) 資金区分の変更等による借換債の充当率は、100%とする。
- (別掲)

事業区分		対象事業	充当率
大項目	小項目		
一般補助施設整備等事業、一般単独・一般事業共通		消防・防災施設整備事業	90%
			75%
		その他事業	
		①出資金・貸付金、負担金	75%
			90%

				コミュニティ・ファンド形成事業等	90%
				地域の資源を活用した事業を行う法人等に対する出資	90%
				災害復興基金等	100%
				住宅資金等貸付事業	100%
				土地開発公社経営健全化対策に基づく貸付金	100%
				負担金	
				政府関係機関等	90%
			②①以外の事業（補助金の財源を含む。）		75%
一般補助施設整備等事業			原子力発電施設等立地地域振興特別事業		100%
			甘味資源作物・砂糖製造業緊急支援事業		
			沖縄振興特別推進交付金事業		
			沖縄離島活性化推進事業		
			沖縄製糖業体制強化対策整備事業		
			沖縄振興特定事業推進事業		
			沖縄北部連携促進特別振興事業		
			沖縄観光景観形成支援事業		
			沖縄産業創出支援事業（沖縄持続可能な交通環境構築推進事業に限る。）		
			駐留軍用地跡地先行取得事業		
			特定臨時避難施設整備事業		
			奄美群島振興交付金事業（農業創出緊急支援事業に限る。）		
			未買収道路用地取得事業（沖縄県に限る。）		
			特定間伐等促進対策事業		
			アイヌ政策推進交付金事業		
			地域公共交通再構築事業（鉄道事業再構築事業に係るものに限る。）		

		出資金・貸付金（チッソ分）	
		特別転貸債	
		防災集団移転事業	90% 100% (宅地分譲助成)
		有明海・八代海等再生事業	90%
		新しい地方経済・生活環境創 生交付金事業(地域再生法(平 成17年法律第24号)第5条第 4項第1号イの規定に基づく 交付金事業（施設整備事業等 に限る。))	
		地方大学・地域産業創生事業	
		文化財保存・活用事業	
		農地耕作条件改善事業、畑作 等促進整備事業及び農業水路 等長寿命化・防災減災事業 (市町村負担に限る)	
		児童相談所一時保護施設整備 事業	
		豪雪対策整備事業	80%
		認定こども園整備事業	
一般単独・ 一般事業		石綿対策事業（石綿救済基金 に対する拠出）	100%
		地域総合整備資金貸付事業	
		被災施設復旧関連事業	
		地域鉄道対策事業	
		北海道旅客鉄道対策事業	
		石綿対策事業（公共施設等の 石綿の除去事業）	95%
		拠点法等特別事業	90%
		河川等事業	
		臨時高等学校改築等事業	
		半島振興防災道路整備事業	
		児童相談所整備事業	

(東日本大震災分)
復旧・復興事業

事 業 区 分		対 象 事 業	充 当 率
大 項 目	小 項 目		
一般会計債			100%
	公営住宅 建設事業		
	災害復旧 事業		
	一般補助 施設整備 等事業		
	一般単独 事業		
公営企業債			
	水道事業		
	工業用水 道事業		
	交通事業		
	電 気 事 業・ガス 事業		
	港湾整備 事業		
	病 院 事 業・介護 サービス 事業		
	市 場 事 業・と畜 場事業		
	地域開発 事業		
	下水道事 業		
	観光その 他事業		
	国の予算等 貸付金債		

(注1) 補正予算債の充当率は、別に定める。

(注2) 資金区分の変更等による借換債の充当率は、100%とする。

○総務省告示第百三十八号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十一年政令第三百五十二号）第二十九条の二第二項及び第四十一条第四項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）第八十二条の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第百四十二号（地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年四月一日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

総務大臣 村上誠一郎

改 正 後	改 正 前
地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十三条第四項第二号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第三十三条第一項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十五条第四号の規定により、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十一年政令第三百五十二号）第二十九条の二第二項第一号イからへまでに規定する第三号厚生年金被保険者及び同項第二号に規定する第三号厚生年金被保険者並びに同令第四十一条第一項第一号に規定する組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者、同項第二号に規定する構成組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者及び同条第二項に規定する連合会役職員のうち第三号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共団体が令和七年度以後の各月において負担すべき金額は、各月における当該地方公共団体に係る同令第二十九条の二第二項第一号イからへまでに掲げる各総額の合計額に、千分の四十一・五を乗じて得た金額とする。	地方公務員等共済組合法（昭和三十一年法律第百五十二号）第百十三条第四項第二号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第三十三条第一項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十五条第四号の規定により、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十一年政令第三百五十二号）第二十九条の二第二項第一号イからへまでに規定する第三号厚生年金被保険者及び同項第二号に規定する第三号厚生年金被保険者並びに同令第四十一条第一項第一号に規定する組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者、同項第二号に規定する構成組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者及び同条第二項に規定する連合会役職員のうち第三号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共団体が令和六年度以後の各月において負担すべき金額は、各月における当該地方公共団体に係る同令第二十九条の二第二項第一号イからへまでに掲げる各総額の合計額に、千分の三十三・四を乗じて得た金額とする。

附 則

一 この告示は、公布の日から施行する。

二 この告示による改正後の規定は、令和七年四月以後の各月において地方公共団体が負担すべき金額について適用する。

○総務省告示第百三十九号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十一年政令第三百五十二号）第六十五条第三項及び第四項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）第八十二条第三項及び第八十三条の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第百四十三号（地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年四月一日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

総務大臣 村上誠一郎

改 正 後	改 正 前
地方公務員等共済組合法（昭和三十一年法律第百五十二号。以下「法」という。）第百十三条第四項第二号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第三十三条第一項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十五条第四号の規定により、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十一年政令第三百五十二号）第六十五条第二項に規定する団体の職員である第三号厚生年金被保険者及び同令第四十一条第一項第一号に規定する組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者のうち法第百四十四条の十九の規定により団体職員とみなされた組合役職員である第三号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共団体が令和七年度以後の各月において負担すべき金額は、各月における同令第六十五条第一項の表の下欄に掲げる当該地方公共団体に係る同条第二項に規定する当該団体の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に千分の四十一・五を乗じて得た金額とする。	地方公務員等共済組合法（昭和三十一年法律第百五十二号。以下「法」という。）第百十三条第四項第二号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第三十三条第一項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十五条第四号の規定により、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十一年政令第三百五十二号）第六十五条第二項に規定する団体の職員である第三号厚生年金被保険者及び同令第四十一条第一項第一号に規定する組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者のうち法第百四十四条の十九の規定により団体職員とみなされた組合役職員である第三号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共団体が令和六年度以後の各月において負担すべき金額は、各月における同令第六十五条第一項の表の下欄に掲げる当該地方公共団体に係る同条第二項に規定する当該団体の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に千分の三十三・四を乗じて得た金額とする。

附 則

一 この告示は、公布の日から施行する。

二 この告示による改正後の規定は、令和七年四月以後の各月において地方公共団体が負担すべき金額について適用する。

○法務省告示第七十七号

少年院種類表（平成二十七年法務省告示第二百九十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年四月一日

法務大臣 鈴木 馨祐

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改 正 後				改 正 前			
少年院種類表				少年院種類表			
少 年 院		種 類		少 年 院		種 類	
[略]		第一種 第二種 第五種		[同上]		第一種 第五種	
盛岡少年院		[略]		盛岡少年院		第一種 第五種	
[略]		[略]		[同上]		第一種 第五種	
[項を削る。]		[略]		豊ヶ岡学園		第一種 第五種	
[略]		[略]		[同上]		第一種 第五種	

備考 表中の「」の記載は注記である。

○財務省告示第七号

農林水産省

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第八号の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省告示第三十六号（株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月一日

財務大臣 加藤 勝信
農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
八 法別表第一第八号の下欄のレの主務大臣の指定する資金は、次のとおりとする。 漁業者が、漁業経営の改善のためにする漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置に伴い必要な次の資金 1 5 4 （略）		八 法別表第一第八号の下欄のレの主務大臣の指定する資金は、次のとおりとする。 漁業者が、漁業経営の改善のためにする漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置に伴い必要な次の資金 1 5 4 （略） （新設）	
5 漁業を営む法人の株式若しくは持分の取得又は漁業を営む法人への出資に必要な資金			

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第四十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年四月一日

文部科学大臣 阿部 俊子

大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する告示
大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則（平成三年科学技術庁告示第二号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
（交付の期間） 第四条 一の都道府県に係る交付金は、次の各号に掲げる交付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に限り交付するものとする。 一 排出放射性物質影響調査設備等整備等事業に係る交付金 当該事業の開始の日から当該一の都道府県において使用を開始した大型再処理施設の使用開始時期の属する会計年度の二十六年後の会計年度の末日までの期間 二 「略」 （交付金と交付限度額） 第五条 一の都道府県に対して交付することのできる交付金の交付限度額は、次の各号に掲げる交付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額とする。 一 前条第一号に掲げる交付金 前条第一号に定める期間内に六百四十五億七千三百七十九万三千円 二 前条第二号に掲げる交付金 毎会計年度 十五億四千四百三万千円		（交付の期間） 第四条 一の都道府県に係る交付金は、次の各号に掲げる交付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に限り交付するものとする。 一 排出放射性物質影響調査設備等整備等事業に係る交付金 当該事業の開始の日から当該一の都道府県において使用を開始した大型再処理施設の使用開始時期の属する会計年度の二十五年後の会計年度の末日までの期間 二 「同上」 （交付金と交付限度額） 第五条 一の都道府県に対して交付することのできる交付金の交付限度額は、次の各号に掲げる交付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額とする。 一 前条第一号に掲げる交付金 前条第一号に定める期間内に六百三十三億三千百三十六万六千円 二 前条第二号に掲げる交付金 毎会計年度 十五億五千百六十五万円	

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

○厚生労働省告示第百三十八号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第一条の四第一号、第一条の九第一号並びに第一条の十第一号及び第二号並びに高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第四百十号）の規定に基づき、令和七年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関して厚生労働大臣が定める率及び額を次のように定めたので、同令第四十七条第一項及び附則第十二条の規定により公示し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年四月一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

区 分		率 又 は 額
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（以下「省令」という。）第三条に規定する前期高齢者交付算定率		〇・〇〇七五六五
省令第三条の三第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率		〇・九二六九五
省令第五条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率		〇・九五三四一
省令第八条の三第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率		〇・九七五九四
省令第八条の四に規定する厚生労働大臣が定める額		三百十九万七千三百五十三円
省令第八条の五に規定する厚生労働大臣が定める率		〇・九八〇四八六〇三九二〇
省令第八条の六に規定する厚生労働大臣が定める率		一・〇〇七四五九四二〇一二三
省令第九条第三項に規定する概算補正係数		一・一〇三七九
省令第十一条に規定する一人平均前期高齢者給付費見込額		四十七万三千八百十七円
省令第十四条の四に規定する厚生労働大臣が定める率		〇・九八二〇一四四三六〇七〇
省令第十五条において準用する省令第九条第三項に規定する確定補正係数		一・一一一六五〇

省令第十六条に規定する一人平均前期高齢者給付費額	四十六万二千九百三十円
省令第十七条において準用する省令第三条に規定する前期高齢者納付算定率	〇・〇〇七五六五
省令第十八条第一項第一号口に規定する厚生労働大臣が定める率	一・〇〇二四八四
省令第十八条第一項第二号口に規定する厚生労働大臣が定める率	一・五四〇一六
前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（以下「政令」という。第一条の四第一号に規定する厚生労働大臣が定める額	五百八十三万九千五百五十三円
省令第十九条に規定する加入者一人当たり調整前負担調整見込額	三百六十五円
政令第一条の九第一号に規定する厚生労働大臣が定める額	五百八十一万五千七百三十九円
省令第二十条に規定する加入者一人当たり調整前負担調整額	五十四円
政令第一条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める額	二十万八千四十二円
政令第一条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める率	百分の九十・〇三六四九四一六七
政令第一条の十第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	百分の百・〇二三六四九三三八
省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	三円十銭
省令第三十六条において準用する省令第三条に規定する後期高齢者支援算定率	〇・〇〇四三七四
省令第三十七条第一号口に規定する厚生労働大臣が定める率	一・〇八八七〇
省令第三十七条第二号口に規定する厚生労働大臣が定める率	一・〇四八八四
省令第三十八条に規定する加入者一人当たり負担見込額	七万三千四百二十円
省令第三十八条の二に規定する総報酬割概算負担率	〇・〇二二九六二七四
省令第三十九条の二に規定する加入者一人当たり負担額	六万八千二百四十四円
省令第三十九条の三に規定する総報酬割確定負担率	〇・〇二二六〇九六六
省令第四十一条において準用する省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	三円九十銭
省令第四十三条の三において準用する省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	〇円
省令附則第十条に規定する加入者一人当たり負担見込額	一元十四銭
省令附則第十一条において準用する省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	三銭

○農林水産省告示第五百十五号

独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百三十三号）第一条の規定に基づき、令和七事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額として農林水産大臣が定める金額を次のように定め、公布の日から施行する。

令和七年四月一日

農林水産大臣が定める金額 七百八十九億四千七百六十六万円

農林水産大臣 江藤 拓

○農林水産省告示第五百十六号

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則（平成二十七年農林水産省令第百五十五号）（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則第五条第一項の規定に基づき農林水産大臣が定める農業に関する技術を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年四月一日

農林水産大臣 江藤 拓

支払の方法

水稲收穫後の作物残さを秋季にすき込む技術

農林水産大臣 江藤 拓

(注) 元利均等年賦支払の支払期間の始期は、当該管理に係る農業用排水施設を生じた国営土地改良事業（当該事業が完了するまでの間において当該農業用排水施設につき国が法第八十七条の五第一項の規定により行う同項各号に掲げる土地改良事業（以下「復旧事業等」という。）を併せ行う場合にあつては、当該事業及び当該復旧事業等）及び当該農業用排水施設に附帯する工作物その他の物件の設置の全てが完了した年度の翌年度の初日とする。

二 令第五十二条第一項第四号に掲げる事業に係る負担金についての令第五十二条の二第二項の農林水産大臣の定める支払の方法は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法とする。

負担金の区分	支払の方法
(略)	(略)

(注) この表の一（この表の二の規定によりこの表の一の例による場合を含む。）の支払期間の始期は、当該事業が完了した年度（当該事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により復旧事業等を併せ行う場合においては、当該事業及び当該復旧事業等の全てが完了した年度の翌年度の初日とする。ただし、農林水産大臣が当該事業の完了する以前において当該事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によつて受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうちその利益の全てが発生した土地に係る部分の額を負担させることが適当であると認める場合には、その部分の負担金についての支払期間の始期は、その利益の全てが発生した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣の指定する年度の初日とする。

(注) 元利均等年賦支払の支払期間の始期は、当該管理に係る農業用排水施設を生じた国営土地改良事業（当該事業が完了するまでの間において当該農業用排水施設につき国が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧又は突発事故被害の復旧（以下「災害復旧等」という。）を併せ行う場合にあつては、当該事業及び当該災害復旧等）及び当該農業用排水施設に附帯する工作物その他の物件の設置の全てが完了した年度の翌年度の初日とする。

二 令第五十二条第一項第四号に掲げる事業に係る負担金についての令第五十二条の二第二項の農林水産大臣の定める支払の方法は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法とする。

負担金の区分	支払の方法
(略)	(略)

(注) この表の一（この表の二の規定によりこの表の一の例による場合を含む。）の支払期間の始期は、当該事業が完了した年度（当該事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧等を併せ行う場合においては、当該事業及び当該災害復旧等の全てが完了した年度の翌年度の初日とする。ただし、農林水産大臣が当該事業の完了する以前において当該事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によつて受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうちその利益の全てが発生した土地に係る部分の額を負担させることが適当であると認める場合には、その部分の負担金についての支払期間の始期は、その利益の全てが発生した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣の指定する年度の初日とする。

(昭和五十二年農林省告示第九百三十一号の一部改正)

第三条 昭和五十二年農林省告示第九百三十一号（土地改良法施行令第五十条第十六項の規定に基づき農林水産大臣が指定する地積を定める件）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改	正	後
土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五十条第十七項（同令第五十条の二の二第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、同令第五十条第十七項に規定する土地改良事業について同条第一項第一号、第二号、第二号の二、第三号、第四号、第五号の二及び第八号に規定する地積に代わるべき地積を次のように定める。	(略)	土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五十条第十六項（同令第五十条の二の二第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、同令第五十条第十六項に規定する土地改良事業について同条第一項第一号、第二号、第二号の二、第三号、第四号、第五号の二及び第八号に規定する地積に代わるべき地積を次のように定める。
(略)	(略)	(略)

(昭和五十四年農林水産省告示第十二百一号の一部改正)

第四条 昭和五十四年農林水産省告示第十二百一号（土地改良法施行令第五十条第十五項の規定に基づき農林水産大臣が指定する地積を定める件）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改	正	後
土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五十条第十六項（同令第五十条の二の二第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同令第五十条第十六項に規定する地域において行う土地改良事業について、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、同表の中欄に掲げる地積に代わるべき地積を同表の下欄のように定める。	(略)	土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五十条第十五項（同令第五十条の二の二第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同令第五十条第十五項に規定する地域において行う土地改良事業について、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、同表の中欄に掲げる地積に代わるべき地積を同表の下欄のように定める。
(略)	(略)	(略)

(平成四年農林水産省告示第百三十三号の一部改正)

第五條 平成四年農林水産省告示第百三十三号(土地改良法施行令の一部を改正する政令附則第九項の農林水産大臣の定める支払方法を定める件)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改

正

後

一 土地改良法施行令の一部を改正する政令(昭和四十七年政令第二百三十一号。以下「四十七年改正令」という。)附則第九項の農林水産大臣の定める支払方法は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法とする。

一 土地改良法施行令の一部を改正する政令(昭和四十七年政令第二百三十一号。以下「四十七年改正令」という。)附則第九項の農林水産大臣の定める支払方法は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法とする。

改

正

前

負担金の区分

支払方法

(略)

(略)

二 四十七年改正令附則第九項第二号に掲げる負担金であつて平成四年四月一日以後に負担させるもの(同令附則第八項に規定する国の消費税等相当額に應ずる負担金の部分を除く。)

ア 法第九十条第五項の規定により市町村に負担させる負担金(アに掲げるものを除く。)及び同条第九項の規定により市町村に負担させる負担金については、支払期間(据置期間を含む。)を当該国営土地改良事業が完了した年度(当該事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により行う同項各号に掲げる土地改良事業(以下「復旧事業等」という。)を併せ行う場合においては、当該事業及び当該復旧事業等の全てが完了した年度)の翌年度以後の年度で都道府県が定める年度の初日から起算して十五年を、据置期間を三年をそれぞれ下らない期間とし、利率を年五分(四十七年改正前令第五十二条第三項に規定する事業に係る負担金にあつては、第一号の(三)の規定により区分された指定日前事業費額に係る負担金の部分につき年五分、指定日後事業費額に係る負担金の部分につき当該事業の工事に係る事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林水産大臣の定める率)を超えない率とする元利均等年賦支払の方法(据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法)又は当該市町村の申出があるときはその全部若しくは一部につき一時支払の方法

二 四十七年改正令附則第九項第二号に掲げる負担金であつて平成四年四月一日以後に負担させるもの(同令附則第八項に規定する国の消費税等相当額に應ずる負担金の部分を除く。)

ア 法第九十条第五項の規定により市町村に負担させる負担金(アに掲げるものを除く。)及び同条第九項の規定により市町村に負担させる負担金については、支払期間(据置期間を含む。)を当該国営土地改良事業が完了した年度(当該事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧又は突発事故被害の復旧(以下「災害復旧等」という。)を併せ行う場合においては、当該事業及び当該災害復旧等の全てが完了した年度)の翌年度以後の年度で都道府県が定める年度の初日から起算して十五年を、据置期間を三年をそれぞれ下らない期間とし、利率を年五分(四十七年改正前令第五十二条第三項に規定する事業に係る負担金にあつては、第一号の(三)の規定により区分された指定日前事業費額に係る負担金の部分につき年五分、指定日後事業費額に係る負担金の部分につき当該事業の工事に係る事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林水産大臣の定める率)を超えない率とする元利均等年賦支払の方法(据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法)又は当該市町村の申出があるときはその全部若しくは一部につき一時支払の方法

(略)

(略)

負担金の区分

支払方法

(略)

(略)

		(注)	
		一 表の第一号の(一)のア及び(二)のイ(同号の(三)の規定によりこれらの規定の例による場合を含む。(注)の第三号及び第四号において同じ。)の支払期間の始期は、当該国営土地改良事業が完了した年度(当該事業によって生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により復旧事業等を併せ行う場合においては、当該事業及び当該復旧事業等の全てが完了した年度)の翌年度の初日とする。ただし、次に掲げる部分の負担金についての支払期間の始期は、それぞれ次に定める年度の初日とする。	
		ア・イ (略)	
		二 土地改良法施行令の一部を改正する政令(平成元年政令第二百十六号。以下「元年改正令」という。)附則第二条第七項及び第三条第六項の農林水産大臣の定める支払方法は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法とする。	
		二 五 (略)	
		二 元年改正令附則第二条第一項の規定により国が行う土地改良事業及び同令附則第三条第一項の平成元年経過措置対象事業に係る同令附則第二条第七項第二号に掲げる負担金であつて平成四年四月一日以後に負担させるもの(同条第六項及び同令附則第三条第五項に規定する国の消費税等相当額に應ずる負担金の部分を除く。)	
		イ 法第九十条第五項の規定により市町村に負担させる負担金(アに掲げるものを除く。及び同条第九項の規定により市町村に負担させる負担金については、支払期間(農業用排水施設の新設、変更及び災害復旧、元年改正前令第五十二条第一項第一号の二、第一号の四及び第五号並びに同条第二項第一号の二及び第一号の四に掲げる事業に係るもの)にあつては、据置期間を含む。)	
		(注)の第二号において同じ。)を、当該国営土地改良事業が完了した年度(当該事業によって生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているもの)につき国が法第八十七条の五第一項の規定により復旧事業等を併せ行う場合においては、当該事業及び当該復旧事業等の全てが完了した年度)の翌年度以後の年度で都道府県が定める年度の初日から起算して、農業用排水施設の新設、変更及び災害復旧にあつては十七年を、その他の国営土地改良事業にあつては十五年をそれぞれ下らない期間とし、据置期間を、農業用排水施設の新設、変更及び災害復旧にあつては二年を、元年改正前令第五十二条	
		(注)	
		一 表の第一号の(一)のア及び(二)のイ(同号の(三)の規定によりこれらの規定の例による場合を含む。(注)の第三号及び第四号において同じ。)の支払期間の始期は、当該国営土地改良事業が完了した年度(当該事業によって生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧等を併せ行う場合においては、当該事業及び当該災害復旧等の全てが完了した年度)の翌年度の初日とする。ただし、次に掲げる部分の負担金についての支払期間の始期は、それぞれ次に定める年度の初日とする。	
		ア・イ (略)	
		二 土地改良法施行令の一部を改正する政令(平成元年政令第二百十六号。以下「元年改正令」という。)附則第二条第七項及び第三条第六項の農林水産大臣の定める支払方法は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法とする。	
		二 五 (略)	
		二 元年改正令附則第二条第一項の規定により国が行う土地改良事業及び同令附則第三条第一項の平成元年経過措置対象事業に係る同令附則第二条第七項第二号に掲げる負担金であつて平成四年四月一日以後に負担させるもの(同条第六項及び同令附則第三条第五項に規定する国の消費税等相当額に應ずる負担金の部分を除く。)	
		イ 法第九十条第五項の規定により市町村に負担させる負担金(アに掲げるものを除く。及び同条第九項の規定により市町村に負担させる負担金については、支払期間(農業用排水施設の新設、変更及び災害復旧、元年改正前令第五十二条第一項第一号の二、第一号の四及び第五号並びに同条第二項第一号の二及び第一号の四に掲げる事業に係るもの)にあつては、据置期間を含む。)	
		(注)の第二号において同じ。)を、当該国営土地改良事業が完了した年度(当該事業によって生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているもの)につき国が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧等を併せ行う場合においては、当該事業及び当該災害復旧等の全てが完了した年度)の翌年度以後の年度で都道府県が定める年度の初日から起算して、農業用排水施設の新設、変更及び災害復旧にあつては十七年を、その他の国営土地改良事業にあつては十五年をそれぞれ下らない期間とし、据置期間を、農業用排水施設の新設、変更及び災害復旧にあつては二年を、元年改正前令第五十二条	

第一項第一号の二、第一号の四及び第五号並びに同条第二項第一号の二及び第一号の四に掲げる事業にあつては三年をそれぞれ下らない期間とし、利率を、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二百六十六条の規定による改正前の法第八十八条の二第一項及び特別会計に関する法律附則第三百八十三条の規定によりなおその効力を有することとされる法第八十八条の二第一項の規定によりその工事に係る事業費のうち同条第二項各号に掲げる費用につき借入金をもつてその財源とする国営土地改良事業にあつては当該事業の工事に係る事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林水産大臣の定める率（元年改正前令第五十二条第三項に規定する事業にあつては、表の第一号の（三）の規定により区分された指定日前事業費額に係る負担金の部分につき年五分、指定日後事業費額に係る負担金の部分につき当該事業の工事に係る事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林水産大臣の定める率、同条第五項に規定する事業にあつては、表の第一号の（四）の規定により区分された一般事業費額に係る負担金の部分につき年五分、特定事業費額に係る負担金の部分につき当該特定工事に係る事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林水産大臣の定める率（同項の規定により指定日前特定事業費額と指定日後特定事業費額とに区分される特定事業費額に係る負担金の部分にあつては、指定日前特定事業費額に係る負担金の部分につき年五分、指定日後特定事業費額に係る負担金の部分につき当該特定工事に係る事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林水産大臣の定める率）、その他の国営土地改良事業にあつては年一・一パーセントを超えない率とする元利均等年賦支払の方法（農業用排水施設の新設、変更及び災害復旧、元年改正前令第五十二条第一項第一号の二、第一号の

第一項第一号の二、第一号の四及び第五号並びに同条第二項第一号の二及び第一号の四に掲げる事業にあつては三年をそれぞれ下らない期間とし、利率を、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二百六十六条の規定による改正前の法第八十八条の二第一項及び特別会計に関する法律附則第三百八十三条の規定によりなおその効力を有することとされる法第八十八条の二第一項の規定によりその工事に係る事業費のうち同条第二項各号に掲げる費用につき借入金をもつてその財源とする国営土地改良事業にあつては当該事業の工事に係る事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林水産大臣の定める率（元年改正前令第五十二条第三項に規定する事業にあつては、表の第一号の（三）の規定により区分された指定日前事業費額に係る負担金の部分につき年五分、指定日後事業費額に係る負担金の部分につき当該事業の工事に係る事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林水産大臣の定める率、同条第五項に規定する事業にあつては、表の第一号の（四）の規定により区分された一般事業費額に係る負担金の部分につき年五分、特定事業費額に係る負担金の部分につき当該特定工事に係る事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林水産大臣の定める率（同項の規定により指定日前特定事業費額と指定日後特定事業費額とに区分される特定事業費額に係る負担金の部分にあつては、指定日前特定事業費額に係る負担金の部分につき年五分、指定日後特定事業費額に係る負担金の部分につき当該特定工事に係る事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林水産大臣の定める率）、その他の国営土地改良事業にあつては年一・一パーセントを超えない率とする元利均等年賦支払の方法（農業用排水施設の新設、変更及び災害復旧、元年改正前令第五十二条第一項第一号の二、第一号の

四及び第五号並びに同条第二項第一号の二及び第一号の四に掲げる事業についての据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）又は当該市町村の申出があるときはその全部若しくは一部につき一時支払の方法	
四及び第五号並びに同条第二項第一号の二及び第一号の四に掲げる事業についての据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）又は当該市町村の申出があるときはその全部若しくは一部につき一時支払の方法	

(注) 一 表の第一号の(一)のア及び(二)のイ(同号の(三)又は(四)の規定によりこれらの規定の例による場合を含む。(注)の第三号及び第四号において同じ。)の支払期間の始期は、当該国営土地改良事業が完了した年度(当該事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により復旧事業等を併せ行う場合においては、当該事業及び当該復旧事業等の全てが完了した年度)の翌年度の初日とする。ただし、次に掲げる部分の負担金についての支払期間の始期は、それぞれ次に定める年度の初日とする。 アゝ力 (略) 二ゝ五 (略)	
(注) 一 表の第一号の(一)のア及び(二)のイ(同号の(三)又は(四)の規定によりこれらの規定の例による場合を含む。(注)の第三号及び第四号において同じ。)の支払期間の始期は、当該国営土地改良事業が完了した年度(当該事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧等を併せ行う場合においては、当該事業及び当該災害復旧等の全てが完了した年度)の翌年度の初日とする。ただし、次に掲げる部分の負担金についての支払期間の始期は、それぞれ次に定める年度の初日とする。 アゝ力 (略) 二ゝ五 (略)	

(平成十八年農林水産省告示第千二百七十二号の一部改正)

第六条 平成十八年農林水産省告示第千二百七十二号(土地改良法施行規則第三十八条の二等に規定する主要工事計画等であつて農林水産大臣が定めるものを定める件)の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改	正	後
一 土地改良法施行規則(以下「規則」という。)第三十八条の二第一号及び第六十七条の六第一号に掲げる事項であつて農林水産大臣が定めるもの並びに規則第六十七条の十六第一号、第六十七号の二十三、第六十七号の三十及び第六十七号の三十三に規定する主要工事計画のうち農林水産大臣が定めるものは、次のとおりとする。 (一)ゝ(五) (略)		
二 規則第三十八号の二第二号に掲げる事項及び規則第六十七号の六第三号に掲げる事項のうち同条第一号に掲げる事項に係るもので農林水産大臣が定めるもの並びに規則第六十七号の十六第一号、第六十七号の二十三、第六十七号の三十及び第六十七号の三十三に規定する事業費で主要工事計画に係るもののうち農林水産大臣が定めるものは、主要工事計画に係る事業費(国営土地改良事業にあつては、平成二十一年度以降の予算に係る営繕費及び宿舍費並びに平成二十二年以降の予算に係る農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費(食料安定供給特別会計国営土地改良事業勘定に係るものについては土地改良事業工事諸費)を除く。)が十パーセント以上変動する場合(次に掲げる場合を除く。)における当該事業費とする。 (一)ゝ(五) (略)		
三 規則第三十八号の二の二、第三十九号の二、第六十七号の二及び第六十七号の四の二に規定する事項並びに規則第六十七号の六第二号に掲げる事項であつて農林水産大臣が定めるものは、次のとおりとする。 (一)ゝ(四) (略)		
改	正	前
一 土地改良法施行規則(以下「規則」という。)第三十八条の二第一項第一号及び第六十七号の六第一項第一号に掲げる事項であつて農林水産大臣が定めるもの並びに規則第六十七号の十六第一号、第六十七号の二十三、第六十七号の三十及び第六十七号の三十三に規定する主要工事計画のうち農林水産大臣が定めるものは、次のとおりとする。 (一)ゝ(五) (略)		
二 規則第三十八号の二第一項第二号に掲げる事項及び規則第六十七号の六第一項第三号に掲げる事項のうち同項第一号に掲げる事項に係るもので農林水産大臣が定めるもの並びに規則第六十七号の十六第一号、第六十七号の二十三、第六十七号の三十及び第六十七号の三十三に規定する事業費で主要工事計画に係るもののうち農林水産大臣が定めるものは、主要工事計画に係る事業費(国営土地改良事業にあつては、平成二十一年度以降の予算に係る営繕費及び宿舍費並びに平成二十二年以降の予算に係る農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費(食料安定供給特別会計国営土地改良事業勘定に係るものについては土地改良事業工事諸費)を除く。)が十パーセント以上変動する場合(次に掲げる場合を除く。)における当該事業費とする。 (一)ゝ(五) (略)		
三 規則第三十八号の二の二及び第六十七号の二に規定する事項並びに規則第六十七号の六第一項第二号に掲げる事項であつて農林水産大臣が定めるものは、次のとおりとする。 (一)ゝ(四) (略)		

四| 規則第六十七条の二の二に規定する事項であつて農林水産大臣が定めるものは、次のとおりとする。

(一)| 管理の方法で管理者その他の管理の体制に係るもの

(二)| 管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期に係るもの（期間の延長を除く。）

(三)| 管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の水量の二十パーセント以上の変更に係るもの（次に掲げるものを除く。）

ア 農用地の転用に伴う取水量の変更

イ 農用地以外の土地の流域開発等に伴う流出形態の変化及び豪雨等の異常な天然現象に起因する排水量の変更

ウ 施設の区分の変更に伴う変更であつて法第八十七条の四第一項第二号の既存の農業用排水施設の本来の機能を損なわないもの

(四)| 管理の方法で干ばつ時及び洪水時における措置に係るもの（施設の区分の変更に伴う当該措置の変更に係るものであつて法第八十七条の四第一項第二号の既存の農業用排水施設の本来の機能を損なわないものを除く。）

五| 規則第六十七条の六第三号に掲げる事項のうち同項第二号に掲げる事項に係るもので農林水産大臣が定めるものは、管理すべき施設の種類並びにその管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置に係るものに係る事業費（次に掲げる場合を除く。）とする。

(一) (三) (略)

(新設)

四| 規則第六十七条の六第一項第三号に掲げる事項のうち同項第二号に掲げる事項に係るもので農林水産大臣が定めるものは、管理すべき施設の種類並びにその管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置に係るものに係る事業費（次に掲げる場合を除く。）とする。

(一) (三) (略)

(平成二十年農林水産省告示第八百六十九号の一部改正)

第七| 平成二十年農林水産省告示第八百六十九号（土地改良法施行令第五十二条の二第六項の農林水産大臣の定める支払の方法を定める等の件）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
一 (略)	二 一のアの支払期間の始期は、当該国営市町村特別申請事業が完了した年度（当該国営市町村特別申請事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により行う同項各号に掲げる土地改良事業（以下「復旧事業等」という。）を併せ行う場合においては、当該国営市町村特別申請事業及び当該復旧事業等の全てが完了した年度）の翌年度の初日とする。ただし、次に掲げる部分の負担金についての支払期間の始期は、それぞれ次に定める年度の初日とする。	一 (略)	二 一のアの支払期間の始期は、当該国営市町村特別申請事業が完了した年度（当該国営市町村特別申請事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧又は突発事故被害の復旧（以下「災害復旧等」という。）を併せ行う場合においては、当該国営市町村特別申請事業及び当該災害復旧等の全てが完了した年度）の翌年度の初日とする。ただし、次に掲げる部分の負担金についての支払期間の始期は、それぞれ次に定める年度の初日とする。
三・四 (略)		三・四 (略)	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○環境省告示第五十号

公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）第二十五条第五号の規定に基づき、公害健康被害の補償等に関する法律施行令第二十五条第五号の環境大臣が定める事業を定める件（平成十七年三月環境省告示第三十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和七年四月一日

環境大臣 浅尾慶一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改	正	後
公害健康被害の補償等に関する法律施行令第二十五条第五号の環境大臣が定める事業は、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有すること）が新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に係る予防接種の費用の助成に関する事業並びに禁煙治療の費用の助成に関する事業とする。	公害健康被害の補償等に関する法律施行令第二十五条第五号の環境大臣が定める事業は、インフルエンザに係る予防接種の費用の助成に関する事業及び禁煙治療の費用の助成に関する事業とする。	改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう

その他の告示

○農林水産省告示第五百十八号
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第六条第一項の規定に基づき、平成十二年農林水産省告示第八百九十九号（予算科目に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、同条第六項の規定に基づき、公示する。

令和七年四月一日
農林水産大臣 江藤 拓
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改	正	後
補助金等の予算科目	補助金等の予算科目	事務の内容
（略） 農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金（輸出環境整備推進事業に係るもの）のうち輸出先国規制対応支援事業（輸出先国の要件に適合する施設の認定支援のうち登録認定機関による施設認定等支援及び輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援に係るものを除く。）に係るものに限る。） （削る） （略） 消費者・食農連携深化対策事業費補助金（食品アクセス総合対策事業のうち円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化に係るものに限る。） 食料安全保障確立対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。） 一～四（略） （削る）	（略）	
補助金等の予算科目	補助金等の予算科目	事務の内容
（略） 農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。） 一 輸出環境整備推進事業に係るもののうち輸出先国規制対応支援事業（輸出先国の規制等への対応のうち輸入条件に適合する施設の認定等の取得及び輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援に係るものを除く。）に係るもの 二 輸出環境整備緊急対策事業に係るもののうち国際的に通用する認証等取得緊急支援事業に係るもの （略） 消費者・食農連携深化対策事業費補助金（食品アクセス確保緊急支援事業のうち円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化に係るものに限る。） 食料安全保障確立対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。） 一～四（略） 五 野菜種子安定供給緊急対策事業に係るもの（国内広報事業に係るものを除く。）	（略）	

食料安全保障確立対策推進交付金（地域での食育の推進のうち都道府県域を越えた取組及び「産地・生産者への理解向上」の取組に係るものを除く。）

（略）

農地集積・集約化等対策整備交付金

農業生産基盤整備推進事業費補助金

（略）

（削る）

国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）

一 （略）

二 ジャパンフラワー強化プロジェクト推進に係るもの（地域公募事業に係るものに限る。）

三 五 （略）

六 飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業に係るもの（全国推進事業に係るものを除く。）

七 九 （略）

十 生産力強化に向けた水田経営モデル確立支援事業に係るもの

十一 飼料備蓄・増産流通合理化事業に係るもの（飼料生産組織の体制強化等支援を除く。）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

食料安全保障確立対策推進交付金（地域での食育の推進のうち都道府県域を越えた取組に係るものを除く。）

（略）

農地集積・集約化等対策整備交付金

（新設）

（略）

国産農産物生産基盤強化等対策整備費補助金（米粉需要創出・利用促進対策事業、製粉工場等再編合理化事業、精製糖工場等再編合理化事業、ばいしょでん粉工場等再編合理化事業及びスマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業に係るものを除く。）

国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）

一 （略）

二 ジャパンフラワー強化プロジェクト推進に係るもの（補助事業者が地域推進協議会の場合に限る。）

三 五 （略）

六 環境負荷軽減型持続的生産支援に係るもの（環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業（地域推進型）に係るものに限る。）

七 九 （略）

十 稲作農業の体質強化総合対策事業に係るもの（米の超低コスト生産支援に係るものに限る。）

十一 家畜取引スマート化推進支援事業に係るもの

十二 産地生産基盤パワーアップ事業に係るもの（新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化に係るもの並びに園芸作物等の先導的取組支援のうち果樹以外に関するものに限る。）

十三 国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業に係るもの

十四 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業に係るもの（砂糖等の新規需要開拓支援事業に係るものを除く。）

十五 スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業に係るもの（スマート農業技術と産地の橋渡し支援及び農業支援サービスの先進モデル支援のモデル的取組のうち機械多用途利用タイプに係るものに限る。）

十六 国内肥料資源利用拡大対策事業に係るもの（国内肥料資源活用総合支援事業のうち国内肥料資源活用総合推進支援及び国内肥料資源活用推進事業に係るもの並びに畜産環境対策総合支援事業のうち畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業に係るものに限る。）

十七 国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業に係るもの（飼料作物の生産・利用の地域モデル実証のうち地域モデルの分析・普及等、飼料生産組織の体制強化支援のうち安定的な国産飼料供給支援、飼料作物の生産性向上対策のうち草地改良技術等普及対策及び国産飼料の流通推進対策（飼料供給連携体制整備対策のうち連携型、供給型（国産粗飼料品質基準策定に限る。）及び国産粗飼料流通体制構築対策に係るものに限る。）を除く。）

(削る) (略)	牛肉等関税財源飼料対策費補助金（国産濃厚飼料生産の推進に係るもの（国産濃厚飼料の生産技術実証及び未利用資源等の利用技術実証・普及のうち未利用資源等利用技術実証に係るものに限る。））
	牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策整備交付金
	牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策交付金
	(略)
(削る)	農山漁村活性化対策推進交付金（次に掲げるものに限る。）
	一 地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出推進事業に係るもの（次に掲げるものに限る。）
	1 (略)
	2 創出支援型に係るもの（地域資源活用・地域連携サポート事業のうち地域資源活用・地域連携中央サポート事業に係るものを除く。）
3 (略)	4 農福連携型に係るもの（普及啓発・専門人材育成推進対策事業のうち普及啓発等推進に係るものを除く。）
	二 中山間地農業推進対策に係るもの（農村型地域運営組織形成推進事業のうち農村型地域運営組織形成伴走支援（全国単位における取組に係るものに限る。）及び「島のめぐみ」プロジェクト推進事業に係るものを除く。）
	三 (略)
	四 最適土地利用総合対策に係るもの（最適土地利用推進事業に係るものに限る。）

(略)	国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体整備費補助金
	国産農産物生産基盤強化等対策整備交付金
	牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策費補助金（次に掲げるものに限る。）
	一 家畜能力等向上強化推進に係るもの（希少系統種雄牛産子肥育奨励金に係るものに限る。）
(新設)	二 国産濃厚飼料生産の推進に係るもの（未利用資源等の利用技術実証・普及のうち未利用資源等利用技術普及に係るものを除く。）
	(新設)
	(新設)
	(略)
(新設)	農林水産業環境政策推進事業費補助金（有機農業推進総合対策事業に係るもののうちオーガニック産地育成事業及びみどりの食料システム戦略緊急対策事業の農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業のうち農業用資材の資源循環利用推進事業に係るものに限る。）
	(略)
	農山漁村活性化対策推進交付金（次に掲げるものに限る。）
	一 農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション推進事業に係るもの（次に掲げるものに限る。）
1 (略)	2 農山漁村発イノベーション創出支援型に係るもの（農山漁村発イノベーションサポート事業のうち農山漁村発イノベーション中央サポート事業に係るものを除く。）
	3 (略)
	4 農福連携型に係るもの（普及啓発・専門人材育成推進対策事業のうち普及啓発等推進事業に係るものを除く。）
	二 中山間地農業推進対策に係るもの（中山間地農業ルネサンス推進事業のうち中山間地複合経営実践支援、農村型地域運営組織形成推進事業のうち農村型地域運営組織形成伴走支援（全国単位における取組に係るものに限る。）及び「島のめぐみ」プロジェクト推進事業に係るものを除く。）
三 (略)	四 最適土地利用総合対策に係るもの（最適土地利用推進サポート事業のうち全国単位における取組に係るものを除く。）
	五 中山間地域等農用地保全総合対策に係るもの（最適土地利用推進サポート事業のうち全国単位における取組に係るものを除く。）

五〇九 (略)
十 スマート捕獲等普及加速化事業に係るもの
(略)
(削る)
(略)
六〇十 (略)
(新設)
(略)
地方創生整備推進交付金(地方創生道整備推進交付金及び指導監督交付金に限る。)
(略)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の平成十二年農林水産省告示第八百九十九号の規定は、令和七年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、令和六年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第五百十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)第六条第一項の規定に基づき、平成十八年農林水産省告示第八百八十一号(予算科目に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件)の一部を次のように改正したので、同条第六項の規定に基づき、公示する。

令和七年四月一日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後		改 正 前	
補助金等の予算科目	事務の内容	補助金等の予算科目	事務の内容
(略)	(略)	(略)	(略)
農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金(輸出環境整備推進事業に係るもの)のうち輸出先国規制対応支援事業(輸出先国の要件に適合する施設の認定支援のうち登録認定機関による施設認定等支援及び輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援に係るものを除く。)	(削る)	農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金(次に掲げるものに限る。)	
(略)		一 輸出環境整備推進事業に係るもののうち輸出先国規制対応支援事業(輸出先国の規制等への対応のうち輸入条件に適合する施設の認定等の取得及び輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援に係るものを除く。)	
(削る)		二 輸出環境整備緊急対策事業に係るもののうち国際的に通用する認証等取得緊急支援事業に係るもの	
(略)		(略)	
消費者・食農連携深化対策事業費補助金(食品アクセス総合対策事業のうち円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化に係るものに限る。)		消費者・食農連携深化対策事業費補助金(食品アクセス確保緊急支援事業のうち円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化に係るものに限る。)	
食料安全保障確立対策事業費補助金(次に掲げるものに限る。)		食料安全保障確立対策事業費補助金(次に掲げるものに限る。)	
一〇四 (略)		一〇四 (略)	
(削る)		五 野菜種子安定供給緊急対策事業に係るもの(国内広報事業に係るものを除く。)	

食料安全保障確立対策推進交付金（地域での食育の推進のうち都道府県域を超えた取組及び「産地・生産者への理解向上」の取組に係るものを除く。）

（略）

（削る）

国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）

一 （略）

二 ジャパンフラワー強化プロジェクト推進に係るもの（地域公募事業に係るものに限る。）

三 五 （略）

六 飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業に係るもの（全国推進事業に係るものを除く。）

七 九 （略）

十 生産力強化に向けた水田経営モデル確立支援事業に係るもの

十一 飼料備蓄・増産流通合理化事業に係るもの（飼料生産組織の体制強化等支援を除く。）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

食料安全保障確立対策推進交付金（地域での食育の推進のうち都道府県域を超えた取組に係るものを除く。）

（略）

国産農産物生産基盤強化等対策整備費補助金（米粉需要創出・利用促進対策事業、加工施設再編等緊急対策事業及びスマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業に係るものを除く。）

国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）

一 （略）

二 ジャパンフラワー強化プロジェクト推進に係るもの（補助事業者が地域推進協議会の場合に限る。）

三 五 （略）

六 環境負荷軽減型持続的生産支援に係るもの（環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業（地域推進型）に係るものに限る。）

七 九 （略）

十 稲作農業の体質強化総合対策事業に係るもの（米の超低コスト生産支援に係るものに限る。）

十一 家畜取引スマート化推進支援事業に係るもの

十二 産地生産基盤パワーアップ事業に係るもの（新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化に係るもの並びに園芸作物等の先導的取組支援のうち果樹以外に関するものに限る。）

十三 国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業に係るもの

十四 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業に係るもの（砂糖等の新規需要開拓支援事業に係るものを除く。）

十五 スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業に係るもの（スマート農業技術と産地の橋渡し支援及び農業支援サービスの先進モデル支援のモデル的取組のうち機械多用途利用タイプに係るものに限る。）

十六 国内肥料資源利用拡大対策事業に係るもの（国内肥料資源活用総合支援事業のうち国内肥料資源活用総合推進支援及び国内肥料資源活用推進事業に係るもの並びに畜産環境対策総合支援事業のうち畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業に係るものに限る。）

十七 国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業に係るもの（飼料作物の生産・利用の地域モデル実証のうち地域モデルの分析・普及等、飼料生産組織の体制強化支援のうち安定的な国産飼料供給支援、飼料作物の生産性向上対策のうち草地改良技術等普及対策及び国産飼料の流通推進対策（飼料供給連携体制整備対策のうち連携型、供給型（国産粗飼料品質基準策定に限る。）及び国産粗飼料流通体制構築対策に係るものに限る。）を除く。）

○農林水産省告示第五百二十号
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十条第一項の規定に基づき、平成十二年農林水産省告示第九百号（予算科目に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、同条第六項の規定に基づき、公示する。
令和七年四月一日
農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後		改 正 前	
補助金等の予算科目	事務の内容	補助金等の予算科目	事務の内容
（略） 農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金（輸出環境整備推進事業に係るものうち輸出先国規制対応支援事業（輸出先国の要件に適合する施設の認定支援のうち登録認定機関による施設認定等支援及び輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援に係るものを除く。）に係るものに限る。） （削る） （削る） （削る） 消費者・食農連携深化対策事業費補助金（食品アクセス総合対策事業のうち円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化に係るものに限る。） 食料安全保障確立対策事業費補助金（野菜種子安定供給対策事業に係るものに限る。） （削る） （削る） 食料安全保障確立対策推進交付金（地域での食育の推進のうち都道府県域を越えた取組及び「産地・生産者への理解向上」の取組に係るものを除く。） （略） 国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。） 一 （略） 二 ジャパンフラワー強化プロジェクト推進に係るもの（地域公募事業に係るものに限る。）	（略）	（略） 農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）	（略）
		農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。） 一 輸出環境整備推進事業に係るものうち輸出先国規制対応支援事業（輸出先国の規制等への対応のうち輸入条件に適合する施設の認定等の取得及び輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援に係るものを除く。）に係るもの 二 輸出環境整備緊急対策事業に係るものうち国際的に通用する認証等取得緊急支援事業に係るもの （略） 消費者・食農連携深化対策事業費補助金（食品アクセス確保緊急支援事業のうち円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化に係るものに限る。） 食料安全保障確立対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。） 一 野菜種子安定供給対策事業に係るもの 二 野菜種子安定供給緊急対策事業に係るもの（国内広報事業に係るものを除く。） 食料安全保障確立対策推進交付金（地域での食育の推進のうち都道府県域を越えた取組に係るものを除く。） （略） 国産農産物生産基盤強化等対策整備費補助金（米粉需要創出・利用促進対策事業、製粉工場等再編合理化事業、精製糖工場等再編合理化事業、ばいしょでん粉工場等再編合理化事業及びスマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業に係るものを除く。） 国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。） 一 （略） 二 ジャパンフラワー強化プロジェクト推進に係るもの（補助事業者が地域推進協議会の場合に限る。）	

三、五 (略)

六 飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業に係るもの（全国推進事業に係るものを除く。）

七、九 (略)

生産力強化に向けた水田経営モデル確立支援事業に係るもの

十一 飼料備蓄・増産流通合理化事業に係るもの（飼料生産組織の体制強化）

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

牛肉等関稅財源飼料対策費補助金（國產濃厚飼料生産の推進に係るもの）（國產濃厚飼料の生産技術実証及び未利用資源等の利用技術実証・普及のうち未利用資源等利用技術実証に係るものに限る。）

三、五 (略)

六 環境負荷軽減型持続的生産支援に係るもの（環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業（地域推進型）に係るものに限る。）

七、九 (略)

十 稲作農業の体質強化総合対策事業に係るもの（米の超低コスト生産支援に係るものに限る。）

十一 家畜取引スマート化推進支援事業に係るもの

十二 産地生産基盤パワーアップ事業に係るもの（新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化に係るもの並びに園芸作物等の先導的取組支援のうち果樹以外に関するものに限る。）

十三 国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業に係るもの

十四 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業に係るもの（砂糖等の新規需要開拓支援事業に係るものを除く。）

十五 スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業に係るもの（スマート農業技術と産地の橋渡し支援及び農業支援サービスの先進モデル支援のモデル的取組のうち機械多用途利用タイプに係るものに限る）。

十六 国内肥料資源利用拡大対策事業に係るもの（国内肥料資源活用総合支援事業のうち国内肥料資源活用総合推進支援及び国内肥料資源活用推進事業に係るもの並びに畜産環境対策総合支援事業のうち畜産・土づくりに係るものに限る。）

十七 國產飼料生産・利用拡大緊急対策事業に係るもの（飼料作物の生産・利用の地域モデル実証のうち地域モデルの分析・普及等、飼料生産組織の体制強化支援のうち安定的な國產飼料供給支援、飼料作物の生産性向上対策のうち草地改良技術等普及対策及び國產飼料の流通推進対策（飼料供給連携体制整備対策のうち連携型、供給型（國產粗飼料品質基準策定に限る。）及び國產粗飼料流通体制構築対策に係るものに限る。）を除く。）

國產農產物生產基盤強化等対策地方公共団体整備費補助金
(略)

國產農產物生產基盤強化等対策整備交付金

肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策費補助金（次に掲げるものに
限る。）

一 家畜能力等向上強化推進に係るもの（希少系統種雄牛産子肥育奨励金に係るものに限る。）

二 国産濃厚飼料生産の推進に係るもの（未利用資源等の利用技術実証・普及のうち未利用資源等利用技術普及に係るものを除く。）

(新設)

牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策整備交付金
牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策交付金

(略)

(略)
農山漁村活性化対策推進交付金(次に掲げるものに限る。)

一 地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出推進事業に係るもの(次に掲げるものに限る。)

1 (略)

2 創出支援型に係るもの(地域資源活用・地域連携サポート事業のうち地域資源活用・地域連携中央サポート事業に係るものを除く。)

3 (略)

4 農福連携型に係るもの(普及啓発・専門人材育成推進対策事業のうち普及啓発等推進に係るものを除く。)

二 中山間地農業推進対策に係るもの(農村型地域運営組織形成推進事業のうち農村型地域運営組織形成伴走支援(全国単位における取組に係るものに限る。)及び「島のめぐみ」プロジェクト推進事業に係るものを除く。)

三 (略)

四 最適土地利用総合対策に係るもの(最適土地利用推進事業に係るものに限る。)

(削る)

五九 (略)

十 スマート捕獲等普及加速化事業に係るもの

(略)

(削る)

(削る)

(略)

(削る)

水産業改良普及事業交付金

漁村活性化対策地方公共団体整備費補助金

漁村活性化対策地方公共団体事業費補助金(海業振興支援事業に係るものに限る。)

(新設)

(新設)

(略)

農林水産業環境政策推進事業費補助金(有機農業推進総合対策事業に係るもののうちオーガニック産地育成事業及びみどりの食料システム戦略緊急対策事業の農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業のうち農業用資材の資源循環利用推進事業に係るものに限る。)

(略)

農山漁村活性化対策推進交付金(次に掲げるものに限る。)

一 農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション推進事業に係るもの(次に掲げるものに限る。)

1 (略)

2 農山漁村発イノベーション創出支援型に係るもの(農山漁村発イノベーションサポート事業のうち農山漁村発イノベーション中央サポート事業に係るものを除く。)

3 (略)

4 農福連携型に係るもの(普及啓発・専門人材育成推進対策事業のうち普及啓発等推進事業に係るものを除く。)

二 中山間地農業推進対策に係るもの(中山間地農業ルネサンス推進事業のうち中山間地複合経営実践支援、農村型地域運営組織形成推進事業のうち農村型地域運営組織形成伴走支援(全国単位における取組に係るものに限る。)及び「島のめぐみ」プロジェクト推進事業に係るものを除く。)

三 (略)

四 最適土地利用総合対策に係るもの(最適土地利用推進サポート事業に係るものを除く。)

五 中山間地域等農用地保全総合対策に係るもの(最適土地利用推進サポート事業に係るものを除く。)

六十 (略)

(新設)

(略)

先端技術活用林業推進地方公共団体事業費補助金

森林整備・林業等振興地方公共団体事業費補助金(花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策に係るものを除く。)

(略)

水産業振興対策地方公共団体整備費補助金

水産業改良普及事業交付金

(新設)

漁村活性化対策地方公共団体事業費補助金(海業振興緊急支援事業に係るものに限る。)

(削る)
(略)

漁村活性化対策地方公共団体整備費補助金
(略)
地方創生整備推進交付金(地方創生污水处理施設整備推進交付金を除く。)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の平成十二年農林水産省告示第九百号の規定は、令和七年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、令和六年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第二百七十一号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第六条第一項の規定に基づき、海岸保全施設に関する直轄工事を次のとおり施行するので、同条第三項の規定により公示する。

令和七年四月一日

国土交通大臣 中野 洋昌

一 工事の区域

高知県香南市香我美町岸本字マノ丸九九六番一七七地先から同県同市同町岸本字マノ丸九九六番一二八地先まで、同県同市同町岸本字ルノ丸三二八番五二地先から同県同市赤岡町字東荒一八三番一地先まで、同県同市吉川町古川字外松ヶ瀬九九〇番九地先から同県同市同町吉原字東浜二八八八番一地先までの海岸に係る海岸保全区域の区域

二 工事の種類

海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧

三 工事開始の日

令和七年四月一日

○環境省告示第五十一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得した財産等の処分制限期間を定める件(昭和五十六年七月環境庁告示第五十五号)の一部を次のように改正する。

令和七年四月一日

環境大臣 浅尾慶一郎

第一条 第三号中「別表」を「別表一及び別表二」に改める。

第二条 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表一

改 正 後

別表

改 正 前

厚生科学 研究費補 助金	令和六年度予算に係るもの
国定公園 施設災害 復旧事業 費補助金	
国立研究 開発法人 国立環境 研究所運 営費交付 金	

厚生科学 研究費補 助金	令和六年度予算に係るもの
国立研究 開発法人 国立環境 研究所運 営費交付 金	
〔新規〕	

[illegible]

〔平成二十五年度から平成二十七年年度予算に係るもの〕略	
平成二十年度から平成二十四年度予算に係るもの	
〔略〕	〔略〕
構築物	〔略〕
鉄道業用又は軌道業用のもの	〔略〕
前掲以外のもの	〔略〕
線路設備	〔略〕
トンネル	六〇
鉄筋コンクリート造のもの	三三
れんが造のもの	三〇
その他のもの	二一
〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕

[illegible][illegible][illegible]

[illegible][illegible]

備考 表中の「」の記載は注記である。

昭和五十七年度予算に係るもの					
構築物		器具及び備品		略	
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略

第三条 別表一の次に次の一表を加える。
別表二

補助金等の名称	令和七年度予算に係るもの		処分を制限する財産の名称等	処分制限期間(年)
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等		
国立公園等資源整備事業費補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの その他のもの 旅館用又はホテル用のもの 延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの その他のもの 店舗用のもの 病院用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、及び放射性同位元素の放射線を直接受けるものを除く、及び塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの その他のもの その他のもの れんが造、石造又はブロック造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	五〇 四七 三四 四一 三九 三九 三九 三九 三八 三一 二四 三一 二一 三一 三八 四一 三八 三八	

旅館用、ホテル用又は病院用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの その他のもの その他のもの 金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの その他のもの その他のもの 金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三六 三四 三〇 二二 二八 二〇 三〇 三四 三八 三四 三一 三一 二九 二七 二五 二〇 一九 二六 三一 三〇 二七
--	--

飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	二五
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	二五
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	二四
公衆浴場用のもの	一九
工場（作業場を含む）用又は倉庫用のもの	一五
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	一九
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一九
その他のもの	二四
金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）	二二
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	一九
店鋪用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	一九
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	一九
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一九
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一七
公衆浴場用のもの	一五
工場（作業場を含む）用又は倉庫用のもの	一二
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	一四
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一七
その他のもの	二四
木造又は合成樹脂造のもの	二二
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二〇
店鋪用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	一七
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	一七
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一七
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一七

公衆浴場用のもの	工場（作業場を含む）用又は倉庫用のもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	その他のもの	木骨モルタル造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	店舖用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	公衆浴場用のもの	工場（作業場を含む）用又は倉庫用のもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	その他のもの	簡易建物	木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	掘立造のもの及び仮設のもの	電気設備（照明設備を含む。）	蓄電池電源設備	その他のもの	給排水又は衛生設備及びガス設備	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）	その他のもの	昇降機設備	エレベーター	エスカレーター	一五	一七
----------	---------------------	--	--	--------	------------	------------------------	--------------------------------	---------------------------------	---	------------------	----------	---------------------	--	--	--------	------	--	---------------	----------------	---------	--------	-----------------	------------------	-----------------------------	--------	-------	--------	---------	----	----

構造物		消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	エヤーカーテン又はドア自動開閉設備	アーケード又は日よけ設備 主として金属製のもの その他のもの	店用簡易装備	可動間仕切り 簡易なもの その他のもの	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの	発電用又は送配電用のもの 小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岩壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添架電話線 地中電線路	電気通信事業用のもの 通信ケーブル 光ファイバー製のもの その他のもの 地中電線路 その他の線路設備	放送用又は無線通信用のもの 鉄塔及び鉄柱 円筒空中線式のもの その他のもの
四〇	三〇	八	一二	一五 八	三	一五 三	一〇 一八	三〇 五七 四一 二五 三六	一〇 二〇 三〇 一五 四二 五〇	二一 二七 一三 一〇

鉄筋コンクリート柱 木塔及び木柱 アンテナ 接地線及び放送用配線	広告用のもの 金属造のもの その他のもの	緑化施設及び庭園 工場緑化施設 その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）	舗装道路及び舗装路面 コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの アスファルト敷又は木れんが敷のもの ビッチューマルス敷のもの	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの （前掲のものを除く。） 水道用ダム トンネル 橋	岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム 乾ドック サイロ	下水道、煙突及び焼却炉 高架道路、製塩用ちんでん池、飼育場及びへい 爆発物用防壁及び防油堤 造船台	放射性同位元素の放射線を直接受けるもの その他のもの	コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。） やぐら及び用水池 サイロ	岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう 下水道、飼育場及びへい 爆発物用防壁 引湯管 鉱業用廃石捨場 その他のもの
四二 一〇 一〇 一〇	二〇 一〇	七 二〇	一五 一〇 三	八〇 七五 六〇 五〇 四五 三五 三五 三〇 二五 一五 六〇	五〇 四五 四五 三五 三五 三〇 二五 一五 六〇	二五 三〇 三五 三五 三〇 二五 一五 六〇	六〇 一五 二四 二五 三〇 三五 三五 三〇 二五 一五 六〇	四〇 三四 三〇 一五 一三 一〇 五	四〇 三〇 一五 一〇 五

れんが造のもの（前掲のものを除く。） 防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及びトンネル 煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発物用防壁 塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの その他のもの その他のもの	五〇 七 二五 四〇
石造のもの（前掲のものを除く。） 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、上水道及び用水池 乾ドック 下水道、へい及び爆発物用防壁 その他のもの	五〇 四五 三五 五〇
土造のもの（前掲のものを除く。） 防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及び自動車道 上水道及び用水池 下水道 へい 爆発物用防壁及び防油堤 その他のもの	四〇 一五 二〇 一七 四〇
金属造のもの（前掲のものを除く。） 橋（はね上げ橋を除く。） はね上げ橋及び鋼矢板岸壁 サイロ 送配管 铸铁製のもの 鋼鉄製のもの ガス貯そう 液化ガス用のもの その他のもの 薬品貯そう 塩酸、ふつ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの 有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの 水そう及び油そう 铸铁製のもの 鋼鉄製のもの 浮きドック 飼育場	四五 二五 二二 三〇 一五 一〇 二〇 一〇 八 一〇 一五 一五 二五 一五 二〇 一五

工具	つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガイドレール 露天式立体駐車設備 その他のもの	一〇 一五 四五
	合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）	一〇
	木造のもの（前掲のものを除く。） 橋、塔、やぐら及びドック 岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そう、引湯管及びへい 飼育場 その他のもの	一五 一〇 一五 七
	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として木造のもの その他のもの	一五 五〇
	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。） 治具及び取付工具	五 三
	ロール 金属圧延用のもの なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロールその他のもの	四 三
	型（型枠を含む）、鍛圧工具及び打抜工具 プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鑄造用型 その他のもの	二 三 三
	切削工具 金属製柱及びカッパ	二 三
	活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限る。） 自製活字及び活字に常用される金属	二 八
	前掲のもの以外のもの 白金ノズル その他のもの	一三 三
前掲の区分によらないもの 白金ノズル その他の主として金属製のもの その他のもの	一三 八 四	

器具及び備品	
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	
事務机、事務いす及びキャビネット	
主として金属製のもの	一五
その他のもの	八
応接セット	
接客業用のもの	五
その他のもの	八
ベッド	五
児童用机及びいす	
陳列だな及び陳列ケース	
冷凍機付又は冷蔵機付のもの	六
その他のもの	八
その他の家具	
接客業用のもの	五
その他のもの	
主として金属製のもの	一五
その他のもの	八
ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	
冷房用又は暖房用機器	五
電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	六
氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	四
カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	三
じゅうたんその他の床用敷物	
小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの	三
その他のもの	六
室内装飾品	
主として金属製のもの	一五
その他のもの	八
食事又はちゅう房用品	
陶磁器製又はガラス製のもの	二
その他のもの	五
その他のもの	
主として金属製のもの	一五
その他のもの	八

事務機器及び通信機器	
謄写機器及びタイプライター	
孔版印刷又は印書業用のもの	
その他のもの	三
電子計算機	
パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）	四
その他のもの	五
複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	五
その他の事務機器	五
テレタイプライター及びファクシミリ	
インターホン及び放送用設備	
電話設備その他の通信機器	
デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	
その他のもの	六
時計、試験機器及び測定機器	
時計	
度量衡器	一〇
試験又は測定機器	五
光学機器及び写真製作機器	
カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	
引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	五
看板及び広告器具	
看板、ネオンサイン及び気球	
マネキン人形及び模型	三
その他のもの	二
主として金属製のもの	一〇
その他のもの	
容器及び金庫	
ボンベ	
溶接製のもの	六
鍛造製のもの	
塩素用のもの	
その他のもの	八
ドラムかん、コンテナその他の容器	
大型コンテナ（長さが六メートル以上のものに限り）	七
その他のもの	三
金属製のもの	
その他のもの	二
金庫	
手さげ金庫	
その他のもの	二〇

機械及び装置						
その他のサービス業用設備	その他の生活関連サービス業用設備	飲食店業用設備	宿泊業用設備	主として金属製のもの その他のもの	主として金属製のもの その他のもの 自動販売機（手動のものを含む。） 無人駐車管理装置 焼却炉 その他のもの	前掲のもの以外のもの 映画フィルム（スライドを含む）、磁気テープ及びレコード シート及びロープ 自動販売機（手動のものを含む。） 無人駐車管理装置 焼却炉 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの
一 二	六	八	一 〇	一 五 八	一 〇 五 五 五 二 二	一 五 八 四 二

沖縄振興 公共投資 交付金 自然環境 整備交付金						
建物				開発研究 用減価償却資産		無形減価償却資産
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの その他のもの 旅館用又はホテル用のもの 延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの その他のもの 店舗用のもの 病院用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの その他のもの その他のもの				器具及び備品 試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡 機械及び装置 その他のもの ソフトウェア	ソフトウェア 複写して販売するための原本 その他のもの	商標権 意匠権
三 四 五 〇 四 七				三	四	一 〇 七

れんが造、石造又はブロック造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 工場（作業場を含む）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。） 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時的に受けるためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの その他のもの その他のもの	四一 三八 三八 三六 三三 三〇 二二 二八 二〇 三〇 三四
金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限り。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 工場（作業場を含む）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。） 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時的に受けるためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの その他のもの その他のもの	三八 三四 三一 二九 二七 二〇 二五 一九 二六 三一

金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限り。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 工場（作業場を含む）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。） 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時的に受けるためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの 木造又は合成樹脂造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三〇 二七 二五 二五 二四 一九 一五 一九 二四 二二 一九 二二 二四 二二
金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限り。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 工場（作業場を含む）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。） 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時的に受けるためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの 木造又は合成樹脂造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二二 一九 一九 一九 一七 一五 二二 二四 二二 二二 二四 二二 二四 二二

建物附属 設備										
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの） その他のもの	給排水又は衛生設備及びガス設備	電気設備（照明設備を含む。） 蓄電池電源設備 その他のもの	掘立造のもの及び仮設のもの	簡易建物 木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時的に受けるもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時的に受けるもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの
	一五 一三	一五	一五 一六	七 一〇	一四 一〇 七	一五 一五	一五 一五	一九 二〇 二二	二〇 二二	一五 一一 九 一二 一七 一七 二〇

構築物										
	昇降機設備 エレベーター エスカレーター	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	エアーカーテン又はドアー自動開閉設備	アーケード又は日よけ設備 主として金属製のもの	その他のもの	店用簡易装備	可動間仕切り 簡易なもの その他のもの	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの	発電用又は送配電用のもの 小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したものに限り。） その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岩壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添架電話線 地中電線路	放送用又は無線通信用のもの 鉄塔及び鉄柱 円筒空中線式のもの その他のもの
	一五 一七	八	一二	一五 八	三	一五 三	一五 三	一〇 一八	三〇 五七 四一 二五 三六	四〇 三〇 二〇 一五 四二 五〇

鉄筋コンクリート柱 木塔及び木柱 アンテナ 接地線及び放送用配線	四二 一〇 一〇 一〇
広告用のもの 金属造のもの その他のもの	二〇 一〇
緑化施設及び庭園 工場緑化施設 その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）	七 二〇
舗装道路及び舗装路面 コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの アスファルト敷又は木れんが敷のもの ビチューマルス敷のもの	一五 一〇 三
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの （前掲のものを除く。） 水道用ダム トンネル 橋 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム 乾ドック サイロ 下水道、煙突及び焼却炉 高架道路、製塩用ちんでん池、飼育場及びへい 爆発物用防壁及び防油堤 造船台 放射性同位元素の放射線を直接受けるもの その他のもの	八〇 七五 六〇 五〇 四五 三五 三五 三〇 二五 二四 一五 六〇
コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。） やぐら及び用水池 サイロ 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう 下水道、飼育場及びへい 爆発物用防壁	四〇 三四 三〇 一五 一三

引湯管 鉱業用廃石捨場 その他のもの	一〇 四〇 五
れんが造のもの（前掲のものを除く。） 防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及びトンネル 煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発物用防壁 塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの その他のもの その他のもの	五〇 七 二五 四〇
石造のもの（前掲のものを除く。） 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、上水道及び用水池 乾ドック 下水道、へい及び爆発物用防壁 その他のもの	五〇 四五 四五 三五 五〇
土造のもの（前掲のものを除く。） 防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及び自動車道 上水道及び用水池 下水道 へい 爆発物用防壁及び防油堤 その他のもの	四〇 三〇 一五 二〇 一七 四〇
金属造のもの（前掲のものを除く。） 橋（はね上げ橋を除く。） はね上げ橋及び鋼矢板岸壁 サイロ 送配管 鋳鉄製のもの 鋼鉄製のもの ガス貯そう 液化ガス用のもの その他のもの 薬品貯そう 塩酸、ふつ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの 有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	四五 二五 二二 三〇 一五 一〇 二〇 一〇 八 一〇 一五

器具及び備品					
	水そう及び油そう 鋳鉄製のもの 鋼鉄製のもの 浮きドック 飼育場 つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール 露天式立体駐車設備 その他のもの	合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）	木造のもの（前掲のものを除く。） 橋、塔、やぐら及びドック 岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そう、引湯管及びへい 飼育場 その他のもの	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として木造のもの その他のもの	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） 事務机、事務いす及びキャビネット 主として金属製のもの その他のもの 応接セット 接客業用のもの その他のもの ベッド 児童用机及びいす 陳列だな及び陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの その他の家具 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器 冷房用又は暖房用機器
	二五 一五 二〇 一五 一〇 一五 四五	一〇	一五 一〇 一五 一五	一五 一〇 一五 一五	一五 一五 八 五 八 五 六 八 五 一五 八 五 六 五

電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のを除く。） カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品 じゅうたんその他の床用敷物 小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの その他のもの 室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの 食事又はちゅう房用品 陶磁器製又はガラス製のもの その他のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	事務機器及び通信機器 謄写機器及びタイプライター 孔版印刷又は印書業用のもの その他のもの 電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。） その他のもの 複写機、計算機（電子計算機を除く）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの その他の事務機器 テレタイプライター及びファクシミリ インターホーン及び放送用設備 電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 その他のもの	時計、試験機器及び測定機器 時計 度量衡器 試験又は測定機器	光学機器及び写真製作機器 カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	
一五 五二 一五 六三 三 四 六	一五 五 四 五 三	一〇 六 六 五 五 五 四	一〇 五 五 五	八 五

看板及び広告器具 看板、ネオンサイン及び気球 マネキン人形及び模型 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	容器及び金庫 ボンベ 溶接製のもの 鍛造製のもの 塩素用のもの その他のもの ドラムかん、コンテナーその他の容器 大型コンテナー（長さが六メートル以上のものに限る。） その他のもの 金属製のもの その他のもの 金庫 手さげ金庫 その他のもの	娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具 スポーツ具 劇場用観客いす どんちよう及び幕 衣しよう、かつら、小道具及び大道具 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	生物 植物 その他のもの 動物 魚類 鳥類 その他のもの	前掲のもの以外のもの 映画フィルム（スライドを含む）、磁気テープ及びレコー シート及びロープ
一〇 五	一〇 八 六 七 三 二 五 〇	三 三 五 二 〇 一 五	一五 二 四 八	二 二

二酸化炭素排出抑制策 補助金等事業費		無形減価償却資産			
建物		意匠権 商標権		ソフトウェア 複写して販売するための原本 その他のもの	
自動販売機（手動のものを含む。） 無人駐車管理装置 焼却炉 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの		前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの		鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの その他のもの 旅館用又はホテル用のもの 延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの その他のもの 店舗用のもの 病院用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの その他のもの その他のもの	
五 〇 五 五 五		一 五 八 七 〇		五 三 〇 七 一 〇	

れんが造、石造又はブロック造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舖用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの	四一 三八 三八 三六 三〇
金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限り。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舖用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの	三一 三四 三八 三〇
金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超える四ミリメートル以下のものに限る。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舖用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの	二七 二九 三一 二五 二七 三〇
金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限り。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舖用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの	一九 二四 二五 二五 二七 三〇
金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限り。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舖用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの	一九 二四 二五 二五 二七 三〇

一五	公衆浴場用のもの	建物 附属 設備	簡易建物 木製主要柱が十センチメートル角以下のもの、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの 電気設備（照明設備を含む。） 蓄電池電源設備 その他のもの 給排水又は衛生設備及びガス設備 冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの） その他のもの 昇降機設備 エレベーター エスカレーター 消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備 エヤーカーテン又はドアー自動開閉設備	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	その他のもの	
一七	木造又は合成樹脂造のもの			事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの
二〇	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの			旅館用、ホテル用又は病院用のもの	公衆浴場用のもの	木骨モルタル造のもの
二二	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの			店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの
一九	旅館用、ホテル用又は病院用のもの			公衆浴場用のもの	簡易建物	木製主要柱が十センチメートル角以下のもの、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの
二〇	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの			旅館用、ホテル用又は病院用のもの	公衆浴場用のもの	木骨モルタル造のもの
二二	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの			店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの
二四	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの			店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの
二七	旅館用、ホテル用又は病院用のもの			公衆浴場用のもの	簡易建物	木製主要柱が十センチメートル角以下のもの、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの
二七	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの			旅館用、ホテル用又は病院用のもの	公衆浴場用のもの	木骨モルタル造のもの
一二						
八						
一七						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五						
一五				</		

構 築 物					
アーケード又は日よけ設備 主として金属製のもの その他のもの	一五 八	店用簡易装備	三	可動間仕切り 簡易なもの その他のもの	一五 三
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの	一八 一〇	発電用又は送配電用のもの 小水力発電用のもの（農山漁村電氣導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岩壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添架電話線 地中電線路	三〇 五七 四一 二五 三六 五〇 四二 一五 三〇 二〇 三〇 二五	電氣通信事業用のもの 通信ケーブル 光ファイバー製のもの その他のもの 地中電線路 その他の線路設備	一〇 一三 二七 二一
農林業用のもの 主として金属造のもの その他のもの	一四 八				

車両及び運搬具			
コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。） 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう れんが造のもの（前掲のものを除く。） 煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発物用防壁 その他のもの	三〇	金属造のもの（前掲のものを除く。） 送配管 鋼鉄製のもの 鋼鉄製のもの ガス貯そう 液化ガス用のもの その他のもの 薬品貯そう 塩酸、ふつ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの 水そう及び油そう 鋼鉄製のもの 鋼鉄製のもの つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール その他のもの	二五 三〇 一五 一〇 二〇 一〇 一五 一五 二五 一五 一〇 四五
合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。） 鉄道用又は軌道用車両（架空索道用搬器を含む。） 電氣又は蒸氣機関車 電車 貨車 高圧ボンベ車及び高圧タンク車 薬品タンク車及び冷凍車 その他のタンク車及び特殊構造車 その他のもの 線路建設保守用工作車 鋼索鉄道用車両 架空索道用搬器 閉鎖式のもの その他のもの 無軌条電車 その他のもの	一〇		一八 一三 一〇 二〇 二五 二二 一〇 一五 一〇 一五 一〇 八

工具			
	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む）	乗合自動車 被けん引車その他のもの	特殊自動車（この項には、他の項に掲げる減価償却資産に含まれるブルドーザー、パワースショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機を含むもの） 消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車 モータースイーパー及び除雪車 タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの 小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう） その他のもの
五	四 四 三 六 五 五 四 四	四 五 四 五 三	四 三 四 五

器具及び備品		
	治具及び取付工具	前掲のもの以外のもの その他のもの
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く） 事務机、事務いす及びキャビネット 主として金属製のもの その他のもの 応接セット 接客業用のもの その他のもの ベッド 児童用机及びいす 陳列だな及び陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの その他の家具 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器 冷房用又は暖房用機器 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のを除く） カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品 じゆうたんその他の床用敷物 小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの その他のもの 室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの 食事又はちゆう房用品 陶磁器製又はガラス製のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	三	一五 二五 一五 六三 三 四六 六五 一五 五 八六 五 八八 五 八五 一五 二 五 一五 八 五

事務機器及び通信機器 謄写機器及びタイプライター 孔版印刷又は印書業用のもの その他のもの 電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。） その他のもの 複写機、計算機（電子計算機を除く）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの その他の事務機器 テレタイプライター及びファクシミリ インターホーン及び放送用設備 電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 その他のもの	一 〇 六 六 五 五 五 五 四 五 三
時計、試験機器及び測定機器 時計 度量衡器 試験又は測定機器 光学機器及び写真製作機器 カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器 看板及び広告器具 看板、ネオンサイン及び気球 マネキン人形及び模型 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	一 〇 五 二 三 八 五
容器及び金庫 ボンベ 溶接製のもの 鍛造製のもの 塩素用のもの その他のもの ドラムかん、コンテナその他の容器 大型コンテナ（長さが六メートル以上のものに限る。） その他のもの 金属製のもの その他のもの	一 〇 八 六 七 二 三

金庫 手さげ金庫 その他のもの 理容又は美容機器 医療機器 消毒殺菌用機器 手術機器 血液透析又は血しよう交換用機器 ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器 調剤機器 歯科診療用ユニット 光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用する機器 移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器 その他のもの その他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの 娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具 スポーツ具 劇場用観客いす どんちよう及び幕 衣しよう、かつら、小道具及び大道具 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの 生物 植物 貸付業用のもの その他のもの 動物 魚類 鳥類 その他のもの	二 〇 五 五 七 五 四 六 六 六 八 六 六 四 一 〇 三 三 三 五 二 一 〇 五 一 五 二 八 四 二
---	--

機械及び装置									
前掲のもの以外のもの 映画フィルム（スライドを含む）、磁気テープ及びレコー ド シート及びロープ きのこ栽培用ほだ木 漁具 葬儀用具 楽器 自動販売機（手動のものを含む。） 無人駐車管理装置 焼却炉 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	一 五	五	五	五	五	三	三	二	二
主として金属製のもの その他のもの	一 五	五	五	五	三	三	二	二	二
前掲する資産のうち、当該資産について定められている前 掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によら ないもの 主として金属製のもの その他のもの	一 五	五	五	五	三	三	二	二	二
食料品製造業用設備 飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	一 〇	一 〇	八	五					
繊維工業用設備 炭素繊維製造設備 黒鉛化炉 その他の設備 その他の設備	一 〇	一 〇	八	五					
木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備	一 〇	一 〇	八	五					
家具又は装備品製造業用設備	一 〇	一 〇	八	五					
パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	一 〇	一 〇	八	五					
印刷業又は印刷関連業用設備 デジタル印刷システム設備 製本業用設備 新聞業用設備 モノタイプ、写真又は通信設備 その他の設備 その他の設備	一 〇	一 〇	八	五					
化学工業用設備 臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造 設備	一 〇	一 〇	八	五					

塩化りん製造設備 活性炭製造設備 ゼラチン又はにかわ製造設備 半導体用フォトリソスト製造設備 フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板 用フィルム製造設備 その他の設備	四 五 五 五 五 八	五	五	五	五	八	七	七	七
石油製品又は石炭製品製造業用設備	七								
プラスチック製品製造業用設備（他の項に掲げるものを除 く。）	八								
ゴム製品製造業用設備	九								
なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備	九								
窯業又は土石製品製造業用設備	九								
鉄鋼業用設備 表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工 処理業用設備 純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又 は鉄鉄管製造業用設備 その他の設備	五 九 四	一	四	九	五				
非鉄金属製造業用設備 核燃料物質加工設備 その他の設備	一 七	一	七						
金属製品製造業用設備 金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレ ー その他の設備	六 一	一	〇	六					
はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び 備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けること によりその用に供されるものをいう。）製造業用設備（減価 償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年三月三十 一日大蔵省令第十五号以下「省令」という。）別表第二の 第二〇号及び第二二二号に掲げるものを除く。）	二	二							
生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製 造業用設備（省令別表第二の第一九号及び第二二二号に掲 げるものを除く。） 金属加工機械製造設備 その他の設備	九 二	二	九						
業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供され るもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるも のを含む。）をいう。）製造業用設備（省令別表第二の第一七 号、第二一号及び第二三号に掲げるものを除く。）	七	七							

電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備 光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備	六
プリント配線基板製造設備	六
フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備	五
その他の設備	八
電気機械器具製造業用設備	七
情報通信機械器具製造業用設備	八
輸送用機械器具製造業用設備	九
その他の製造業用設備	九
農業用設備	七
林業用設備	五
漁業用設備（次項に掲げるものを除く。）	五
水産養殖業用設備	五
鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	
石油又は天然ガス鉱業用設備	
坑井設備	三
掘さく設備	六
その他の設備	一二
その他の設備	六
総合工事業用設備	六
電気業用設備	
電気業用水力発電設備	二二
その他の水力発電設備	二〇
火力発電設備	一五
内燃力又はガスタービン発電設備	一五
送電又は電気業用変電若しくは配電設備	
需要者用計器	一五
柱上変圧器	一八
その他の設備	二二
鉄道又は軌道業用変電設備	一五
その他の設備	
主として金属製のもの	一七
その他のもの	八

ガス業用設備	一〇
製造用設備	
供給用設備	
鋳鉄製導管	二二
鋳鉄製導管以外の導管	二三
需要者用計量器	一三
その他の設備	一五
その他の設備	
主として金属製のもの	一七
その他のもの	八
熱供給業用設備	一七
水道業用設備	一八
通信業用設備	九
放送業用設備	六
映像、音声又は文字情報制作業用設備	八
鉄道業用設備	
自動改札装置	五
その他の設備	一二
道路貨物運送業用設備	一二
倉庫業用設備	一二
運輸に附帯するサービス業用設備	一〇
飲食料品卸売業用設備	一〇
建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備	
石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯蔵を除外。）	一三
その他の設備	八
飲食料品小売業用設備	九
その他の小売業用設備	
ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	八
その他の設備	
主として金属製のもの	一七
その他のもの	八
技術サービス業用設備（他の項に掲げるものを除く。）	
計量証明業用設備	八
その他の設備	一四
宿泊業用設備	一〇

[illegible][illegible]

公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む）用又は倉庫用のもの その他のもの その他のもの	三 一 三 八
れんが造、石造又はブロック造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 公衆浴場用のもの	四 一 三 八 三 八 三 六 三 八 三 四 三 〇
金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの	三 八 三 四 三 一 三 一 二 九 二 七
金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの	三 〇 二 七 二 七 二 五 二 五 二 四 一 九
金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの	二 二 一 九 一 九 一 九

変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの	一 九 一 七 一 五
本造又は合成樹脂造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 公衆浴場用のもの	二 四 二 二 二 〇 一 七 一 七 二 二
木骨モルタル造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの	二 二 二 〇 一 九 一 五 一 一
簡易建物 掘立造のもの及び仮設のもの	七
電気設備（照明設備を含む。） 蓄電池電源設備 その他のもの	一 五 六
給排水又は衛生設備及びガス設備	一 五
冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの） その他のもの	一 三 一 五
消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	八
エヤーカーテン又はドア自動開閉設備	二 二

構 築 物		アークード又は日よけ設備 主として金属製のもの その他のもの		前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの	
発電用又は送配電用のもの 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 地中電線路	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの (前掲のものを除く。) 岸壁、さん橋、防壁(爆発物用のものを除く。)、堤防、 防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム 乾ドック 爆発物用防壁及び防油堤 造船台 その他のもの	コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの(前掲 のものを除く。) その他のもの	金属造のもの(前掲のものを除く。) 送配管 鋼鉄製のもの 鋼鉄製のもの ガス貯そう 液化ガス用のもの その他のもの 薬品貯そう アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの 水そう及び油そう 鋼鉄製のもの 鋼鉄製のもの	一五 八	一八 一〇
一五	二五	一五	二〇	一〇	一五

工 具		車両及び 運搬具		浮きドック その他のもの	
測定工具及び検査工具(電気又は電子を利用するものを含 む。) 治具及び取付工具	前掲のもの以外のもの 自動車(二輪又は三輪自動車を除く。) 小型車(総排気量が〇・六六リットル以下のものをい う。) その他のもの 貨物自動車 ダンプ式のもの その他のもの フォークリフト その他のもの 自走能力を有するもの その他のもの	特殊自動車(この項には、他の項に掲げる減価償却資産に 含まれるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作 業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機を含むな い。) 消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、 移動無線車及びチップ製造車 モータースイーパー及び除雪車 タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、 トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装した もの 小型車(じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二リッ トル以下、その他のものにあつては総排気量が二リッ トル以下のものをいう。) その他のもの	合成樹脂造のもの(前掲のものを除く。) 浮きドック その他のもの	二〇 四五	一〇
三	五	四	七	四	五

はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備（省令別表第二の第二〇号及び第二二号に掲げるものを除く。）	生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備（省令別表第二の第一九号及び第二一号に掲げるものを除く。）	金属加工機械製造設備 その他の設備	業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（省令別表第二の第一七号、第二一号及び第二三号に掲げるものを除く。）	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備 光ディスク（追記型又は書換え型のものに限り）製造設備 プリント配線基板製造設備 フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備 その他の設備	電気機械器具製造業用設備 情報通信機械器具製造業用設備 輸送用機械器具製造業用設備 その他の製造業用設備	農業用設備 林業用設備 漁業用設備（次項に掲げるものを除く。）	水産養殖業用設備 鉱業、採石業又は砂利採取業用設備 石油又は天然ガス鉱業用設備 坑井設備 掘さく設備 その他の設備 その他の設備	総合工事業用設備 電気業用設備 内燃力又はガスタービン発電設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	八 一七 一五 六 六 一 二 六 三 五 五 五 七 九 九 八 七 八 五 六 六 七 一 二 九 一 二
---	---	----------------------	---	---	---	---------------------------------------	--	---	---

熱供給業用設備	水道業用設備	通信業用設備	放送業用設備	映像、音声又は文字情報制作業用設備	鉄道業用設備 その他の設備	道路貨物運送業用設備	倉庫業用設備	運輸に附帯するサービス業用設備	飲食料品卸売業用設備	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備 石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯蔵を除外。） その他の設備	飲食料品小売業用設備	その他の小売業用設備 ガソリン又は液化石油ガススタンド設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	技術サービス業用設備（他の項に掲げるものを除く。） 計量証明業用設備 その他の設備	宿泊業用設備	飲食店業用設備	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	その他の生活関連サービス業用設備	娯楽業用設備 映画館又は劇場用設備 遊園地用設備 ボウリング場用設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	一七 一八 九 六 八 一 二 一 二 一 〇 一 二 二 二 一 〇 一 三 八 九 一 七 八 一 七 八 九 一 四 八 一 〇 八 一 三 六 一 一 七 三 八
---------	--------	--------	--------	-------------------	------------------	------------	--------	-----------------	------------	---	------------	--	---	--------	---------	---------------------	------------------	---	--

二酸化炭素排出抑制対策費交付事業										
	建物	開発研究 減価償却資産	公害防止 減価償却資産	構築物	機械及び装置	ソフトウエア その他のもの	無形減価償却資産	自動車整備業用設備	その他のサービス業用設備	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの
	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの その他のもの 旅館用又はホテル用のもの 延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの その他のもの 店舗用のもの 病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む）用又は倉庫用のもの その他のもの	建物及び建物附属設備 建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備 機械及び装置 その他のもの		構築物 機械及び装置					教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの 自動車整備業用設備 その他のサービス業用設備	その他の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの その他の設備 主として金属製のもの その他のもの
	三八	四	五	一八	五	一七	八	一五	一二	一七

れんが造、石造又はブロック造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの	金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限り。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの	金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの	金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの	木造又は合成樹脂造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの
四一 三八 三八 三六 三〇	三八 三八 三六 三〇	三〇 二七 二五 二四 一九	二二 一九 一九 一五	二四 二二 二〇 一七 一二

構 築 物	建 物 附 属 設 備					
	電気設備（照明設備を含む。） 蓄電池電源設備 その他のもの	給排水又は衛生設備及びガス設備	冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの） その他のもの	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの	
発電用又は送配電用のもの 配電線 地中電線路	木骨モルタル造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの	二二 二〇 一九 一五 一一	一五 一五 一五	八	一八 一〇	二五 三〇
コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。） 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう れんが造のもの（前掲のものを除く。） 煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発物用防壁 その他のもの					二五	三〇
金属造のもの（前掲のものを除く。） 送配管 鋳鉄製のもの 鋼鉄製のもの 水そう及び油そう 鋼鉄製のもの					一五 一五 一五	三〇 一五 一五

器具及び備品		車両及び運搬具			
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） 冷房用又は暖房用機器 事務機器及び通信機器 電子計算機 その他のもの	自走能力を有するもの その他のもの その他のもの その他のもの ダンプ式のもの 貨物自動車 その他のもの 小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。） 自動車（二輪又は三輪自動車を除く。） 前掲のもの以外のもの	乗合自動車 その他のもの その他のもの その他のもの 小型車（貨物自動車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。） 自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。） 運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。）	その他のもの 小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。） その他のもの	移動無線車及びチップ製造車 モーターサイパー及び除雪車 タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの 小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。） その他のもの	特殊自動車（この項には、他の項に掲げる減価償却資産に含まれるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農業用運搬機を含む。） 消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車 モーターサイパー及び除雪車 タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの 小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。） その他のもの
五	六	七	四 五 六	三 四 五	四 五

純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鋳鉄管製造業用設備 その他の設備	一四九
非鉄金属製造業用設備 核燃料物質加工設備 その他の設備	一一七
金属製品製造業用設備 金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備 その他の設備	一〇六
はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備（省令別表第二の第二〇号及び第二二号に掲げるものを除く。） 生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備（省令別表第二の第一九号及び第二一号に掲げるものを除く。） 金属加工機械製造設備 その他の設備	一二九
業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（省令別表第二の第一七号、第二一号及び第二三号に掲げるものを除く。） 電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備 光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備 プリント配線基板製造設備 フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備 その他の設備	六七五
電気機械器具製造業用設備	七
情報通信機械器具製造業用設備	八
輸送用機械器具製造業用設備	九
その他の製造業用設備	九
農業用設備	七
林業用設備	五
漁業用設備（次項に掲げるものを除く。）	五
水産養殖業用設備	五

飲食料品小売業用設備	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備 石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯蔵を除外） その他の設備	飲食料品卸売業用設備	運輸に附帯するサービス業用設備	倉庫業用設備	道路貨物運送業用設備	鉄道業用設備 その他の設備	映像、音声又は文字情報制作業用設備	放送業用設備	通信業用設備	水道業用設備	熱供給業用設備	ガス業用設備 製造用設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	電気業用設備 内燃力又はガスタービン発電設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	総合工事業用設備	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備 石油又は天然ガス鉱業用設備 坑井設備 掘さく設備 その他の設備 その他の設備
九	一三 八	一〇	一〇	一二	一二	一二	八	六	九	一八	一七	一〇 一七 八	一五 一七 八	六	一 二 六 三

却用開 資減発 産価研 償究		却用公 資減害 産価防 止																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
機械及び装置 その他のもの		機械及び装置 建物及び建物附属設備 建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しやへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備		機械及び装置		前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの その他の設備 主として金属製のもの その他のもの		その他のサービス業用設備		自動車整備業用設備		その他のもの 主として金属製のもの その他の設備 主として金属製のもの		教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの		娯楽業用設備 映画館又は劇場用設備 遊園地用設備 ボウリング場用設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの		その他の生活関連サービス業用設備		洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備		飲食店業用設備		宿泊業用設備 計量証明業用設備 その他の設備		技術サービス業用設備（他の項に掲げるものを除く。） 計量証明業用設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの		ガソリン又は液化石油ガススタンド設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの		その他の小売業用設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
四	五	五	一七 八	一七 八	一五 一七 八	一七 一三 七	一七 一三 七	六	一三 八	一〇	一四 八	一七 八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八

建築物		脱炭素 経済 構造 移行 推進 費 交付 策 行 金
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞 踏場用のもの 飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占め る木造内装部分の面積が三割を超えるもの その他のもの 旅館用又はホテル用のもの 延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を 超えるもの その他のもの 店舗用のもの 病院用のもの 公衆浴場用のもの	れんが造、石造又はブロック造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育 館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞 踏場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの	五〇 四七 三四 四一 三九 三九 三九 三一 三九 三九 三一 四一 三六 三六 三八 三八 四一 三八 三六 三〇
金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超えるも のに限る。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育 館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞 踏場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの	金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるも のに限る。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育 館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞 踏場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの	三八 三四 三一 二九 二七
金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超える四ミ リメートル以下のものに限る。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育 館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞 踏場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの	金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超える四ミ リメートル以下のものに限る。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育 館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞 踏場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの	三〇 二七
金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のもの に限る。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のもの に限る。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二二

建築物	建物附属 設備	
金属造のもの（前掲のものを除く。） 送配管 鋼鉄製のもの 鋼鉄製のもの 水そう及び油そう 鋼鉄製のもの	電気設備（照明設備を含む。） 蓄電池電源設備 その他のもの 給排水又は衛生設備及びガス設備 冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のも の） その他のもの 前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの	一九 一九 一七 一五 一八 一〇
発電用又は送配電用のもの 配電用のもの 配電線 地中電線路	電気設備（照明設備を含む。） 蓄電池電源設備 その他のもの 給排水又は衛生設備及びガス設備 冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のも の） その他のもの 前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの	二四 二二 二二 二〇 一七
金属造のもの（前掲のものを除く。） 送配管 鋼鉄製のもの 鋼鉄製のもの 水そう及び油そう 鋼鉄製のもの	電気設備（照明設備を含む。） 蓄電池電源設備 その他のもの 給排水又は衛生設備及びガス設備 冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のも の） その他のもの 前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの	二二 二〇 一九 一五 一八 一〇

器具及び備品		車両及び運搬具			
事務機器及び通信機器 電子計算機 その他のもの	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く） 冷房用又は暖房用機器	特殊自動車（この項には、他の項に掲げる減価償却資産に含まれるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機を含む。） 消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車 モータースイーパー及び除雪車 タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの 小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。） その他のもの	運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。） 自動車（二輪又は三輪自動車を除く。） 小型車（貨物自動車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。） その他のもの 乗合自動車	前掲のもの以外のもの 自動車（二輪又は三輪自動車を除く。） 小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。） その他のもの 貨物自動車 ダンプ式のもの その他のもの その他のもの 自走能力を有するもの	五 四 三 四 五 四 三 四 五

機械及び装置	
食料品製造業用設備	一〇
飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	一〇
繊維工業用設備	
炭素繊維製造設備	
その他の設備	七
その他の設備	七
木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備	八
家具又は装備品製造業用設備	一一
パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	一二
印刷業又は印刷関連業用設備	
デジタル印刷システム設備	四
製本業用設備	七
新聞業用設備	
その他の設備	一〇
その他の設備	一〇
化学工業用設備	
臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	五
塩化りん製造設備	四
活性炭製造設備	五
ゼラチン又はにかわ製造設備	五
半導体用フォトリジスト製造設備	五
フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	五
その他の設備	八
石油製品又は石炭製品製造業用設備	七
プラスチック製品製造業用設備（他の項に掲げるものを除く。）	八
ゴム製品製造業用設備	九
なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備	九
窯業又は土石製品製造業用設備	九
鉄鋼業用設備	
表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備	五
純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鉄管製造業用設備	九
その他の設備	一四

非鉄金属製造業用設備 核燃料物質加工設備 その他の設備	金属製品製造業用設備 金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備 その他の設備	はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備（省令別表第二の第二〇号及び第二二号に掲げるものを除く。）	生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備（省令別表第二の第一九号及び第二一号に掲げるものを除く。）	金属加工機械製造設備 その他の設備	業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む）をいう。）製造業用設備（省令別表第二の第一七号、第二一号及び第二三号に掲げるものを除く。）	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備 光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備 プリント配線基板製造設備 フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備 その他の設備	電気機械器具製造業用設備 情報通信機械器具製造業用設備 輸送用機械器具製造業用設備	その他の製造業用設備	農業用設備	林業用設備	漁業用設備（次項に掲げるものを除く。）	水産養殖業用設備	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備 石油又は天然ガス鉱業用設備 坑井設備 掘さく設備 その他の設備 その他の設備	
一一七	一〇六	一二	一二	一二九	七	八五 六六	七	八	九	七	五	五	五	六三 六二 六

総合工事業用設備	電気業用設備 内燃力又はガスタービン発電設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	ガス業用設備 製造用設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	熱供給業用設備	水道業用設備	通信業用設備	放送業用設備	映像、音声又は文字情報制作業用設備	鉄道業用設備 その他の設備	道路貨物運送業用設備	倉庫業用設備	運輸に附帯するサービス業用設備	飲食料品卸売業用設備	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備 石油又は液化石油ガス卸売用設備(貯蔵を除外。)	その他の設備	飲食料品小売業用設備	その他の小売業用設備 ガソリン又は液化石油ガススタンド設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	技術サービス業用設備(他の項に掲げるものを除く。)	計量証明業用設備 その他の設備
六	一五	一七	一七	一八	九	六	八	一一	一一	一一	一〇	一〇	一三	八	九	一七	一八	一四

環境保全 施設整備 交付金	建物	開発研究 減価償却 資産											
	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの その他のもの	建物及び建物附属設備 建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	その他のサービス業用設備	自動車整備業用設備	その他のサービス業用設備	主として金属製のもの その他のもの	教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	娯楽業用設備 映画館又は劇場用設備 遊園地用設備 ボウリング場用設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	その他の生活関連サービス業用設備	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	飲食店業用設備	宿泊業用設備
四一	五〇 四七	五	一七 八	一二	一五	一七 八	一七 八	一七 一三 七	一七 八	六	一三 八	〇	一〇

旅館用又はホテル用のもの 延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの その他のもの 店舗用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。） 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの その他のもの その他のもの	三二 三九 三九 三九 三三 三八 三一 二四 三一 三一 三一 二二 三一 三八
れんが造、石造又はブロック造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。） 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの その他のもの その他のもの	四一 三八 三八 三八 三四 三〇 二二 二二 二八 二〇 三〇 三四

飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	一九
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一九
公衆浴場用のもの	一五
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	一四
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	一二
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一七
その他のもの	一五
木造又は合成樹脂造のもの	二四
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二二
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二二
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	二〇
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一七
公衆浴場用のもの	一二
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	九
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	一一
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一一
その他のもの	一五
木骨モルタル造のもの	二二
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二二
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二〇
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	一九
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一五
公衆浴場用のもの	一一
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	一一
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	七

	建築物	建物附属設備
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるものの その他のもの		簡易建物 木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの掘立造のもの及び仮設のもの 電気設備（照明設備を含む。） 蓄電池電源設備 その他のもの
一〇	七	一五 六
冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの） その他のもの		給排水又は衛生設備及びガス設備 冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの） その他のもの
一三 一五		一五
昇降機設備 エレベーター エスカレーター		消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備 エヤーカーテン又はドアー自動開閉設備 アークード又は日よけ設備 主として金属製のもの その他のもの
一七 一八		二五 二八
店用簡易装備		可動間仕切り 簡易なもの その他のもの
三		一五 三
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの		発電用又は送配電用のもの 小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したものに限り。） その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。）
一〇 一八		一〇 三七

送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添架電話線 地中電線路	四一 二五 三六 五〇 四二 一五 三〇 二〇 三〇 二五
放送用又は無線通信用のもの 鉄塔及び鉄柱 円筒空中線式のもの その他のもの 鉄筋コンクリート柱 木塔及び木柱 アンテナ 接地線及び放送用配線	三〇 四〇 四二 一〇 一〇 一〇 一〇
広告用のもの 金属造のもの その他のもの	二〇 一〇
緑化施設及び庭園 工場緑化施設 その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く）	七 二〇
舗装道路及び舗装路面 コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの アスファルト敷又は木れんが敷のもの ピチユーマルス敷のもの	一五 一〇 三
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの （前掲のものを除く。） 水道用ダム トンネル 橋 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く）、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム 乾ドック サイロ 下水道、煙突及び焼却炉 高架道路、製塩用ちんでん池、飼育場及びへい	八〇 七五 六〇 五〇 四五 四五 三五 三五 三〇

爆発物用防壁及び防油堤 造船台 放射性同位元素の放射線を直接受けるもの その他のもの	二五 二四 一五 六〇
コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。） やぐら及び用水池 サイロ 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう 下水道、飼育場及びへい 爆発物用防壁 引湯管 鉱業用廃石捨場 その他のもの	四〇 三四 三〇 一五 一三 一〇 五 四〇
れんが造のもの（前掲のものを除く。） 防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及びトンネル 煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発物用防壁 塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの その他のもの その他のもの	五〇 七 二五 四〇
石造のもの（前掲のものを除く。） 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、上水道及び用水池 乾ドック 下水道、へい及び爆発物用防壁 その他のもの	五〇 四五 三五 五〇
土造のもの（前掲のものを除く。） 防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及び自動車道 上水道及び用水池 下水道 へい 爆発物用防壁及び防油堤 その他のもの	四〇 三〇 一五 二〇 一七 四〇
金属造のもの（前掲のものを除く。） 橋（はね上げ橋を除く。） はね上げ橋及び鋼矢板岸壁	四五 二五

児童用机及びいす 陳列だな及び陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの その他の家具 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器 冷房用又は暖房用機器 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。） カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品 じゅうたんその他の床用敷物 小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの その他のもの 室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの 食事又はちゅう房用品 陶磁器製又はガラス製のもの その他のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	事務機器及び通信機器 謄写機器及びタイプライター 孔版印刷又は印書業用のもの その他のもの 電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。） その他のもの 複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの その他の事務機器 テレタイプライター及びファクシミリ インターホーン及び放送用設備
五 八 六 五 一 八 五 六 五 六 四 三 三 六 三 一 五 二 五 一 五 八	六 五 五 五 五 四 三 五 三

電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 その他のもの 時計 時計 度量衡器 試験又は測定機器 光学機器及び写真製作機器 カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器 看板及び広告器具 看板、ネオンサイン及び気球 マネキン人形及び模型 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの 容器及び金庫 ボンベ 溶接製のもの 鍛造製のもの 塩素用のもの その他のもの ドラムかん、コンテナその他の容器 大型コンテナ（長さが六メートル以上のものに限る。） その他のもの 金属製のもの その他のもの 金庫 手さげ金庫 その他のもの 娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具 スポーツ具 劇場用観客いす どんちよう及び幕 衣しよう、かつら、小道具及び大道具 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	一 〇 六 一 〇 五 五 八 五 三 二 一 〇 五 六 八 一 〇 七 三 二 五 二 〇	五 〇 二 三 五 五 五 五 五 三 二 一 〇 五 六 八 一 〇 七 三 二 五 二 〇
---	--	--

水保病総合対策施設整備補助金費施																	
建物		無形減価償却資産															
金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限り、） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三 八	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	五 〇	複写して販売するための原本 その他のもの	三	意匠権 商標権 ソフトウェア	七	前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるものの以外のもので及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの	一 五	一 〇	前掲のもの以外のもの 映画フィルム（スライドを含む）、磁気テープ及びレコード シート及びロープ 自動販売機（手動のものを含む。） 無人駐車管理装置 焼却炉 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの						
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							
三 八		四 一		五 〇		七		一 五		一 〇							

環境保全 施設整備 費補助金																			
建物			建物 附属 設備			工具		器具及び 備品		機械及び 装置									
可動間仕切り 簡易なもの その他のもの	一五	三	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの	一〇	一八	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 木造又は合成樹脂造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 木骨モルタル造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 簡易建物 木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	一〇	電気設備（照明設備を含む。） 蓄電池電源設備 その他のもの	一五	六	給排水又は衛生設備及びガス設備 消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備 測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。） 治具及び取付工具	三	五	前掲のもの以外のもの 焼却炉 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	一〇	五	宿泊業用設備 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	一七	八
三																			

原子力災害
対策費補助
金

建物	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備	建物 附属 設備
----	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

原子力施設等対策交付金		国立研究開発法人環境研究施設整備補助金		国立研究開発法人環境研究施設整備補助金	
建物		建物		建物	
建物附属設備	時計、試験機器及び測定機器 時計 試験又は測定機器	建物	医療機器 光学検査機器 その他のもの その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用する機器 その他のもの 主として金属製のもの	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの
	給排水又は衛生設備及びガス設備		給排水又は衛生設備及びガス設備 前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの		給排水又は衛生設備及びガス設備
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞 踏場用のもの その他のもの	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞 踏場用のもの その他のもの	建物	給排水又は衛生設備及びガス設備
	変電所用、発電所用、送電所用、停車場用、車庫用、 格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケー ト場用、魚市場用又はと畜場用のもの 工場（作業場を含む）用又は倉庫用のもの		変電所用、発電所用、送電所用、停車場用、車庫用、 格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケー ト場用、魚市場用又はと畜場用のもの 工場（作業場を含む）用又は倉庫用のもの		給排水又は衛生設備及びガス設備
建物	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有す る液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び 冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及 び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	建物	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有す る液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び 冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及 び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	建物	給排水又は衛生設備及びガス設備
	れんが造、石造又はブロック造のもの 変電所用、発電所用、送電所用、停車場用、車庫用、 格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケー ト場用、魚市場用又はと畜場用のもの 工場（作業場を含む）用又は倉庫用のもの		れんが造、石造又はブロック造のもの 変電所用、発電所用、送電所用、停車場用、車庫用、 格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケー ト場用、魚市場用又はと畜場用のもの 工場（作業場を含む）用又は倉庫用のもの		給排水又は衛生設備及びガス設備
建物	電気設備（照明設備を含む。） 蓄電池電源設備 その他のもの	建物	電気設備（照明設備を含む。） 蓄電池電源設備 その他のもの	建物	給排水又は衛生設備及びガス設備
	給排水又は衛生設備及びガス設備		給排水又は衛生設備及びガス設備		給排水又は衛生設備及びガス設備
一五		一八		一〇	
一五 六		一五		一〇 六	
二二		二四		二二	
三四		三八		三四	
四一		四一		四一	
五〇		五〇		五〇	
五〇		五〇		五〇	

五	四	六	六	五	三	四	五	一五	三五	一〇	一〇	一二	八	一七	冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの） その他のもの
六	六	五	三	四	三	二	一	一五	三五	一〇	一〇	一二	八	一七	昇降機設備 エレベーター 消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備 エヤーカーテン又はドア自動開閉設備
六	六	五	三	四	三	二	一	一五	三五	一〇	一〇	一二	八	一七	放送用又は無線通信用のもの アンテナ 接地線及び放送用配線 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。） 下水道、煙突及び焼却炉 コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。） 下水道、飼育場及びへい
六	六	五	三	四	三	二	一	一五	三五	一〇	一〇	一二	八	一七	特殊自動車（この項には、他の項に掲げる減価償却資産に含まれるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機を含む。） 消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車 タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの 小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。） その他のもの
六	六	五	三	四	三	二	一	一五	三五	一〇	一〇	一二	八	一七	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。） 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） 陳列だな及び陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの 冷房用又は暖房用機器 事務機器及び通信機器 電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。） その他のもの

廃棄物処理施設整備補助費													
建物附属設備		建物	開発研究用減価償却資産										
冷房、暖房、通風又はボイラー設備 その他のもの	電気設備（照明設備を含む。） その他のもの	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの その他のもの その他のもの	ソフトウェア	機械及び装置 汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの	器具及び備品 試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	構築物 ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	建物及び建物附属設備 建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しやへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	焼却炉	前掲のもの以外のもの	塩素用のもの 鍛造製のもの 溶接製のもの ボンベ 容器及び金庫	顕微鏡その他の機器 映写機及び望遠鏡 カメラ、映画撮影機、引伸機、焼付機、乾燥機	時計、試験機器及び測定機器 試験又は測定機器	電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 その他のもの
一五	一五	三八	三	七	四	七	五	五		一〇 八 六	八 五	五	一〇 六

循環型社会形成推進交付金 廃棄物処理施設整備交付金														
建築物			建物附属設備		建物	無形減価償却資産	機械及び装置	器具及び備品				車両及び運搬具		
コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。） 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう れんが造のもの（前掲のものを除く。） 煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発物用防壁 その他のもの			電気設備（照明設備を含む。） その他のもの		鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの その他のもの その他のもの	ソフトウェア その他のもの	石油製品又は石炭製品製造業用設備	看板及び広告器具 その他のもの 主として金属製のもの	時計、試験機器及び測定機器 試験又は測定機器	事務機器及び通信機器 電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。） その他のもの その他の事務機器	前掲のもの以外のもの フォークリフト	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの	可動間仕切り その他のもの	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備
二五	三〇	八	一五	一五	三八	五	七	一〇	五	五 五 四	四	一八	一五	八

放線 低減 緊急 特別 事業 助金										機械及び 装置			公害防 止 却資産 減価償		建物	建物 附属 設備	構築物	車両及び 運搬具	器具及び 備品																
総合工事業用設備										熱供給業用設備	機械及び装置	簡易建物 掘立造のもの及び仮設のもの	冷房、暖房、通風又はボイラー設備 その他のもの	金属造のもの（前掲のものを除く。） つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及び ガードレール	運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び 運搬具（前掲のものを除く。） 自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。） 小型車（貨物自動車にあつては積載量が二トン以下、 その他のものにあつては総排気量が二リットル以下の ものをいう）	前掲のもの以外のもの フォークリフト その他のもの その他のもの	時計、試験機器及び測定機器 試験又は測定機器	看板及び広告器具 看板、ネオンサイン及び気球	容器及び金庫 ドラムかん、コンテナその他の容器 その他のもの 金属製のもの	前掲のもの以外のもの シート及びロープ	前掲する資産のうち、当該資産について定められている前 掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によら ないもの 主として金属製のもの その他のもの	一 五 八	二	三	三	五	四	四	三	一 〇	一 五	七	五	一 七	六

産業廃棄物適正処理推進補助金										機械及び装置		無形減価償却資産	建物附属設備	構築物	車両及び運搬具	建物附属設備	公害防止用減価償却資産	構築物	器具及び備品	構築物	福島再生加速化交付金	器具及び備品					
電気設備（照明設備を含む。） その他のもの										冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）		鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。） トンネル 橋		運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。） 乗合自動車		給排水又は衛生設備及びガス設備		機械及び装置		農林業用のもの その他のもの		家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器		コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。） その他のもの		事務機器及び通信機器 電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。） その他のもの	
一五										一三		六〇 七五		五	一五	五	五	八	六	四〇	四	五					

生物多様性保全推進交付金										機械及び装置	時計、試験機器及び測定機器 試験又は測定機器
船舶	航空機	車両及び運搬具	器具及び備品	機械及び装置	漁具	農業用設備	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	その他の設備	その他のもの	通信業用設備	時計、試験機器及び測定機器 試験又は測定機器
その他のもの 鋼船 その他のもの	その他のもの	運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。） 自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。） その他のもの	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	光学機器及び写真製作機器 カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	医療機器 その他のもの その他のもの その他のもの	前掲のもの以外のもの 漁具 焼却炉	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	その他の設備	その他のもの	通信業用設備	時計、試験機器及び測定機器 試験又は測定機器
一二	五	四	六	五	八 五	三	五	七	八	九	五

公害保健福祉事業費補助金		原子力規制人材育成事業費補助金	
車両及び運搬具	器具及び備品	工具	器具及び備品
前掲のもの以外のもの 自転車	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） 事務機、事務用及びキャビネット 主として金属製のもの ベッド ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む） 前掲のもの以外のもの その他のもの 前掲の区分によらないもの その他の主として金属製のもの その他のもの	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器 冷房用又は暖房用機器 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 事務機器及び通信機器 電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。） その他のもの 複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの その他の事務機器
二	一五 八 五	一〇 四	五 五 三 四 八 六 六 五

時計、試験機器及び測定機器 度量衡器 試験又は測定機器				
光学機器及び写真製作機器 カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器				
容器及び金庫 ボンベ 溶接製のもの 鍛造製のもの 塩素用のもの その他のもの ドラムかん、コンテナその他の容器 その他のもの 金属製のもの その他のもの				
医療機器 消毒殺菌用機器 光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用する機器 その他のもの その他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの				
前掲のもの以外のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの				
前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるものの以外のも及び前掲の区分による主として金属製のもの その他のもの				
一五 八				
一〇 五				
一〇 五				
三 六				
八 六				
四				
二 三				
一〇 八				
六				
八 五				
五 五				
水保病総 補助金費				
器具及び 備品				
機械及び 装置				
教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの				
前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの その他の設備 主として金属製のもの その他のもの				
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） 事務机、事務いす及びキャビネット 主として金属製のもの その他のもの 応接セット その他のもの ベッド 児童用机及びいす 陳列だな及び陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの その他の家具 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの 冷房用又は暖房用機器 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。） カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品 じゅうたんその他の床用敷物 小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの その他のもの				
事務機器及び通信機器 謄写機器及びタイプライター 孔版印刷又は印書業用のもの その他のもの 電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。） その他のもの				
一七 八				
一五 八				
八 八				
五 八				
八 六				
一五 八				
六 六				
四 六				
三				
六 三				
五 四				
五 三				

公 害 健 康 補 償 金 給 付 事 務 費 支 給 金			器 具 及 び 備 品		
医療機器 その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用する機器 その他のもの			複製機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの その他の事務機器 テレタイプライター及びファクシミリ インターホーン及び放送用設備 電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 その他のもの		
事務機器及び通信機器 電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。） その他のもの			消毒殺菌用機器 手術機器 血液透析又は血しよう交換用機器 ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器 調剤機器 歯科診療用ユニット 光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用する機器 移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器 その他のもの その他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの		
ガス機器 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		
その他のもの			その他のもの		

環境保全 研究費補 助金		器具及び 備品	
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） その他の家具 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器 冷房用又は暖房用機器 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。） その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	事務機器及び通信機器 電子計算機 その他のもの 複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの その他の事務機器 時計、試験機器及び測定機器 時計 度量衡器 試験又は測定機器 光学機器及び写真製作機器 カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器 看板及び広告器具 看板、ネオンサイン及び気球 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの 容器及び金庫 ボンベ 溶接製のもの 鍛造製のもの 塩素用のもの その他のもの	一五 八 六 六 五 八 一 三 五	一〇 五 五 五 一 五 八 五

ドラムかん、コンテナその他の容器 大型コンテナ（長さが六メートル以上のものに限る。） その他のもの 金属製のもの その他のもの 金庫 手さげ金庫 その他のもの	理容又は美容機器	医療機器 光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用する機器 移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器 その他のもの その他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの	生物 植物 貸付用のもの その他のもの 動物 魚類 鳥類 その他のもの	前掲のもの以外のもの 映画フィルム（スライドを含む）、磁気テープ及びレコード シート及びロープ きのこ栽培用ほだ木 漁具 焼却炉 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの
七 三 二 五 〇	五	六 八 四 六 三 〇 五	二 一 五 二	二 二 三 三 五 〇

放射線健康影響調査等交付金				原子力研究開発費補助金			
器具及び備品				器具及び備品			
前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるものの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの				開発研究 減価償却資産 構築物 風とう、試験水そう及び防壁 ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの 器具及び備品 試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡 機械及び装置 汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの その他のもの ソフトウェア			
事務機器及び通信機器 電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。） 時計、試験機器及び測定機器 試験又は測定機器				時計、試験機器及び測定機器 試験又は測定機器 建物及び建物附属設備 建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備 構築物 風とう、試験水そう及び防壁 ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの 器具及び備品 試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡 機械及び装置 汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの その他のもの ソフトウェア			
三				五			
四				五			
七				五			
四				五			
七				五			
五				五			
四				五			
七				五			
八				五			

